

して摸様也、歌の前書に、さいでにあしてをぬひけるよしかけるも、割手は今のふくさ也、上古はさいでといふ也、絹をさきて物を包みし也、今うら表合て縫調じて、ふくさといふは野卑也、しかればさいでにもあし手を縫ける也、されば茶屋染はむかしの藍手染也、

柳亭曰、藍手がきの事、眞淵雜錄の類の書に見へて説あれ共、是よしと思ふ説未見、書よふはこゝにいふ處なるべし、何の故に藍手がきといふか、それを知りたき也、

一かちん色の事、此色を褐衣の色の事にのみ思ふは誤也、褐の文字をかりて褐と訓して、かちんの直垂など書せるは、いかにとなれば、褐はすべて深紺色なれば黒みがち也、しかれば此かち衣の色目をかちんと言ふ心得たるは大きな誤也、褐の音有る文字なれば、勝色といふに褐の文字を假字にしたる也、黒き色を勝色といふ也、青黄赤白といふとも黒き色に勝事ならず、譬は白き色赤き色を黒を以て消す心也、是以て勝色といふにて、黒色と心得て、よきなり、かつかち同意なり、故に勝色をかちか

ちんと言也、各同音通じて申也、然ば婚禮其外祝義に、上下をかちん色にするは勝色の祝義也、褐衣と思ふは誤也、孟子公孫丑章句上、不_レ受_三於_二褐_一寛博亦不_レ受_三万_一乘君一視_レ刺_三萬_一乘之君一若_レ刺_三褐_一夫、註云、褐毛布寛博大之衣、賤者之服也、大全曰、以_レ毳織_レ布也云々、日本は褐衣隨人著之服をカチと轉じてカチ衣といふなり、是音を以和訓とする賤者の裝束也、又云、此褐衣の染色をかち色といふ也、勝色是をかちむ色ともいふ也、褐衣は紺のこきなり、何にも紺の深きを言也、此色を褐衣の色目に定りたるもの也、褐衣は賤き官人の著服なり、左右近衛府の舍人、是を隨人、或は手振などの様の、無位の官人著_レ之、紺はいやしき色也、今も奴僕紺の無地の衣服を著す、俗に紺のたいなしと云是なり、

一きちんかへしとは、麴塵反の中略の名目なり、きくのくを略す、しかれば山鳩色を反色にしたるをきちん返しと言也、

一淺黄色とは、黄地のうすき色を言也、然るを青色のうすきを淺黄と言は誤也、無品親王の御袍淺黄と言も黄色の薄色也、然れば淺黄色とは黄色の薄色

を淺黄といふは本説也、青色のうすきをあさきと云心は、朝氣の心なり、朝の氣は大陽の色未淺き也、故にうすき青き空也、此色をあさきと言也、深青を空の色といひ、うすきを淺黄といふは、右の心を以て可考也、水色といふは誤也、水は黒き色に屬する也、しかればうすき青色を水色と俗に申は大成誤也、さあればうすき青色を薄線或は薄線と申たるは古語也、又言、淺黄は淺葱の薄き色をあさきといふよし、貝原篤信愚案、俗にねぎといひ、又は堂上の女房等のひと文字といふ也、葱と一文字にかきたるゆへひともしと云也、本説はあら、き也、きのつよくてはひ甚敷物なれば也、略語にきと云、これ草の青き色のうすき物なれば、青色のうすきを淺葱といふよし也、

柳亭曰、淺黄薄き黄といふ説、こゝにいふ處これなり、薄きを淺といふは顔の黒きものをあさき黒いと云、俗語あるにて知るべし、是薄黒也、古言の淺黄は淺黄櫻ばかり、俗語に残りて有りしが、近年薄色の福壽草を淺黄といふ、何人が名付しか是も古言也、薄縹をあさきといふ朝氣は非

也、淺葱も附會の説わろし、柳亭様々淺の一字にて、アサキとよむべし、キは清音也、狀のときはアサギ、染用の時はアサク染るなどいひてはた_レく詞也、深に對したる淺なれば、古言の淺黄の淺と同じ事ながら、いさゝか意かわれり、これはざつとした又ざつなといふ事也、淺漬の香のものはざつと漬たる也、砂石集雜談集一書、無任作に見へたる、あさ鍋はざつな鍋なり、古歌に詠あさ木の柱は雜木にてけづりもせざる、ざつとした柱なり、あさ炭はけし炭の類也、そのあさに同じ、ざつと染たる事なれば、淺黄とこゝろえべし、それをいつかてにをはのキの字を黄の字に書誤りしゆへ、わからぬ事になりたる也、或人難じてざつと染たる事を淺黄染といは、薄はなだにはかざるべからず、桃色をも鼠色をもいふべしといへり、紅を深く染す、黒を深く染ざるなれば、しかいはんと難じたるも理なきにはあらざれども、何色をも染出す職人を、昔は紺搔今も紺屋といへり、これ青は五色の第一なれば也、故に唯あさく染しといへば、青の薄き色の事とな

りし也、黄のうすきはきの字也、濁り青の薄きはきの字を清ていふべき也、中昔よりの俗語なるべし、

一 正平染といふは、將軍義満公嘉暦の頃、紀伊國矢田の庄より彩革八百三十五枚献じ、表に正平の年號月日を記て染也、是を正平革といふなり、是によつて後正平染、正平紋出來ける也、本正平染といふも、後醍醐天皇吉野の宮に皇居の時、山の花紅葉など、己がさまぐなるをもて、其花を折つて模様となし給ひしより、事はじまるよし承る、されば今も正平紋、正平染は、紋を押たるものなり、正平は南朝の年號なり、

此説非、

一 りうごといふ紋は、賤女の布機を織時糸をつむぐ小車につむぐ言物を掛て、それによりうご言物を用る也、りうごは輪子なるをむをうに通して、りうごと言也、此りうごなければ、車めぐらざる故に輪子也、圖を以て可見也、

和名抄 雜藝類之部

輪鼓 本朝相撰記云輪鼓二人

諸雜藝之中、弄輪鼓之者二人也、今案此物所出未詳、但其形如細腰鼓而輪轉於絲上、故以名之、

とありて、今の獨樂の類の物也、つむの事も夫れに似たるゆへに、りうごといふ也、骨董集にあればくわしくいわず、内藤家の紋つけし事有り、見聞諸家紋帳奥書、永正七年三月十七日於立雪齋書に、一本奥書天文八年卯年十九日 佐々木秀勝



勝元被官

内藤彈正忠元貞

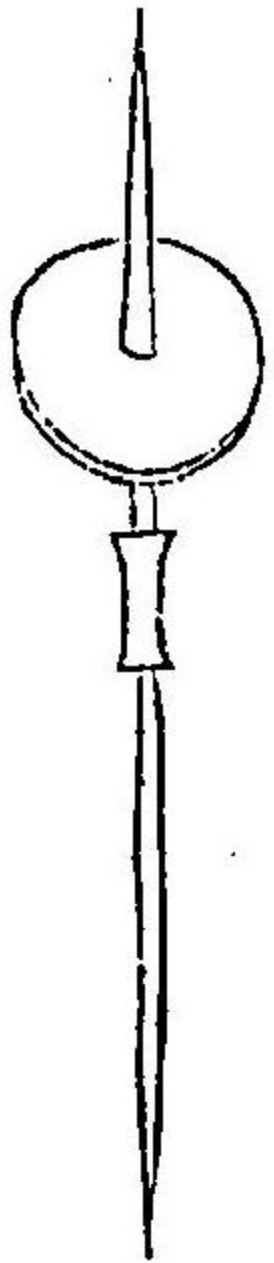
かく有りて脇書なし、伊勢氏の考へもなければ、何形なる事をしらざりしが、永享七年羽繼原合戦記紋盡しの條に、内藤備前がりうごにてまりとあるにて初て知れり、手毬輪鼓ふるき玩弄の具を二つとり合なるなり、名はかわれども、内藤の家の紋なる事はにて明らか也、此合戦記子が古寫本を得しより外に類本未見、たまぐ新寫本あるは、子が藏書をうつしたる也、貞丈ぬしも見られざりし成

べし、

一 和名抄ちぎりちぎりと云ふ、紋は布機の具なり、經の糸を巻物也、賤女緒巻と言也、是は俗語にて和訓ちぎり、經のいとを是に巻て織人の前へ引付腰に付て織也、しかれば前後に對して契る心にてちぎり木也、布機の圖を以て可考見一也、

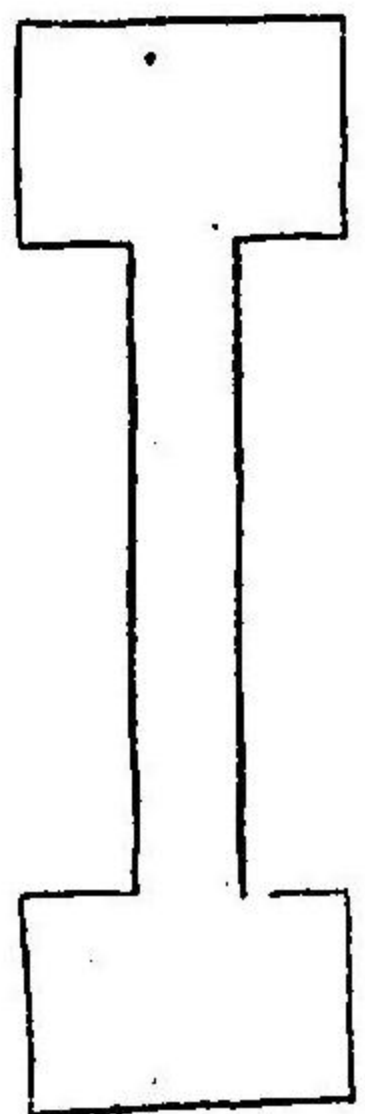
紋立子 又云立鼓

糸をつむぐつむに付るりうご圖を以て可見、

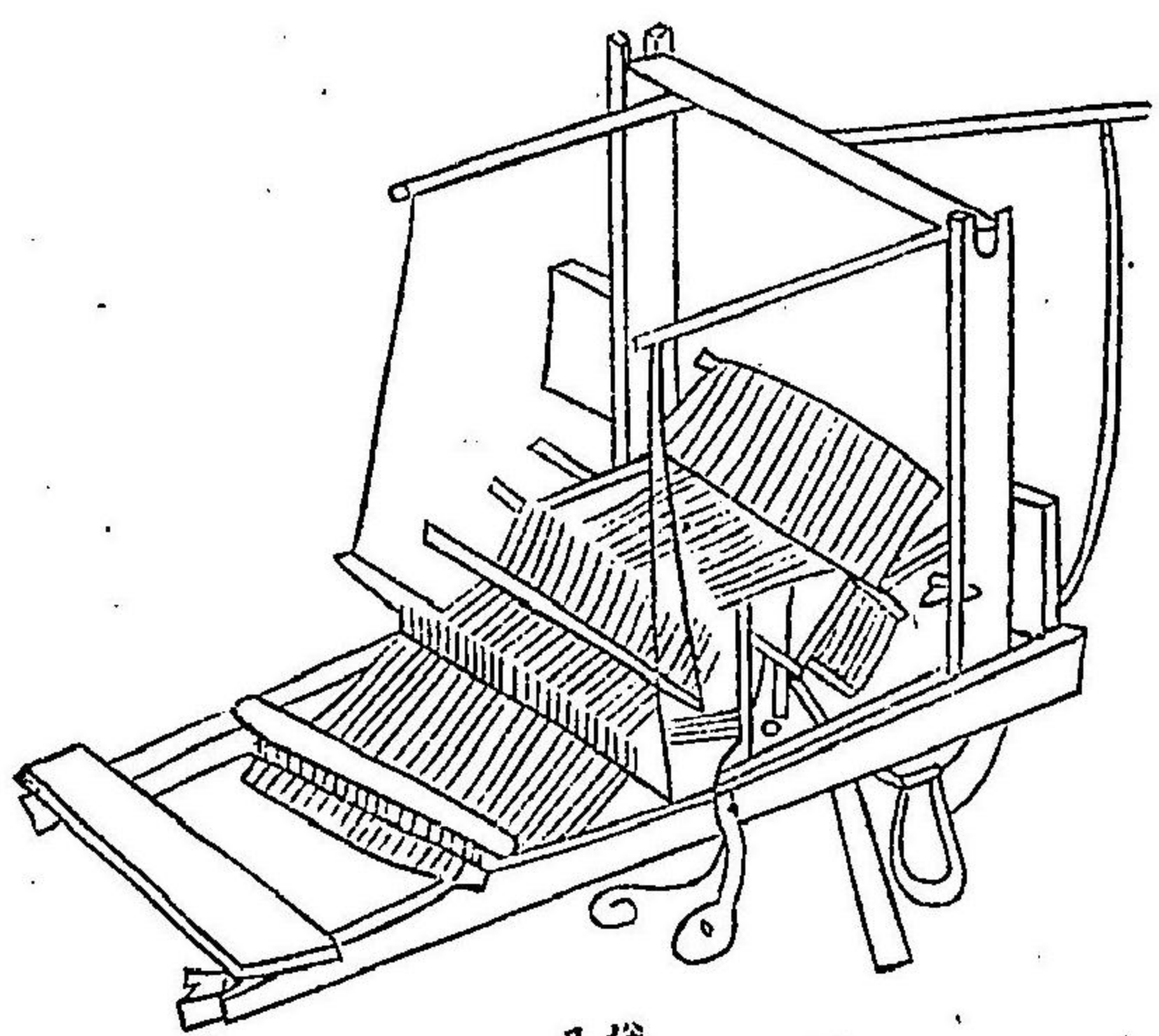
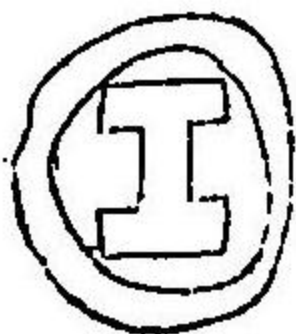
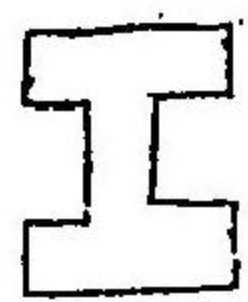


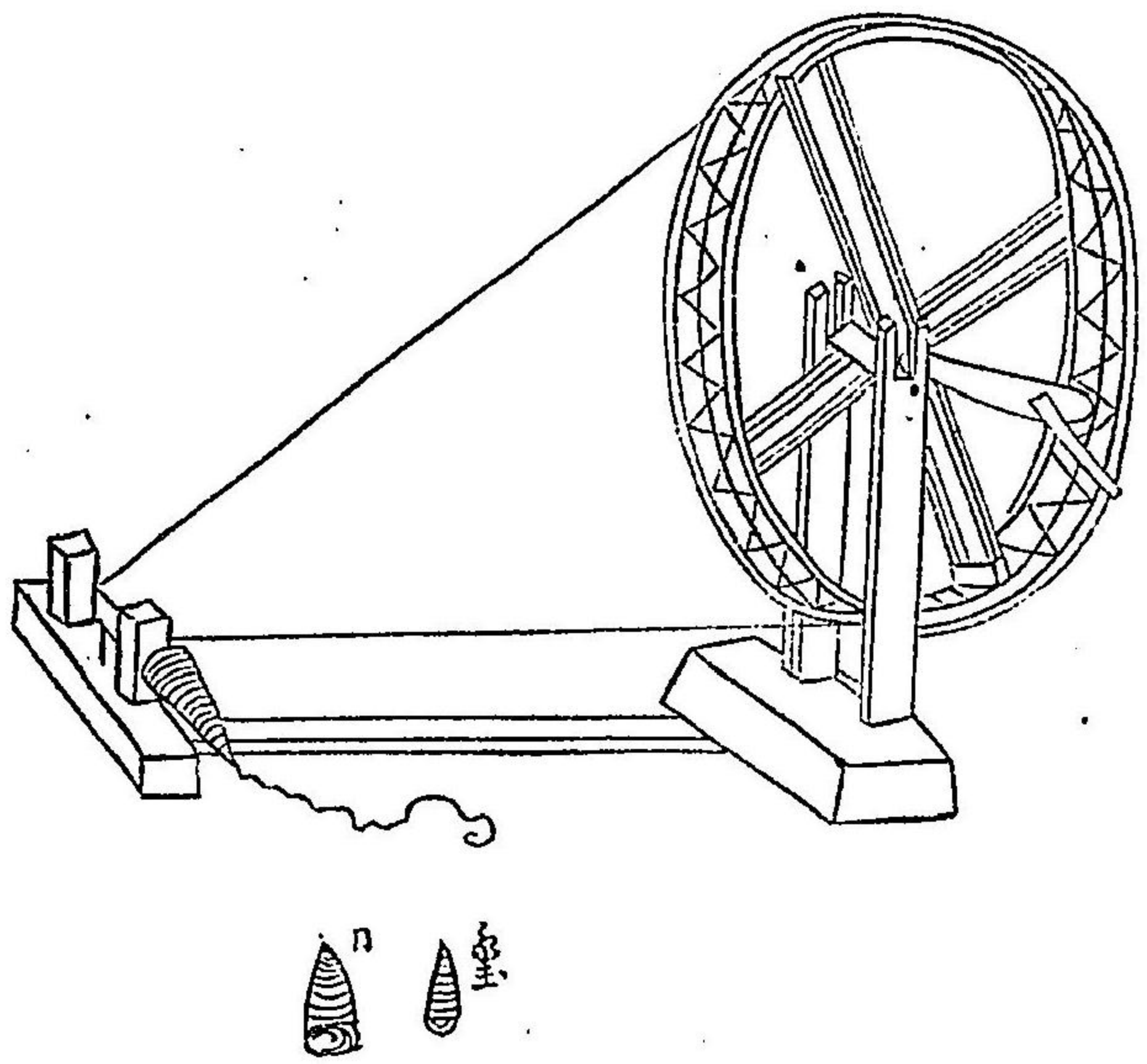
輪子むうに通してりうご也、是を紋に付りうごと言也、

布機にちぎりて豎の糸巻物也、



丸の内ちぎり





一二引兩一引の事、これは足利新田家の紋なり、兩家の家譜に、日月の御紋を天子より被下ければ、日月を紋とする事恐れて、日月の古字を以て付る也、
作カ

◎古字如斯を日と申文字也、◎古字如斯なるを月と申字のよし、則家の紋として足利家には是を二引兩と申、新田家には一引と申す也、又大中黒共申也、本源家の紋は桐也、桐は本安家の紋也、八幡殿貞任御退治、以後上路時依被望申下給此桐文なり、

一ともると言は鞠の繪也、巴の字をともへと訓する誤也、江家次第大臣大饗條下に云、舞臺懸巨帽額不爲とあれば、鞞繪なり、案鞞にかく繪か、巴のヲトモへと訓たるは誤也、

一かたばみ草、肥田助太郎政秀、三ツかたばみ、長宗我部かたばみの丸、此かたばみはかみ草といふ也、しかればかたばみとはかたはみ草ならん、鏡をこぐ草也、此草の葉のかたち、花のかたちをなしたる草なれば、形葉見草といふ心ならん、かたみくともいへは、和語返つて面白し、

柳亭曰、肥田の家紋三ツかたばみ紋帳にあり、長會我部同じ、

一すはまは洲濱也、海邊に此○なり有、スハマ也、潮水引たる跡也、スアマの心也、スは物にまじはらざ

るを云、すは古くはたすやりの類、はまははたあま也、海邊を濱といふなり、はたあまを中略してはま也、菓子にすはまといふ有も、此すあまの形に似たるかた故也、落雁と云菓子は、平砂の落雁より出し名目也、白きむし物に胡麻を加へたり、女房の内々服に、綵のすしと云も、色々のすしを染わけたる也、たんどいへば染わけと知るべし、平緒に紫はし綵とあるは同じ事也、

柳亭曰、今いふ島臺をふるきさうしには洲濱の臺とあり、

一欄干を紋とする有、此欄干は宮殿の設にらんかんとして葱柱を設くる事は、是葱は甚香氣あらしくしき物ゆへ、あらざる言也、外邪をふせぐそなへに、らんかんとして外の方のゑんに付る也、此欄干を紋とする有、欄干と丸に鷹の羽、町野左近將監の紋なり、

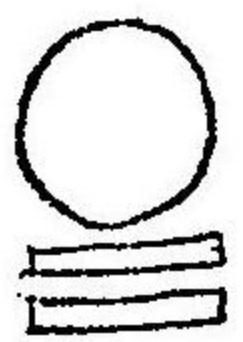
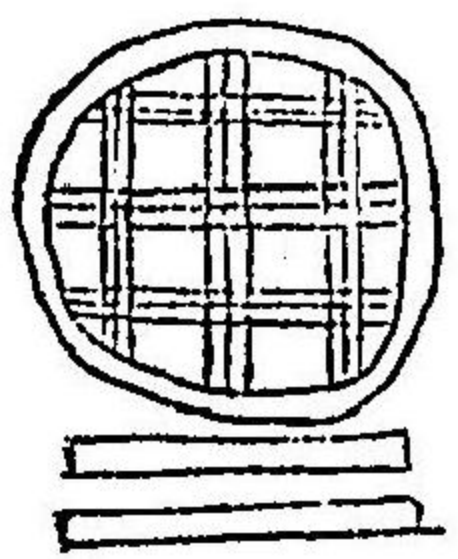
柳亭曰、紋の形紋帳にあり、葱柱ぎほうしの事也、葱の華の形、

一美濃國遠山室町家時代家紋圖如斯、

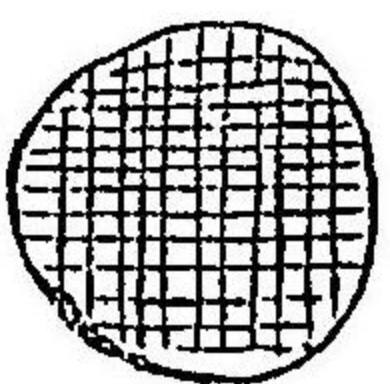
遠山家紋二品有之

遠山紋

合子箸



九字とて



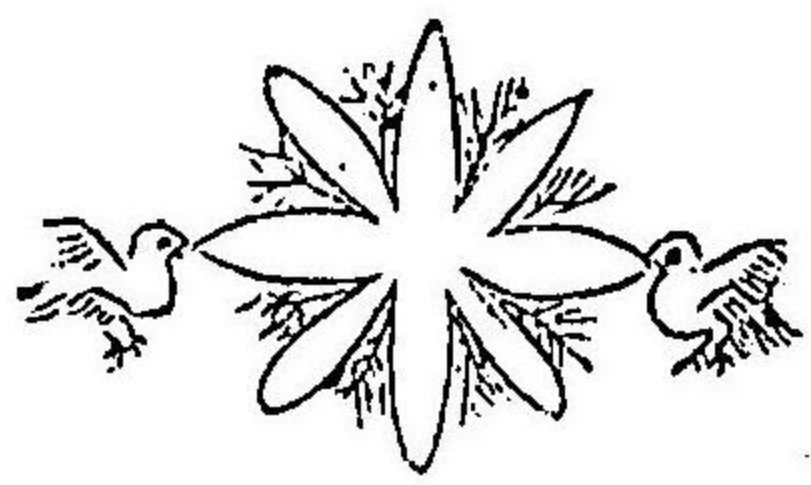
如斯なる物紋にする有

是は道經にこれ有、しかれば道者の術、しかるを九字護身法とて天台家の僧徒等、此九字を以阿闍梨に授て蕪る事とする事不審也、しんほうは密法に有歟、九字は正しき道經より出る也、俗説辨に委細は考有之、見て可知、紋に付るは九字にてはあるまじき也、蒔格子の類なるべし、九字に似たる蒔をとりそむじて、九字といふならんか、

柳亭曰、遠山の家紋紋帳にあり、按に合子は今いふ箸に九つ、筋を引たるは、九字を表したるなるべし、

一寓生鳩、熊谷家紋として付る、はやと言なり、和訓とや、をほに通してはやと言也、紋圖に出すを見可レ知也、

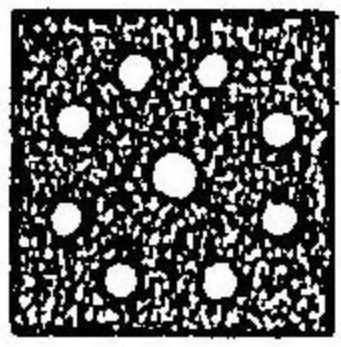
寓生鳩



熊谷平氏如圖するを
はやといふなり

柳亭曰、はや梅干とかきて貝の名なり、海草の形なるべし、とやとこ、ろうるは、鳥のあるにひかれての説歎、紋帳には鳩三羽也、

一千葉の家紋月に星、室町家時代三家紋の圖如斯、



半月に星を付るは誤也、如圖して
千葉の家紋と有、是なり、


柳亭曰、中は月也、まはり星也、半月に星を付

は是をやつしたるにて、誤と言ふにもあらず、一家々紋の事、何の爲に家紋を定めたるかなれば、標的とする爲にて、旗或は幕などに付る、是其家々の標的と成る物也、其由緒ある紋も有、又さならずして其家に標的となし用ひ來る家紋多し、堂上にては車に付る紋にて、是も夫も其家々の標的也、車の袖に其家の紋を付る也、車の紋別に卷有之可レ見知なり、

一家紋は內衣に不レ付、上古は大紋の直垂、あるひは素袍に付也、しかるを今上下となりて內衣に付る也、內衣元は白きを用ゆ、後代染て家紋を付る也、一黒へりとして、女房などの衣服に紅花染を黒くしたるを黒紅といふ、此色上古より有ける色也、四位の袍の色黒にも深きがよし也、又小忌の赤紐とて二筋有、一筋は黒し、是は黒色にはあらず、紅の極こき色也、又人交際に物を包み水引して結ぶ、此水引白紅とて片白し片は黒する也、是も黒色を用たるにはあらず、紅の濃き色也、濃き紅は今の女房の內衣に染て用る黒紅也、然ば濃き紅といへるはむかしの名目也、

柳亭曰、昔の小袖雛形の刻本の書入には、地黒紅なぞいふこと有り、近頃は見へず、

今高家にてつかひ給ふ水引は白と青也、昔しは黒かりしが、我々が家にては紅白のみ、佛事凶事にあらざれば紅白は用ひず、

一當時女房雨降時、かたびらの廣袖成をうちきて、雨衣とするは昔しの壺裝束の遺風ならんかし、岷江入楚の壺裝束とは、女の旅すがたなり、白き衣をうちかけて、市女笠に中を結ぶ也とあり、市女笠とは局笠を言、源氏物語に壺裝束したる女のと有、市女笠は、竹の皮かたち如斯、笠の真中高き笠なり、小隨身雨儀に市女笠を着也、加茂祭の時見侍る也、是は筆の序に侍る、

柳亭曰、此書をかきし頃は、女の合羽著る事は稀にて、上に湯かたびらを著てあり、まれゆへにかくいひしなり、

又因言、かたびらのなき事、ひらはひらめく事にて、麻にかぎりし名にはあらず、ひと物も則かたびら也、かたびらの廣袖とこ、にいひしは、木綿のひとへもの、事也、麻の衣と思ひまがふべか

らす、

一ひば色といふは、檜皮色の事、是も當時女房の內衣にひば色小紋といひ、ひば色にして散紋何々を付るなど言也、上古の檜皮色のごとく也、上古の檜皮の衣面蘇芳に黒みを付裏花田也、

檜皮也、花山院忠宣公説、表紫裏白、不祝には表裏同或裏花田、

一むづかしき色目をしるす、鳥の子色とてしろき色にあかみをまじへたる也、今の鳥の子といふ、越前國より出る紙の色も鳥の子色なれば、鳥の子紙と申也、むかしの鳥の子重は、面白瑩裏蘇芳也、椀色と瑠璃色と又其わかちむづかし、瑠璃色は花田の濃色也、椀色は花田也、瑠璃色とは今俗に言淺黄也、花田の少し濃きとすきとのちがひにて、朝がほるりの色の分別有、木賊色と萌黄色と云は木芽のたき色目也、いかにとなれば、萌黄色と云は木芽の萌出る色也、しかれば黄色有て青色有、源氏物語りに、稚の字きびはなると有も、いとけなきをいふ義訓也、木の葉萌出る時黄色にして次第に陽氣を受つぎて青き色を添る由の義訓也、人のいとけな

きをきびはといふ也、しかれば萌黄色は黄色に青色を少し加へて染る也、木賊も青色に黄少し加へて染るなり、さあれば萌黄色は黄色かちにして、青き色を少し加へたる色也、二色はこの外むつかしきいろ也、藻鹽草の衣の色雜部に、木賊たて黄ぬき青と有、しかれば面は青裏は黄也、木賊は面青裏黄ならん、裏表の色目を織物にするに、たては裏ぬきは表也、緯を覆ふなればなり、

鴨頭草、桔梗、各裏表花田、藻鹽草に有、此色目分別難辨、

一うつぶし色といふは鈍色の事也、うつぶし花にすみをさして染る也、うつぶし花とは露草を言、又つき草又青花とも言也、鴨頭花と言也、二藍とは青花と赤花にて染る也、赤花とは落葵と書て、和訓つるむうさきと訓する也、順之和名抄青花計にて染るは標也、赤花を加へて染るを二藍と申也、又鈍色とは鴨頭花に墨を加へて染るよし、桃花葉葉に所見なり、いさ青鈍は花田に青氣のまじれる色也、青鈍胡曹抄花田のこき色也、

柳亭曰、落葵本草の菜部にあり、今柴水とていか

のほり燈籠の畫などいゝるは、則此蔓紫の實をしぼりたる者也、新撰類聚往來、畫の具の部に、實紫と有是なり、此書近く慶安の印本なれど、作は永祿九年ならんとおもはる、事有り、本紫は根にて染るものなるが故に、落葵をば蔓紫又實紫といへる也、こゝに和訓抄を引たれど、蔓むらさきの名見へざるやう也、よくく正すべし、

一くゝり染は、源氏關屋の卷に、色々のあをこものつきぎきしきぬひものくゝり染とあるを、河海言狩襖はぬひものもくゝり染もする也、又織物をも用る也、桃華葉三條道隆院殿御説、狩襖細添云、狩襖は面布にて裏絹也、昔はぬいものなごをもする也、又くゝり染したるも有、當時素襖とて著するは、此あをのうらをのけたる物也、

柳亭曰、流布の源氏には、いろくゝの襖のつきぎきしき云々とありて、こもの二字なし、是は異本也、此襖と云は、鬨腋の袍の事也、又狩襖といふは狩衣也、さてこゝは其狩襖を云なれど、かゝる旅のそらはくゝぬいものくゝり染なごせしを

いへるは、明らかかなれば、襖とのみ書しは源氏の文のさま也、

一祝儀にかに鳥草と言物を付る也、龜島などいふをめをにに通し、かに鳥草といふ也、連錢草をいふは誤也、圖別に有、

一黄色紺色は上古卑賤の色としける也、無位も黄袍也、源氏物語に須磨の卷に言、山賤めきてゆるし色のさわやかなるるりに、青にひの樹指貫あしちやつれてと云々、ゆるし色はうす紅の黄なる方による色也、青にび花田に青氣の交れる色也、然れば青色による色と、黄色による色とは、賤色に用る故に、山賤めきてと式部書ける也、よくくゝ心を付べき筆づかひ也、神社の無位の神人、黄狩衣あきを著する襦衣紺也、又下部の内衣にこんのたびなし、各卑賤の著服の色、目今昔ともに同事也、

柳亭曰、薄紅は薄黄に赤き氣を少しもち、黄がちのうすかば色ともいふべきもの也、紅の下染は黄なり、うすきゆへにその黄のあらはに見ゆる也、紅のいろのさめて黄になりたるが則うすくれない也、京都にて壁代の紐を薄くれないと書

て、紅染屋へもたせやりければ、桃色に染ておこせたり、その職にありながら物知らぬもの多し、

一鬨斗目著する濫觴可尋、內衣を染て家紋を付るより以來の事ならん、女房の紅梅と織地同物也、女房のたんの袖といふもすちをやるもの也、俗に鳥と云は誤也、綾也、綾は色ざりと訓する也、色々の筋を織をたんの小袖と云、のしめも筋をやりて是を色々に織也、祝して鬨斗目といふならん、たんの小袖いつ頃よりのしめとて著するや不知、のしめをば綾の小袖といふべき物也、

柳亭曰、今いちめん横筋を染たるをだんのしめといふ、此説によりて綾と書べし、段と書かはわろし、のしめは女房の服の男にうつりし物歟、

右之書は越智久爲之考也、寶曆三癸酉三月念一日源雅長之許より思借し撰寫し畢

橋武(在判)

洞房語園後集

勸學院の雀は蒙求を囀るといふ事、諷頼政の問答にて覺え侍る、されば其所に居て、其所の故事來由を知らぬはいと口惜き事にて、世話に云なるうつそりとは是成べし、先年洞房語園集を綴り、其始集の標題を燕石私集と名付たり、是は予が手習に往し頃、師の嘯にて聞はべり覺え侍る、昔異國宋といふ國に一人の愚か成者ありて、燕石を求め得て是を珍寶美玉なりと思ひ、匱に入れ藏め置けり、是を知りたる人は大きに笑ひけるとなり、今此集を箱に納めて秘藏せるといふ事、彼燕石に似て他の人亦笑わんと、又洞房語園とあらためしは、前集の序文に可見、今此後集は前集にもれたる事を追加せんと思ふに蟲紙なし、依之重て一冊を綴り、語園後集とする者なり、また此一冊に蟲紙の多き事、後々此邑にて遊女の勤かたに付、しほら敷事或はこしおれの一首もあらば追加させんが爲なり、況御公邊沙汰に及びし事を別記などに書むには、本文には略文ありとも、年月日時をば必略すべからず、是愚老が庭訓なり、是後集の序文なり

り、是語園の跋なり、
享保十八癸丑年三月吉辰
庄司道恕書之

洞房語園後集

此集の始に、昔寛宥成時節の目出度事を申べし、寛永のはじめの事か、江戸町に西村庄助といふもの有、かれ家に香久山とて名取の太夫ありし、或とき庄助が許へ三十四五計の男の、藍染のもの、ひきと同じ色の布子を著、草鞋をはき、荷ひ棒に荷繩をまき付、手ぬぐひにて頬かぶりし、近頃不案内ながら、爰元に香久山どのと申名取のおじやうろが有と、在所でも聞及んでござる、今日は此近所迄まかつたから、爰を尋ねて立寄申た、何とおじやうろを見物して参りたひが、成り申まいかといふ、朝五つ過の事にて、能折ふしに香久山揚屋より歸り、是を聞て、よふこそ御出被成ました、香久山とは私の事でござります、遠々より御出ならば何ぞあがりませぬかといへば、彼田舎者、いや何も給たふもござらぬが、酒をひこつたてござるといふ、香久山下女に云付て酒盃を出せば、逆もの事に爛をしつかりとしてたへたひとて、わらちをとき、自身圍爐裏の側へ行、酒をあたゝめて盃を茶

碗に取かへ、一つ請て香、慮外もふそふとて香久山はさす、かぐやまいたいいて返しければ、又たぶくと請て、二盃香、舌打して大事のおじやうろを見物して、御酒までたべ、近比忝ふござると禮をいふて、わらちをはき、荷ひ棒をかたげ歸りたり、扱其跡にてせんせんに伽羅の香薫じわたり、庄助が家内は云に不_レ及、吉原五町の外まで頻に薰じ渡りければ、是は隣か向ふか上_レか下_レかと、人々穿鑿する計也、是はかの田舎人が、酒の爛をするとて圍爐裏の中、長二三寸厚七八分の伽羅の刻木を二本くべたるなり、庄助が女房頼て取上て秘藏し持けり、此田舎人何人といふ事を知者なし、香久山此ごとき人をあなごらず、生得の發明に、能愛相の有し女なりしかば、かたのごとき全盛して、それより半年計過、無_レ止事一方に身請して行しと、むかし_レの目出たき嘯と成り侍りぬ、
香久山が愛相ありて、人を侮らぬといふに付て、予が人を侮りて大きに耻をかきし事有り、若輩共の爲に、筆の次でに記し侍る、比は元祿年中と覺えたり、冬十二月上旬、愚老が家にて勝手のみかないするおとこ、ねりまあたりより來る、大根を一駄買

たり、彼大根賣の馬子、男には成たれど、年は十六七の小野郎にて、青き布子のよこれたるに、淺黄の本綿袷打かけに著て庭に立ながら茶を乞つて香けり、愚老若き時の事にて、彼馬子の野郎に向つて、汝が大根は能大根也、あのやうな大根がまだ有ならば付て參るかとおへば、成ほど付てまいらふと云、しからは今十駄計も買ふてやらふが夫ほど有かき問へば、入用ならば十駄も二十駄も付て參ふ云にて心付、其方が畑にて如何程作るぞと問ければ、身共が畑で今年も五六万も作りましたといふ、彼馬子が形の龜相成を侮りて、はつか十駄計の大根を買ふとて、いかつに物を云しは耻敷事ならずや、惣じて人を輕しめ侮るは禮を失ふ根本なり、予が大根賣の馬子を侮りし類ひの事は小き事なり、是を大き成事に押及しなば、殊外やかましき穿鑿に成べし、若者可憚事也、此外予が人をあなごりて耻をかきし事其候得共、夫を書んとすれば、洞房語園は脇に成、無性に枝葉がはびこり申さんと指扣ね申候、

頃は十月中旬、長夜の時節、茶におかされて寐もやらず、ごぼし火の本に、和泉大夫が金平の本を讀て居たるに、予が表見世の戸をきびしく叩音のしけり、寐すの番の男もよく寐入たるにや、誰とも答へず、餘りかしましくたぐ故、心元なくおもひ、予自身行て誰じやと答へながら、出格子よりさし覗き見れば、月夜の事にて上茶縮緬の羽おりとみえ、下には黒羽二重の小袖と見えて、歴々と打見えし侍の、戸をたたくにてを有ける、扱客人、予に向つて、汝は此家のぎうかと問れば、予取あへず、成程ぎうでござりますと答へければ、彼客人、此内に今夜初對面の客がありしやと問れて、さればしかと覺ませぬと云ければ、客人腹を立て、おのれはぎうをして喰ひながら、幾人客の有といふ事も知りやらぬかとしからる、尤成事故、予此返答にこまり、暫御待被成ませとい、ながら勝手に入時、ねすの番の男裏口より來りし間、しかくご申ければ、寐すの男戸口へ出て、成ほど此方にも初對面の客衆ござりますと云ば、彼客人聞て、大格子の實際顔をさしよせて、其初對面の客はおれではないか見てくれるといわる、ねすの男が云やう、いや此

方の初の御方は、二階に遊んでござりますと申せば、そんなら爰でもなひとつふやきながら、又予が南隣成る車屋に行て、同じ口上にて顔を見せ、上總屋が戸を扣き、やり手を呼出して、爰にてもまた此内に今夜初對面の客はなひかと問る、時、やり手がいふ様、成程はつの客しゆがござりましたと云ければ、其初の客はおれではなひか見てくれると申されし時、やり手手燭をもち、格子の間からとくと顔を見て、成程宵に御連様の方御越被成た御方様じやとて、戸をあけて内に入れたり、是はさのみおかしき事にてはななく候へども、此客人の仁躰物とし、慥に年五十計と見えて、ふざり肉にてのつしりとしたる人品成し、小者もかつさやが方に殘して置れしが、此客人宿所にては勤かた人衆、由々敷見え候はんが、吉原の酒に酔ては、一夜の居所にまよふて、かなたこなたと顔を見せであるかれしなり、あくる日宿にかへられては、我身ながら嘸おかしく有つらむと推量すれば、予はいとおかしく存侍る、

町の歸り、宵に見立た女郎の名も家名も忘れて、うろたへられしなり、
旅人に見えて、常州訛り成聲の人、夜見世を見物し、江戸町二町目下、松屋が方にて、和歌世といふ女郎を見立て揚たり、其夜松屋が方に客多有て、二階は裏表共に賑か成しが、彼和歌世が客人は、始て吉原を見女郎も今宵はじめて買し仁とみえて、二階座鋪の賑成が珍ら敷、又面白おもはれける躰にて、盃事が一篇濟と、客人は廊下をぶらぶらあるき、表二階裏二階を念を入見物して、元の和歌世が座鋪に歸られたり、和歌世が座敷は堺町の扱座になをりて、わかよに向つて、方裏二階の留りなり、扱座になをりて、わかよに向つて、是とおじやうろごの、爰の持佛堂にはなせ御本尊がないと問たり、わかよは思ひがけもなひ事を問かけられてこまりしが、挨拶せねばならず、二階には佛壇はござんせぬとい、たり、是はごふした事なれば、廊下のごまりに小便所有、右の方は釣あんどんを提、左の方には水鉢あり、折ふし禿共が梅の花水仙などを、水鉢へ打こんで置しを、燈明花生と見て斯は問はれしなり、
他は此事をおかしく思ひたまはんが、予は田舎人

の佛壇の見立成ほご尤も存候、山の宿に、市兵衛とて酢醬油を商ふ者あり、見世賣をもし、又酢桶を荷ふて賣りあるく日も有、随分しわくして能かせぐ男なり、一子あり、名は市左衛門といふ、親仁とは違ひ、かたのごとくのら者なり、殊に鞠を蹴習らふて、器用にて堅横はづさぬ鞠なり、然故あなたこなたへ鞠の相手に呼れて、それが縁に成りて、後吉原の遊びにさそわれ、間には小袖など貰ひ、太鼓持の様に成りたり、或とき親の市兵衛、子の市左衛門に異見をいふたり、おのれはいつ迄ぶら／＼して居るぞ能衆、付合をして、まりを蹴ても家賃の足しにも米のたしにもならず、おのれがかせぐ程の元手はとらせふ程に、刻も多葉粉でも賣に出るといふ、親の云事なれば、市左衛門畏入たる風情にて聞居たり、斯て親仁は問屋へ買出しに行とて宿を出れば、子の市左衛門は貰物の小袖羽織を着て、吉原にぞめきに行たり、女郎を買すぶら／＼、叔親の市兵衛は、問屋にて用を辨じたるが、問屋の手代が市兵衛を頼みて、揚屋町龜屋何某が許に届てたべとて、急用の手紙を渡したり、市兵衛手番を持しそひで歸り、宿へちよつと立

寄、暑ひとて羽織を脱、直に揚屋へ行けり、其頃は今の堺町に散茶も四五軒、局女郎も數々有て、殊外賑ひし町也、堺町の角に市左衛門が知りたる女郎共二三人、其日の客の歸りを見送り居たる所、市左衛門立并びて、おどけ口なごき／＼居たり、親仁の市兵衛は龜やわ手紙を届て、歸りに堺町の角にてむすこの市左衛門を見付て、やいそこなたわけめ、今朝もあれほど面の皮をむくの、能衆の眞似をしておかいこそ著をつてぶらつきおるぞ、歸りをれとい、捨て大門の方へゆく、市左衛門不意にしかられ驚たるに、女郎共はおやぢの古ひ布子に、木綿の古き襟巻を懸て、市左衛門をしかるを聞、あれは親仁様かごへば、市左衛門いよ／＼うろたへて、親仁はおやぢだが下しやく腹のおやぢじやと、ふるへ聲に成てい、けり、市左衛門が戯れて云しなれば、さのみおかしからず、是は女郎共に問れ、赤面しうろたへて云しなり、此時より若者共、市左衛門が異名をげしやく腹とい、けり、愚老手習の師へ通ふ時分、兄弟子たれかれ四五人寄合、其頃名取の太夫格子の女郎三十六人、其名

を句の頭に置、狂辭の詩仙を作りたり、子ごもの作りたる詩なれば、語意たらぬ所多し、爰には其二三詩を書侍る、亦其頃神田半入齋といへる隠士、序文を付られたり如し左、

容色容色舉世愛之、其來尙矣、和漢之先蹤何待予之言乎、僕偶爲旅客、寄生於武江、九十韶光因日難消、一日與親友二三輩、閱洞房風流之地、則名吉原者是也、斯境也遠而淡者、東有筑波峨々而簪、西有富士業々而高、近而濃者前有淺茅原、後有圓通勝地、遙顧隅田川、思在五中將之昔、面望鏡池、慕梅若少年之蹤、田園春草山野黃菊、四海五湖風景、不礙於寸步、而明明歷歷于目前、既見其鄉中風流者、容色絶世者謂太夫、號格子、次是者名生茶、稱局、所其爲業也、終日高樓彈絃、事容色、終宵闈房歌、時世薰衣裳、孟軻有言不知千都妓者無目者也、誠哉斯言、十手指之十目視之、於此也無貴無賤、無長無少、或策肥馬、或棹孤舟、願一宵双枕、望殘盃冷酒、鳴軋歌吹海、七年夜雨如會不知、日脚沈西頻取飯路、此所一行于斯好事同侶謂予云、此裏

淡粧濃抹取鳴世者、各置名於句頭、以欲綴短韻狂躰、予亦不愧不才、其險哦偶及三十六首、因號風流詩仙、聊充一日笑談、斯時天和歲次癸亥上弦、非修非學無名氏、染翰於鏡池、謹序、

- 左 薄雲 岡田七三郎
- 薄霞吹拂戀風頻 雲雨巫山在我辰
- 太掖芙蓉何足比 夫君容色勝於珉
- 右 花紫 大塚六之助
- 花風花浪可清流 紫色綾羅紅裏柔
- 大盞幾回順及亂 夫三十目枕頭幽
- 花紫大酒の聞有大盞因之か
- 左 石州 中村長松
- 石屋碓兵西國士 州風無用此町來
- 阿波鳴渡唯雖渡 天道沈思君一盃
- 長松加賀節の趣向面白し
- 右 桂 末野次郎吉
- 桂黛粉光畫不成 回頭一笑轉多情
- 爲君幾度費淡墨 桂黛粉光畫不成
- 左 浮橋 同
- 浮世暫時飛鳥川 橋邊一夜瀨還淵

從斯慘慄行山谷 見彼君爲有頂天

右 小藤 三省子

小夜中山亦越僧 藤花容色豈何憎

數千遊客日雖暮 万事破除先我於

右歌仙三十六略之

元吉原桂事云は面白き咄なれど、老筆手ふるひ大儀に候へば、一夕口傳に嘶可申候、重て追加可被致候、紙數十枚程も可有候、

伏見町入口南角にて、中町茶屋橋屋長兵衛といふ者の二階にて、佐野領次郎左衛門云者、二町目兵庫屋の八橋といふ女郎を殺し、二階へ取籠り申候、右次郎左衛門を生捕し咄は、色々に申候得ともうそ多く交り申候、予は少々持病發り、打臥居り候へども、壯年の時分にて、人をあやめ取籠りたりといふよりはやく中の町へ參り、初中後見物致したり、八橋を切り候時、前方兵庫屋に奉公致候孫兵衛といふ男、其座に居合候て、次郎左衛門に組付聲を立呼り候へども、下中の町通には人二三百人集り居候へども、二階へ上る者なし、次郎左衛門は普通の者よりは力量勝れたる男にて、孫兵衛組付て右之手を押へしかど、脇

指をもぎ取事不叶、しかる故切先を疊へ突込ながら突放し、二階より飛下り候時、後ろの肩先三寸ばかり切られ、大門口四郎兵衛方へ逃入候なり、予參り候時、手負は只今四郎兵衛所へ逃入候と、大門の番人が申候、其節江戸町山口屋七郎右衛門家來與兵衛といふ者、二階のはしごを引をろし候、又伏見町の屋根にて、何者か大聲あげて、物干へ出候と叫り候故、予は木刀を持表通りの庇から大屋ねへ飛上り、物干を見候へば、皆雨戸を立て置申候、橋やが相店、足袋屋が物干に長七八尺末口二寸餘りの丸太の有しを、予幸手ごろと思ひ、彼丸太にて軒口より三四尺程上を三つ四つ突候へば、三尺四方程突くづし、天井廻り椽共に突落し候、天井の落る時丸太も取落し申候、屋根へ大き成穴を明候ゆへ、二階の様子も見え申候、手を指延候得ば、丸太は取られ候へども、及ごしに切てかゝり候故、二度まで早手引申候、斯致所へ、町代平兵衛といふ者屋根へ參り、親共より用の事有、下へをり候へど使に參候故、親共居候所へ參候へば、此方の支配でもなきに、無益の働を致すとてしかられ候ゆへ、井筒屋といふ茶屋の椽に腰かけて見物致候、庇へ

は小梯子二挺かけ不自由に候故、予指圖致し、二町目より大梯子を取寄懸候とて、梯子の先にて大坂格子を突破候時、二町目の名主次郎左衛門指圖にて、直に其梯子で格子を突破れとて、梯子の本に四五人取付破候ゆへ、忽不殘突崩したり、此時取籠り候次郎左衛門は、脇指をば大道へ投落し、大はだぬぎに成りて働申候、八兵衛と申船頭、山口七郎右衛門家來清助といふ男二人、棒と琴柱を持、庇と二階の内にてせり合候へども、清助も八兵衛も不叶、庇より下り申候、最前予が破りたる穴より、達者成男も二三人ふとき竿をさし入突候にて、次郎左衛門精氣つかれ候故、二階より庇へ出、刀を提二足三足庇を行やうに見えて、すべり落候所を、江戸町河岸長十郎家來六助といふ奴、庇に掛たる小梯子にて押へ候所を、伏見町松屋重兵衛といふ者一の手に乗申候、しばらくて會所へ入候を往て見候得ば、昨十三日與右衛門と申者宅にて知人に成りしおとこなり、かれが方より言葉を出して、女子を相手に取このしぎに及候事、近頃面目も無次第に候といふ、餘りつよくしばらくり候間、しばらく直して置申候、八橋に其年の三四月時分より

馴染、外の客を制したる故、二月計主人より逢せず候を恨みての事と申候、實は博突に預けつたり、因縁し果の事なり翌十五日川口攝津守様へ召連候得者、早速半舎なり、此みぎり並木壽軒といふ老人の狂歌に、
八つ橋をきりし男か退かねて

脚手に物を琴柱さすまた

右之者屋根より落しは、暮六つ前の事なり、此時中の町通りに居たる者四五百人、一度に崩れて水道尻の塀際まで無性に逃たり、予が召仕長助といふ男は、五斗入の俵を自由に指上る奴成りしが、高挑灯を持せたるに、そりや落たといふより早く、江戸町へ逃入事はさもあらむが、予が家の甘間尻の土藏の後まで逃入たり、
前集にも理り候ごとく、惣て此集は古老の茶番嘶杯、思ひ出し、書候ゆへ、前後時代も不調候、是は延寶年中の事也、前集に書出したる揚屋甚左衛門が伴、與平次といふ隠れもなひたわけ者が、一代一度の大てがらを致したる事有、一とせ三月上旬揚屋町の若き者共四五人、與平次も其内にまじり、東叡山へ花見に行たり、其頃男だての溢者多有し中に、別て大小の

神祇組とて、一組の男伊達の有けるが、花見時分には彼盜者ども、上野へ徘徊し武家方の幕の内へは遠慮したるが、町人の引たる幕の内へは推参して、酒を呑花見の邪魔に成たり、扱此盜者ども、與平次が居る毛氈を目がけて、四五人連にて向ふからぶらぶらとあるひて來たりし時、若き者どもこわがりてかたづを呑んで居たり、與平次は少しも恐れず、與平次が申けるは、若きやつばら爰へ來て酒を呑ふといわば、おれに任かせてをみて、御身達は構ふなといふて、態と袷頭巾を出して引かぶり、與平次は毛氈の真中に大あぐらをかき、大脇指を横たへ盃をひかへ居たり、あのごとく彼あふれ者ども、大小を擲指にして與平次が毛氈の上へなをり、爰な若者、其盃をさせといふ、與平次かぶりを振つて、いや御無用でござりますといへば、なせ盃をさゝぬ、酒がなひかど目に角を立ていふ時、與平次は其男の側へにじり寄て、拙者共は穢多でござりますが、それでもあがりますかと、態と小聲に云ければ、さしもの神祇組共にかゝし顔付して、いやそんなら呑まひとて、すこゝと立退けり、與平次は生得のたわけ成しが、この臟腑にか此智

恵をたくわへて、今日の用には立てたるぞ、むかし楠判官正成一人の泣男を召抱へ、軍用に立られしと承り候が、與平次が事をおもへば、たわけとて一がひには捨られぬ物にて侍る、但し稻荷に成りて縛られしは十七八の頃、是は廿四五才の時の事也、同日に上野へ花見に出たる者の中に、與平次が様子をまのあたりに見たる者は、あの人は江戸中の男だての頭かど、また與平次をおちたり、
 前集の初てに、遊女白女宮木が歌有、當代とて一向なきにもあらず、京都島原茨木の奥州が歌、
 たそやたそ誰かは今日のまゝならむ
 さためなき世に定めなき身は
 又江戸町玉屋山三郎が家の花紫が讀し歌に、
 寄橋戀と云題にて
 たのめても余所に心をかけはしの
 わたりくらふる人そうらめし
 愚老が家にて勤し九重が事は、今の人多く知たまふ事なれば、筆をついやすに不及、九重が讀し歌に
 限りなく遠きあつまに隅田川

たへの流をいつまでかくむ

京町三浦屋が家の長門といふ女郎、五所紋に花笈を付たり、あるとき長門が客のいふ、其紋所は初心に見ゆるに、余の紋所に替よと云し時、發句しけり

流れなる身に似合しき花笈

從是次下次第に追加可有候、

江戸町松葉屋内

瀬川

夕立やうそのやう成日のひかり

入相の人のいさみや今日の月

瀬川が名月の句を得、愚老が不二百詠の中の二章を爰に追加して、猶も千秋祝言に備ふるものならし

望月や富士の光も三五列

道 恕

蓬萊や富士は扶桑の大かざり

同

入津長閑に縮緬の舶

吞 舟

○

富嶽峻嶒半入天、

同

諸峯如子回腰邊、

春風百日吹不及、積雪與山度三万年、

千秋萬歳樂

武江年表補正略緣起

一余元治甲子年十一月を以て、无何有洞主を台麓の寓居に訪ふ、其凡案間に武江年表本あり、原用九箇堂翁の藏本にして、筠居喜多村氏が欄外に手書填補せしものなり、卷尾に題して曰く、書入五部之一と云々、借覽の後之を摘抄せしが、匆卒の際文字多くは草略、只歐字の下行に異ならず、爾後繕寫の暇なく、終に戊辰の變家を駿南に遷し、癸酉再び東京に搬住するにあたり、草本書冊假釘漫書皮の稿寫的稿寫書混糅散逸して存せざるもの多きに居る、今茲己丑偶長持の什器を出さんとし、併て往年書寫せし此草本を查出し得たり、仍て自ら之を淨寫せしも、寛政二年以下は書手をして壁を完し、此に一部の書をなすを得たりしなり、

一此書今舛裁を改めて一部の冊子と倣す時は、書名無かるべからず、名けて喜多村信節翁書入武江年表摘抄と題するは、固より當然の義なれども、其冗長に屬するが故、修めて武江年表補正略と曰ふ、看る人其完備を索めんと欲せば、須く刊本の年表に對照して可なり、
時に明治二十二年歲次己丑九月日
南豐如意菴室なる青々處に於てこれを識すと云爾、
倍陵 某爰居士中山興玄淨氏

武江年表補正略

筠居喜多村翁手録

天正十八年條下

○天正の頃關東に亂波らんぱ風聞ふうもんといへる強盜あり、黨を結び陣中へも忍び入て盜をなす、諸人恐れけるが、今年より何れへか逃退て其噂絶へたり、北條五代
此條いたく誤れり、亂波とはそれらが總名にて、其中に風ふうといへるが有しなり、これは軍中にめしつかひし問者しのびのわざをなす者ともなり、されば北條五代記に、是等のもの盜人にして盜人にあらず、此者どもを、國持大名衆扶持し玉ひぬ、氏直も亂波に百人扶持す、一の惡者あり、かれが名を風ふうといふ、同類の中四頭あり、山海の兩賊強竊の二盜是なり、これを使ひて敵國を侵し、謀計調署するが爲也、天正の頃のみ有し者にはあらず、但かの風ふうは氏直の時の者なれば、天正十八寅年小田原滅亡してうせたるなり、委しくは本書を見るべし、
天正十九年の條下

此年奥州九戸亂に仍て御進發、

文祿元年の條下

○吉原傾城町の開發人庄司甚右衛門云々、

○吉原開發のことは別に論あり、

○小田原の豪家増田太郎右衛門友嘉、明人に五靈香といふ眼藥の方を授りしが、北條家亡びて後江戸に來り、本町四丁目に住して彼藥を售ふ、
目藥を賣し益田が事、事跡合考杯によりてみれば、もと小田原にて豪家どもをもはれず、

同二年の條下

○天正の頃常陸國江戸崎といふ所に住る、諸岡一羽といふ兵法の名人あり、土子泥介、岩間小熊、根岸菟角と云て、名を得たる弟子三人あり云々、
小熊といふ者、菟角といへる者と戦ひし處、日本橋にあらず、御城の大手橋のものと、いへれば、今の常盤ばしにや、是時御奉行衆橋の兩方に弓鎗を以て警固あり、小熊は橋の西より出、菟角は東より出むかふ、豊後守といふ人を見えて、菟角御城へ向ひて闘ふ、如何で勝を得んといへりこそ、果して菟角は

橋桁に押付られ、橋げた腰より下にありければ、川の中へ彼者さかさまに落たりと云、此事北條五代記作者の三浦氏、親しく見聞せし處なるよし、其書にいへり、是日本橋ならぬこと知るべし、

慶長元年の條下

○一步并小判金始て通用、慶長金、或説に今年一分小判始て出来、是を慶長金といふとあり、然らば一步并小判にはあらず、小判とは一分金の小なれば也、

同三年の條下

此年太閤薨じて朝鮮征伐やむ、

同五年の條下

○始て京都に諸司代を置く、濃州關ヶ原御勝利の後、始て關東より京都諸司代を差置る、與平美作守信昌これを勤む、

同六年の條下

○貞觀政要板成云々、

此板行仰付られの事、或書には前年に記せり、

同七年の條下

東大寺に収めらる、關奢待といふ香木をきらしめ

らる、

同九年の條下

此年朝鮮より使來りて和平を乞ふ、故に生捕の者共を販さしむ、

同十二年の條下

○二月十三日より十六日まで、御城の邊にて觀世金春勸進能興行あり、同廿日同所にて、出雲の神子お國勸進歌舞伎興行あり、

江戸御城御本丸と、西御丸との間に興行す、

(頭書)見聞集に、慶長十二年二月十三日より、御本丸と西丸との間、今のもみぢ山下の邊にて、觀世今春が乞奉りしに任せられて、勸進能興行す、同廿日くにといへる女來りて、かぶきをかの徒の跡にてせしことも有しに、諸人をなぐさめ、土風を和らげ玉ひしゆへ、此比の江戸のさま思ひやるべし、

同十三年の條下

永樂錢通用御停止にて、薄錢を通用す、

同十五年の條下

一説十五年庚戌、琉球國王駿府江戸の御城に來朝す、是去年島津家へ仰付られ、彼國征伐降参するに

依てなり、

同十七年の條下

○大鳥逸兵衛并同類誅せらる、逸兵衛がこと三浦氏が見聞集に見へて、牢内の舊習を改め、法式を立といへり、

同十八年の條下

○十二月耶蘇宗の者、淺草に於て誅せらる、
○強盜勾崎甚内同所に誅せらる、
淺草元鳥越の邊、其頃の今も甚内橋といふ、八月十二日をもつて、今もまつりをなすといふ、
刑罪場なり、此所の橋を

凡御仕置ありし處を地ごとくと呼り、麴町三丁目の裏なる地を地ごとく谷と云、貞享江戸鹿子に、昔は成敗場にて人を殺したる處なれば名くと云り、紫の一もことにも、此谷のこと見へたり、淺草刑罪場のこと、事跡合考に御入國前は、本町四丁目なり、御入國後は、淺草はたご町也、其後今戸橋の南木戸際西方寺といふ寺の前、少し高き處明地にて、十間計りの長さ幅二間ばかりも有し所に移されたり、又其後今の小塚原に移さる、西方寺は今俗だうてつと呼ぶ寺なり、此道心者罪人の爲に、晝夜念佛して居しが、死後西方寺に葬れり、故にしかよべるな

り、合考又云、はたご町に刑罪場ありし時、其事に汲用たる井後までもありし也、此處の橋を、其頃の俗唱に地獄ばしといへり、享保中より御藏前火除の爲として、淺草通り明地とせられし故、かのはたと町南木戸も、彼井の形残りて有しも、あとかたなく成しなり、寶永正徳の頃まで、彼木戸かげに埋れたる井の形、丸く地上にあらはれたりしは、予も往返に見知りたること也といへり、橋は甚内ばしに非ざるを思ふべし、

甚内がこと古老云つたふ、彼召捕しとき瘡をやみ居たり、これに依て今もこの疾ひのもの、願をかくるに往々しるしありと云、

同十九年の條下

此年江戸御城御普請諸大名被仰付、

○江戸町に大谷隼人といふもの、居風呂といふものをたくみ出す、

見聞集、予が見し本には、すい風呂とあり、そのかみ湯風呂といひしは蒸風呂と聞ゆ、それに對して水を湧したるをすい風呂といふなるべし、遺老物

語の内、永祿以來出来たる物の中、すいふろと有て、朝鮮物語名古屋陣中より出来たりと見ゆ、

○好古日録云、俗に云箱挑灯は、豊臣公の時始て製す、箱挑灯といふもの昔にあらす、すべて貞幹の説しひごと多し、信すべからず、

○三味線云々、世上にて一船に弄べるは、元和寛永の頃なるべし、

三味線行はれしは慶長頃は一般と見へたり、然らばや、廣まりたらむは、猶文祿前とするべし、考あれども事長ければこゝにしろしがたし、

元和元年の條下

當年禁裡仙洞并武家及佛家等の法式を定めらる、

同三年の條下

伏見在番、今年より一年代りとなる、次の年四年に此事止む、

○庄司甚右衛門、官許を得て遊女屋を一ツに集め、花街を葺屋町の末にいとむ云々、そゝる物語に云云、

見聞集卷七、そゝる物語にいへるは、庄司甚右衛

門が事とは見へず、其末文に「これに惑ひて身をほろぼすに至れる者多かりければ、とかく彼等を江戸に置べからずとの義にて、女の數を改め給ふに、和尚と號する遊女三十四人、其次に名を得たる遊女百餘人、皆悉く箱根坂をこし西國へ流し給ふ」とあり、これ慶長中に一たび加様のことありしなり、落穂集にも慶長五年已前、葭原町の事を云へり、然れば甚右衛門は其後願ひて再興したるなり、右に和尚と號するといへるは、上色の遊女をいへり、

○其頃の思案橋は、今のあらめ橋也、

思案橋は、今の思案橋なるべし、

同五年の條下

大坂御城在番今年より始る、

同七年の條下

○九月廿二日、小堀遠州侯上京云々、

此年東福門院御入内、小堀侯上京もこれに依て也、

同八年の條下

日光御參詣あり、

同九年の條下

○芝増上寺山門御再建、

御上落あり、増上寺山門は其頃被_レ仰付、御下向の時出来といへり、

元和年間記事の條下

○女歌舞妓を禁せられ、男歌舞妓となる、

大歌舞妓やみて若衆かぶきとなる、男かぶきと云名目は見へず、

寛永元年の條下

○明石志賀助寄相撲と號し、四ッ谷鹽町にて、晴天六日興行す、江戸勸進相撲の始めなる、

相撲大全誤多し取用ひがたし、明石志賀之助が時は寛永にはあるべからず、其故は延寶中の一枚摺の繪にこれが相撲の圖あり、又この者と丸山仁太夫、京都にてすまふ取れるよし物語あり、俠客傳にも見ゆ、彼仁太夫は延寶頃のすまひ取なり、志賀之助相撲を江戸勸進相撲の始といへるは非なること知るべし、もし之を寛永のこととしていたくおくれたり、然にはあらじ、勸進すまふ上_二方_一には永祿以來文祿中盛りなり、四谷鹽町は某の寺社の地にか、さもなくばいかゞ、寛文元年にも法度見へたり、猶委しくは嬉遊笑覽四の卷にいへり、

同二年の條下

東叡山御草創の翌年、同處に御宮御建立あり、

同三年の條下

○二條御城御在番始る、

但御番衆計三十人、組々より差人あり、

○伊達政宗の家來、美しくしき衣類を着ければ云々、其時の人伊達人と云始めしより、風流なる人をば伊達と云ならはしけり、

たてものといふこと、こゝに云へる説は附會也、もとたてしきことより出たる詞也、

同五年の條下

今年仙洞御造營あり、

同七年の條下

○二月十四日、醫師甲斐徳本卒、百十七歳といふ、いづれの間を専らに行めぐり、かひの徳本一服十六錢と呼ぶるきけることや、

或云、徳本常に玉丹を一粒五錢づゝに賣りたりとぞ、終る所をしらず、如何にしてそれが没故の日はしれたるにか、

同九年の條下

諸番諸組の母衣指物具足等、御定番頭物頭へ仰渡

さる、

同十年の條下
二條在番衆に組頭を付らる、

同十一年の條下

今年西丸過半焼失、大番十二組に定る、

同十二年の條下

當年武家の掟仰出さる、二條在番衆に番頭兩人を付らる、駿府御城在番始る、

同十三年の條下

御城外龍の口に評定所を設けらる、

同十六年の條下

江戸御城御本丸御殿焼失、御天主御櫓はつゝがなし、

同十七年

江戸御城十二月十三日、御煤拂今年より始る、

同十八年

○諸家系圖三百七十巻成就、

是を寛永大系圖と云、日光山へ御奉納、

同二十年

新御番四組始て仰付らる、工計の間御番と云、

寛永年間記事

○春臺獨語に云、寛永の比云々、是は寛永のころより元祿の比までの風俗を言れしなり、其ころ婦女の塗笠小ま、頭巾、紫草の足袋のこと、山東骨董集、奇跡考に詳なり、袖の縫箱六尺袖、

春臺獨語にいへる處を、寛永より元祿までと思へる非なり、此文末に至ては、享保の末元文比の風俗なるをや、

これらの事、奇跡考はもとより論に及ばず、骨董集も未だ詳ならず、

○八水隨筆に云、世に素襖の袖を切て、上み下もにしたりしは、松永彈正が始たるといふ事もよく人の知る處也云々、

素襖の袖を切たる服は、松永に始ると云ふは非なり、足利鹿苑院の頃、もはや見へたり、又下文に麻上下の裾を切しことも云々いへるはいかにぞや、素襖の袖を切りたるは今の長上下、袖も裾も切たるが今常の上下にあらずや、肩衣はもとより古くありしものなり、こゝに擧たる説ども皆ひがこと也、

○寛永の比、泡齋といふ狂僧云々、世事談にいへり、

世事談はうさいの説然るべし、但しはうさいは寛永以前よりいへることなり、考あれども長ければしるしがたし、

正保元年

○伊勢大山參、布團を重ねて馬に乗ることを停給ふ、昔物まうでの旅路、又田舎人よろしき婚禮には、つづら馬にふとんを重ね敷て乗れり、されば小娘がうたふ手まり歌に、「おゝさんごーのよめ入じようらうあどかけつーづらふーとんばりしてしまさんこんさん中のりさんからおふみがまいつた」云々といふことも、伊勢參りのことをも交へ云へり、又松の葉の小歌、馬かたと云唄に、春はござせのおつづら馬よあけ七才のれんせんあし毛云々あり、又今も神田祭の練もの昔にならひて、金うり吉次が行装つづら馬を牽く、これそのかみの躰也、

○木挽町六丁目、岡村長兵衛芝居始る、二代目より後山村長太夫座と改む、

山村芝居は、元祿十七年申二月六日書上げ、山村座取立候年數の義、私先祖小兵衛と申者、寛永十九年年より狂言芝居取立仕候、當申年迄六十三年に罷

成申候、尤其已前より、當所芝居御座候由承傳へ申候、右小兵衛より、私迄五代相續、狂言盡仕來申候、元祿十七年申二月六日、狂言座元長太夫と見へたり、岡村長兵衛と云事見へず、其うへ年も違へり、誤り成べし、

慶安元年

此年新番二組、別に仰付られ、先年共に都合六組と成、井戸新右衛門、駿府御城定番となる、駿府定番の始め也、

同二年

今年日光山へ御參詣、當六月參勤の大名衆は、月末に參勤可致旨仰出さる、

慶安年間記事

○酒戦といふこと行る云々、其顛末を記したる水鳥記といへる冊子あり、

水鳥記酒戦の事は、考あれども事繁ければ録しがたし、

○蜂龍の盃は、奇跡考に見へたり、川崎稻荷新田庶廣が子孫云々、

蜂龍の盃、奇跡考に見へたりといへるはいかにぞや、奇跡考の圖は眞物にあらず、其由は其説にもいへるをや、底廣が子孫云々ある、廣字は深字の誤なるべし、

承應元年

○六月若衆歌舞伎御制禁あり、
慶安五壬辰六月廿七日此御觸あり、

同二年

○武徳編年集成に、大久保某天正中に台命を受けて水道を考へしより、多摩川の清泉を小石川より引しめられしといへるは、則神田上水の事なるべし、

こゝに引編年集成の説は妄也、

見聞集に、神田明神山岸の水を北東の町へ流し、山王山本の流を西南の町へ流し、此二水を江戸町へ普く與へ賜ふとあり、神田上水と云ふことは是なり、御入國已來、猪頭の池水を、御公儀御入用を以て上水道に被_レ仰付、町年寄承り相勤、玉川上水道は清左衛門庄右衛門請負申候に付、水道端の村々へ我儘不_レ申掛ため、又村々水道へ不淨なる糞不_レ仕候爲、寛文中玉川上水羽村と申處より、代々木千駄

ヶ谷村まで十三里程の間、水道兩端三間通つ、被_レ召上、水道南の方は喜多村彦兵衛、北の方は奈良屋市右衛門拜領被_レ仰付候に付、右三間二十三里程の場所、其節自分入用を以て、松杉の苗木植置申候云々、此書上げ事長ければ略す、

○松尾忠左衛門、堀わりの普請奉行たりし云々、此事世上に傳ふるをもて按ずるに、翁は寛文十二年九月始めて東武に下るといひ、また薙髮したるは一年置て延寶二年なりと、されば翁が俗牀にて江戸に在しは、僅に一年の餘也、此頃御普請の事行れしなるべし、

桃青が水道にかゝりたる事も、其比の日記にあり、こゝにいへるは非也、

○正月二日、牛込御門の内、青山某が婢女菊といふもの、主家にて秘藏の皿を破りて害せられ云々、多くは附會の談なるべし、

皿屋敷の談、妄誕いふに足らず、或云番町皿やしきと云ふこと也と云へり、是亦附會の説なり、播州皿屋敷と云淨るり杯もあり、もとは小兒の戯にいふ皿かぞへの化物より出たること、聞ゆ、

○新鳥越易行院に、俠客助六の墓と稱するものあり云々、近頃享和文化中、鳥亭さん馬出したるなり、
文化の頃、俳優松本幸四郎が弟子染五郎師にそむき、大芝居に出ることならざるなりて有しに、焉馬より花川助六といふ名を付てもらひ、市谷八幡社地に芝居ありてそれに出たり、彼助六の墓に香花を

手向させしなるべし、
興云、花川二字の下戸の字を脱せしらず、暫く原本に從ふ、
にや、又は戸の字を除きしにや詳なし

同三年

○市村羽左衛門が芝居にて云々、鳥原傾城買の鉢を仕組、髪切島原、坂田島原杯題號にせしより、芝居の惣名を鳥原と云しとぞ、

羽左衛門芝居のみにあらず、京難波すべて昔は傾城買の狂言流行たり、夫故傾城何々といへる名題の狂言多くは淨るりも多くありて、今にあまた残り、

明暦元年

八代すがしに御殿并に馬場を造らる、是朝鮮人の乗馬上覽有べき爲也、

同三年正月十八日

御城御本丸御天守等炎上、西御丸恙なし、

明暦年間記事

○淺卯見附前玉屋勘五兵衛、笹屋利兵衛といふ船宿にて、猪牙船を製す、山谷通ひの輩これに乗る云々、猪牙船こゝにいへるは江戸砂子の説なり、又一説もあれどいづれもひがこと也、ちよきぶね悪處通ひに用ひせめし頃は、二挺立といへり、三挺立もあり、これら御停止にて、今は櫓一挺なれども三挺の名は残り、二挺も三挺も皆ちよき舟にて、もど漁獵の船なり、正徳四年八月深川獵師ども願書を出す、そは此度ちよき舟御停止に付て也、元來ちよき舟と申は獵船に御座候處、悪處通ひの船に借し申者所々に出來申候に付、悪處船の名に罷成、獵師共家業之障に可_レ相成、旨迷惑に奉_レ存候間、御訴訟申上候云々見へたり、

萬治元年

御切米御張紙始て出る、定火消四組始て仰付らる、
承應元年さもあり

同二年

或云、こゝとし兩國橋を造らるとあり、是は今年より造り始めて、翌年落成したるなるべし、

○十二月五日、吉原三浦屋の名妓高尾死云々、高尾六人あり、山東翁の奇跡考に其考あり、また柳亭翁の高尾考一冊あり、未梓に上せず

高尾考は太田南畝の著述、京傳補考あり、猶さまざま説ある也、

(頭書)柳亭の高尾年代記、明治三十三年上梓せり、外に京山又雀菴の高尾考あり、

同三年

日本國中の寺社へ、御朱印地二百五十万石程を附させらる、

萬治年間

○明人陳元贊本邦へ來り云々、起倒流柔術のはじめなり、

この事貝原氏が和事始に出て、之を柔術の始なりといへるは誤なり、もとより其事はありて居合といへり、今は太刀を抜わざにのみあひといふ、是等のこと考へあれど、事長くしてこゝにしるし難し、

寛文二年

○葺屋町の河岸にありし、一錢茶屋といふものを停らる、

此一錢茶屋は何の故に停められし歟、其後貞享頃の書、堺町に茶筌に茶を立て、出す茶屋の圖見へたり、これ一服一錢の茶屋也、

同五年

○諸家秘録の要を摘て云、江戸木挽町に大和慶菴といふ醫あり云々、男女の媒酌等の肝煎をして云々、慶菴のこと別に考あり、畧書し難し、

同六年

御旗本の諸役人に御役料を給る、

同七年

攝州多田社御再興、

同八年

○二月朔日、牛込酒井家御下屋敷より出火云々、同日市谷天龍寺内より出火云々、新橋まで海邊に至る、又御茶の水より出火云々、三方の火事一所になり、武家町家夥く類焼、同夜四谷竹町より出火、御大名屋敷類焼、

類焼の輩に御切米御役料共に三分一當春御借米出る、類焼の四百石以下の者に、拜借金仰出さる、御歩行組頭已下は返上に及ばざる旨なり、

一季居の奉公人、二月二日替と定り來れども、來春より三月五日替りたるべしと仰出さる、御番三分一休はじまる、

同十一年

大坂御番代七月になる、八月は洪水の時にて道中難義に及ぶ故也、

同十二年

○うでがう高足駄の行人宿御穿鑿あり、うでがうは人倫て、被髮の男、片腕へ又を貫きたる形のものらひにて、腕剛さあり、

うでがうは頭香の類、香を手に焼て經をよむなり、さるを物もらひが腕に刀を貫きたるを見するをも痛を忍ぶこと同じければ、擬へて腕がうといへる也、後世すねを切て膏藥を賣れると同じ趣向なり、

寛文年間記事

○江戸にて代八車を作る云々、世事談綺に云ふ、紳書大八といふもの、小石川築地さなりし比、土を運ぶことな仕出しければ、大八車にて冷も用る事なりとせり、

世事談綺、この下に今は大八と書とあり、元祿比町方觸書にも大八とあれば、もとよりしか書しなり、さて右の説、紳書の説、いづれもひがことなり、江戸には牛にかくるも人の挽くも皆この車なり、大

八とは大八町のことにて、大津の八町をいふ也、これは雜車のある處なれば、それになぞらへてしか呼るなり、猶考へあれど長ければ畧す、

此頃俠客の額を拔上ること行れしなり、浪華の宗因江戸に來りし時、深見十左衛門が額を見て、名月や來て見よかしの額は「云々、此句洞房語園に見へたり、其文の言やう深見十左衛門が發句と思はる、

延寶三年

東海道人馬賃錢有來る處に三割増、脇道中は二割増と仰出さる、今年始て春御借米を給る、

○二月六日、古筆了佐卒、

了佐は寛文二年正月廿八日没せり、こゝの二月六日は了佐には有べからず、

○九月云々、按るに歌舞妓事始に、永祿二年末春室所設の御酒宴左衛門等預りて、出雲のふくに其外男女交りて、狂言を催しけることなにいへり云々、

歌舞妓事始妄説多し、信すべからず、村上又兵衛といへるが始めにて、明暦二年丙申四條河原中島にて興行す、正徳三年四條河原名題改帳に村上平右衛門、又兵衛倅より平右衛門と云ふとあり、これに

ても推してしるべし、

同八年

二條大坂在番衆御合力米御金にて下さるべき旨被仰出、

延寶年間記事

○堺町云々、甫春といふ小男を見せ物とす、用捨箱甫春は難波にありしなり、但し觀せ物に出たることを聞ず、

○江戸繪圖は、延寶の圖分けて委し云々、凡江戸分圖に委しきなり云々、遠近道印は假名にして遠近導引といふ意なるべし、何人にやしらす云々、道印は字を替へ見るに及ばず、みちじるしの意なるべし、

天和元年

大坂御番代八月となる、

同三年

定火消五組、新規に増仰付らる、去冬大火類焼の輩に、當夏御借米を當正月下さる、唐織ぬひ箔模様等の衣裳、御制禁被仰出、

天和年間記事

二月六日御達

○千川上水云々、其上水の川筋、今も業平橋東北の

方の橋際より、葛西領世村の方へ通りて小川一流あり、

今は業平橋の東北の方に橋なし、是かの白堀より横川へ通ふ入樋の處なるべし、

貞享三年

○九月大小の神祇組と號したる惡黨を罪科に處せらる、神祇組とは、結本誓言なり、安齋、浸筆に、仁木組とするは附會なり、此神祇組といふことの説は、嬉遊笑覽にいへること也、

貞享年間記事

○好古日録云、婦女の普く用る笄は、貞享年間御厨子所預り、故備前守はじめて工人に作らしむ、のち纒に十數年にして宇内にひろまりたりとあり、

こゝの説いさみだりなり、好古日録笄字を書たれど、是はかんざしなり、かうがいは古くよりあり、今世用るかんざしは、御厨子所預若狹守紀宗直圖南老人と申、此人若かりし時、北野に開帳ありし時、或商人に教へて釵に耳かき造りそへて賣らば流行べしといはれければ、やがて作り出しに、果して行はれたりといふこと、屋代氏其家にて親しく

同四年

○骨董集に、元禄六年印本大張子を引て云々、此時代了意といふ人二人あり、淺井了意は俗也、今一人の了意は僧なり、ともに著述の書こさるるを見れば、必ず僧の方なるべし、柳亭翁は筆記などありしならんを、泉下の人となられて問ふよしなきこそはなけれ、

誰に問ふに及ばず、其著述大に相違せり、見て知らるゝをや、

同十年

東叡山中堂瑠璃殿御建立、

同十一年

御家人五百石以上、領地なくして御藏米を取來りし輩に、皆知行所を給る、二條大坂在番衆御合力米、今年より米ばかりにて下さる旨仰出さる、

同十二年

御旗本諸士へ御救金を給る、

同十三年

當春御借米の高半分宛御金にて下さる、但し今年初ての儀なり、

同十四年

當春御借米、又前の如く御米許下さる、

聞かれたりこそぞ、圖南老人は寶永の初頃生れし人なれば、若き頃は享保中なり、曳尾菴が我衣に、享保よりかんざしと名付る物、上は耳かき下は髪かき、銀にて作るごあるに叶へり、日録は聞誤りて書るなり、其上笄字杯書たるはかうがいと思へる歎笑ふべし、そをこゝに擧たるは誤りを重たりと云ふべし、

元禄元年

二條大坂在番衆御合力米、江戸御張紙直段にて被下す旨仰出さる、

知足院を神田橋の外へ移さる、後に護持院とあらたむ、

(頭書)興云、知足院云々は本書十一月の條下に委しければ、宜く削除すべし、

○十一月云々、隠家に列し、新義僧祿に命ぜらる、

隠家は院家、僧祿は僧録の誤也、

同二年

小普請御役金上納始る、是より先は人足を出せり、

同三年

御番三分一休無用と仰出さる、

同十六年 御役料三分一、當春より始て御借米の節是を渡し賜る、

寶永元年

○六月十五日より云々、大川筋其外大雨大水、關東洪水、水休始て仰出さる、二條大坂在番衆御合方米、御金にて給るべしと仰出さる、

同二年

今年根津權現宮御造營遷座あり、

○今年伊勢宗廟諸國より參詣多し云々、しほじりにいわ寺門徒などはさみして言にさへいひも出し侍らす云々、あくまで己が家にまよひて我執よりかくはいひなははる、己が家とあるは、己が宗とあるべき也、

同三年

○六月元字金吹替あり、是を寶字銀といふ、元字銀なり、

同四年

○十一月廿日より云々、世人此比咳嗽を憂ふ、嘔は嗽の誤、

同七年

御書院番衆、駿府御城に在番の事をやめらる、

○九月廿一日、芝口御門成就云々、

享保年中火災に、此御門焼失して後は再興なし、(頭書)享保九年正月廿九日午刻、加賀町より出火、此時森田座やける、

寶永年間記事

○鼻紙袋此時より始る、

鼻紙袋そのかみよりあり、

正徳四年

○五月新金銀御吹替、

乾字金を鑄る、一説に二年の事となし、或云五年、

○九月廿二日、根津權現祭禮云々、惣門より茅町通、

西川家は石川家なるべし、

享保二年

○災後護持院を小日向の末に移させられ云々、

小日向の末護國に移さる、

同三年

春御借米御張紙始て出る、

同四年

小普請組支配十人新規に仰付らる、

同五年

正徳元年より今年迄十ヶ年の間、御番改有て皆勤の輩、段々御褒美金を下さる、

豆州下田湊廻船改御番所を浦賀に移さる、

同六年

五ヶ年の間に、兩度類焼の輩へ、拜借金被_二仰付、以後瓦屋蝸がら葺等の拜借數度仰出さる、こと繁ければ記さず、

諸國領地歩并百姓百人社人僧尼等の人數、領分限りに書出すべき旨仰付らる、

評定所腰掛に直訴狀入るべき箱出る、

江戸にて本草學問する者出さしは松岡より盛なり、享保六年辛丑二月、松岡玄達を京都より被_レ召、

旅宿小傳馬町三丁目糠屋七兵衛なり、七月三日御暇にて歸京、其比藥艸物産御吟味にて、諸國の人多

く被_レ仰付、大坂儒醫古林見宜、大坂藥種屋伏見屋

市左衛門、平野屋九兵衛、堺の藥種屋小西彌左衛門

等、二月より御當地逗留、七月歸郷、其外野呂玄次、

夏井松玄、本賀徳運、是は藥艸見分に被_レ遣、又伊勢

松坂院堂紀州豆州へ採藥に被_レ遣、是は旅宿本石町

四丁目、又享保七年に浪人阿部友之進、相州大山よ

り八王子邊迄採藥被_二仰付、

採藥使記は、享保五年庚子駒場御藥園、御用屋敷の

預り植村左平次政勝台命を承り、其時より寶曆三

年癸酉に至るまで間斷なく、三十餘年諸國を巡り、

藥物はさらち、奇事に至るまで、書記して九卷とな

して献上せり、

○五月神田橋御門外におゐて、古林見宜醫書講談始

る、

見宜の講談は前に記したる逗留中の事也、

同七年

當年日本古代の書、品々御尋あり、

諸大名參勤交代の事、三月九月交代し、在府半年、

在國在邑一年半たるべき旨仰出さる、但し先規は

外様四月、御普代六月交代す、

同八年

今年より春夏の御借米、其高の四分一宛下さるべ

き旨仰出さる、

諸役人其役儀に應せざる小身の輩へは、勤役の内

御足高被_レ下旨仰出さる、

享保九年

○甲府御城番始る、甲府御城勤番として、小普請支配より、番頭兩人組により、小普請衆二百人を仰付られ差遣はさる、

同十年

下總國小金御狩あり、

同十一年

小金御狩去年の如し、大御番始て御供に出、

同十二年

○七月吉原仲の町に燈籠を出す、角町中万字屋の名妓玉菊といへるもの云々、此燈籠玉菊が追善に始れりとは普くいへることながら非なるべし、其考嬉遊笑覽にあり、開き見るべし、

○八月卅日夜より九月二日三日、北大風甚雨洪水溢れ云々、

昔江戸に鯀魚といふ魚なかりしが、享保十三年九月二日、江戸に大水出て、此魚長さ二尺ばかりなるもの多く、すなごりするをのこ此を捕へしを、みな人見て怪しめり、それより後江戸近き川々に、常にこれあることなりぬと云や、

春臺の説あり、又岩長、浩が日東魚譜にもいへり、

○十二月御茶の水川端廣がる云々、

同十四年

此年三月廿五日己巳穀雨の節にて、二十八日壬申寒氣はげしく、此夜霜つよく降て、秩父のあたりは桑の葉皆枯たりと云や、

○五月交趾國の鄭大威といふ者、廣南國の産大象を渡す云々、

竹の葉をくふけたもの、まつやこし

身をはむ鳥もまたぬ御代とて

鳥丸光榮卿

身をはむ鳥は何にかあらん、忌はしきことばなるべし、

これは事を心得ぬ者の誤りにて、實をはむ鳥なり、鳳皇は竹實にあらざれば食はずと云ふ、本文によりたる也、

同十五年

諸大名參勤交代の事、來亥年より先規の如く、在府在國たるべしと仰出さる、

金銀錢の札遣ひ有之、所々先年御停止なりと雖も、向後札遣致すべしと被仰出、御旗本五百石以下の輩へ拜借金を仰付らる、

○四月赤坂氷川明神今井谷へ移され、社御建立あり、今井村に遷座とあるべし、

○足立郡見沼に新田を開かる、去る戊申年、下總手賀沼に新田を開かれし比、高田茂右衛門友清といふ者、其功にあつかり、其功を全ふせしは、今年も又命ありて、弟鈴木文平胤秀と俱に、此事を司り、多くの功を立たり云々、去戊申九月の大水郭北尤甚し、士民數十万魚籠となりて死者万餘人、國初已來これなき大災なり、近時興利の臣議して瀧澤を潤して新田を作る、其水を他所に流す、地勢をしらす水の性に逆ふ、是水災ありし所以なり、何ぞこれを功とせん、高田某もそれに附たる者共なり、此事業芝園漫筆下巻に出たり、

同十七年

万石以下御家人、出羽陸奥信濃越後越前五ヶ國に知行所有之、布衣已上の御役人は、勤役の内ばかり願次第御藏米と御引替可被下旨仰出さる、但取來る知行所は、其儘領知仕定めを以上納し、山林等は地頭の取箇にすべき旨被仰付、西國四國中國

邊作毛蟲付損毛飢人等多き故、万石以上の輩へ拜借金仰出され、御廻米等有之、万石已下へも拜借金仰付らる、

○三月廿八日、淺州本藏寺門前より出火、淺州下谷邊寺社町方多く焼亡云々、

此時の火は、常とばかりて數多の所より先たち後れて出たり、先づ第一は西の御丸下より始まり、御櫓も一ヶ所焼たり、武家方町屋その數をしらす失せて、凡延焼二里餘となむ、大かた火は一つなるが、分れて數筋となるは常也、然るに斯く數十の所其場所を略す、別に記載あればなりより起るは、この時八九十歳の人もしらざる處也と語り傳へたり、

同十八年

○七月上旬より疫癘天下に行はる云々、此時江戸のみならず、海内均しく之を憂へ、老幼ともに追れし者は百人中一二人に過ぎず、古へより未曾有のことなりといへり、

享保年間記事

○神田明神事能は、大永中より連綿たりしが、享保六丑年、舞臺并道具を収めし倉庫類焼せしよりこの

かた絶たり、
 神田社神事能のことに大に誤れり、事跡合考杯も誤説なり、享保三年戊戌九月十八日、喜多十太夫之を勤む、是より後絶たり、其故は此時も入用高金六百二兩と銀三十九匁七分、外に太夫謝禮金五十兩なり、是にては不足とて遂に止む事となり、其以前も實生杯不足を言て出ざりしなり、
 ○因に云、中古祭禮に屋臺と號したるものを出したり、破風造りの屋根、四本柱の上げ輿云々、屋臺のことは大に非なり、是は次第に大に作り、二間に三間程のみならず、牛二匹三匹に牽かせしものなり、内には人形あまたす、岩樹つくり花これに應じ、下の方に幕をはり、其内にて鳴物を拍子する也、このやだいに必ず名ある男を雇ひて乗らしむ、喧嘩などの爲なり、腕の喜左衛門といひし者、神田の祭のやだいに乗りしが、野への忠三といへる目あかしを殺害せしこと杯あり、尤もふるくよりある事と見へたり、今踊りやだいと云ふもの、これより變じたる也、其もとは臺尻にて、難波にてだんじりと云ふ、それは牛車にはあらず、昔は

祭禮などにも、かぶき芝居のまねびすることは、さる夥しき引ものにも人形などかざりしなり、享保六年屋臺を御停止あり、
 ○髪は文金風とて、わげの腰を突立云々、此文金風といふ髪の結ぶりは、もと辰松風とてはやりしふりの少し變じたるなり、事長ければしるし難し、
 ○拳相撲流行、遊女玉鬘など事うち、奇跡考に、玉鬘拳まはしといふものを出せり、其説によりてこゝに拳相撲のはやれる事とするなるべし、これ大に非なり、拳のはやり始れるは猶後のことなり、嬉遊笑覽を見て知るべし、
 寛保元年
 曳尾菴が我衣に、寛保元年踊子停止せらる、ころび藝者の鼻祖なりといへり、
 ○三月吉原仲の町へ櫻を栽るしむ、其後寛延二年の頃より栽て、年例にはな
 吉原町櫻を植ること、こゝは徒流が説によりたりと見ゆ、こゝは誤り也、寛延二年己巳のとしこれ始なり、其時堺町中村座芝居にて、助六狂言に其跡を

うつし、殊更賑はしかりしとなり、其淨るりを廓の家櫻といへり、

同三年

○閏四月勸進比丘尼中宿を停らる、寛保元年のころ、ある田邊の武士と俱に情死せり、しかりしより比丘尼町中へ出ることを止給ひしなり、比丘尼八官町にて櫻

比丘尼のこと、御觸は是より先寶永三亥のとしにもありしなり、
 比丘尼情死のこと、猶ふるくは吉原徒然草に、源太郎と云ふ比丘尼、米屋のむすこと情死したるよし見ゆ、

延享元年

○九月廿七日、金雕工土屋安親卒、
 安親が位牌のこと、予が雜著の中にいへり、

同四年

○三月悪黨濱島庄兵衛并黨類刑せらる、世に日本左衛門といふ、
 庄兵衛は尾張のもの也、其時の書付あり、
 ○十月廿四日、俳人菊岡沾涼卒、名房行號米山後下巻
 菊岡房行が孫は、柳川直光が弟子にて、刀劍の飾具のほり物をなし、光之と名のりて世に聞へたり、祖

の名を繼て、菊岡沾涼と號しぬ、

延寶年間記事

○山下敵膝、一ト鏡子足に恨や、ほれ嫉、牧童園中に花やこいふ暖簾あり、上妓の類未レ考、
 山下敵膝は黄色なり、名けて是をけころと呼ばる呼にて、嘸ころばしなり、此句一鏡子足に恨とはけころばしたるをいへり、こぼればきは歴のあらはるゝを云ふ、斯くばかりあらはなるをなご考へざる歟、但しあらはにはざることのあるは、思むことのあるなごする時なり、是は左にあらず、實に思ひ得ざりしなり、その故は篇末にけころのことをあからさまにしるしたり、
 ○忍儉純、未レ詳、

忍をおしと讀みたるは何事ぞ、此はしのびけんごんなり、前にも大名儉純あり、けんごんは慳貪と書べし、今も口語にいふ意と同じ、何にまれ食物人の心に任せて勸めざればしかいふ、器を清らに作りたるを大名けんごんと云ふ、忍びけんごんは一箱の内にへだて有て、汁次も加薬も其中に入、そばにまれうごんにまれ、この器に盛りて持運ぶ、これ忍びけんごんなり、既にこの本集發句に、藪入や二

階へ二膳しのぶ山といふ句あり、興云、この月に冰集といひ用せし時津風云、この事だにわきまへなくては、前句案をさせるなり。この事だにわきまへなくては、前大名けんごんも何ぞ心得済したるかいかし、けんごんは其かみ食類のみに非ず、賣色にもこれあり、それらの事委しく嬉遊笑覽飲食部にいへり、披き見るべし、

○番椒地藏尊、三分法安寺興云、法番椒地藏尊の注も心得がたし、この草紙の書を見るに、興云、この草紙は、其者の肖像と見えたり、思ふに時津風をさすなり、其者の肖像と見えたり、思ふに其かみかゝる法師の物乞ひありきしなるべし、錫杖に唐がらし結付てもちたれば、さは呼しならん、

○狂歌坊、未詳、狂歌坊も押當の考ながら、耳袋に品川宿にて鷹匠に咎められて、一ふしにたかしやうさんになす庵相、とよまれし法師にはあらずや、

○八月十四日、書家馬場春水卒、(頭書)百家綺行傳に、安永天明の比、江戸四谷天龍寺門前に、狂歌坊主と云ものあり云々、少し年代は隔たれども、或は同人歟、

寛延元年

や、ふるくより稀には有しなり、

○宗十郎頭巾はやり出す、

一雪が新著聞集に、梅澁吉兵衛といふもの、胡椒頭巾といふことを始めて仕出す、大悪黨なり云々といへり、されど胡椒頭巾の名は、延寶年中に撰みし洛陽集に見えて、「すり」が用るよしあり、然るに芝居役者伎藝故實に、宗十郎頭巾は故助高屋いまだ宗十郎といひし時、梅の由兵衛にて被りしより、今に其名を殘すといへり、いと、忌はしき物なり、この事も猶委しく嬉遊笑覽服飾部に見へたり、

寶曆元年

○三月十八日より、淺草寺觀世音開帳、享保四年より三内神佛殘らずあり、吉原玉屋内花紫といふ遊女、十二挑灯へ丸の紋をつけて奉納す、これより十二てうちんの花紫とて、その名高く小唄にもつくりける、

花紫が十二挑灯奉納の事は、後は昔物語に、花火の十二てうちんも、出處は是なりといへれど非なり、萬治二年花火御注文、大小てうちん多く見へたり、又紫の一本にも、てうちん立傘とからくり花火の處にいへり、猶ふるくは北條五代記、三好孫太郎が指物、挑灯七つさしたりなども見へたり、○例の後

春水馬場流の祖なり、丈助と稱す、七十餘歳にて猶わかき時の手跡の艶あり、或人いかゞして然るにかど問しかば、怠らず日々書ゆへなりといひしとかや、

同二年

○雜司谷鬼子母神境内に、孝女くめといふもの、麥わらにて作りたる角兵衛獅子を賣始む、

麥わらの角兵衛獅子のことは、江戸塵拾といふ寫本に出たり、されどもこの草子の説うけがたき事多ければ、この久米といふ女の作りそめしといへるも如何あらん、但し凡よそは此頃よりし出し手遊なるべし、作り主のことはしるべからず、右の書名をいはで、其説のみしるし、はいかにぞや、

○新著聞集十八冊刊行、

新著聞集は椋梨一雪が撰なり、

寛延年間記事

○此時代より開帳場に、神佛によらず幟を立てること始れり、

撰外題年代記、享保十六年五月、國性爺三度目、天満のひき組より、芝居の表に幟を立てるといへり、

は昔物語の書名を引かず、説ばかりをこゝに注せるはよろしからず、

同五年

○三月十六日より、深川永代寺にて信州戸隠明神、九頭龍權現顯光開帳、この明神樂を舞ふ神子美女の唄あり、其名をちえんといふ、踊子の事をちえんといふ語はこれなり、

踊子は元文頃よりありとか、村松町橋町へん尤も多かりしと云、武野俗談に、踊子におゑんといへるもの、其頃はやりし者なるよし見ゆ、さればこの説は非なり、男子にちえん次郎といふことは、今も聞くことなり、是は淺田榮次郎と云者のことを、山東京傳が、艶次郎江戸うまれ浮氣蒲焼といへる草紙に作りしより、ちえん次郎と云ふこと、彌いひはやりたるなりと云へり、女子にさるたぐひの謬あるは未だ聞ず、

同六年

今年下總國古河にて、弘法水といふ薬水出る、參詣群集、

同七年

○田村元雄始て湯島におゐて、物産會を催す、翌年に神

平賀源内物産のことは、田村の門人なるべし、物類品隘はこの會によりて出来しならん、

同九年

○平賀鳩深湯島に物産の會を催す、同十二年、又會あり、此會さきの田村の會とまがひて重複したるにや、

同十一年

○十二月五日、金彫工稻川直光卒、稱三文四郎、東本願寺地中に葬、此文四郎は柳川直政の弟子にて、直克といへり、光字は誤れり、

同十三年

○長崎より傳へしと號し、生年によりて灸治に忌む事を撰びしとて、一枚摺を賣あるく、
焚灸日、今に世人の用るはこれなるべし、只一時のみにあらず、大に人を惑はすことなり、中井竹山が草茅危言に、昔大坂古林の元祖見宜は名醫の譽あり、或人灸の忌日并に禁呪のことを聞たるが然りやと問ければ、如何にも其ことありと云、其人覺へ易き事ならば教へ玉へと乞ふ、見宜襟を正して、其傳授は年中にて灸すまじき日は正月元日、身の

内にて灸すまじき處は眼玉なりといへり、卓見といふべし、一伎にても妙を得たる人は、見る處の超邁天理あきらかなること斯の如し、

寶曆年間記事

○卜者平澤左内、軍書講釋師深井志道軒、平澤左内は講釋師にて、馬文耕同時なり、志道軒は専ら軍書よみにはあらず、

○芝三田俗稱三田賤妓まつといふ者歌を詠す、ちりつかの塵むしも登はすいしきものさしらすや、

三田のはきだめお松が事は、馬文耕が武野俗談に出たり、此女ころざしやさしきものにて、よき人うけ出して伴ひぬといへり、

○我衣に曳尾菴云、御厩河岸を上りて左のかた、北番塲川端に石工あり、それが家の前に男女の石像あり、是は寶曆のころ龜戸に錢座ありて、其家の夫婦の石像なりといふ、後年零落して誂へたる子孫もなくなりしにや取に來らず、其まゝ雨露に晒れしを、文化の半、庇を覆て賽錢筒を出したり、夫婦石と號して何事をか立願する人多しと云々、
我衣にいへる處、此儘にては心得がたし、あつらへ

ぬしは其現存の人ならずとも、それが子孫いまださかへし程なるべきに、其儘に捨置しは何ぞ故あるべきなり、

又この石屋に、根布川石にて落咄の名人石井宗叔が碑を作りしが、これも誂主其儘打捨置たるありしが、如何なりし歟、思ふに其徒これを建るをかごとにして、金錢を集る手段なりしが、思ふやうならずにやみたるなるべし、これに立願する人もあるよし、

○寶曆三年の比より、大文字やの大かぼちやといふ童謡行はる、吉原京町大文字や市兵衛形見若しく、其頭かぼちやらかく、唄ひて人を笑はせけるぞ、蜀山人假名世説に見へたり、

大文字屋かぼちやの謡は、假名世説を引に及ばず、先にあまた見へたり、且假名世説は文寶が淨書して刻する時、添ごごを加へて紙數を足したるなどあり、

○硝子は外國のものなるを蘭人持渡り、中古長崎にて製する事を得、近比東都に其職人おほく出來て、萬の器を製し、活業とするものあまたあり、曳尾菴云く、びいごろは蘭語にあらず、ほるとがる辭なりと、

二賦
ひゆたんびいごろ、其外古くよりいふ蘭語の如きものは、大方ほるとがる詞とかや、これを思へばそのかみ早くこの國人通ひたりと見ゆ、さて貞徳が發句かざりや興行の端書ありて、びいごろ流しといへる、句は、異國のびいごろを粉にして、細工に用ひしなるべし、こゝにて此を製することは、享保中よりと思はる、

明和元年

○二月中旬、平賀鳩深解源内火洗布を工夫し、創て製し出し、香敷に作る云々、

越の人鈴木牧之が雪譜に、鳩深火洗布を創て製し、火洗布考を著して、本朝未曾有の奇巧に誇れり、没後其術傳はらず、好事家憾とす、然るに我國火洗布を作る料の石を産す、我驛中に稻荷屋喜右衛門と云者、万慮を費して竟に火洗布を織出せり、また近村に黒田玄鶴といふ醫師も、同じく工夫して其術を得、各秘して人に傳へず、其説を聞くに力をつくさば、一丈以上なるも織得べし、平賀は五六尺に過ぎずといへり、玄鶴が源内にまさりたる事は火洗紙火洗墨の二種を作る、火洗墨を以て火洗紙に物

をかき、烈火にやくに火氣さむれば字も紙も元の如し、然れども其實用をいへば、いづれ火災の憑にはなしがたし、何にとなれば、火と共にありて、人有て出さざれば、俱に碎て形を失ふ、只灰とならざるのみといへり、惜むべし、此兩人も術を傳へずして没したれば、火洗布再び世に絶たるに似たり、されど其石綿あれば又工布する人あるべし、

○六月龜戸聖唐の傍に、俳人太申連歌舎を建る、

太申は異なる事をなして、名を售たる者なることは人の知る處なり、龜戸天満宮境内にて、彼がおかしきことは、赤と青との鬼の木像の彩色剣たれば、寄進して塗直せしに、虎の皮のたふさぎの、其斑文の中に太申の文字を加へたり、其以前にや、太申小紋と云染形を流行せむとて、多く染めさせたることにもおかしき話有き、

博戯犀照目錄

雙六

をりは 飛雙六 淨土雙六 道中雙六
石を馬と云

楞瀟

ちよぼいち 白魚を一ちよぼと云こと
狐ちよぼいち

四一半

七半 二目勝負

何箇

加留多

訓義の考 うんすんかるた 天正かるた
めくり きんご かこひ女郎の名義
鬼入 歌かるた 花かるた

三笠附

棒引 和歌三神

穴市

よせ けし かんきり 筋打 からば
すば引 ひく打 面打 紋打

於花こま

ひいたるといふこと

博戯犀照

北峰山崎美成著

雙六

日本書紀卷三十云、持統天皇三年十二月己酉朔丙辰禁斷雙六、とあれば、この御代より猶ふるくより、もてあそびきにける事なるべし、なを續日本紀卷十九云、天平勝寶六年冬十月乙亥、勅官人百姓不_レ畏_レ憲法、私聚_レ徒衆_レ任_レ意雙六至_レ於淫迷、子無_レ順_レ父終亡_レ家業、亦薦_レ孝道、因_レ斯遍仰_レ京畿七道諸國、固令_レ禁斷_レ云々、延喜式四十一彈正臺式云、凡雙六者無_レ論_レ高下、一切禁斷、これらを見て博戯古來より嚴に禁せらるゝ事をしるべし、そのかみこの戯ことさらに行はれしと見へて、往々古書に見へたり、万葉集卷十六、意古鷹の歌に「ひとふたの目のみにあらず五ツ六ツ三ツ四ツさへあり雙六のさい」、大鏡卷六云、「帥殿_{大宰權帥藤原伊周公}いたくおくし給へる御氣色のしるき、おかしくも又さすがにいとをしくもおぼされて、ひさしく雙六つかうまつらで、いとさうくしきに、け

ふあそばせとて、雙六の秤をしのごはせ給ふに、御氣色なをりて見え給へば、殿をはじめ奉りて參り給へる人々あはれになん見奉りける、さばかりの事を聞せ給ひければ、入道_{御堂關白道長公}はあくまでなさけおはします御本性にて、ひとのさおもふらんことをばをしかへしなつかしくもてなさせ給ふ也、この御博奕はうちたせ給ひぬれば、二所ながらはだかにこしからませ給ひて、夜半あかつきまであそばす、こゝろをさなくおはする人にて、便なきこともこそ出くれと人はうけ申さうりけり、いみじき御賭物共こそ侍りけれ、明衡往來云「近來側聞被_レ淫_レ雙六之由禁制論旨先後重疊」、蜻蛉日記卷上云「ことしは節きこしめすべしとていみじうさわぐ、いかで見んと思ふに所ぞなき、見んと思はいとあるを聞はさめてすぐろくうたんといへばよか也」、この外めのこのさうし、つれく草などあるを見て、吾邦博戯の中この戯ことにふるしといふべし、また瑤囊鈔卷二云、「雙六の名目相見、品態、控子、平賽、乞出、入破、採居立入、袖隠、透筒、要筒、定筒、又局四季表め厚四寸八分に、表め廣八寸、十二月に當て、長さ一尺二

寸にして、豎十二の目を盛り、天地人の三才に像りて、横に三段を分け、陰陽の二儀に擬て、内外の一陣を成し、一月を司りて黑白卅の名あり、日月に擬して二の數あり、須彌の三十三天に表し、筒竹を三寸三分に切る、是日月の行度を隱す故也、是を工の口傳には、局を賽目を以て作ると云、則壘六を以て長け一尺二寸にし、四々を以て廣さを八寸にし、重二を以て厚さを四寸にすと云共、當時の局は厚さ六寸ある也と云り、加様の事までも古牀の改るこそ無念に侍れ、今も雙六はもてあそぶもの也、おりはといふものは、雙六の打てはてのおりはになる也、このおりはといへるも古し、貞徳があぶらかすの附合に、「一二くともしぞ見へける」、「おりは打さいに將基の馬をして」と見へたり、この後名目雙六、官位雙六などいへるものあり、これは雙六とはことかはりて、飛雙六とて、一枚の紙へ天台の名目、有職の官位などを、品級の次第にしるし、兒子をしてしらしめんが爲なり、猶くだりては淨土雙六、これは天道地獄をしるしたる也、そのいり、これに落れば再びあがることならず、と云ものもあり、又一變して道中雙六といふものあり、何頃に始まるとい

ふことを詳にせず、されど余が藏せるふるき道中雙六に、京師の圖に二條御城の天守のあるをるがけり、さらばかの天守焼亡のその以前より出來にけるものにやあらん、これは飛雙六にはあらで、初より次第に采の目の數をかぞへ行く也、また丹波與作といへる近松門左衛門作_{浄瑠璃の道中雙六の條に}、「これく御らんせうたしやんせ、是こそ五十三次をゐながらあゆむひざくりげ、馬はいしい道中すと六、南無諸佛、分身ごかいた六字を六かくの、さいはさくら木花のみやこをまん中に、思ひく_{のしるしを}おいて」、この文をおもふに、そのかみ道中雙六に數の目かきたる采よりうつり來にけることなり、また遊學往來云、毘沙門雙六、七雙六、一二五六雙六、下半打、盜人隠、有哉立、島立、左々立、十六目石、百五減、十不足、郎等打、など見へし、我今悉考ふべからず、記して後考を俟、後世坊間おて、こ雙六等枚擧に違あらず、因に云、唐土雙陸のあることいふるし、事物紀原卷九云、續事始曰、陳思士曹子建_{制雙陸置}投子二_{と見へたり}、されど吾邦の雙六同じからざるにや、説郛局第一百

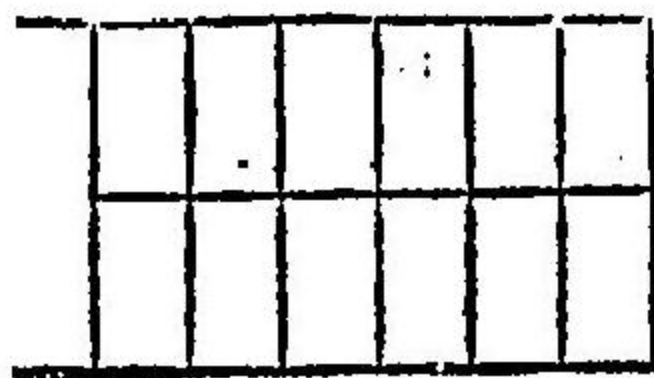
一に載するところの譜雙云、日本雙六白木爲盤關可尺許、長尺有五厚三寸、刻其中一爲路置二散子於竹筒中、一爲諸盤上二視其采一以行馬、馬以青白二色琉璃爲之如中國棋子狀、馬先歸一處者爲勝、倭人甚好之、兩人對局自朝至暮不已、傍觀者亦移日不_レ去、

譜雙所載局之圖

右譜雙の文に、視其采一以行馬とあり、石の事を馬といへる事吾邦古くもいへり、清少納言枕草子につれくなる物馬ちりぬ雙六と見へたり、

樗蒲

捕亡令云、凡博戲賭財、義解云、謂博戲者、雙六樗蒲之屬、即雖未決勝負一唯賭財者皆是也、また和名類聚抄卷四、雜藝類云、兼藝名樗蒲一名九采、内典云樗蒲和名加利字この戲も吾邦いとふるよりこれあり、このものもとは異國より渡りしなり、事物紀原卷九引博物志曰、樗蒲老子入西戎所造と見へたり、異邦にはいともいともふるよりある戲と見ゆ、さて樗蒲といふ戲のさま、今よりしてはいかなるものによしれず、和名類聚抄卷四、雜藝具云、樗蒲采陸詞云、晉軒操子樗蒲



采名也とあり、こゝに采といへるは今の采にはあらず、惣て互にあへる具を采といへるなるべし、屠龍工隨筆云、「樗蒲は唐の本にも日本にても令に出たたり、もと樗と蒲との實をものに入れて、勝負をなしたるより起りて、今世もつていふはことにしかるやいなをしらす」といへり、後世は采の事をたゞちに樗蒲といへり、俗に樗蒲イチといへるは、采ひとつものに入れてあつる也、采を後世樗蒲といへるよしにつきて云、今白魚のひごちよほさしていへるは廿一すち也、これは采の目の都て二十一あるに、これは樗蒲打の轉言なりて也、近世は廿すちを云は誤也、これは樗蒲打の轉言なり、今にては二ツも三ツもものに入れてする也、三ツとするを狐ちよほいふ、これは委しからんもの化さるいふ意なり、猶四ツ五ツまではありと云、

四一半

吾妻鏡卷卅四云、仁治二年四月廿五日、以田地爲博奕賭事、於二件所者可被召放之由被定、是大宮三郎盛員與豐島又太郎時光相論武藏國豐島庄犬食名、大宮有忠打四一半事起也と見へ、また北條九代記卷八云、相摸守時頼政務の條、「同正嘉三年十月十二日將軍家の仰として、嘉祿元年より仁治三年に至るまで御成敗の式法は、三代將軍并二位禪尼の定置れし

所を改め行ふべからず、慥に旨を守るべし、無禮不忠は人外の所行なり、邪欲奸詐は非法の行跡なれば、奉行頭人殊に慎み申さるべし、總じて大酒遊宴に長じ、分に過ぎたる娯遊を好み、傾城白拍子に親み、強縁内奏専はら誠むべし、雙六四一半の勝負は、博奕の根元として奉公を怠たるの初、盜賊を企つるの起りなれば、諸侍堅く停止すべし」など見へし、四一半といへる博奕いかなるものや、案するに古今著聞集卷十二云、「花山院のおとゞの時、侍ども七半といふ事を好みて、あるとしあるものども、よるひるおびたしく打けり、おとゞ制し給へども用ひず、其中にいとまづしき格勤者一人あり、もちたる物なれば、其人數にもれてうたざりけり云々、此錢わづかに五百なれば、あまたゝびに出さんも見苦し、たゞ一度におし出して、打とられなばさてこそあらめと思ひて、よき程つゝきてまはる所に、おし出してかきたりければ、はやくかきおほせて一貫に成ぬ、我はいまだ一度もしり候はねば、さうをば人にゆづり申候はんとて、まはらん所をかきおとさんと思ひて、又よき程に一貫をおし出してかくに、又かきおほせて一貫になりぬ、

其時思ふやう、五百をばとりはなちて、本をうしなはで、妻に返しとらせんと思ひて、ふところにおさめてけり、今一貫五百をとて、これは思ひの外の物也、おもふさまにせんと思ひて、又おし出したるに、かきおほせて三貫に成てけり、其後は或は一貫二貫よき程におし出すに、おほやうはかきおほせて卅貫に成にけり、こゝにいへる七半といふ博奕のさまを考ふるに、先の四一半も推してしられたり、猶その委しきに至りて詳かならざりしに、靜慮云へるには、去にしかる、遠州より來れるもの、ありしが、博奕のことにいとくはしければ、それにつきてこのやう尋ね問ひしに、今はさる名目の博奕はなけれど、その打よふは猶残りてあり、事部猥にわたれど今もすなるチヨボイチといへるものは、采の目六つあるに皆はりて、四割はらひとかいひて、六つの中ひとつはおのれのもの徳分になれり、又長半といへるものあり、これは二タ目勝負とかいひて、重目と半目とのみはれば、たとへば五百文かけたらんに、合せて一タ目の錢得るなり、著聞集にいへるを併せ思ふべし、かつ二タ目

勝負にては筒をどらんもの徳分なし、これによりて四の目と一の目と出たらん時には、半をばわかちあたふる事也、ゆへに四一半といへる也、七半も亦これになすらへてしるべし、

何箇後漢書梁竇能挽、漢云々、竇能之戲、この意錢の名に似たり、

なんこといふ戲、兩人相對して互に錢をつかみて、互に其數をあてる也、これを俗になんことをつかむといへり、なんこは何箇の義なり、この戲いとふるき俗なり、守武千句云、天文「にぎりこぶしはうき大はんになごよぶに六百貫やまけぬらん」、右の句の意は、にぎり拳といへるにむかへて、なご附大はんにはやといへるに、六百くわんと縁をとりてつけたる也、是ふるき俳諧の仕様なり、されば拳になごといへる、今もするなんこといふ戲なる事明らか也、

加留多

雍州府志卷七、土産門云、加留多元阿蘭陀人玩之、長崎港土人效之爲戲、凡加留多有四種紋、一種各十二枚通計四十八枚也、一種紋謂伊須、蠻國稱劍曰伊須波多、此紋形似劍、自一數至九、第十畫法師之形、是表僧形者也、第十一畫騎馬人、是表士者

也、第十二畫踞床之人、是表庶人者也、一種稱波宇、蠻國稱青色、曰波宇、此紋自一數至九數、第十第十一第十二同前、一種紋謂古津不、蠻國酒盃謂古津不、是表酒盃者也、一種紋謂於宇留、蠻國稱玉、謂於宇留、是表玉者也、其玩之法、其始三人或五人圍坐、其内一人左手取持賀留多、以裏面上下混雜不見其畫、配分而置各々之前、是謂切加留多、其爲戲謂打賀留多、案するに、遠碧軒記卷下、器財部云、「今世に流布のカルタ、中華にては骨牌といふ、是は大方唐にては象牙の類にする故なり、カルタといふ詞は南蠻の詞なり」、美成云、清にて用ゆるるにはあらず、紙にて作りたるものなり、桂林漫錄卷上に、安房國立深へ南ハシ船漂着のとき、その小屋あきにありしといふカルタの圖のす、そのこさきもの余一枚なり、といひ、或は半宵談及び白藏む、帯にてつくられたるものなり、といひ、或は半宵談及び白河燕談卷一なごには、繪圖の蠻語をカルタといふ、故に繪様あるをもて亦カルタといふとあり、されどうけがたし、又春湊浪語卷一云、かるたは輕板といふ言葉の略なるにやといへれども、これも又うべならぬ説也、余は和名抄卷四、櫻浦、和名加利宇知云々あるをもておもへば、かるたは蠻語にはあらで和語なるべし、加利宇知の約たる言葉と思はる、宇知の反つ

なり、つとたと通へり、さればかるたといふ言葉は、今のかかるたといふもの渡りて、彼れにその名をおふせしなるべし、又かるたの札に二種あり、一はうんすんがるたといひ、一は天正がるた云、うんすんは七十五枚、天正は四十八枚あり、また打やうにくさくあり、各左にしるす、

うんすんがるた

- 一第うん五枚 布袋 福祿壽 大黒
- 一第すん五枚 唐人の黒冠する者みなすん也、
- 一第そなた五枚 異國人の如きもの、
- 一第ろはい五枚 また虫ごも云、飛龍の如きもの、
- 一第こし五枚 武者の如きもの、
- 一第馬五枚 共に馬に乗る躰なり、
- 一花九枚 棒の先に花の付し形也、ろはいに花の付しを數む是より打出すなり、
- 一ぐる九枚 大鼓の模様付なり、ぐるのうん太鼓に達磨、餘は是に準す、
- 一おふる九枚 如し此もようおふるのうんは惠比須也、同前、
- 一こつふ九枚 寶包の如きもの也、こつふのうんは布袋、

一劍九枚 利劍のもよう也、うんは福祿壽、惣而丸き物は數少きをよしとす、長きものは員多きをよしとす、惣七十五枚、
打方は、先札を合きり交て、三人にて打は、惣札の内より一枚とりて是を中へ置、跡を三人へ五枚づゝ順にくばり、末になり一枚か二枚餘りたるを別にのけ置、是は捨にして用ひず、さて初に一枚取て置し札、譬はぐるの六なれば、側三人の者何もぐるに付く札を人に見せず取分置、是の番のきものといひて、尤大事にすべき物也、是はすべてうんすんの順によりて、うんにぐるの付たるは、第一番の重ものにする故也、ぐるをどりのけしまひ、夫よりうちかゝれり、第四番のろはいに花の付しを用し人より打始めるなり、打初ると云は、ろはいに花のつきし札をもたぬ人、先何にても手にある輕き札を兩人とも出すなり、扱二人出し札、たとへば花の三を一人出し、一人は劍の三を出す時は、かのろはいに花の付し札あるもの手より、長きは數多きをよしとすれば、劍の五をうちて手前よりその五の札を上へ置て、膝の前へおく也、それより右にすはりし次の人又うつ也、そのうち

かたは皆同じ、何れにも長きものは數多きにて取、丸きものは數少きにて取る也、夫より段々札も少くなれば、かの初めにのけ置しぐるの付たるを出して打也、これはぐるごしには勝まけなれども、外の札はついくものなし、その後さす云云とあり、さすとは一人人物るいか虫の類をもてふせ置、その次の人ただの札を出すはすてといひて、初手よりすてしまふなり、劔の札なごにては、とても取ることもならず、今一人は手にある所のうんより、馬までの繪の付たるをもつてさす也、向ふの人第六番めの馬をさせば、この方にてそれより上の五番めのこしをさして取なり、その順にてうんをさせば、是に勝ものなし、かやうにしてみな取しまひ、一番多く札をとりしもの勝となる也、

一最初一枚取置札 もしうんより馬までの札なれば、あまりよきものゆへ、益なきことなれば、又かはより五枚づゝもどりてきりなをし、その中より一枚をくこともあり、

一棒の五、丸の五、丸の四、棒の六にて取 一棒の九、丸の四き、とる所、右うんするたのことは、南畝

翁掌記の中に見へたるなり、また古きうんするたに添ありし書付に曰く、「うんすんそうたきりむま虫、右の外はほうは何れにても數多きかたへ取也、丸きものは數少き方へ取申候、何れもおき次第にて勝負いたし候、まき候て残りをおきと申候、おきに御座候、虫をもち候ものより打出し申候、おきはたがひにふせ候てさし申候、おきを互にさし候ても、人のつき候方へどり申し、人にてもおきに御座なく候へば、丸きものにておぼうにても、其時々のおきの方へどり申し、何れにても繪のつき次第、たがひにさし候て勝負いたし申候」、これらを併せ見て、打方の概略をしるべし、

天正かるた

これは今も世にある所の四十八枚のかるた也、天正としも云よしは、初まりの一枚に、こゝに見事に彩色て、その札に天正金入極上仕入の八字あり、故に世に目して天正かるたといへり、此かるたに昔し今の打やう異なり、むかしはよみといひて、この戲をなし、後にはめぐりといへり、これは人々にわかちたるあとの札を重ねてふせ置、一札々々に引めぐりて、人

人手に持たらん札とあはせ見て、勝負をつくるなり、その打時の方言あり、フケルこれは數少き時は勝になれマフ仕舞のヤク役也五四六とて、この取三枚するへは勝なり、これ畧言にも赤ぞう音ぞうとて、色をもてそのしなを分つ、又キノゴかるたといへるは、札にかはる事なく、その打やう異なるのみ、キノゴはシンゴといへる音の轉なり、十五の事也、十の字音平聲に發する時は音誰なこれは十五の數にて勝故に、キノゴをもて名とせざる也、檀浦兜軍記といへる淨るりの二段目、五條坂揚屋の條に、「訴人したらはうびはすくなく錢十べ、それをもてでにめうとづれで、盡して遊んだら面白かるでは有まいか」といへる文に、五の字を三ツ重ね書て、きんごどよませしなど、十五の數なること證すべし、柳亭主人云、此キノゴ打とくに、たとへば十四の數いづれば、是をふせ置也、それを其徒の言葉にかこひといふゆゑに、十四々の遊女をその比かこひ女郎といへり、後にはカルタの打やうに巧者になり、十一にても十二にてもかこふようになり、遊女も價高くなりて、十五々になればかこひの名も何のわけやらしれぬよふに成行しと也、また天正かるたに、後にめぐりになりてより、鬼といふ札一枚を加へ、鬼入といふ、この鬼

をシンゴと呼、十五の數に用ゆる也、是又キノゴの轉訛なるのみ、猶かるたの類くさくあるが中に、歌がるたも又このかるたにもとづき作り出來し也、毛吹草卷三に、此物の名見へたれば、寛永年間の前已にありしなるべし、また花がるたといへるもあり、これも各四枚づゝなり、櫻と梅とを役とするとか聞し、

三笠附 棒引

蜀山翁云、世にいへる三笠附といへるものは、その初左にのするが如くなる巻を一通かきて、一通は點をして封じ、一通は封せずして置、人々封せぬ方の句を見て、それく己の句と定め、さて封せし方をひらきて點を定むるなり、句は廿一句、紙は鳥の子なり、點者この句を筆にまかせて書き、點をして諸國へひさぎ、大に利を得たり、其後句はやめになり、一より廿一までの數を、三ツ重ねてかきて勝負をさだむ、是より博奕の具となり、大に行はれしかば御制禁あり、そのはじめはかゝるべくなんあらぬことなるべし、

はるなれや

太くゆづり葉門のまつ、喜方にむかひとるつまみ、名も位も上るぞうになり、一夜で心もゆるやかな、

まひつけて来る福太夫、まついり初るゆみはじめ、儀式ではふ三日の月、義太夫ぶしは野も山も、はつ山見まふやまやくしや、わたらぬさきになつな加ゆ、とろりとろりとろりな多しゆ、さもありげなる空の色、鶯はるのまたしとろ、みなよひ衆のまねをして、秀句となく整ふて初音のたのしみならんこ、やかしの節かよひ、鶯者は秀句自身米幣を預けて引も有しとちかしやくしのかみみわり、喰ひそめ武士はいやひ初、人の子いわふはな嫁子、鬼木にかわるけつりかけ、家々のぞく座頭ごせ、位のついたやぶの梅、

如卯

一葉軒在色

我衣卷一云、「正徳の比より、右の冠付になぞらへて三笠附と名付、よろしからざることを流行りたり、前には始なれば諸人の合點しやすきように、冠付の頭一つへ句廿一句かきつけて、其二十一句の内にて、いづれの句にか三句組で出すと云ふことを當てさせ、誠三句ともにあたるものには金一兩を遣はす、料は十文にて金一兩を取べしと思ゆへ、諸人欲にふけり晝夜勘へ、是のみを業とす、次第々々に流行て、後には冠付の句を點者よりも出さず、懐紙と名付巻紙の内

に和歌三神を書、一十一十五など、數斗書て封じ、正面にかきを、付るものは帳面に、右の一より二十一まで、數斗三つ、組合せて一句となし、右一句の内三つともにあたれば一番なり、二句あたれば二勝とし、て錢をつかはす、和歌三神三かように毎日々々入かへ入かへかわる故、諸人身上を打て難義に及ぶ、後には棒引とて、三六廿一と句の下へ棒を五本も十本も引、十本にては十句の料を遣はす、金十兩をくらんがためなり、或は五車七くるま十くるまとて、左の通りに附る者もだんく、巧者になり、金かけ博奕になり、堅く御停止被仰付難有御事なり、元來これは博奕の頭取巧み出したる物なるよし、

一	三	八	三
二	二	九	八
三	三	十一	十一
四	六	十四	十四
五	十五	十五	十五
六	十五	十七	十七
七	十五	十九	十九
八	十五	十九	十九
九	十五	十九	十九
十	十五	十九	十九
十一	十五	十九	十九
十二	十五	十九	十九
十三	十五	十九	十九
十四	十五	十九	十九
十五	十五	十九	十九
十六	十五	十九	十九
十七	十五	十九	十九
十八	十五	十九	十九
十九	十五	十九	十九
二十	十五	十九	十九
二十一	十五	十九	十九

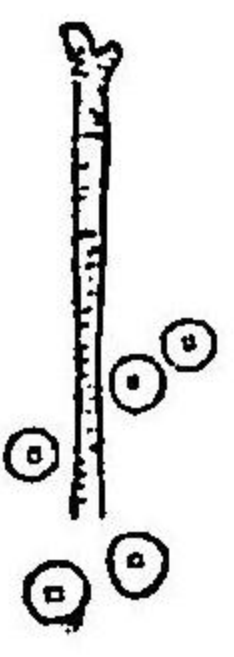
夫賽の目は、一の裏六合せて七、二のうらは五合せて七、三のうらは四合せて七、都合三七廿一なり、一より六までさへあたらぬものなるに、増て廿一はあたるとまじ、其上三句組合れば、凡五六百にもなるべし、あたらぬは尤なり、當るは大に間違なり、この後安永年間に至りては、紋あまたかきたるへ棒を引て、これを棒引といへり、其仕様は紋一ツへ誰にても五人も十人も棒を引くなり、さて其棒を引かざる紋へあたりの出れば、洞の徳分となり、紋付といへるものも此類のもの也、

穴市

あないちといへる名義詳ならず、穴をほりてその元まへ、一を引てなす戯ゆへにしかいへるにや、柳亭主人云、曳尾菴が説に、穴市は元印地の畧語なりといへるは、おもしろしといはれたり、この戯ふるくよりありと見へたり、兒女の手鞠歌にも、皆さま小供達は樂あそび、穴市こまどり羽根をつく、といへるもつて證すべし、また嘉良喜隨筆卷二曰、穴市外一流れ出るを左遷と云、ながさるゝ心なり、始は誰か教へけるぞ、幸充云、穴市を日州にてはへきと云ふ、又府のつまもへきと云ふ、これら又併せ考ふべ

し、また長崎歳時記云、正月此日は市中家並に曉起し、店先にはよし籬又は竹籬をたれ家内相賑ふ、男女小兒の戯は、破魔弓、雙六、猫貝手、まり、はご板、紙打ち等なり、下賤のともがらは、すぼ引、よせけし、かんきり、からは、筋打などして樂しむ者あれども、右は博奕に似たるとて、親々堅くこれを禁するものあり云云、よせけし左に圖、筋打は地に筋をかき、錢をなげて勝負をさだむ、からは一名穴ほんといふよし、これまた地に小穴をほり錢を投る、みな筋より二尺三尺ほどさがりて打を度とす、尤もその場の定めによる、いづれも圖の如し、

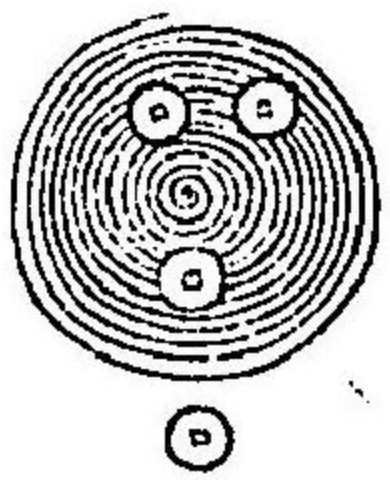
よせの圖



如し此、木を土地に立、二三間あなたり錢を投て、木に近よるを勝とす、

けしの圖

如し此地に渦をかき、またなげたる錢中によるを勝とす、

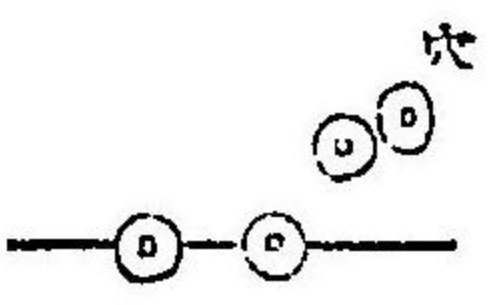
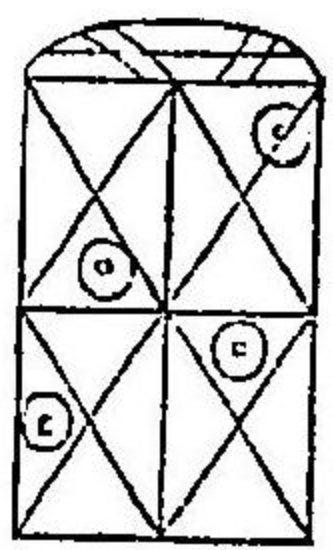


かんきりの圖

穴の前に一ツの筋を置き、是また投たる錢筋にかゝるをよしとす。

筋打の圖

こゝを廣馬場又出島と云、投たる錢是に出て筋にかゝらぬは最上なり。



最初目はりの時、銘々順をもて錢を投、中の八筋にかゝるを親と定む、扱圖のごとく散たる錢の中、是彼と脇より指差ておやにうたす、おやせにをもて二三尺あごより、片足をふみかけてのぞみの錢をうつに、其錢ちりて筋にかゝらぬは勝なり、順々に此法をもて勝負を決す、

からは一名穴ぼん

○の如く地に穴をほること、凡錢の入る程なり、その廻り筋をかき、其内の勝負とす、

もし投たる錢筋の外に出れば論なし、扱順々錢を皆取あげ、穴をねらひて打入る、もし穴に入らざる錢あれば、又脇よりこれをのぞみてうたす、もしのぞみた

る錢にあたらざれば、一錢も取ことなく、又其次に打、次順々此法をもて勝負を定む、惣じて親に錢をうたするには、數錢をとりはさみ打にこれをうたするなり、うつ錢はばつそつと名づけて、一文または三文餘をもてかさね、をとりを付たるものなり、案ずるに今出した内にて黒坊とも、是に似たる戯あり、疑らくはこれ又變傳、◎ばつそつ蓋蠻語、

すば引は、幾人にも人数のありたけの糸をそろへ、そのひとすちに各出し合たるせにをさしおきて掌に握り込み圍をいだす、人々これを引錢のさしたる糸に引あたるを勝とす、これらの戯、皆穴市の類ひにして、只名を異にするのみ今廿年前ばかりは、木櫓をもて穴市をなし、これをむく打といへり、その後さゝやかなる面を土もてつくり、これにてかの戯をなし、これを面打といふ、又今は紋を土にて作り、これにてかの戯をなして紋打といふ、またむく打に一種あり、筋を引のみにて穴をほらす、相互に二つも三つも出し合、それを筋の向ふへ投、何れをうつべきとひて、今一人の好めるを打、あつれば勝とす、打あてざれば次のもの打、次第

つぎ／＼かくのごとし、面および紋にても、皆この戯なり、これはおのれ目撃する所をもてしるせり、

お花こま

江戸塵拾巻下云、澤村長十郎訥子、後に助高屋高助と改め、延享のころ始めて是を作る、こまを六角になし、お花半七、お菊幸助、お初徳兵衛をるが、其中にお花の繪姿いたつて見事に彩色せしゆへ、お花こまといふとかや、この後こまの造りはかはらねども、繪様いろ／＼にかはれり、小兒の手遊びの具なごをもるがけり、好階川傍柳俗に長作といへる豊後節の淨るりに、コレ聞きや、方々へ高札に、若い男と若い女と二人欠落が尋ねもの、其男今は半七といふげなが、もとは侍でア、苗字は何とやら、江戸ではやる髪はやうな名だつげが、ヲ、夫よ本田、本田の次郎よ、女の名はハアだるでなし、びいでなし、ヲ、それ／＼おはな／＼といへるをおもふに、だるびいといふは、其比かのこまに手遊びの起上りの達磨と、ひい／＼の笛などを付ありしなり、ゆゑにだるまごびい／＼といひて、さてお花に及べる也、また古きおはなこまの繪とて、だるまと桃太郎との繪を帖に押たりしを

みたり、童謡それを考ふるに、小兒の常目なれたらん人物をるがけるなるべし、又ある人云、お花こま後にはお花といへるにつきて、草花などるがけるもあり、されど一方にはいづれ女のすがたを畫きて、これを其徒のこまに娘と稱し、その所いづれば勝になるよしきけり、また遠國に木にて六角にこまをつくり、焼印にて紋押たるは、おはなこまの遺風とやいふべき、

筈居主人云、おはなこまのこと、塵拾の説は妄なり、按ずるに缺唇物語曾我休白著 寛文二年刻云、「われ幼稚の時、木をもつて八方といふ物を、こまのごとく作りて、その八ツの面に春夏秋冬、花鳥風月といふ文字を書て、同じ文字の札を七ツ書て、めん／＼に持たせて門とし鳥といふ字を成目と定め、是をまはしてはくちの如く勝負とす、八方なれば八度に一度鳥あるは順なるべし、されど初めの程は十度十五度に一度も鳥出かねけるが、まはすものごも氣を屈し、精を出して鳥々を念じければ、此八方のこま次第にふるくなる程に、人の念力入て、後には二度三度に一度は必鳥出けり、ばくち雙六の賽なごも、一粒ころぶ内、精を盡し氣を屈

して、我思ふ目を深く念じこひぬれば、必其内にころ
 び出るもの也」と見へたり、然らば此戯も古くより
 爲しこと也、花と云名目は固より花字あり、後是を繪
 にかきたるには、種々風流なるも有べけれど、花は必
 畫しことぞ思はる、余が家にも此こまの壞れたる
 が、箱に入れて札もそろひて有しを、先年土藏の隅より
 見出して、骨董家に與へぬ、其書今悉くは覺へず、櫻花傾城達
 和藤内ちやめら吹る唐人、其餘は忘れたり、札も書はこまと同く
 こまよりは大也、こま心格は銀めつき惣体黒上花あり、書はこま同く
 に金箔を押し、ヒイダルの名も是にて知べし、思ふに此書は風月
 の對する如く、二枚づつ具する譯あり見へ、俗塵拾にも花半七を寫
 く云は從東なし、すべ、鹿の巻筆卷一貞享三年の作、其年の
 大小に吉弓とかけること見へたり、

三人ろんぎ、淺草猿屋町松崎源内と申者は、むかし
 は何様よしある浪人なりしが、今はひきかへ少しや
 うばいなごしられけり、ふかくつねにはなしあふ人
 ふたり有しに、一人は平川與市右衛門とてろう人也、
 今一人は三河屋三郎兵衛と申けるが、是ら三人朝夕
 ともにわけてしたしくせられけり、此與市右は殊の
 外なる後生ねがひにて、つひに珠數をはなすことな
 し、たゞ西方をのみのられけり、源内はあけくれ將
 基をすきて、相手のあらん限りはよるひるごもにさ

されける、又三郎兵衛はかるたをすきて、よみのあわ
 せのかうなごいふ事のみ深くのぞみけり、或時源内
 方にて三人共に出合ひ、夜すがらよも山の咄しける
 に、與市右いひ出されけるは、扱々兩人へ異見申た
 き事ありといふ、何事ぞ、されば人間わづかの夢の世
 にむまれながら、らいせのことわりをしり給はぬこ
 そ口惜けれ、あわれ後生にもとづき給へかしと云、て
 いしゆ聞てまこと仰の如くなり、しかしわれは少も
 とづく心にや、ごしやうぎと申がしやうぎまではす
 き候、さりとはあるべし、此間脱字三郎云、御自分には似あは
 ず、かるたわざふつくとやめ給へ、かるたはばく
 ちの第一也、人の思ふ所もあり、なごさみとはよもい
 はじ、さりとはやめさせ給へ與市とのと云、三郎
 兵衛聞て、かるたもごしやうになるまじや、それかる
 たは人間のせいすいのもど、されば佛法にいはんに、
 まづ四十八枚はみだの四十八くわん也、一より九迄
 四をりにて四九三十六地の三十六るんをひやう
 し、十四枚はしやかみだ、やくし、みろく、佛、馬四
 枚はもんじゆ、ふげん、くわんおん、せいし、きり四枚
 はじごく、びしやもん、こうもく、そうてう、扱又

いす、こつふ、はう、おふる、四しなに定めしは、しゆ
 み四しうをかたごりたり、一は万物のはじめなれば、
 あぎを天下にたつる也、一よりきり迄の十二と定め
 しかずは、十二月をひやうしたり、さればきりとい
 ひては何にてもすきをいたす、いきもの、十二枚は
 十二いんゑん也、やくしの十二神をもひやうし、心
 は人のなごさみにしてよろづのやまひをわすれ氣を
 ほうするゆへなり、よみのかるたは一枚のこり、あ
 かられぬこと八ツのせんありながら、一ツのあくに
 ひかざる、心也、九枚もつは九ほんのじやうご、ご
 しやうに入ぬなり、さるによつてかるたごなづく、米
 は是人をたすくる、そのいねのあとをかるたといふ、
 あわせにては人のせんあくをしり、かうにては人の
 うんぶをしる、三枚まは三くじの心也、是もかやう
 に心へば、いかでごしやうにならずやといわれたり
 云々、下界、

國字小説通序

夫稗史小説也、以假爲眞、比喻謎譬、架空無根、雖如
 莫所執、微言之內寓勸懲、以教導蒙昧、是亦誠意
 正心之捷徑、脩身齊家之一端也、然而皇朝之庸俗、婦
 幼、莫解漢籍者、不能讀稗史小説矣、故我邦昔
 時風流閑雅之人、新作爲脚色、更以國字俚語、是乃
 雙紙物語所由起也、爾後近世滑稽者流、彬々輩出、奇
 中出奇、巧上加巧、文辭聯珠玉、繡像裁錦綺、於
 茲讀本草雙紙之作大成矣、實可謂相結稗於唐山
 作者也、今雖流俗老少總愛玩之、不知其書有今
 古之異同巧拙之等級、唯徒覽之而已、予自幼深好之
 有年、于茲矣、微有所見、乃欲使老少婦幼之無
 辨識者、周知異同巧拙、並述所見、以爲觀國字
 小説者標幟云爾、

嘉永己酉仲呂

觀劇道人懶翁撰

凡例

○國字小説稗史の濫觴は、元祿の頃京攝の風流人俳
 諧師抔戲作を仕始めしに、世上の人専ら愛歡べ
 るよりして漸々廣まりしより、東武の人にも戲作
 者出來たり、去れども上方が根元ゆへ、其頃は東
 武の作書も大概は上方にて開板せし物多かりしな
 り、因て以前は上方に戲作者衆く、東武には寡かり
 しが、安永の頃よりいつとなく東武の方盛に成た
 り、故に東武の事を此書にも多く出すと知るべし、
 ○往時は人情質撲なりし故、世上萬般の流行遅かり
 しかば、總ての物の沿革も亦遅し、昇平久しくて人
 氣次第に世智利口なるにつけ、物事の沿革いと
 早く、夫に准じて草雙紙繪本類の繪も沿革次第に
 早し、次の書を見て知るべし、
 ○物事の沿革右の如く何處も相同じと雖ども、稗史
 繪本等の沿革、東武は至て早く京攝は餘程遅し、且
 劇場の繪本も、京攝は寛保寛延の頃の畫風と安永
 天明の比の繪と大抵相同じ、漸く文化の比に至り
 て一變せり、故に此書に摸する所も東武の物多く

して京攝の物は少し、是東武の事に委しくして京
 攝の事に畧せるに非すと知るべし、

○此書下卷には戲作者浮世繪師の小傳めく物を出さ
 んと思ひしかども、東武の所は嚮に山東庵著作堂
 をはじめ、其餘雪麿豐芥等の諸子の撰あれば、敢て
 謂はず、唯京攝の作者浮世繪師のみを出すなり、
 ○京攝は淨瑠璃義太夫節人氣に應じて流行する土地
 ゆへに、戲作する程の人は大概淨瑠璃の作あり、故
 に江戸の如く讀本草雙紙の作に巧に巧を盡す事な
 し、依て江戸には義太夫淨瑠璃の作者少なく、京攝
 には多しと知るべし、

小説通目錄

- 稗史小説解嘲辨
- 小説品類
- 稗史古今差別
- 讀本繡像精粗
- 讀本草雙紙出所
- 草雙紙畫精粗
- 洒落本中本評判記差別
- 評判記品目

小説通

稗史小説解嘲辨

稗史小説とは何ぞや、當世いふ所の讀本草雙紙の類也、誠に婦女兒童の玩物たれば、物堅き儒者學士は、讀本草雙紙の類は世を誣ひ人を惑はす物にて、取にも足らざる物と思ひ、手だに觸るる人多し、是等の書も我皇朝にて昨今に巧み出したるならず、既に唐山の漢書藝文志にも出で、夫より後の代々の史にも出せる事にて、素より小説稗史といふことは、細米を稗といふより街談巷説其細碎なる言に比喩し、彼道に聽塗に説く言をも賢君王者は棄給はず、稗史を立て稱説せしむるも下民の事情を識給ふ爲なり、孔夫子も小道と雖必らず觀べきもの有と曰まひしも、此芻蕘狂夫の議をも採用ひし譯にて、此必らずといふ字を能味はひ察すべし、故に漢以後代々稗史小説絶へず、唐の代に至つては愈其書多くなり、宋元以來は尙更盛に行はる、皇朝にも宇津保竹取の物語より初て、源氏伊勢の物語出てより、益世に賞し翫ぶ事となれ

り、言迄もなく其作爲する事は架空無根の言ながら、亦任る所無に非らず、表には誨淫導慾を記すが如く視ゆるも、裡には人世の無常を知らしめて勸善懲惡の心を含み、或は其時世の時めく人の邪なる行なひを事に比喩したる坏、今の世よりして是を看れば、直に其代に在りて其人と語するが如く、能き考據の物なり、夫等の事には正史實錄の有に、何故に斯る野乘を採用ゆるぞといふに、正史實錄は正しき物ゆへ採用るは勿論の事なれども、正史は其代々々に識せし書なるが故に、中には事に當りて忌諱べき事は、憚りて有の儘をしるさず、事を避て記すゆる曲筆なしといふべからず、先皇朝の正史第一たる日本書紀にも、天武帝即位の事に到つては、唐山の明朝に燕王が靖難の師を起して、建文帝の位を篡奪ひたる事と同じけれ共、書紀は天武帝の皇子たる舍人親王の編述なれば、天武の篡奪をしるし給ふ事不能、是非曲筆をなし給ふは此止事を得ざればなり、第一の正史すら如斯況や其他は推して知るべし、唐山の正史は猶亦是より甚しき事あり、去ば正史を擱て外に據なれば、彼稗史小説と併視れば、扱は斯もあらん歟と思

ふ事なきにあらず、但し稗史も著作者の學識の狭博と才不才に倚りて可採あり可捨あり、唯一概には謂がたし、其取捨は看人の學力に在る事にて、是を具眼の人といふ、迂儒の徒や、もすれば、唐山の俗語に委しく通せざれば小説を讀とも何の詮なし、看ざらんも同じとて笑ふ者あり、ごふか聞へたる理の如くなれども、唐山は大國にて其幅員萬里にこる、東西俗を殊にし南北風を異にすれば、其所に隨ひて諸物の名方言等不一、其上にもなを古今の異同尠からず、是は唐山のみ如斯なるに非ず、皇朝とても日向大隅の俗語と南部津輕の方言は同じからず、夫を一ツツに知竭す事は如何なる大儒學者も出來ぬことなり、我邦の言さえ知竭す事能はず、況や外國の俗語に於てをや、稗史小説の用はそこらの事に非ず、唯勸善懲惡をもと、して其世の時勢人情を推し考へ、正史實錄を看るの助と爲にあれば、其書の大略を了解して用に充るぞ宜しからん、縱如何程苦勞して學べばとて、字書にも無故事、原始も慥ならぬ方言俗語何の書に據りてか糺し究むべきや、今譬を取て言は、今江戸の俗語に自慢するを味増を揚るといひ、嫉妬する

を基助と云、是等は何の義理もなく、俗間にてふと謂出しが流行して言通ふる、斯る言にも偶には種々説を設て説人も有ども、皆牽合附會にて執に足らず、我邦の俗語すら右のごとし、唐山の俗言明らかめ難きこと推て知るべし、去ればとて家伙をドツグと譯し、行李をニモツと譯する位の事を知らざれば、宋元以後の書、禪家の語録、朱子の語類杯俗語を交へて記せし書讀得難し、是亦俗語を知らず叶はぬ譯なり、然らば小説を讀は、宋元以後の書を見るため、且は勸善懲惡の爲ならば、往古より經書は勿論其餘にも近思錄などいふ教誡の書かす多し、夫等を擱て小説稗史を探るは如何にといふに、今一文不通の人歎婦女兒童の輩は、諸子教誨の書などは物堅くして、聞にも倦てなかく、耳にも入がたく、俚俗の諺の猶に小判のごとし、小説の如きは仁義釋教戀無常種々の情態を説出して、自然と五倫五常の道へ導く如くしたる物にて、比喩は芳餌を設て魚を釣が如し、其益無しといふべからず、然るを小説は誨淫導慾の書として其疵瑕を擧て誇らば、そは小説にばかり限るべからず、食は人々日用に缺べからざる物なれども、夫は飽食し

て滞れば食傷となりて忽ち人を惱すが如し、唯己が心に好まぬ事は色々理を拵へて諍るは、全く愛憎の私心にて公通の論といひがたし、

小説品類

小説の種類々あり、是をみな一ツに心得たる者あり、先此方にて全備したる源氏物語、伊勢物語の類は、唐山の水滸傳、西遊記杯と同じ、宇治拾遺物語、古今著聞集などは、西陽雜俎、子不語の類といふべし、此方の御伽婢子、垣根草は一部の内一回々々きれぐの物にて、唐山の剪燈新話、拍案驚奇の類なり、又唐山に傳奇院本といふありて別種の小説なり、此方の淨瑠璃本、歌舞妓の根本大帳といふとひとし、唐山の笑林廣記、笑府等は、此方の鹿の巻筆杯と同じく落し咄しの本也、唐山の僧尼孽海、肉滸團等は猥褻の最甚しき物にて、此方の中本、人情物、金勢傳の比といふべし、斯品格を頌て、其上に彼土と此土と風土の違ひと、人情の異同を考へ合せて看るべきなり、

稗史古今の差別

稗史古今の差別は和漢同じと雖も、唐山は文華の國ゆへ、戦鬪争亂の際といへども絶えず著述する事ある

ゆへ、古今の□□□□の異同のみ、

皇朝の如きは往古は文物盛にして、源語、勢語の類も出たれども、原は武國なるが故に、源氏平家戦争の以後は武士時を得て文事は廢り、應仁の大亂より後は尙更偏武の世界となり、稗史小説どころでは無かりしに、東照神君廣大無邊の德澤にて、海内泰平の化に歸せしより、文運漸々に開け、和漢の學者彬々として出しより稗史小説も亦起りて、讀本草雙紙の類も出る如く成たり、何ゆへ讀本と名付しといふに、最初は誠に小兒の弄物に、纔か五枚か十枚の紙に、猿蟹合戦桃太郎鬼退治などをしるして、詞書は一言か二言有かなしにて、繪を専ら看る計りなる故繪雙紙とも云、讀本は是と特にて、一冊の紙十六七枚の内繪は纔に二頁三頁にて、餘は皆文字計りにて、専ら讀べき料にしたれば讀本と名付たり、讀本の始は京攝が原なりと思はる、元祿年間西鶴なる者出て、小夜嵐物語等の抄作出てより、追々諸才子の新奇の作あるが中にも、八文舍自笑江島其碩の兩人の作意滑稽を専らとし、人に願を解しめしより、是に倣ひて色々道外たる書行りて、八文字屋風とて皆人賞翫せり、江戸にて

も此頃墨算入道丈阿などいふ者の諸作あれども、皆草稿を京都へ登せて、京都にて板行にせしといふ、其後椿園主人、剪枝崎人、近路行者杯いふ諸才子、唐山の稗史剪燈新話、石點頭、八洞天杯に擬して、繁々夜話、英草紙、雨月物語等を作る、然れども皆是一回毎に別の物にて、全部總て一團圓の作はなかりしに、明和年間に至りて建部綾足といふ人、唐山の水滸傳に擬して、芳野物語一名本朝水滸傳前後編十冊を作る、是皇朝にて長き物語の小説を作る權輿なり、夫より次第に巧になりて、書的首四五頁の紙に繡像を出すは、唐山の小説演義三國志、續水滸傳等に倣て、山東京傳が忠臣水滸傳より畫き始たり、亦本の間だにさし繪とて繪を入るも、唐山の稗史西洋記、平妖傳等の書の趣に倣へりと見へたり、但し唐土の演義三國志、水滸傳、西遊記等の百回本百二十回本などの如き大部續物の作は無かりしに、曲亭馬琴が椿説弓張月、里見八犬士傳等に新奇の趣向を立て、唐山の稗史の旨を換骨奪胎して作せしより此方、諸作者皆續き物を出す如く成たるなり、

國字小説

浅はかなる事を畫て、紙數は纔五枚ヅ、多きは二冊にして上下にて十枚、此價纔に二十銅三十銅なり、上方にては繪本と唱へて、表紙は鼠色の紙、少し價の上れるは青色を用ひ、猶亦價貴きは行成紙を用ふ、此價五十銅計、江戸は彼五枚十枚の本に丹表紙を付て赤本といふ、是享保年間の事なり、其後寛延の頃に至ては齎金色の表紙を付る、又草雙紙といふことは、素より價賤しき物なる故、紙も下品の半紙に下直の墨を用ひて板を摺たれば、其香いかに臭ければ世間にて臭草紙といひしを、書肆どもの其名を嫌ふて草雙紙と呼替たるに、幸ひ黄なる色に更しにつき、草の初生の色にかたごりいよく、草雙紙と稱し、亦書肆の仲間にては青とも云しなり、天明の頃は草雙紙の紙數を増て十五枚となり、表紙の上なる表題紙も彩色摺となり、春町、喜三二、全交などいふ諸才子滑稽を專とし、時世粧を諷して作りたるを、士庶大人もめでよろこびて數多く賣たるに、猶々新奇を盡す如くなりしかば、遂に草雙紙は大人の玩物となれり、夫も文化に至りては、なほ盛に成て紙數を増、山紙摺となり、表紙も極彩色の摺付表紙となり、價も百銅百二

十銅餘の高料となりしのみならず、五編つゞき十編つゞきの本出る如くなりたり、就中種彦作の修紫田舎源氏、馬琴作の傾城水滸傳、新編金瓶梅の三種、合卷草雙紙の純粹といふべし、委しき事は戯作考補遺、近世物之本作者部類に出たり、并せ視るべし、唐山には草雙紙に擬べき物なし、長崎の舶來せる二尺四方位なる唐番を中に、幾しきり隔をしたる板に、水滸傳三國志等の事を所々畫がきて、其畫の上に其事の譯をば略書して、彩色摺にしたる物あり、先我邦の草雙紙の類ともいふべきか、

淨瑠璃本歌舞妓の根本舞臺附とも、せりふ頼とも、江戸にては大娘と云は、唐山の傳奇院本なり、淨るり本も遙いせんは、丸本は素人には見せず、唯其本の文句を細かに寫して、所々繪にして婦幼の慰物とす、其文字細なるゆゑ、俗に虱本といふ、其後に土佐節盛に行る、時、初て大字七行の本に、大夫の節章を下せる本を出す、是迄は作者の名を出すといふ事なく、多分謠の趣向、或は古き物語本などの跡に倣ひて、且外題も物々敷名付す、定家又は和田酒盛などいふ、享保の頃に至りて、義大夫節専ら流行の時に逢て、近松門左衛門、紀の海音等、絶妙

の作者出てより、大字七行の本に初て作者の名を記し、外題も關八州擊馬、心中天網島、三輪丹前能など、物々しく名付る様になりたり、唐山の院本には序跋あり繪像あり、我邦の淨るり本には序跋なかりしに、明和安永年間、福内鬼外が作の本神靈矢口渡、嗽繁葉相生源氏には跋文あり、寛延二年、並木丈助が作の華和讚新羅源氏、寛政四年、並木良輔が作の累解脫打鋪等には繪像にしたり、追々好事になりて、唐山に擬る事如斯、我邦近年述作せし中本物人情本といふは、艶郎妓婦の徒の痴情状態を書し物にて、原は新内祭文などいふ、鄙俚の唱曲より、俳意したせし物ながら、是も唐山に類なき事にあらず、玉嬌梨、二度梅、療妬傳などいふ、纒か四五冊の巾箱本の、才子佳人の奇遇を書たる本いくらもありて、是は唐山の書肆の徒が、唯商賣の爲に、杜撰に著述せし冗やたら籍ほんゆる、文人佳客は是を仕込本と稱へて、賤しむ賞せぬもの、我邦の中本と結構せしものといふべし、

讀本繪像之精粗

稗史の繪像にも、巧拙古今ありて一様ならぬ事は、唐山とても同じ事にて、既に西廂記の繪像は、程知遠の

畫にて畫工の名も出しあり、其餘平妖傳の廿回本後西遊記等の畫は最巧みなり、其餘禪真後史、笠翁十種曲等の畫は拙にして看るに耐ず、我邦も享保頃迄の繪入は、誠に危畫にて、一冊の中にさし繪纒に二三頁に過ぎりし、文化の初に至つて、京傳が忠義水滸傳の口繪、唐山の水滸繪像に倣ひて、北尾重政が筆を奮ひて畫きしより、殊外に評判よかりし故、馬琴作の翻譯水滸畫傳の繪を葛飾北齋畫がき、京傳作の善知鳥全傳をば歌川豊國繪がきて、皆々巧妙の手を盡せしより、諸作みな、新奇を争そひて繪がくこと、は成たり、亦さしるに俳優の似貌を出すは、敵討松山鑑といふ本に、豊國かき始めしより、折節には似貌の本を出すなり、京攝にて讀本に口繪さしるの細密になりたるは、玉山が繪本太閤記より巧になりし、其頃は寛政の末なり、

草雙紙畫之精粗

草雙紙の繪以前の享保より寶曆の頃迄は、富川吟雪、鳥居清經などいふ畫工の繪は、如何にも危畫にて、鳥居の銀杏足とて、人物手足のかき様、別に一流の畫がき方にて、其上全跡の畫風、總て省筆をなして、文字

のかき入もすくなく、至つて危なる物なりし、安永天明の頃に至り、鳥居清長、北尾重政等より追々繪様細かに成り、書入も段々密になりたれ共、其頃までは人物の眼目つき目とて、一如斯ゑがきしに、文化の比、歌川豊國が俳優の似顔に畫がき初しより、一如斯目に畫がく事に成たり、其餘の畫すべて是に準じて知べし、當時は精密の細畫にて、書入もいよく細かになり、京攝田舎も江戸の草雙紙を愛玩するゆゑ、上方の繪雙紙は當時はあかなきかといふ位なり、

草雙紙の類にて、今古風を精粗轉倒せしは、芝居の繪本なり、京攝も江戸も同じく、いせんは繪も精しく、書入の文も細かにて、此場は何々の所と、大抵其場の次第をあらかた記し、中には詞がき迄入れしもあり、江戸にては、天明の頃は、俳優の似顔をうつせしもありしが、京攝江戸とも、享和のころより到つて粗になりて、人の形も跡もなざる繪にて、紙數をも減じ、唯其役々の替名と俳優の名而已しるして、其場の譯は更にしるさざるゆゑ、繪を見るまでにて、何の事歟わからず、餘の草雙紙は以前は紙數すくなく、繪組書

入も粗なりしが、當時は繪數も次第に數を増し、製本万事至て精しくなれるに似ず、芝居の繪本は前にいふ如く、當時は到つて粗に成しは、如何の事にやふしきなり、

續き繪雙紙の出所

讀本畫雙紙は誠に兒戲の玩物なれども、皆是にも夫夫據ありて、杜撰のみにもあらず、然るを其出所を知らずして、讀本繪雙紙等の巧拙を謂ものあり、因て今少し其出所の斯あるといふことを、茲に出す事左のごとし、先第一當時讀本の巨擘たる里見八犬傳は、水滸傳に據て作りしは、皆人の知る所なれども、其中にいろく拍案驚奇等種々の小説を交出せし所もあり、美少年録は攝狐問評に、倚俠客傳は好述傳による、其他稻妻表紙の醉ぼだひを慕し、自來也の類書纂要を擬たる如き枚擧に違あらず、猿蟹合戦、桃太郎鬼が島渡り、舌切雀、花咲せ爺等の事、宇治拾遺物語、福富雙紙、其外經文の中よりも出たるよしは、さきに著作堂老人が著したる京雜の記に審らかなり、いづれも獎善彈惡の心を含まざるはなし、唯當時婦女子の専ら嬉び玩ぶ人情本程悪しきはなし、是は元より

其出所とする所も、新内ふし歌、祭文本、チヨンガレ杯いふ卑俗の物より取出して、男女淫奔猥褻の事のみを綴りし物なれば、少しも勸懲の意はなく、纒なる小冊子にて、畫工筆工も多からず、拙作者の骨も折れず、心易く刊行なるゆゑに、本手のなき貸本屋などの糊口の爲に、謾に刊行せし籍なれば、近頃官禁ありて絶板になりしは、至極の御所置なりと申すべし、

洒落本中本評判記差別

前に出す諸書の外に洒落本といふは、安永天明の比、彼専大通といふ事流行せし頃、北廓花街の趣を作りし物多く出たり、京攝も是に倣ひて、是に似寄たる書も出たり、是等も遊里放蕩の事を述べたれども、唯滑稽を旨として、ひたすら誨淫導慾の書にはあらず、一時の笑話に供し迄にて、當時の人情本に競ては、毒なきものといふべし、其書名の大抵は、遊子方言、船頭新話、娼妃地理記、通言總離等なり、夫さへ寛政の頃官禁ありて絶板を命せられたり、中本といふは、洒落本に似て非なる物にて、明和の頃、風來山人が著したる六部集六部集は飛だづの評、里の孝環、放風論、同後篇、天狗圖、繪巻定縁義、猿蟹合戦、六部なりを始め、一九が膝栗毛、瀧亭鯉丈が八笑人、三馬が浮世床浮世

風呂、京傳が腹筋鸚鵡石の類なり、是は京攝には古くより八文舎自笑、江島其磧が作の、親父氣質、娘氣質の類の一變したる物といふべし、又種々の評判記は、原は役者評判記より出たり、役者評判記は、今より百五十年も以前より年々出て、連綿として中絶せず續きたるに、弘化の初年より相罷しは惜しき事也、此書も最初は、京攝の俳人西鶴杯いふ者共よりく評せしが、後は八文舎自笑が元祖引受て評判する様に成て、三代まで相續せしが、當時の子孫無頼の徒にて、中々作所ではなく、二代目自笑の門人梅枝軒泊鷺といふ者引受て、年々の評判せしが、弘化の初年に物故なして評判絶たり、右の役者評判記に倣ひて、虫の評判、遊女の評判、佛家宗旨の評判、狂歌の評判を初め、種々の評判記出る如く成たり、役者評判記も享保以來寶曆の頃迄は、年々顔見世、春狂言、盆替りさ三度づ、出せしが、安永天明の比より、顔見世の時ばかり一度出す事に成たり、寶曆頃迄の評判記は、面白き戲文の序ありしに、近頃は序文もなく、殊に江戸の評判は至て疎漏に成て見るに堪へぬ様に成たり、江戸評判の内にも、式亭三馬が書し分は、序もありて評判もく

わしく、三馬没して後の江戸評は、散々の事に成しなり、

評判記品目

役者評判記有て後、夫に倣ひて種々の評判記出たり、
元祿 能役者評判記同、鐵工評判記明和、三都學者評判記同、義太股引同、上るり太夫天明、俳優風、狂歌師評同、茶臼藝、諸評、角力評判記、
吉原調安永、客者評判記、福壽草諸物、寶貨船替り後、菊壽草、
草雙紙同、岡目八目草雙紙、花の折紙洒落本、江戸自まん諸商、
評判記同、江戸土産五十三驛、千種聲出評は、五百崎同、名代六花明和、
撰、江戸娘評判記、閨の磯義太夫上る、鶯宿梅同、猿與同、口の美屋評判記、
子、魚評は、水の富貴寄京名物、評判記、役者女房評判記、儒醫評義、
林、諸宗評判記、茶番遊茶番評、鞠評判記、刀銘畫評判評、
記、犬夷評判記、先あらましかくのごとし、此餘時々出す所の傾城、諸國名所、娘淨るり等の一枚ずりの類は、夥敷事にて枚擧に違あらず、

解嘲拾遺

今の世上に物堅き人は、讀本の類の謾に年曆を建、古人の姓名を假借して、實事らしく書なすは、世を誣ひ

人を欺くに非らずやと誘ふ者あり、是は稗史小説の意味を能心えぬ故なり、既に古人も稗史小説を見るには、經史を見る目を拔更て、別の眼目を以て視るべしともいひ在て、原小説の趣意は勸懲にありて、唯假に人のなき名を作り設ては、看宦の人に入難し、亦年曆を借て言ざれば、年月の際限立がたし、爰より彼所までといふ目當を付し物にて、畢竟小説は此世界の外に、別乾坤の一世ありて、茲に説く所の宋江は、宋朝の代の宋江にして、又其宋江に非ずと見る時は論なし、亦實に僞書を作りて人を欺かんと思は、斯る剽竊摸擬の事をなさずとも、如何様にも仕方あらむ、稗史小説ならずして、實事らしき僞書夥しくあるにて知るべし、然るを夫を咎めずして、是ばかりを誇りしはいかにぞや、

又稗史小説の年曆土地等の、實録に合ざるを誘ふ者あり、是も亦非なり、前にもいふ如く小説の年曆は、何年何月といふ限を付たる物、土地の名も亦其如く、茲より彼所と境目を建たる事にて、是を強て實録に引合さば、夫こそ牽合附會ともいへ、

又小説を讀て、一事々々に理を推て、是は斯あらんを

如斯いひたり、彼は斯も書べきを免こそいひつと實事の理屈にて論ずる人あり、小説は素より撥虚架空の言、佛家の説法談義、莊子の寓言の如く、同く勸懲の爲にしたる者にて、緊要の事は一ツしるせども、書面に拘ざる事は省きて言はず、然るを右にいひし理屈者の論のごとくいはい、譬ば編中に獨の病者あらんに、夫には何某といふ醫者をつけ、何の藥を用ひ、病死せしかば何寺へ葬り、何宗なりしなどいはんは、餘りくだしからずや、夫も編中其醫者につき、或は又其藥につきて趣向作意ある時は、其醫其藥と名をも出す、若左もなく唯病者の死去せしは、醫藥のしるしなくて死せりと許記して、無用の衍文は省くなり、去れば逆、初め出たる人の立ぎへして死んだ共、他國へ行たとも、跡かたのつかぬは拙作なれば、是は論ずるに及ばず、徒に穴を探して穿鑿の説をなすも、是亦小説の意を識らざる者といふべし、噲ていはんに、今歌舞妓狂言を觀んに、其狂言趣向の巧拙、役者の藝の可否を論せずして、其芝居興行の端、雜費の多寡、役者の住處よりして、其妻の名年齢、或は何某が當春狂言久松をせし時著せし服を、當秋義經の役

にて、下著にしたり杯と云をば、見功者也と奢る人あり、成程委しきは委しけれ共、肝要の狂言の沙汰には非ずして、餘事の論辨ゆる、詰る所無益の説なり、是等をさして無用の辨といふ、小説の穿鑿するも、斯る類の事まゝ多し、心を風雅の域に遊ばしめて、無礙の幻境を了悟せざれば、小説の眞意は味ひ難からんか、

小説品類拾遺

唐山にて作の巧にて能出來たる書には、跡より其後編を付し物少からず、水滸傳の水滸後傳ある、西遊記には續西遊記、後西遊記二書の後編あり、金瓶梅の後編にも隔籠花影あり、平山冷燕の後編には兩婿交傳あり、是等は皆前編とは別人の作にて、前編に剩殘の人名を探て趣向を建し物なれども、此數種の前編は孰も名作にて、各作者の意匠の隱微ありて、剩殘ある如くなれ共、元より後編を作らんとて、先其餘趣を設置しにもあらねば、夫へ後編を付ては贅物にて、本編とは是非矛盾する事まゝあり、是は小説を好みて翫味すれば能わかるなり、又我邦の小説二三編續きの物はしからず、其譯は唐山の書に擬せる物ながら、前

編を著す時よりして、早二三編を綴るべき餘興を殘し作る故、程拍子よく前後能揃ふなり、去れども前編の時より早後の趣向を控へ有ゆる、筆を十分に働かず事不能、何か物足らぬ如く見ゆ、是則唐山と我邦の小説、前後編に差別ある子細なり、

京攝戯作者考凡例

○此書は前編小説通を書綴る筆の序に、戯作者の名をば、一人二人探索出したるに、内に面白しと思ふ事、可笑しき話も見ゆれば、徒に捨むも本意無く、其見るに随ひて書聚めつれば、年暦の次序も糾さで、其儘に誌しとめしなり、

○前編にも既に識せし如く、江戸は昔時より、淨瑠璃本の作者寡なくして、讀本草雙紙の戯作者多し、京攝は淨瑠璃の名作者多くて、近き頃は讀本の作者は寡なきに似たれば、淨瑠璃の作者をのみ多く出せるなり、

○京攝には手島物の本多し、是は心學なれども、中には滑稽を加へて可笑しみを述たるも有れども、書の趣意は大和莊子、賣卜先生、糠俵の類にて、皆教訓本にして、強がも戯作とは謂難き故、是等の作者は除きて載せずと知るべし、

○元文前後より寶暦の頃までは、八文字屋林裁の書數多く出たれば、定めて其作者影敷あらん歟、予原より聞見狭くして、遍ねく廣く知る事不能、且亦

年久しき事ゆへ、散佚の書も多く、其作者の傳も遺失して、探索に便なくて漏せしも多かるべし、敢て近きを而已探りて、遠きを乘しにはあらず、此書を看給ふ諸君子、遺漏を補ひ給はむ事を希ふ事になむ、

○歌舞伎狂言作者にも、戯作の書を編るものあり、又淨瑠璃本の作をもなせしあり、淨瑠璃の作者の、戯作の稗史を書き、亦は歌舞伎の作をなせしもあり、又稗史草雙紙の趣向を、淨瑠璃歌舞伎に遣ひしは常の事にて、或は歌舞伎にて大當せし趣向を、稗史草雙紙淨瑠璃に切はめしも寡ならず、皆是入我我入にて、總て同じ作意の事ゆへ、舉て戯作者と稱すべければ、此書に編入れたり、

○書中に出す所の古人の肖像に、或は精或は粗の不同あるは、各其原書の儘を出せしにて、予が濫りに意匠を以て、圖を設しにはあらず、

○或説に、讀本小説は眞の位、淨瑠璃の作意は行の位、歌舞伎狂言の趣向は草の位なりといへり、如何にも其説の如し、故に讀本と淨瑠璃本とを引競べて、巧拙は論じがたし、唯讀本は讀本だけの世界、淨瑠

璃本は淨瑠璃丈の世界と立て、見るべし、歌舞伎の正本亦是に准じ知るべし、

戯作者姓名

目録

井原 <small>鶴 附箕山 鷺水 國水 立圃</small>	近松巢林子
八文舍自笑 <small>附其笑 瑞笑 白笑 梅枝軒 泊露</small>	西澤一風
西澤綺語堂	江島其積
紀海音	竹田千前軒 <small>附竹田小出雲 兼木千柳 長谷川千四 文耕堂 吉田冠子</small>
三好松洛 <small>附遊谷</small>	錦文流
桐脈先生	椿園先生
奈河龜助 <small>附七五三助 贈晴助</small>	司馬芝叟
並木宗助 <small>附文助 永助</small>	同正三
近松半二	同徳叟
盧橋菴	辰岡万作 <small>附淨瑠璃作者數人 狂言作者數人 金澤龍玉</small>
栗枝亭鬼卵	好花堂野亭
中島因果道士	東籬亭
曉鐘成	南里亭其樂
睡僊	京鶴
春朝齋	節亭山人
西洲山人	丹羽桃溪
雨香園柳浪	北明樓戴儀
	西郊田樂
	ちぬ平魚
	桂中樓白瑛
	西郊田樂

峩洋堂主人	五島つう	是水亭菊亮
鳥山保躬	佐藤魚丸	成田小鹽
東麓	橋生堂兔月	鐵格子
知山路獵雄	桃華園三千麿	文松菴金文
柳園種春	三宅匡敬	森川保之
三熊野文丸	此君亭仙蛾	嘯月堂重孝
滄浪堂渺々	梅花野人	淡壽樓白園
鶴山逸人	鶴鳴堂主人	流霞窓
菊丘臥山人	浮世繪師	
西川祐信	月岡丹下	松好齋
松洛齋	流光齋	柳齋重春
崎陽亭國重	葛飾北泉	石田玉亭
一陽齋正信	浦川一舟	菱川清春
歌川國景	同國重	石田玉峰
歌川豊秀	北堂墨山	壯遊亭藁雄
鷺齋雪中	北亭北僊	東南西北雲
有秀齋蘭亭	合川館珉和	淺山蘆洲
一峯齋馬圓	耳鳥齋	歌川貞舛
歌川貞廣	同貞芳	長谷川貞信

長山孔寅	金太樓主人	松川半山
武内確齋	大石真虎	

京攝戯作者考

鳥有山人輯

慶長元和以來、昇平日久しくして、文華次第に開けしにつけて、いつとなく國字小説の戯作も出せしかど、其最初は作者畫工の名を出さざるゆへ、いつの頃何某より初まれるといふ事さだかならず、天和貞享の頃、西鶴など戯作の名を出せしより、戯作者の名の世の中にひろく成事とは成たり、因て西鶴を以て最初に識す、

井原西鶴

西鶴は井原氏なり、年來ひさしく大坂鎗屋町に住けり、俳諧は宗因の門人にて、松壽軒と號し、亦是難波俳林と稱す、點譜には最上の點なり、長點以下常の如し、よく世情にわたたりて、戯作の冊子あまた著し、一時戯名を高ふせり、其書は男色大鑑、西鶴織留、世間胸算用、一目玉録、日本永代藏、西鶴置土産、西鶴彼岸櫻、西鶴名殘友、小夜嵐この餘いくばくもあるべし、種貞曰西鶴貞享三年四年の頃西鶴と改名す、其頃の俳諧或は新可笑記等に西鶴とあり、又新小竹集には藤華亭西鶴とあり、

京攝戯作者考

是も西人々今日目前に見る所を述て、滑稽を盡す事は西鶴よりは生まれり、近松門左衛門も、俳諧は西鶴に學ぶといふ、俳諧のみちのみにあらず、此人儒佛の學にも富て、學力より出す所なれば、餘の凡々の戯作者の企およびがたき所あり、扱大約元祿年間の戯編には、俳諧師の作勢からず、箕山が大鑑、兩巴厄言、鷺水が丹前艶男、團水が男女色競馬、立圃が京童、又は俳諧師ならで鈴木昌山、正三のこゝ、淺井了意、錦文流が徒著述あまた有れども、戯作の才は西鶴殊に優れたり、爾後八文舎自笑、江島屋其磧、西澤一風に至りて、西鶴が筆意に倣ひ、潤色して一部の趣向をたて、估客老圃の頤を解せしかば、これらもその名を嘆しふせしかども、皆西鶴の二の町とやいふべからん歟、西鶴は元祿六年癸酉八月十日没す、年五十二歳、墳墓は大坂八丁目寺町誓願寺、本堂西の背南側に在、「仙皓西鶴」と大書す、

人間五十年の究りそれさへ我にはあまりたるにましてや
浮世の月見過しにけり末二年

元祿六年八月十日五十二歳
(井原西鶴肖像略之)

近松門左衛門

長州萩の産にして、同藩の臣杉森某の男なり、名は信盛俗稱平馬といふ、平安堂、巢林子、不移山人等の數號あり、卯花園漫録には越前の人とす、恐らくは誤りならんか、少して肥前唐津近松寺に遊學し、後京師に登り、或堂上方に仕へ奉りて、爵六位を賜ふ、錦小路頼五五記に、一條禪院に仕るよしあり、又江戸柳島法性寺境内に建たる近松翁の事跡を記したる碑石にも、一條禪院兼長公に仕るよしを記しあれども兼長公は文明中歿去ありて、近松より二百餘年の昔なり、もしくは此公に仕へし人の子孫にやあらんいふべし、向柳島の碑文を先に出す、併、元祿の頃仕官を辭て、退て浪人し、近松門左衛門と名乗り、歌舞伎芝居都万大夫が座の狂言の作をなし、又宇治加賀掾、井上播磨掾等が爲に淨瑠璃を作る、其後元祿三年庚午正月、京都より浪花之下り、竹本筑後掾が爲に淨瑠璃を數多著述し、其名を世上に轟かせり、元より和漢の書籍を學び、博識にしてしかもよく時世の人情を察し、下情を穿がちて數百番の淨瑠璃を作れり、中にも國性爺合戦、此狂言大當打つけたり、名響さいふべし、雪女五枚羽子板、曾我曾根山等尤其妙を得しとぞ、享保九年辰十一月廿一日、種貞曰、西澤一風子外題年鑑に

は、平安堂の物語同年同月廿二日あり、七十二歳にて身まかりぬ、大坂八丁目寺町法妙寺に葬むる、辭世の文左に誌す、戒號は世にたる也、さいふ、

代々甲冑の家に生れながら武林を離れ、三槐九卿につかへ、咫尺し奉りて寸爵なく、市井に漂て商賈知らず、隱に似て隱に非ず、賢に似て賢ならず、物知り似て何も知らず、世のまがひもの、唐の大和のをしへある道々、伎能雜藝滑稽の類迄、知らぬなげに口にまかせ、筆にはしらせ一生を嘯りちらし、今はの際にいふべく思ふべき眞の一大事は、一字半言もなき倒惑、心に心の耻をおほひて、七十餘りの光陰おもえば、おほつかなき我世經畢、もし辭世はととふ人あらば、

それ辭世去ほごに扱もその後へのこるさくららの花しにはほは、
享保九年中冬上旬入寂名

阿禰院穆矣日一具足居士
不俟終焉期豫自記春秋七十二才
のこれと思ふもおろかうづみ火の
けぬ間あだなるくち木かきして

江戸本庄柳島妙見菩薩境内所在石碑如左、

日本淨瑠璃歌舞伎稽戯作中祖

近松門左衛門藤原信盛文碑

曾祖近松門左衛門信盛、長州萩之藩臣杉森某男也、後登京師、奉仕一條禪閣兼良公、賜爵六位、因老病致仕、而遊攝之浪華、享保九年甲辰十一月廿一日、七十有二歳而寂、則葬於攝州久々智山廣濟寺、法號阿禰院穆矣日一具足居士、當百回之遠諱、取所遺草稿、而於北辰尊前納于石下、以樹文碑、且臨終辭世之狂歌一首、勸于石面者也、
文政十一戊子年十一月

曾孫

洛東山

戲名心庵蝶々子誌

自足堂信尚書

碑陰文

辭世

それ辭世さる程に
扱も其後にのこる
櫻のはなしにはは、

八十八翁儉齋

京攝戯作者考

大坂 近松千葉軒

京都 同門 蝶

江戸 同門 三

大坂金屋橋銅吹肝能登屋彦九郎所藏懸物美人の贊、紙堅二尺餘横一尺計諸は土佐畫のごとき見ゆる由、

樂天が意中の美人は夢のむつ言

僧正遍昭の詠中の戀は繪にかける女

さりかたにはそれかこれか作麼去

物いはすわらはぬ代にりん氣なく

衣裳表具にもこのみせず

平安堂近松子七十一歳狂讚

(近松門左衛門肖像略之)

八文舍自笑、附其笑、端笑、自笑、梅枝軒泊誌

自笑は性藤原にて安藤氏なり、俗稱を八文字屋八左衛門と呼びて、京師麩屋町通誓願寺下所に住書林也、西鶴に嗣て戯作の名人にて、數百部の雙帯を作る、傾城禁短氣、全曲三味線、全友三味線、全歌三味線、全玉子酒、野傾色二子、分里艶行脚、都鳥妻戀笛、淺間宮土裾野櫻、風流御伽會我、全東海視、全東鑑、全軍配團、浮世親仁形氣などいふ冊子、當世の人情を穿が

ちて、俗人の頤を解しめしより、今の世に至るまで、八文字屋本とて、一種の體裁ありて人口に膾炙せり、或説に初代の自笑も、讀本冊子など作る、學文才智は無けれども、家産のゆたかなるに任せて、南嶺子杯様々の人を頼み、代作をさせて、己が名を弘めし物なりといへるは、其書の時好にかなひて、夥しく賣しをそねみたる人の惡説なり、

(八文舍自笑肖像略之)

延享四卯年冬、自笑樂日記を書納として、己後倅其笑、孫瑞笑に作意を任せぬれば、常盤木の色かへず、いや榮に御求下されかしと序に書、跋に自像を畫かせ、南溟の大鵬寓言かと思へば、終に教なる、

霜枯はさもあれ龜の長齡草

九十歳に近き自笑誌

又歌舞伎役者の、年々の藝の甲乙の評判記を出せしが、役者評判記も、最初は頗見世狂言の藝の評判記を出せしが、自笑の中年より、二の替りて春狂言の評判記を出し、三の替りて盆狂言の評判記を出せり、此頃京大坂江戸三都に、評に起立たる序文を、ついで出して、文才をふるひたれども、後の役者は序を書く力なく、序文を略して、二の替り三の替り、是亦大に世人の賞譽にあひて、年々によく賣れしより、評判家

の株のごとく成たり、延享四年卯十一月十一日没す、齡八十八歳、其子も又八左衛門と稱す、八文舍其笑と稱號す、没年未だ審ならず、孫も又八左衛門と稱し、八文舍瑞笑と號す、父祖に替らず相嗣て、戯作の書を著し、評判記を出せしかども、其祖にいたく劣りたり、曾孫四代目の八左衛門に至りては、其才遙に父祖に及ばず、自笑と號して漸く評判記を出す而已なりしに、寛政初年の京都大火に類焼して、家も大に衰へ、遂に大坂に下りて、心齋橋筋安堂寺町に、かすかに渡世して、評判記を出し居しが、夫さへ其身没して後は、其子何某なる者、放蕩無頼の破落戸にて、産を破り家を失て、中々評判記つくる事も出来ざりしに、四代目自笑が家に、子がひより召仕ひし卯作といふもの、記憶よくして評判記の綴り方を覺へ、後自笑が倅の家を破りし後、御靈前瓦町に住して、和泉屋卯作と稱し、梅枝軒泊鷺と號して、新古の芝居繪本番附類賣買を家業とし、折節には淨瑠璃の作をもなしたれども、芝居の故典に委しきにつき、専ら評判記を出せしかども、己れ一人の名を出さず、亡師の八文舍自笑の名を記して、己れと合作の如く記せり、天保九十の

年病て没す、享年五十餘歳、

西澤一風

一風は俗稱正本屋九左衛門と呼びて、大坂心齋橋南の四丁目に住む書林板元なりしが、俳諧を好み戯作を樂とし、淨瑠璃數多著せり、其書は五山建仁寺供養、井筒屋源六戀寒暄、頼政追善芝、女蟬丸、昔米万石通、南北軍問答、身替弓張月、本朝檀得山、北條時頼記、此餘操年代記等の作も有て、豊竹座の作者なりし、中にも近松が國性爺は竹本座に名高く、西澤が時頼記は豊竹座にて二年が程打續けて當りを取、國性爺と肩を並べたる狂言を殘せり、享保十六年に没せり、享年六十七歳、

辭世

あり行や風に常盤の木の葉雨

墳墓は大坂下寺町大蓮寺にあり、法號常譽貞寂禪定門と稱す、紀海音、田中千柳、並木宗助等は、一風が門人也、其孫利兵衛、是も正本屋と稱して、内本町二丁目宅を移す、淨瑠璃院本の板元なれど、明和安永の頃は、操狂言大に廢りて、歌舞伎専ら流行ゆへ、父祖已來の仕成しと轉じて歌舞伎を好み、作者 風と號

して、劇場正本の書方を糺して、是迄役者の筋書或は詞書ども、根本とも臺帖ともいひて、作者俳優のみ讀事にて、他見をゆるさぬ物にて有りしを、偏ねく諸人に見することにして、自分の家號の正本と唱へ始しは此人よりなり、文化九年壬申臘月四日に没す、法號淨西といふ、其次男利助幼少より劇場を好み、堺筋清水町に住て、書林正本屋父の跡を繼、西澤一風軒又は狂言綺語堂と呼び、狂言作者となる、俳名は秋聲庵蒼々、後に隱遁して李叟といふ、江戸に下りて狂言の作をなし、又草雙紙をも作る、近き頃大坂芝居にて、八犬士傳を翻案して、花魁譽八總を二日續の狂言に綴り、大當りせしかば、操狂言にまで寫して、當りしは名譽といふべし、(西澤一風肖像略之)

江島其磧

其磧は俗稱江島屋市郎左衛門といふ、其磧は俳號也、古老の口碑にいふ、京師京極通誓願寺は、淨土宗の本山にして、本尊は春日佛師の作の大佛也、此寺の門前に、昔より餅を賣る家ありて、大佛餅とて世にもはやし、繁昌して家巨萬の財主となる、是則江島屋が先祖也、其後豊大閣洛東六波羅の南に、方廣寺の大佛

を建立せらるゝゆへ、又他家の餅家大佛餅とて、新に店を開きて、繁昌連綿たりしにつき、京極通始めの餅屋は業を轉じ、誓願寺通り、柳の馬場へ變宅せしに、其子孫其積に至りて、大に驕奢に長じ、遊里に莫大の財を費し、洒々落々たる風流家にて、數百部の戲作の書を著し、自笑と合作して出し、大に世に賞美せり、然るにひととせ、其積自笑と雀執の事ありて、正徳四年正月、出板の評書役者目利講の序に、其積其趣意を述たり、

東西く、扱わけて御断を申すは、役者評判本は中頃出水通和泉屋八左衛門と申草子や板行いたし、年々古板に書加へて、或は役者舞臺鑑、又は梭欄帯など、外題を替へて出し候所に、此役者目利講の作者其積と申好者、三津を三巻にわけ、一切づゝの序をつけ御慰みに、上中又は白字の上など申位付をいたして、役者口三味線と題號をつけ、駄屋町通八文字や八左衛門の遣し申せば、早速板行にいたしぬ、夫より毎年せがまれ、乍三割酌一年々仕り遣し候所に、又二條通り正本屋九兵衛方よりも、一とせ餘義なく頼まれ、やむことを得ずして、

役者一挺鼓と申を仕遣し候、然れども八文字やと、正本や兩方をかけ持に同じ事も成りがたく、正本やは圓水と申好人え頼み、八文字や方は例年たえず仕遣し候、五六年以來は評判の所計りは、先格を以て、其年の狂言の當りを見て、自分にも可成事と、評判の仕方をおしへ、八左衛門にいたさせ、外題目錄三津の序を仕遣し候、然るに此作者其積、一所の江島屋市郎左衛門と申新本やと、役者評判本は向後八文字やと相板に致させ、末々迄入魂させらるゝ様に、作者色々と申せ共、八文字や一人していつ迄も可仕由申切り、不同心にて却て江島や方をさして、似せ本又は紛らはしき草紙など出し候と、八文字やより斷書出し候段、作者身に仕候ては、心外之至に存候、抑八文字や八左衛門と申草紙屋は、何にて世間に廣く名を發し候哉、二條正本や、おなじく鶴やは、古來より上るり本にて名を取、八文字やは京芝屋の歌舞伎本を板行仕候外、左のみ家名を世間に御存知にても無之處、作者其積松本治太夫方の淨瑠璃を作り遣し、其語り本を八文字屋の遣し、板行させ候てより、年々の評判本は

申に及ばず、けいせい色三味線、又は曲三味線、禁短氣、傳受紙子、色情あひひいな形、御伽會我の類、戀の書、數多作り遣はし候所に、各様の御意に入、八文字やくとは是より浮世本、評判本の名取のやうに罷成候事、八文字やの功にて候哉、作者其積の功にて候哉、此段憚ながら世上の人さま御了簡被レ成可被レ下候、殊更作者の實名を出さず、作者八文字やと致させ出し候程の深切をかへりみず、今にては八文字と名を取申うへなれば、鳥を驚と書て板行仕出し候ても、八文字やと申名にて賣申との所存、高鳥盡て良弓藏るとやらんにて、功を立遣し候作者の申分も用ひず、作者一所の江島屋をけづり、一人の功に可仕存念、是によりて當年より、江島や方に役者評判本板行仕候、已來は毎年仕出候間御求可被レ下候、八文字屋方には、今迄名をこらせ候作者の功を奪ひ、自分の功に仕度存念に有レ之候へば、右之所世間へ披露いたす事氣之毒に存じ、かぶき本、配りかんばん等に、此方似せ本の或はまぎらはしき本のなど、小書をして八文字屋より出し候、右之通少にても違ひたることは、かく

長々敷書顯し板行に可成ものに候哉、まぎらはしきと申小書仕る手間に、眞實紛敷事にて候は、此長口上をとめ申が眞にて候、惣じて紛らはしきの似せ本のと申は、譬ば八文字や八左衛門板など、仕、出し候は、紛らはしきとも可申候、あの方は八文字屋板、此方は江島や板と仕候に、紛らはしきと申譯は無御座一候、八文字や抑の評判本、又は當世本の作者は、其積と申に紛れ無レ之候を、其儘其作者の仕りたるふりにて新作出し候八文字やこそ、紛らはしきとは申べけれ、近ごろ片腹いたいせんさく、此方は數年おなじみの作者、御佳例の評判本、新規の作の八文字や評判と御見まがへ不レ被レ遊、御求御覽可被レ下候、扱京芝居の評判は、一座づゝ座分に仕候間、御しんべうに御一覽奉願上候、追付評判初り左様に御心得被レ成ましやう、

江しまや

市郎左衛門

此時其積は、倅に市郎左衛門の名をゆづり、本屋をさせ、猶また自身一己の作の浮世本略平家都徳、源文脱字等并に評判本をも出せしに、全躰其積が戲作の才は、

自笑よりは遙に優れたる者なれども、如何せし不幸にや、其積一作の書は、世間にもはやさず、唯八文字屋本をのみ諸人めで翫びぬ、(江島其積肖像略之)

南嶺子

浪花の人にて、多田氏名は義俊、字は公實、南嶺子と號す、又桂秋齋とも稱す、業を壺井鶴翁に受けて、専ら國學故實者と唱ふ、俗稱は兵部といふ、博識強記才學に任せて色々戯作の書ありし由なれども、戯作者といはれん事を耻しにや、八文舎自笑が名を借りて書を出せしゆへ、自笑が多くの作書の内、孰が南嶺が作といふ事分ちがたし、己が才智に誇りし故歟、その國學故實の書にも臆説と牽合附會あり、是ぞ英雄人を欺く成るべしとて、識者の誘を受たり、近頃の一九に似たる滑稽の人とみへて、其行狀は其鯛菴杜口が著したる翁草といふ書に詳なり、

紀海音

巢林子同時の人にて、其頃狂歌に名高き油烟齋真柳が弟にて、大坂の人、榎並氏にて、俗稱は鯛屋喜左衛門、後に善八と改む、初めは黄葉山悅山和尚に屬し

て僧となり、高節といふ、夫より嚳道を業とし、又契沖子の門に遊びて、契因鳥路觀と號す、淨瑠璃の作名紀海音といふ、豊竹座の操の作者にて、近松と並び稱せらる、生涯狂詠を好みて、貞柳の弟子と成、貞義と號す、道頓堀太左衛門橋筋に住して、菓子やとなる、老年に至りて又剃髮せしにや、元文元年辰の夏、法橋に叙せらる、寛保二年戌十月四日八十歳にて没す、法號清潮院海音日法と稱す、八丁目寺町寶樹寺紅葉のに葬る、

竹田出雲

初代の出雲は、阿波の國の産にして江戸に住せしが、淺草觀音の示現によりて、唐繰工夫の人形を仕出し、公に奉りし事あり、後寛文二年のとし、大坂におゐて初てからくり人形の芝居御免ありて、近江掾と受領す、其子二代目の出雲、名は清定、千前軒と號す、出雲掾と受領す、寶永二年酉二月より、竹本座の座元と成、頗る文筆の才あるによりて、享保の頃淨瑠璃を作種貞曰、諸葛孔明鼎軍談は出雲二己にて作せしもの、初なる、其由は鼎軍談の丸本表紙裏に近松翁の序有て委しく記されたり、大塔宮儀の鑑、大内裏大友真鳥加賀國篠原合戦男作五雁金、蘆屋道満大内鑑、楠昔噺、平惟茂凱陣紅葉、菅

錦文流

俳人ともへたり、大坂座摩の社の邊に住せりといふ、俗稱詳かならず、専ら戯作をなし、淨瑠璃をも多く作りたり、錦頂子と號す、種貞曰、此卷中に都の錦の名見へず、當都の錦は元禄十四年より同十五年迄に御前より、風流源部物語、元禄會我物語、沖津白浪、此外にありや未三見當、

近路行者

大坂の人、名は庭鐘、字は公聲、大江漁父と號し、又辛夷館と號す、近路行者は其戲號也、俗稱を都賀六藏といふ、儒醫を業とす、書畫を善す、風流の才有て、小説稗史の趣を得たり、英雙帯、繁々夜話、垣根草等數部の佳作あり、寛延寶曆より明和の頃の人也、

胸脈先生

京師の人、名は正盈又賦とも言、字は子允、胸脈先生或は太平館主人と戲號す、俗稱は畠中頼母といふ、聖護院の宮の諸太夫也、博識多才、生質滑稽の人にて狂詩を善し、太平樂府杯の狂詩集を出して、東武の寐惚先生等より先輩なり、又唐土奇譚等の戲編あり、後年風痺の症にて、物云ふ事能ざれども、見廻りに來人あれば、即座に當席の挨拶を、狂詩に作りて出せしといふ、また或やんごとなき御方妙法院宮すでに死せしと

原傳授手習鑑、双蝶々曲輪日記、源平布引瀧、小野道風青柳硯、義經千本櫻、假名手本忠臣藏、此餘數多あり、百餘年の今に廢らず、淨瑠璃歌舞伎に仕はやらせる狂言は、大約出雲が作意物也、其子小出雲、是又名作渺ならず、時代新海雪物語、軍法富士見西行、日高川入相花王、夏祭浪花鑑等也、三好松洛、並木千柳、長谷川千四等は千前軒が門人也、(竹田千前軒肖像略之)

辭世

影涼し千々に彌勒の腹袋

三好松洛

原伊豫の國の産にして、松山城外の眞言宗願成寺の住持の還俗したるにて、千前軒門人となり、合作の淨瑠璃に佳作多し、明和八年卯、作る所の妹脊山婦女庭訓の淨瑠璃本に、松洛七十六歳の作とあれば、餘程長壽したる人ともへたり、此餘千前軒が門人松田和吉、文耕堂とも云ふ、吉田冠子といふは、人形遣ひの名人也、吉田文三郎事にて出雲の門人、皆高名の作者也、又此頃和莊兵衛と云名作の讀本作者は、遊谷と云阿波の人也、

場を好み、並木宗助に入門して、歌舞伎狂言數多著せり、霧太郎天狗酒齋、けいせい天羽衣、桑名屋徳藏入船話、日本第一和布刈神事、三拾石船始等也、名高き狂言は明和五年、太左衛門橋北詰の床に、茂兵衛といへる毛剃、富といへる女郎を殺せしを、其翌日若太夫芝居にて、急作の一夜附に、宿無團七時雨傘と題して、大當りを取たり、安永二年已没して、墳墓は法善寺中に、南無三寶正三墓と、碑に彫刻して今に名高し、(並木正三肖像略之)

行年四十三歳安永二年春没

追悼の狂歌

此人につく作者もまたなみき

あわれけのふうかわり狂言

並木五瓶

此人も同門葉にて、天明已來の作者にて、始は吾八といひ、後五瓶に改たり、著作の狂言數百部、中にも名高は鍋祭貞婦競、日本花赤城鹽竈、金門五三桐、箱播州巡歸命曲輪敷、けいせい黄金鱗、けいせい忍術池、けいせい倭莊子、天満宮菜種御供、けいせい飛馬始、中にもわけて鳥廻戲聞書、四ッ目より先は、今三都に

て専出る、五大力戀絨にて、古今珍らしき大當りを取たり、寛政六年より江戸に趣き、江戸にて春狂言一番目時代物會我外題何、貳番目世話もの何々と、外題を分て二ッ出せしは、此五瓶より始れり、寛政十一年末浪華に歸り、澤村宗十郎同道にて傀儡淺妻船、源平柱礎曆、隅田春妓女容性等を出して當りを取、享和元年酉再び江戸に趣き、江戸狂言を京攝の風に直し、當時作者は江戸にて、櫻田治助、京攝にて並木五瓶と並べ稱せらるゝ事に成たり、江戸にて大門通高砂町に居を構へ、淺草堂と號す、文化五年辰二月二日没す、行年六十二歳、
辭世

梅はさく我は散り行如月や

五瓶

江戸淺草金龍山の奥山に、五瓶が狂言塚あり、又浪花四天王寺、西門前納骨堂の前に墓碑を知己の人々より建たり、戲財録とて劇場作者の秘事を書て、秘藏せし由なりしが、没後所在を失ひしと云、惜むべし、

近松半二

半二は浪花の人、父は穂積以貫、俗稱は以助といひて、伊藤東涯の門人にて儒者なり、半二は其子なるが

故に、文才も有たれども、生質懶惰の人ゆへ、儒業を修せずして、遂に淨瑠璃作者と成たり、門左衛門の養子となり、近松の氏を稱す、著せし狂言數十百種、中にも蘭奢待新田系圖、烟袖鑑、本朝廿四孝、太平記忠臣講釋、近江源氏先陣館、伊賀越道中雙六、關取千兩職、三日太平記、心中紙屋治兵衛等、天明より今に至りて、淨瑠璃歌舞伎にもてはやし、當りを取は此人の筆力の餘光なるべし、又獨判斷といふ書をも著す、天明丁未の年没すと云、(近松半二肖像略之)

近松徳叟

此人初は徳三といひて、浪速坂町の娼家、大枡やの亭主也、俳諧の點者ともなりしなり、俳名雅亮といふ、幼き頃より劇場を好み、近松半二が門人となり、歌舞伎狂言の作者となる、寛政八九年より建作者となり、著せし傳奇數多き中にも、伊勢音頭戀寐劍、敵打安榮録、も、ちごり鳴門白浪、淺草靈驗記、けいせい狹妻櫛、けいせい會稽山、紅風秋葉話、けいせい花山崎、俠鏡廓日記、けいせい宮傳授、柵自來也談、競かしく紅翅、いろは歌櫻櫻花、けいせい英雙紙、舞扇南柯話、鳥廻月弓張、是等皆々當りを取たり、文化七年午八月

廿三日没す、(近松徳叟肖像略之)

剪枝崎人

浪華の人、父は浪士生田何某、母は曾根崎新地の娼家花屋の娘也、名は秋成、俗稱を東作といふ、後に餘齋と改む、無腸公子又鴉居と號す、剪枝崎人は其戲號なり、儒士に成、又醫を業とす、性狷介峭直の一畸人にて、和草煎茶を好み、毎に居を移す事絶す、故に自ら鴉居と號す、長柄の里には久しく住せり、名利を事とせず、世事に不拘、自ら云外剛にして内柔なり、是我性なりと、因て無腸の號あり、壯にして賀茂眞淵翁の門に入、古調の歌を善し、和文をよくす、又俳諧は宗因が流を汲といへども、蕉風を慕ふ、又いつの頃にか、夜中居宅え盗の入し事あり、其忍び入し壁の穴の跡に短冊を付たり、

我よりもまつしき人を哀れなる

茨からたちひまくり來て

諸人は是を見て、賊の入りしを初て知れり、後京師に住し、和歌古學を以て世に鳴る、著述の書多し、煎茶の書清風瑣言など最精し、戲編の書は雨月物語五卷、又春雨物語五卷寫本にて行はる、聞耳世間猿といふ、八

文字や物の本をも出す、近頃癖物語といふ、滑稽本も出せり、江戸の太田蜀山人、其人と成りを奇として、長夜室記を作りて贈りたり、晩年京師に遊び、非藏人羽倉豊前の屋敷の内に、壘半の家を建て住す、常に糲をすりて土鍋に入れ焚て喰す、菜は胡麻鹽とひしこ味噌といへる二味に過ず、詠するところの和歌多し、鹿の歌に

さよしくれねさめおとろく山住の

軒のやとゝの鹿の、二こる

遂に此處にて没しぬ、時に文化六年享年七十八歳、餘齋が四疊半の居宅の壁書、

家寶かんしゃく丸

第一いちをつよくしはらのさむさこたへし

禁物

酒 肴 たはこ 油阿波訓に云アラ

すへてのものくさきをさろふ

文人 茶人 財主 臭氣不可對

出店類樂無之候

(剪枝崎人肖像略之)

盧橘菴

京師の人、名は仲宣、俗稱は田宮由助といふ、風流の人にて詩歌をよくし、著作を業のごとくせしといふ、太田蜀山人、曲亭馬琴など出京の時、友とし遊びしよし、又蜀山人と京攝の風俗を問答せし、所以者何といふ書もあり、

辰岡萬作

萬作は浪花島の内壘屋町に住り、寛政享和中著作の狂言抄からず、けいせい橘柳櫻、東海道戀の關札、けいせい青陽鶴、姉妹達大礎、艶麗石川染、吉原細見岡、雪國嫁成谷、花籠淀川語、けいせい忍逢淵等也、文化六年巳九月三日に没す、右の餘淨瑠璃作者、昔よりの分並木千柳、竹田外記、中邑閨助、二步堂、竹本三郎兵衛、近松東南、八民平七、安田蛙文、爲永太郎兵衛、淺田一鳥、豊岡彌平、梁塵軒、中邑阿契、豊竹應律、若竹笛躬、黒藏主、菅専助、近松柳等、歌舞伎作者の始は、正徳の頃京師の人、橋良平と言外科醫者の著述仕始しより、寛保延享の頃は、田木幸助、澤村文治、市山角志、爲永千蝶、淨瑠璃作者の爲藤川登善、松本佐流、英霞鳥、長谷川傳次、浄瑠璃作者長松屋久右衛門、豊田一東、寶曆後は高木里仲、岡井正平、松

田百花、境善平杯あれども、一部の趣向残らず、殘念也、又竹田治藏は竹田出雲秋葉權現廻船斬、銀閣寺新始、假名草紙國性爺實錄等を著して今に残れり、安永後は五十五助、爲川宗助、津打亭助、筒井半二、増山太郎七、春木元助、佐川藤太、魚丸市岡和七、後江戸之行なごは、建作者とまでならで没せしは殘念也、扱また役者の中村玉助俳名は、金澤龍玉と作名を名乗りて、狂言作者を兼帯せしが、後に奈河一泉が弟子奈河本助といふ者に、龍玉の名を譲りしが、此二代目の龍玉も、天保壬寅の春没したり、此外凡々の作者、一ツ一ツ識すは煩はしければ略之、

栗枝亭鬼卯

遠州日坂の人、性は平名は昌房、字は知白といふ、栗枝亭鬼卯は其戲號なり、晩年に剃髮して佛卵といふ、俗稱初は河州佐左村の御陣屋美濃の加納永井侯陣屋也に在し時は、伊奈文吾といふ、後御代官手代を勤めし時、大須賀周藏と改む、後年遠州日坂に隱遁して、煙草を鬻て業とす、表の明り障子に、

世の中の人とたはこのよし悪は

煙となりて後にこそしれ

斯詠したる狂歌を、自筆にてかい付置けるを、或年白河侯樂翁の御通行の時御覽じて、御褒美を給はりしといふ、翁が戯作の書、京攝にて刊行する物幾十種といふを知らず、中にも陽炎の巻、更科物語等は、大に世に賞せられて、雜劇にも取組、其儘をせしより、大に當りを取りて其名を發したり、然れども自分足れりとせずして、江戸の曲亭主人柳亭子杯へ、戯作の門人たらんことを屢請しといふは、其謙遜の志賞すべし、性風流にて俳諧をよくせり、或時浦江村といへるに、行て、其寺院に杜若のあるを見て、

句の上に置へき花よかきつはた

同じ處にて狂歌、

筆はなといへども歌の出来されば

文政六年末二月廿三日没す、行年八十三歳、

好花堂野亭

大坂の人、俗稱は山田桂藏といふ、好花堂野亭は其戲號なり、戯作の書數多あり、又山田案山子と稱して、淨瑠璃の作をもなす、初は新町廓中にて書家を業とし、中頃は順慶町三丁目に居り、又島の内木挽中町に

住す、剃髮して意齋と號す、其時の狂詠、
僧でなし茶人にあらず醫者でなし

意齋わからぬ坊主也けり

終に京師三條寺町に寓居せしが、弘化三年午十一月
廿四日に没す、行年五十九歳、法名寒空意禪定門、

濱松歌國

大坂の人、俗稱は布屋氏助又清兵衛、鳥の内布袋町に
住す、戲作書多し、専ら歌舞伎の事に委しく、狂言作
者となる、歌國は作名也、颯々亭南水と號す、或年役
者評判記を作せしに、大谷友右衛門 三代目の友右衛門
也、初は中山門三
いひ、又風舎丸と
云ひたるもの也 評の仕方あしきとて、故障をいひたる
故、其後は評判記は出さざりしなり、又南水漫遊とい
ふ隨筆を著す、文政十年丁亥十二月十九日没す、行
年五十二歳、法號花鳥歌國信士、

因果道士又安穴先生といふ

姓藤原、名は規、字は景寬、俗稱は中島文吉、京師の
人、儒者にして専ら詩文に名あり、傍はら戲作をな
す、京都繁昌記、濃快史等の著述、縦横馳騁の才力を
觀るべし、又匿名の國字小説の作もあり、好みて諸國
を遊歴す、棕隱と號す、

東籬亭

京師の人、名は正韶、字は鳳卿、尙古館と號す、俗稱は
池田左馬大允、蝟藥師高倉西に住す、東籬亭は其戲號
也、名所圖繪類の書を多く出す、戲作の書も又鈔から
ず、

岡田玉山

浪華の人、名は尙友、法橋位に叙す、書に巧也、嘗て菲
葭堂と謀て、唐土名勝圖繪、北直隸の一部一編を出
す、其精密賞覽に堪たり、併しながら婦女子俗客の愛
歡ばざりし故、續きて次編を出さざりしは遺憾なり
といふべし、又書本太閤記を畫作して、大に世に行は
れ、四方の名を發したり、其餘玉藻譚、あやかし物語、
室の八島等戲作の數多く出したり、其没年いまだ詳
ならず、

曉鐘成

浪花の産也、木村氏、名は明啓、俗稱彌四郎、曉鐘成は
其戲號にして、亦鷄鳴舎と號す、童蒙教訓民家必用の
雜書、且戲作の書數多く出す、又書に巧なり、因て
同畫作の書もあり、後に西生郡難波村慈雲山瑞龍寺
今俗に鐵眼寺
唱ふる寺なり 門前に住す、後剃髮して未曾志留坊一禪

と號す、又戲れに田舎の住居なれば、在職齋南坡とも
稱す、居宅を手鍋菴と稱す、其記あり左に誌す、嘉永五
曆の年たるにつき、俗
稱を暗翁とあらたむ、 年子選

手鍋菴之起原

珠光紹陽が釜を泌らし、賣茶の翁が急須を取あつ
かひし風流もなく、さればとて一路居士が手取鍋
に雜炊を焚し大隱にもあらず、唯我は年來味噌汁
を愛するが故に、あばら家の圍爐に自在の鍵を設
け、手鍋を釣て味噌汁を煮、朝な夕なに是を啜り
て、太平の御恩澤を悦び、父母の高恩を思ひ、よき
にによあしきによなき、白川侯の御賛ありし自
在鍵に手鍋の圖をうつし、席の上座におきて我を
つゝしむ、世人稱て手鍋菴といふ、過し頃剃髮し
て、名を未曾志留坊一禪と更たむ、其時の戲歌に
すつてよくにたる、未曾志留坊主こそ

是やしやくしのすくひならまし

又近き頃、二千年袖鑑といふ書を著す、萬事の起原、
神社佛閣の開基、高名の人の年曆等、都て萬事をしる
捷徑便利の書にて、几邊の重寶となすべし、

南里亭其樂

京攝戲作者考

大坂の人、小林氏、名は貞、字は高悅、號三方器堂、別號
陽樂市隱と稱す、南里亭は其戲號也、島の内に住す、
俗稱素六といふ、戲著の書多し、始島の内に住し、後
難波新地に移る、

白頭子柳魚

大坂の人、文政の頃戲作の書數部を出す、聞齋軒と號
す、俗稱未詳ならず、

睡僊

京師の人、文政の頃戲作の書を出す、名は可香、教戀
香亭と號す、俗稱未だ考へず、

京鶴

京師の人、文政の頃戲作の書を出す、名は貞卿、字は
和忠、山月主人と號す、山川氏、俗稱美濃屋文藏、初曉
鐘成門人と成、澄成と號す、當時西の京に住す、

春曉齋

京師の人、速水氏、

春朝齋

京師の人、竹原氏、

節亭山人

ちぬ平魚

西洲山人

丹羽桃溪

大坂の人、木挽中の町に住す、書に巧なり、且狂歌を好て鐵格子波丸の門人となる、遅道といふ、俗稱大黒屋喜兵衛、文政五年十月十五日没す、行年六十二、

桂中樓白瑛

京師の人、書をも好くす、

雨香園柳浪

大坂の人、南本町に住す、馬田氏、醫道を業とす、

北明樓戴儀

西郊田樂

尾張の人、江戸草雙番作に、木の芽田樂とあるは、此人ならんか、

義洋堂主人

五島つう

大坂の人、天満南同心町に住す、東御奉行の同心、増田勘藏と云、

是水亭菊亮

畠山保躬

照月と號す、

佐藤魚丸

大坂の人、淨瑠璃歌舞伎狂言等の作者、佐藤太といふは此人なるべし、阿波座戸屋町に住す、狂歌を好て國丸の門人となる、蝙蝠軒と號す、自詠の狂歌集を、よつこの友と題す、

盛田小鹽

東麓

京師の人、

橋生堂兔月

手塚氏、北溟と號す、

鐵格子波丸

大坂の人、西浦氏、混沌軒國丸の高弟にして、狂歌をば善す、自詠の狂歌集、紀行等の書を出す、別號糟長

者、居室の格子を鐵にて造るゆへ、鐵格子と號す、波丸は狂名也、俗稱木津屋周藏、立賣堀二丁目鐵間屋、文化八年辛未正月七日没す、

知山路獵雄

桃華園三千曆

江戸の人、曾大坂に寓居す、

文松菴金文

柳園種春

攝州武庫郡今津の人、小澤氏、

三宅匡敬

森川保之

京師の人、書をも兼たり、

三熊野文丸

此君亭仙蛾

嘯川堂重孝

京攝戯作者考

滄浪堂渺々

文亭主人箕山又曳白山人と云

梅花野人

京師の人、

淡壽樓白園

鶴山逸人

京師の人、瀬川氏、名は恒成、

鶴鳴堂主人

流霞窓

菊丘臥山人

京師の人、江文坡と稱す、天明年間の人、

以下浮世繪師

西川祐信

大坂の人、寶曆明和の頃畫作ともになす、文華堂自得齋と號す、春色本をも數種出せり、畫は最上手也、俗稱追々可考、

月岡丹下

大坂の人、名は昌信、字は雪鼎、信天翁と號す、西川祐信と時を同じくす、鹽町心齋橋に住す、浮世繪の名筆也、翁草にも、天授の畫才ありて、縦横に新奇を出し、人を悦ばしむる事、探幽等にも勝れたりと賞せり、後に法橋の官を給ふ、

松好齋

大坂の人、俗稱半兵衛、島の内清水町に住す、浮世繪を善くし、俳優の肖像を摸するに巧也、亦戲作をもなす、樂屋名所圖繪、同拾遺、役者十寸鏡等の作あり、寛政より文化年間の人也、

松洛齋

大坂の人、松好齋と時を同じくす、名は以惠、松壽と號す、俳優肖像をよく寫したり、

流光齋

大坂の人、是亦上の二人と同時也、浮世繪に巧也、俳優肖像を能く寫す、名は如圭、俗稱詳ならず、はりに

瓶橋に住す、

柳齋

原崎陽の人、當時大坂島の内三津寺町に住す、名は重春、浮世繪俳優肖像をよくす、俗稱山口甚次郎、浪華に當時浮世繪を畫く人多しといへども、皆外に職業ありて、其傍内職に畫るなるに、柳齋一人は浮世繪を以て糊口するは、全其技衆人に勝れたるを知るべし、○追加柳齋はもと崎陽の人也、妻子共浪華に移り來りて、畫の大きに行はれしに、嘉永六丑の年死せり、其女子米女も亦其業を繼ぐ、畫も拙からず、今も來舶人より、おろく其美人畫をこのみて、唐山にもて行て、殊の外賞美すといふ、其等は米女浮世繪の名譽といふべし、

崎陽亭國重

葛飾北泉

石田玉亭

一陽齋正信

鷺齋雪中

北亭北隱

東南西北雲

有秀齋蘭亭

合川館珉和京師の人

淺山蘆洲號狂齋堂

大坂の人、俗稱布屋忠三郎、蘭林齋門葉蘭英齋と言、後狂齋堂と改む、文政三年戊寅九月五日没、下寺町遊行寺に碑有、釋順清行年四十餘、是等先浮世繪拔萃の分也、此餘凡々の徒は枚舉に遑あらず、依之略之、

春翠樓主人

京師の人、松川氏、名は米廣と云、畫作ともになす、

保川春貞

京師の人、畫作ともになす、

浦川一舟

浪華の人、上田公長門人にして公佐と號す、當時島の内周防町に住す、俗稱播磨屋佐兵衛と云、

青陽齋菱川清春

京師の人、醫師村何某の男、幼名國次郎、後國助と更む、初上田公長門人、今時紀州若山に移住す、更めて小野廣隆と號す、

綿葩樓國景

柳泉齋國重

石田玉峰

一瓢齋歌川豊秀

北堂墨山

壯遊亭蕪雄

一峯齋馬圓

大坂龜山町、後藤屋敷に住す、原東武の人、高飾北齋門人、始め馬遠と號し、後浪華に來り、大岡喜藤次喜藤次は公儀の繪圖引也の養子となり、馬圓と改む、俗稱大岡由平、後藤二と更む、文化七八のころ三月没す、

耳鳥齋

大坂の産にて、明和安永年間の人、江戸堀に住せり、俗稱松や平兵衛、骨董鋪を業とす、狂齋の達人にて、好んで俳優角瓶の姿を畫くに、あらゆる様にうつせども、其情態をよく摸して、大に雅致あり、又滑稽の才ありて、戯作もなせり、義太夫のチャリ淨瑠璃上手にて、松平と諸人稱して用ひしゆへ、淨瑠璃の爲に、その畫名と滑稽の才名を覆はれしは最おしむべし、其朋友なる摩迦羅幸録といふ人のものがたりなり、

歌川貞升

大坂の人、農人橋邊に住す、俗稱金屋和三郎、柳亭に相次ての巧手なり、

歌川貞廣

大坂の人、難波新地に住す、俗稱京丸や清次郎、

歌川貞芳

大坂の人、島の内心齋橋通に住す、俗稱肥後屋貞七郎、

長谷川貞信

大坂の人、安堂寺町浪華橋筋に住す、俗稱奈良や徳兵衛、

長山孔寅

大坂の人、船場平野町口丁目に住す、畫に巧なり、且狂歌を好て、雀廼屋の群となり、是福庵三條茂佐彦と號す、隨筆の書あり、貪着物語五冊、嘉永二己酉年九月廿七日没、時年八十五、

金太樓主人

大坂の人、京町堀、

松川半山

大坂の人、道修町に住す、畫に巧なり、

武内確齋

大坂の人、諱は温俗稱西左衛門、布屋町に住す、篠崎三島老人門人、小説室の八島著述、又繪本太閤記、玉藻譚、阿夜可志譚等は、右の確齋作にて、玉山の名を借りしものなりといふ、

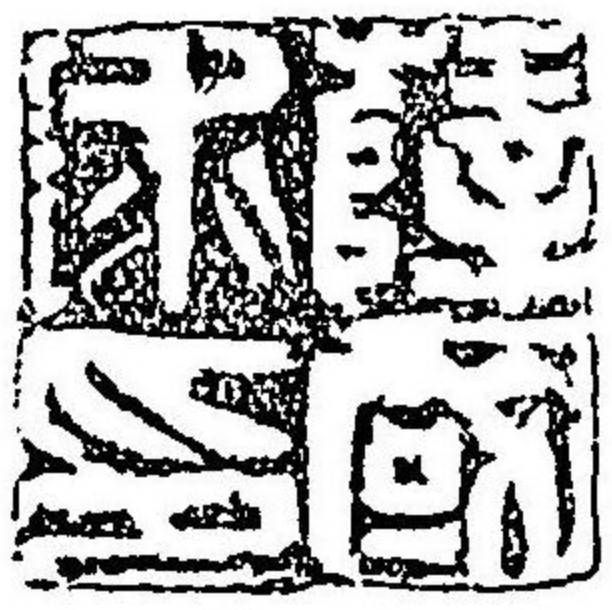
大石眞虎
尾州の人、

一蝶流譜考 一名英一蝶界傳

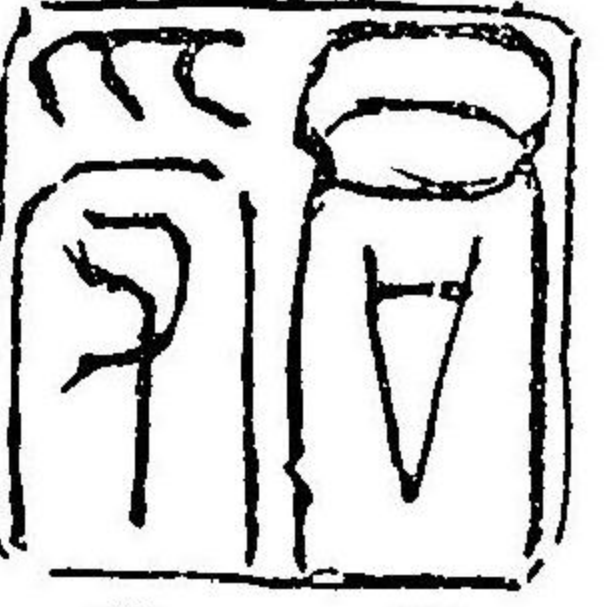
涼仙老樵輯錄

英一蝶は承應元年壬辰攝州に生る、姓は藤原、多賀氏、父は醫師也、名を伯庵と云、一蝶十五歳の時、父に隨ひて東都に來り、狩野安信を師として畫を學び、名を信香一に安雄といへり、幼名猪三郎、後治左衛門、或は助之進といふ、又朝湖の名あり、別に翠巖翁牛丸幼名といふは非也、曉雲俳號、舊草堂、一蜂閑人、隣松庵、鄰濤菴、北窓翁等の諸號在り、

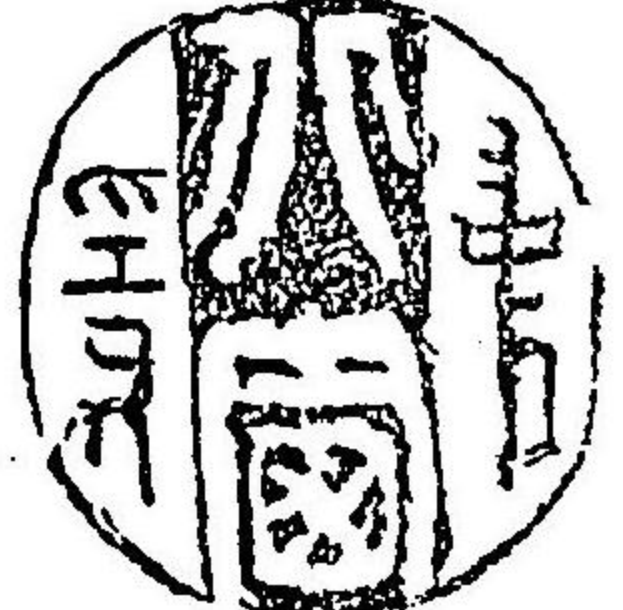
涼山案に、一蝶が印に、薛國球之印、字君受、或は圓印に、北窓中隱、等の印章有りて、款記に用ひたる畫幅有り、是を詳にするに、飯島の後の畫幅也、依ておもふに、件の印ごもは、一蝶が刻させたる印に非ず、薛國球といへる唐人の印を購ひ得て、印面の文字にはかゝはらずして、おのれが款記に用ひしなるべし、一蝶が性濶達にして物に拘らざる事、此一を以て知るべし、北窓の號も、此印を得て名付しなるべし、篆法刀法共に和習せらるるに、唐人の刻なる事必せり、



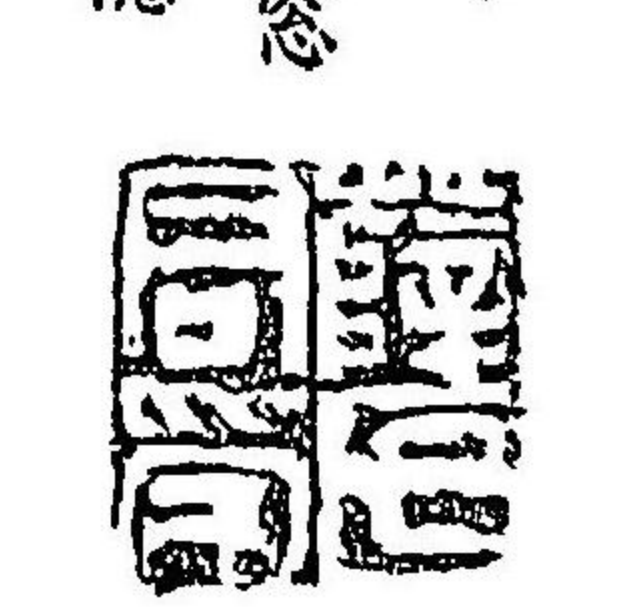
薛國球印



君受



北窓中隱



薛氏

一蝶書を佐々木玄龍文山に學び、後一家の風をなす、俳諧は其角の門人也、俳號曉雲、或は和央といへり、佛師民部、村田半兵衛等を花街の友とす、音聲よく唱歌をもなせしゆゑ、葉歌といふ物の作多し、洞房語園にのせたるかやつり草といふ葉歌も、一蝶が作也、ここに元祿十一年戊寅十二月元祿八年、罪ありて謫せらる、江戸吳服町一丁目、時年四十七、謫居に在りし事、新道に住せし時也、十二年、寶永六年己丑九月大赦に遇ふて野郷せ

り、其頃は深川靈巖寺のうしろ、俗に海邊、宣雲寺といへるに寄食せしよし、一蝶が筆此寺に残れり、故に俗呼て一蝶寺といふ、

(頭書)齋藤長秋が江戸名所圖會卷之七曰、一蝶寺海邊大工町新田藪の内在り、宗蒼山宣雲寺といふ、元祿七年甲戌創建の梵園にして、卓禪和尚開山たり、英一蝶翁會て當寺に寓居す、其頃のすさみに、佛殿僧房等の屏障悉く翁の畫也、故世俗一蝶寺と字す、以上、

そも、英一蝶といへるは、飯島の後の名也、一説に母の氏を花房といひしゆゑ、英の名に作り、英の文字より一蝶と名つきたりといへり、世に英一蝶と落款したる畫は、寶永六年以後の物也、寶永六年は今天保八年を去る事百二十六年也、一蝶宣雲寺を去つて何れの所に住せしや、いまだその審なる説を得ず、享保九年甲辰正月十三日没す、年七十三、二本板日蓮宗承教寺塔頭顯乘院に葬境在り、法名英受院一蝶日意、辞世、

まさらかす浮世の業の色とりも
ありとや月のうす墨の空

一蝶が母は、一蝶島に在りし間、彫物師横谷宗珉の家に養はる、宗珉が家日本橋檜物町に在り、正徳四年甲午三月晦日没す、法名本是院妙壽日量、妙壽は剃髮の名也、

一蝶が文藻
一蝶に葉歌の作多し、元祿六年板松の葉といふ三絃の曲譜に載したる、しのめといふ小歌は一蝶が作也、洞房語園にはみじか夜の早歌一名、やどて是をのせたり、淺妻の作は普く人の知る所也、此曲松の葉に寶永年間、吉原仲之町の茶屋爾來といひしもの、作本よし原つれ、草といふものに、かやつり作なごの朝湖が歌こそ、また哀れなることこそおほかんめれとあり、朝清水の記は、謫居中の作也、和漢の故事をもを引いで、書つらねたる文章を視れば、學力もありしと覺ゆ、

嵐雪撰其俗元祿三年板本に句あり、
花に來てあはせ羽織の盛かな 曉雲
此句其角が花つみといふ句集にも載たり

朝寐して櫻に生まれ四日の雛 同
河津又野角方の圖大津繪也
大津繪にまけなん老の流れ足 一蝶トア

此外自畫讃の句ごも舉盡しがたし
一蝶家譜之略

初祖
英一蝶

二代目
一蝶名信勝俗稱長八

一舟
俗稱百松後源内

一門人
一舟 養子敏三師家、名信種、東窓翁と號す俗稱彌三郎明和五年正月廿五日没二本橋顯乘院に葬

一水
後器之改本姓佐脇名直賢字子岳、昇々親、中岳堂・東宿・一翠齋の諸號あり俗稱甚内

一門人
一水 明和九年七月六日没、十六没春窓翁と號す

一門人
高嵩谷

以上嵩谷藏

一蝶流論

一蝶が流罪になりし事、口碑に傳ふる所紛説一定ならず、一説に諸侯の内室たちを、百人女郎といふ物に畫たる罪ともいひ、或は三笠附として俳句の點者となりて、博奕の如き事をなしたる罪ともいひ、或は桂昌院殿内縁の人を、一蝶民部半兵衛等が花街に迷はして、大金を費さしめ、剩此人吉原の中田甫といふ所にて人しれず切害せられしゆゑ、其事に起りて三人ともに謫せられしともいふ、此説當れるに似たれども其詳を得ず、亡兄醒齋翁嘗て諸書を搜索せられしか

一蝶が流罪になりし事、口碑に傳ふる所紛説一定ならず、一説に諸侯の内室たちを、百人女郎といふ物に畫たる罪ともいひ、或は三笠附として俳句の點者となりて、博奕の如き事をなしたる罪ともいひ、或は桂昌院殿内縁の人を、一蝶民部半兵衛等が花街に迷はして、大金を費さしめ、剩此人吉原の中田甫といふ所にて人しれず切害せられしゆゑ、其事に起りて三人ともに謫せられしともいふ、此説當れるに似たれども其詳を得ず、亡兄醒齋翁嘗て諸書を搜索せられしか

ども、所見なかりき、さて一日茶友松濤館主人より、時に御庭の者支、龍溪小説本といふを借讀せしに、一蝶と配高橋與太夫殿、龍溪小説といふを借讀せしに、一蝶と同じく謫せられたる、佛師民部が懺悔話に聞きたりて、第一に民部が舊惡の始終、および一蝶と罪を同じうして流罪に所せられし事ごもを記して甚だ詳也、文多ければ今こゝには其要を摘て記す、
一佛師民部は、鎌倉佛師二十二代目也、佛師の名人なりしゆゑ、其名世に聞ゆ、元來放蕩者にて遊藝も在りしゆゑ、貴人へも立交り、權家の最員も在りしゆゑ、一とせ日光御普請の事に掛り、此事に付同じ掛り合の者を、謀を以て切害し、己れは解死人にならず、江戸拂にて事すみ、本庄松平伊勢守殿榮翁長屋に遊扇と改名し、三年かくれすみしが、後にちて三年石町に住居せり○さて其後蝶古一蝶百人男といふ事を書出たり、此事譬は昔ながらの山櫻哉、伊勢十兵衛薩州留主也如し此の類也、公儀御役人并に大名衆、歌舞伎役者吉原の遊女など、すべて世の人の口にする人々を、件の如く百人首の歌によそへて作意したる物也、作者は蝶古と遊扇也しが、人にかくして書きしたむる所なしとて、其頃繪作に和翁といふもの、遊扇裏に

て住居も奇麗なれば、兩人こゝにて清書をしたゝめんとせしに、かの和翁手跡自慢にて、われらしたゝめんとて、獨りして清書したるを、別に一冊寫して我が物とし、此三人のものごも何人の作なりやなど、人に見せておもしろがらせしが、文才ある蝶古が作なれば、滑稽人の頤を解、こゝかしこへ寫し傳へて流行せしが、貴人の上を譏りたる事もあれば、蝶古遊扇も作意したる事はふかく隠したれば、作者を知るものはさらになかりけり、しかるに或時阿部豊後守殿へ出入の醫師、豊後殿の事は譽てかきたるものゆゑ、機嫌とりのためにや、右の百人男を見せけるに、此御人當時御老中也しが、何の挨拶もなく留置れ、翌日御城へ持参せられ、町奉行へ右百人男かきものを御渡被成、ケ様の事書しものあり、町方を吟味あるべしと御直の仰に、町奉行其日より密々に穿鑿在りしが、かの繪師和翁召捕はれ、吟味の上清書は私任り候へども、作者は蝶古民部の由白狀によりて、和翁入牢し、翌日蝶古民部召出され、和翁と對決の所、兩人口を捕へ、私共は決而覺無之候、乍恐右舛の書き物等に手間を費し候ては、手職いたし候私共、無益の義

此段御憐察ねがひ奉ると、辭を巧にして罪を隠し候内、奉行所より右三人の留主へ同心をつかはし、家捜しせしに、蝶古民部が宅には何もなく、かの和翁が宅には、百人男の下書など存しゆゑ、罪和翁に極り、兩人は所預けに成、和翁繩付にて白洲を立つ時、兩人を白眼つけ、罪を私一人にぬりつくる大惡人めと、大聲にて罵詈しが、事すみたり早々立よとて、牢屋へつかはされ、其後和翁は死罪、兩人構ひなしにて一件落著也、
其後井伊伯耆守殿家督の時、納戸金三万兩の譲り金也しが、蝶古遊扇兼々出入にてありしが、遊所へそ、のかし、一度しのびて出らるゝに金百兩づ、遊扇請取、茶やへ一寸腰掛給ふにも二兩三兩づ、つかはし、遊所はもとよりたゞこがね蒔やうにつかひすて、歸りには遊扇が袂に五六兩殘るのみ也し、或年の月見に伯耆殿蝶古に命じて、月見の鄭曲を作らせ、三味線の手は市川檢校也、其頃平家がたりの名人、琵琶法師近藤檢校といふも出入りにて、月見の歌びらきに來るべきやくそく也しゆゑ、蝶古が作りたる月見といふ歌の出しをば、琵琶にて近藤にかたらせるつもり

にて、さて其夜出入りの者ども伯耆殿へ打寄、遊扇市川にむかひ、今晚うたひらきのかたり出しは、平家にある如く、或はしら、吹上げおの浦、住吉難波高砂尾上の月の明ぼのを、と是迄をば平家琵琶にて近藤にかたらせ「詠てかへる人もあり、といふより三味線にうつすつもあり也、此事を近藤にたのみ候はん心得給はれといふ、市川檢校かしらをつり、いや、近藤中々かたり申まじやめ給へといふ、遊扇是非とも近藤にひかせ申さんといふに、市川も田中檢校も本澤檢校も同座に口を揃へ、いかにいひ給ふともかたり申まじといひけるを、遊扇近藤が休息の一間にわたり、しか、のよしたのみければ、近藤檢校不平の顔付にて申やう、平家は仲間の本藝也、三味線など、は混すべからずとて得心せざりければ、遊扇納戸へいたり、金百兩請取、又此一間へ来りしに、近藤が同道したる本澤は宿にて妻出産したりとのしらせに急に宿へかへり、近藤一人居たる所へ、遊扇近藤が袂へ百兩包一ッ入れ、今の仰はもつとも至極なれども口の所計り也、三味線にうつして座をたちて歸宅し玉へ、されば平家のかたりかけ也といふに、袂のお

もきに近藤心動き、にはかに色かはり、さて、むづかしき事を笑ひながら、百兩を懐中におし入れ座敷へ出、月見の歌開き申ふなく相濟、よくできたりとて、市川檢校へ百兩、蝶古へ百兩玉はりけり、端歌一ッのひらきが三百兩也とて、人々噂したると也、是らの事よりして、井伊殿重役の耳にも入り、遊扇一蝶等出入りを留られしと也、

さてまた遊扇本庄安藝守殿を、のかして、遊所へ伴ひ、蝶古もとも、太鼓を持しが、遊扇がはからひにて、茗荷屋の大藏といふ奴女郎を、安藝殿に馴染せけり、

涼仙曰、此大藏といふ妓は、美麗にはあらざれども見識高く、淫郭妓中の逸物にて、十津の與兵衛といひし者に指を切たる事の始終、長々と記しおせたり、一人が事には無用の説なれば、こゝに省く、蓋し大藏が與兵衛に指を切し事は、其頃郭中の奇談とせしにや、二朱判吉兵衛が作の吉原大盡舞といふうたひもの、文句にも見えたり、十津の與兵衛にて美男也、富家のたい、を持てよし原へもしばしば入り、みしもの也とぞ、さて大藏事安藝殿の心に叶ひ、のち、は身請せん

どの事也しに、民部が妻は三の丸様殿中の女中也と、か、後右の安藝殿の圍ひものといふものになりしを、安藝殿より民部が妻に賜ひし也、されば安藝殿の人となりをも、屋敷の様子をもよく知りしゆゑ、大藏身請の事安藝殿御父へしれたらば、必らず民部へ御憎かゝるべし、かならず取持は無用也といひし諫をも用ず、安藝殿より金千兩請取、九百兩にて大藏を身請なし、残り百兩を祝義に蒔ちらし、大藏を船にのせて石町のかし座敷へおちつかせ、其夜安藝殿もこゝに忍び来られ酒宴最中、民部を支配の名主より呼に來りし故、其座より名主方へいたりしに、御奉行所より差紙にて御召也、明朝北條安房守殿へ召連れべし、何ぞ御吟味に逢ふべき心當りも在るか尋ねられ、先年の舊悪も在り、さしあたりて大藏が一件坏、ひしと胸にあたりしが、何も心當りは候はずとて、ふたたびかのかし座敷にいたり、安藝殿へしか、のよしをかたり、何事の御尋かはしらねども、事によりては御前の御恵み、御親類様方に權家も在れば、御聲をかけ給はるべしと、手をすりてたのみければ、安藝殿も民部が官事の端を起し快からず、大藏をば民部が

妻へあづけて歸られけり、是より翌朝、民部安藝殿屋敷へ至り、内々權家の御人を招きて頼む事など記しあれども、くたくしければ、こゝに省く、○さて翌日民部北條安藝守殿へ出しに、多賀蝶古村田半兵衛兩人白洲に並び居たりしゆゑ、互に顔見合て驚怖しけり、さて北條殿出席にて、三人へ御尋には、先月中より馬の物言ひたりといふ事を、落し咄しといふものに作りて流布せしもの、此時生垣御辯義あれども、今以て相知れず、汝等三人は常々口をたたくて、人の機嫌を取る事を渡世同様にいたすよし、馬の物いひしといふ事は、汝らがいひふらしたるに相違あるまじ、在り跡に申上よとおほせけるに、元來此事三人の作りたるにあらざれば、其よし申上ければ、しからは今日は歸れとて、外に何の御沙汰もなかりしゆゑ、門外にいで、三人顔見合せ、蛇が出そうで蚊も出ぬと笑ひ、よしなき事に心を勞したり、今宵はよし原にて三人氣鬱さましの酒のまんと立別れしが、翌々日又候呼出し也しに、民部は又馬かと妻にも暇乞なく出しが、三人白洲へまはされ、北條殿出席にて申さるゝは、馬がものいひしといふ事、いづれにしても汝等三人が作意ならん、吟味中入申付るとき

きて、三人大におどろき、さまざま申開んとせしが、一言も取り上げ給はず、是より三人牢に在りし事二月あまり、一度の呼出しもなかりしゆゑ、病氣に付養生中、出牢の御慈悲願ひ、願之通被_レ仰付三人とも出牢して宿へ歸し玉はる、

時の評判に曰、三人の者どもは遊藝も在りて、一座の酒もおもしろく、吉原のいたり太鼓にて、貴人をそののかし、遊所へ引出し、大金を遣はせ、おのれが遊びごなし、身持よろしからぬ者どもにて、大名の毒虫也とさうはさのありしに、六角越前守殿が、菱屋の小幡を身請せられしは蝶古が媒也、本庄安藝殿若荷屋の大藏に通ひ玉ふも蝶古民部等が所爲也、井伊伯耆守殿放蕩も右三人の所爲也、其外大小名の放蕩人は、皆三人のものごもの出入する事ゆゑ、大小名の若年の風俗を亂すものは、蝶古遊扇半兵衛らなりと密々上へも聞え、三の丸様御内縁の人をも、放落に仕立たる故、三の丸様よりも右三人を御憎しみにて、いづれよりかしらねども、町奉行へ内密の御沙汰ゆゑ、馬のはなしに託して、右三人を入牢せられしは、以來身持を正しくせよと

懲らしめの入牢なりしを、養生中上を蔑如にしたる罪を引出し、流罪とはなりたる也と、其時の評判也しとぞ、

○さて三人の者、牢内にて病氣に付、養生として出牢の御慈悲願ひも、平日三人の者を最賈せらる、歴々より、力をも添玉ひて、願ひの如く出牢せしが、さしたる病氣にもあらざれば、常並の如く酒喰遊興心の儘になして、憤み熱するの心なし、是いかんとなれば、御吟味の第一なる馬のものいひしといふ咄しは、おのれが覺なき無實の罪ゆゑに、かゝる怠慢の心を生じたる也、○さて三人の身持上へ聞えしや、又は犬をつけおかれしにや、或日民部は、木挽町山村長太夫座へ見物にゆき、半兵衛蝶古は同伴して吉原へゆきしが、歸り道にて三人とも召捕れ、繩付にて御奉行所へ引れ、再牢の後格別の御慈悲を以て出牢養生被_レ仰付候所、遊所へ立入候段上を輕んじ候義不届に付て、三人とも遠島とは也ける也、

時の評判に、此時三人の者慎みをらば、江戸拂位にて相濟べきに、遠島せしは自らなせる禍也といへり、

右三人の者、元祿十一年寅十二月二日伊豆へ流され、島に在る事廿一年の春秋を息才にて大赦に逢ひ、めでたく江戸へ歸り、民部は其後紅葉山御用佛師の事に付御用被_レ仰付、御細工所頭之支配と成、御用達の列に入、吹上御庭觀音堂廿八部の佛被_レ彫刻す、後此觀音は根津へ被_レ造たり、此民部は色黒にて菊石面顔也、頬骨高、瘦男也し、中々咄相手におもしろく愛敬坊主也、民部申せしは、八丈島にて佛といふものを見れば、てくの坊の如きもの也、依_レ之私細工して、島に在し廿年の間に、佛五百餘刻みて、佛といふものを初て見せ、島に残し置候、此功德にても罪障は滅し可_レ申かご申也き、

○京都の佛師は、古來より釋迦阿彌陀觀音の類の佛像上手也、又むかしより鎌倉佛師は、不動愛染毘沙門など勢ひある像上手也、淺草神門の風神雷神民部はが父の細工也とかなりし、

○蝶古_一蝶_一、又潮とも書く、色白く眼大きくすさまじく、言語は靜なる生れ付、繪は名人也、生得慾深くして機嫌取の上手也、

○村田半兵衛は美男也、月見の歌の文句にも、色の

村田の中將の業平に比したる程の美男也、茶の湯蹴鞠をよくして風流のもの也、日頃の自慢は吉原中の女郎何万人か存らんが、そのもの、年又色客の名、其外吉原中の事、何にてもこのらす覺てをるといひし、たわけな事覺し人と笑ふ人も在し、

○右一蝶が事ども、民部が直の物語りを書付置れし人在り、予寫して稗官の筆を俟のみ、

以上龍溪小説を摘要す、

涼仙曰、龍溪小説は徳廟の御頭御廣敷添番といふを勤られたる、小宮山空之進といひし人の作也、江戸川隆慶橋の邊りに住はれしゆゑ、號を龍溪といへり、或謙亭の號あり、名は昌世といへり、學才ありて好古の人也、或時月光院様王子筋へ櫻狩の御遊在し時、小宮山も御供なりしが、俄雨の晴たるが、路次濕ひて草履にては行がたく、いかゞすべくやと人々困りける時に、空之進在家の軒に、作事に用ひんとにや、杉の大ぬきのけすりたるが、たくさん有りけるを見て、俄に板草履に作らせ、繩の緒をすげて幾十足となく作らせ、女中達是にて御遊覽は障りなくすみけり、月光院様御歸殿の後、小宮山

が即妙のはたらき上様へ御物語り在りしが、程なく御代官に被三仰付、引續て新田を開き、大に利用を奉りたるゆゑ、御加恩もありけるが、後年に至り私慾の事ありて職を削られ隠居せしが、子孫に至りて事ありて家断絶せりと、松濤館の主人が語られき、

秘録の寫

北條安房守掛り 吳服町一丁目多賀朝湖西ノ
元祿六年酉八月十五日入ル

是は御詮義之儀有レ之候に付安房守宅より揚り屋へ入る

右者元祿十一年寅十二月二日三宅島へ流罪御船手逸見入左衛門方ハ渡

同人掛り

同断八月十五日入ル

右者朝湖一件之者共御詮義之議有レ之安房守宅より揚り屋へ入る

右之者共元祿十一年十二月二日八丈島へ流罪御船手逸見入左衛門ハ渡

右之者共此度依ニ大赦ニ流罪御免に付歸著仕元支配

名主共へ相渡

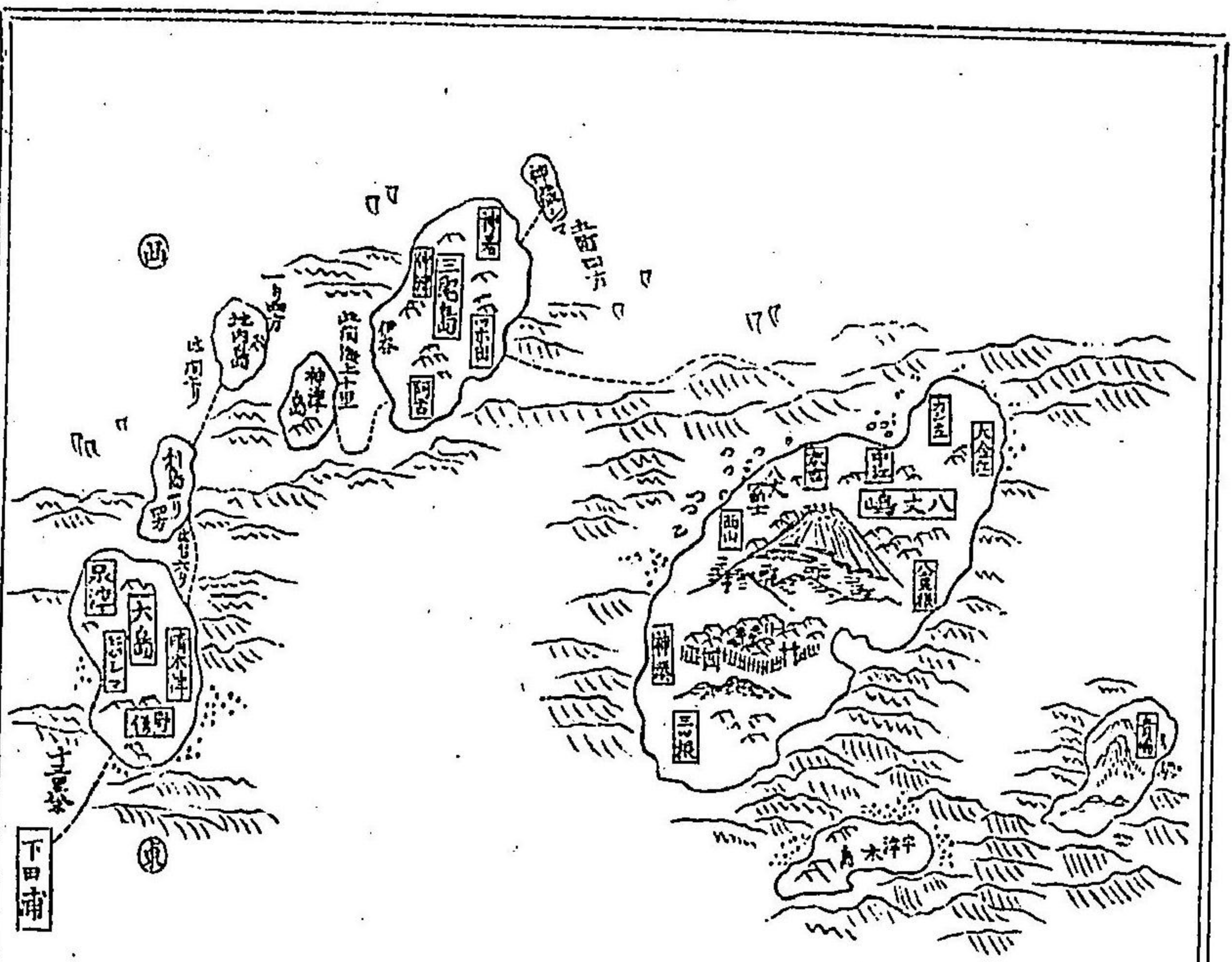
寶永六年丑九月

(頭書)涼仙曰、此書稿成て後或家の秘記を見しに、一蝶が事記あり左の如し、元祿十一寅年三宅島ハ流罪、吳服町一丁目新道勘右衛門店之者、繪師多賀朝湖、此朝湖今度常憲院様御法事に付、遠島赦免寶永六年丑八月廿一日申渡、

涼仙案に、右三人之者、元祿六年酉八月十五日入牢、獄に在りし事出入五ヶ年、元祿十一年寅十二月二日流罪に所せられ、一蝶は伊豆の三宅島阿古村に在し也、在島十年にして歸國す、しかれば家を離れて罪人たりし事凡十五年也、寶永六年歸國して家に在りし事十五ヶ年にして、享保九年甲辰正月十三日没せり、年七十三、二本板日蓮宗承教寺塔頭顯乘院に葬墳在り、しかれば右十五ヶ年の間に筆を採りたるは、一蝶或北窓翁など落款したる物也、僅に十五ヶ年の間に、畫たるもの障屏巻幅の類幾品在らん、茲を以て世に贋作の多を知るべし、

伊豆三島の圖

爰に三島の繪圖を擧て一蝶が謫居の地を知らしむ、



一蝶島畫之縮圖

此畫幅今本町邊の富家に藏す、嘗亡兄醒翁摸本を得て山東芥に藏す、古蹟備考に、三谷氏某ニ一蝶謫居ヨリ母ノモトルモノ也、元宗藏ノ家ニ遺リシト云、あるは、この畫のこゝなるべし、



一蝶が母は流罪の後横谷宗珉に養はる、
 一蝶三宅島より母の許へふみにかやうなる所に居る
 とて、ふみに添て贈りたる書也といひ傳ふ、
 涼仙案に、朝清水の記を見れば、此圖は一蝶島に來
 りたる最初の謫居なるべし、後には歳ごろしたし
 みふかゝりし紀文などやうの、富家の助けを得て、
 島に在りながらも穀物酒などの商ひをなしたる
 さま、朝清水の記にてもしらす、島にて繪もかきし
 事同じ記に見ゆ、今世に島一蝶といふものは是なる
 べし、

一蝶が源氏の繪

御留主居柳生主膳正殿同心喜十郎事大野應介、年四十四
 文政五年午九月廿五日、罪ありて同年十月廿五日八
 丈島へ流罪、此者八丈島の名主菊地某といへる者の
 家に、白き麻の婦人の帷子へ、墨書にて源氏の繪を畫
 しを貰ひうけて、文政十年の春江戸に在し婦の方へ
 贈りけるを、請求て分ち得るものは、墨畫の極細なるもの也
 空蟬 夕霧 椎本 佐野肥前守
 夕顔 牧野伊豫守
 鈴虫 酒井但馬守

小蝶 能勢勲負佐
 橋姫 浮舟 大島飛騨守
 明石 平岡越前守
 桐壺 村越伯耆守
 須磨 中島三左衛門
 柳 根岸九郎右衛門
 若紫 關 傳悦
 箬木 菅沼林齋

以上十四圖所分十一人各々藏家爲珍

文政十丁寅年六月

成著記

朝清水記

一蝶謫居之作

唐土に貧泉あり、和朝に紀の路の毒水あり、近江のや
 醒が井、關の清水大原や、清和井隴の清水など、代々
 の歌人のめでたき言の葉の心ふかし、されば往昔の
 俗傳人も、我此島の浪のはなれ鶴とははなたれ來ら
 ず、灘の汐燒蟹の衣はきても見ずや、残れる歌枕もな
 く、こゝまれる日記も見えず、ひたこらす神の産給へ
 る島の、それがまゝの名所とて、枉のかつら長く傳へ
 きぬれど、鳥の跡せし文字もさだかならず、山木森々
 たれども流る、川もなく、湛たる池もすくなく、一島

水涸てたゞ岩もる雫、雨の朝の潦、はたすみ濁を忍べるたより
 となれり、實やおほやけのかしこきおきて、ことにか
 く罪あるをうつさる、地、宜なる哉、中に就てわが住
 む阿古の浦山は、あまさがる鄙の夷中、漁樵交り隣す
 れども、貢の鹽の跡にたぐへて、朝な夕なの烟りみぢ
 かく、夜寒の床の明る事なし、永一本しかはあれど、致景五
 村に秀て、朝に見れば天の原、富士の高根幾島山の
 遠に聳へ、白扇を逆にかくる東海の天と、隠士丈山子
 が詩にも曾て聞、法歌三藏の五天に漢朝の扇を見た
 りし心にかよひて、古郷に詠め馴しかたみはこのす
 がた計りぞと、潮涙にひちまさる袂もうち覆ふ間に、
 浪の煙り立ふたがる、空に髣髴として見えすなりも
 てゆく、己に夕陽浪にひたせる頃、富賀今崎富賀今崎
 隣村の釣舟己がじ、いごみあひて、家路に歸る欸乃の
 聲心を勞しむる媒ともなれり、涼仙曰、此船に乗ば、古郷へ
めつらん一猿あらば叫ぶべき、山峽く後にそばたち、鶴
 在らば巢くふべき、怪松門に存せり、月雪の眺望哀れ
 罪なくて見まほし、松の木柱竹を編る垣、不破にはあ
 らぬ茅庇、あれゆくまゝに守りすて、夏待つ宿の生
 瓢、瓢と軒ふくいすだれ扉に近き岩障に、蒸蘿を傳

える飛瀧を見つ、是や嵯康が山澤の水に、元芝が黃州
 の竹をもとむるに、めて一本晝夜を捨ぬ篋をうけたり、杜子が
 浣花溪に謫せられて、奴僕が運ぶ巫峽の水、消渴の
 疾をあへて竹竿濃々として細川流るゝと作れるなど
 あらまし、流泉塚木の曲枕に傳ふ、松の嵐蕨の中を潜
 る水、みさほに落る竹の滴り、彼に耻彼を友とす、予
 はもと武陵畫工の庸人、されば三日詩をいはざれば、
 口荆蕨を含み、年月の手なれ草も忘草に根をかえて、
 朽木がきの跡の如くに、きえもてゆくもはかなしや、
 せめては巨勢千枝の古き跡を尋ねまほしきに、彩種
 求るに疎ければ、丹は器に盡き、筆掃机に絶ぬる、高
 然暉が重ねる山、李唐が野洞の牛も、目前に視傍に馴
 行ふ事の静なるにつけては、捨べき時に術をも得ぬ
 べき、かぞふれば齡半百に向として、懶惰日々添ひ
 て、斧をとり鋸をうつ勢ひもなければ、しばし世渡る
 たつきとて、鄙齋欺言の商家になりて、僅に一宇の窟
 をひらき、其中に陶朱公が富貴をこめて、伯倫が酒陶
潜一本
 漬が米をかさねて樵夫が糶に宛て、漁叟が蓑に代る
 時は、徐福が船をたのめて、蓬萊に不死の薬を待詫る
 にぞ、孫晨が一束の稿をも貯す、胡蘇臺鳥棲て、阿房

狐の罫に空し、篋も竹朽なば、水は岩根の主となりて幾世歴ぬべき、

埋むへきうき身はいかになからへて

けふまでむすぶ苦の下た水

于時元祿壬午春壬午は元祿十四年也 散人牛麿

執筆于阿胡村之茅舎

右朝清水の記一編、富士の書に添て、多賀孤雲の家に傳えたるを、武濟のぬしの寫したるをまた寫し置もの也、

元文三戊午秋

青梧主人

涼仙曰、余が舊識竹垣氏俗稱正藏 御代官一蝶すきにて、畫幅卷軸數品を藏せられし、件の朝清水の記、一蝶肉筆を珍藏せられ、余一覽せしに美濃紙のやうなるものに書たる横卷にしたる也、字をけして脇にかき入れたる所もありて、筆意飛動真跡疑團なきものにて、古筆家の鑑定書添ありしは勿論也、年號に壬午と在るは元祿十四年にて、一蝶が三宅へ謫せられての四年にあたり、一編の文章にて畫道の外學才在りしを知るべし、一蝶が友かの民部は元來邪曲欺貪の者にて、貴公子を烟花に狂はしめし

罪を、時の權家の白眼中に得たるに、一蝶連座せられて謫居十年の寒骨を苦しめしなり、若微運にして骨を孤島の土に瘞ば、今の名は殘るまじ、歸島の後にこそ英の名は馨けれ、人間五福壽を上とすとは、宜哉むべなるかな、

天保八年丁酉之秋八月七日

筆を京橋の山東庵に採る

涼仙老樵

追加

四季繪辭

一蝶作

夫大和繪は、そのかみ土佐刑部大輔光信がすまみに、堂上のうやくしきより、田家のふつかなるさま、岩木のためすまひ、やり水のめいほく、是に始めて末々に流れ、予が如きの拙きまで是を元とす、近頃越前の産岩佐何某となむいふ者、歌舞白拍子の時勢粧をおのづからうつし得て、世人うき世又兵衛とあだ名す、久しく世に翫ぶに、亦房州の菱川師宣と云者、江府に出て梓におこし、こそつて風流の目を喜ばし

附言右本書は卿稿に書たるものゆゑ、年號も落款もしるさず、亂寫の走筆也、

む、此道予が學ぶ所にあらずといへども、若かりし時あだしあた波の上るべにまよひ、時雨朝歸りのまばゆきをいとほざる頃ほひ、岩佐菱川が上にたゝん事をおもひつゝ、よしなきうき名の根ざしのこりて、はづかしの森のしげきことぐさともなれり、さる中に事に當りて、謫居にさそらへし事十とせにあまり廿とせに近きを、ありがたき御惠のめでたきもこの都に歸り参りぬ、ある人昔の筆の四時のたはれ繪をふたたび予に見す、其頃は心たくましく眼すゝろに、髮筋を千筋にわくることはさもことたらざりけらし、しかし今の世のありさまにくらぶれば、髮のつとえりをこゑず、ふり袖大路をすらす、唯あまさがる田舎をふなのすがた繪とも思ふべからん、螢星うつりかはりて、今此一巻を見る事、浦島が此世のむまこに逢へるのためしにひきて、且は喜びをそふ、かのこゝろにてそれが爲に跋す、

右北窓翁卿稿之書

高嵩谷識

右一蝶肉筆之一巻、竹垣庄藏殿所藏、余本書に就て氷下の勝書半點も誤ざる物、別に家藏す、百樹

は、本庄一族或は柳澤等なるべし、井伊伯耆守は直武三万
掃部頭本、
家筋なり、
金井安善記

(頭書)桂昌尼、父は三の丸に住玉へり、寶永二年逝
去、流人赦免は其後なり、三の丸尼公彼等を大に憎
み玉ひし者か、

柳淇園先生一筆

薦賢

古しへより、臣の道たる薦賢をもて第一の忠義とは
仕候、上には能しろしめされたる儀を申上候も、今更
のやうに存たてまつり候へ共、不_ニ申上_一候儀も心苦
敷候へば、御思召をもかへり見すして、如_レ斯申上た
てまつり候、當時の職分にすゝめ申上候儀ことごとく
君のため國の爲にて、重職にすゝめ君へ申上候こ
とはなく、親屬の縁に引れ、己が引所に隨て、是を重
職に遊ばし候やうにと申儀に成候、私など所存とは
雲泥違御座候、依_レ之此人を引上て用させ給はば、己
々がわがまゝなること不自由なるゆへ、君より様々
の思召ありても、打消て用させ給ざるやうにするな
り、是天理をくらし、人欲さかりにて公事をもて私
とするものにて候、史魚が死しても柳下惠を薦ざり
しことを耻かしくおもひ、又鮑叔がみづから管仲に
及ざることふかく思はかりて、管仲をすゝめたり
しことを、すなをなる人ごや申べき、韓退之が申せし

ごとく、醫師の昌陽を譏りてあしざまに云ものは、
稀苓といへるあしき薬をうりたく思ふゆへなり、自
もよき薬と申事をば能しりつゝも、われが引所のく
すりのうりたさに付て、かくはとりはやし譏ぞとな
り、善賢をすゝめては中々わが思ひのまゝのふるま
ひかなはねば也、いつ迄も心を公にして筋をたゞし、
賢の道ふさぐことなきこそいみじかるべけれ、松平
但允など君にはいかゞ思召させたまはせ候や、御家
中にて家がらと申又才智と申、人物のかたく正直な
ること、竹を二つにわりたる如く、身持殊更にかた
くて孝行と申、一家中たれ有てか但允に上_レし候て、
君の第一の御目金に叶ひたるべきや、日本第一と申
べき君の御聰明にては、おそらくはこの人ぞと思召
の付させ給べきと、恐惶存たてまつり候、君の御目金
はこのたび始めての第一のみへ候所、一家中のみる所
にて候うへは、たゞふかく君の御ことのみ、日夜存た
てまつりて、何事を申上度にも、御側へ召させ給はね
ば一言を申べき様_○以下
甲斐國巨摩郡甘利村といふ所に、不動明王の堂あり、
この不動明王の御像、古しへよりいかなる人のつく

りて、この所にたゞせおわしまし侍る由を、詳にきた
しまいらせ侍ることもあらねど、只靈験のいみじう
在たまへること、言の葉ぐさにつくしがたく、かたじ
けなく覺へたてまつりぬ、よろづねがひ有人、まふで
來て、其ねがひのやう吉凶の事を尋申さばやとお
もひぬれば、もとより定たる巫覡もなければ、其村の
うちにていかなる人の子にても、そのころ十二
ばかりのわらははべをいざなひきたりて、清水をくみ
てこの兒童の頭のうへより二三度ばかりかけて、あ
たらしき衣服を著せ、左右白き幣をもたせ、あたらし
き薦を彼堂の中に敷、其上にかのわらははべを坐せし
めて、ねがひ人其わらははべの前にぬかつきて、南無や
不動明王、我ねがひのさまを吉凶ともにこのわらは
べをもて、あきらけく告曉しおはしませと、一念に願
ひまいらすれば、かのわらははべ身戰栗苦惱して、白
にぎてを打ふり、坐しながら空へとび上りぬること、
其高七八尺ばかりなること三四度もして、さて其ね
がひぬること、よしに付あしきに付、露ばかりたが
ふことなく、あきらかに告曉し給へること、眞にく
もりなきかゝみに物をてらし侍るごとくなりしゆへ

に、此御本尊をたふとみ侍りて、一國の貴賤集きたり
てあゆみを運びまいらせり、かゝること日のもとの
うちにもおゝくなきためしにもあらねど、かゝる奇
特のこと人々をぞりて沙汰し、貴賤群集するさまあ
れど、其奇特もたゞ二月か三月ばかりの程にありて、
日敷をふりぬれば、さしもいみじう人々きたし、いか
めしうのしりつるも、一通りふり來る村雨の空晴
わたるやうにて、まふでくる人も見へず、のちは知る
人もなきやうになるさまなるに、この不動尊ばかり
は、古しへより今にいたるまで、靈験あらたなること
いやましにきこへ、參詣の貴賤群集するもいよく
重り侍りぬ、
永慶寺殿憲廟のみこゝろにあくまでもかなわせたま
ひ、治世のときにめづらかにも十万石の祿をたまは
り、官左少將に任じさせ給ひ、武州河越の太守となら
せ給ひしも、君のみこゝろには猶あきたりさせ給ぬ
なごり、二十四万石の祿をそへたまはりて、甲斐の國
を下し給りけり、亂たる世にてさへかゝるさまは世
にまれなるを、まひておさまり辭なるとき、かゝる忝
なきさまをかうぶらせ給たる事、世には殊更なるこ

とく思ひめぐらしぬるさまなり、其家老柳澤權大夫
源保格ときこへしは、是は武田法性院信玄のみうち
に、二十四人の兵と聞侍りし、會禰下野守源昌世が
すへにて侍りしが、ゆへありて少將のみうちにつか
へ侍るやうにはなりし、文武のみちくらからず、上を
うやまひ下をめぐみて、かしこき人なれば、かの少
將を憲廟のめぐみいつくしみふかく物しさせ給ごと
く、この少將も權大夫保格を、ふかうめぐみいつくし
みふかう物しつゝ、五千石の祿をあたへ、家老の上に
位して國のまつりごと、なにはに付てみなこの保格
にうちまかせて、少將すでにこれを貴すること、晏中
管子がごとくなれば、保格も又ふかくこゝろをさしを
つくして、君のためには一命をなげうつて露ばかり
も以下
醍醐隨筆に河内高安郡にひかり物有といふころ、其
あたりの人五六輩、納涼のため野外に逍遙せしかば、
かのひかり物西南の山よりとびきたり、田中の株せ
に留りぬるを、火をふくことくいきくす、此内の少
年行て正躰を見んとて、あゆみよりかたなをぬいて
切ければ、ふたつにわれて落ながらひかりはなをや

まず、松明などさしよせてよく見るに、大蜘蛛なり、
かたち碁盤をまるめたるごとく、金箔をすり付たる
やうに黄なる横文あり、其紋ひかるなり、盤にたが
ふ事なし、河内布忍村永興寺風瑞のかたり侍りしに、
光り物といふはおほく蜘蛛にておはしまし候へ、小
僧が見たるは山より野までとび侍るを、目驚しぬる
とあるを、隨筆に思合て見るときは、さやうにもある
べきことぞ思はるれ、余がかたへ年比參りかよひ
し、吉野の民が物がたりするは、山中にて打毬ほどの
火のとび侍るをさらへ侍りて見れば、手鞠計りなる
蜘蛛にて侍り、めづらしからざるやうに覺たるを語
りしに付、唐段成式百陽雜俎に、山中に車のごとくな
る蜘蛛のありて、虎豹を網して食ふとみへたる説は
いつはりならざるにや、大きな蜘蛛も目なれざる
事なれば、人々は目前に見出たることならねば、いつ
はりそのみ思ふことなれば、うたがへるなるべし、僕
新司仙助が在所は、山城國相樂郡細布村の菱田とい
へる村なり、この村に古池といへる池あり、この池は
ぬしありて人をとるといへり、いかなることにてか
くいゝならはし侍るにや、古きつたへなれば定てわ

けあることにて社といふあへるに、舊年の頃藤九郎といふ民、近きわたり越津といへる所に、某とかやい、し農夫、懇にむつみぬることなれば、訪ね行て夜ふくるまで物がたりして、菱田へかへり侍る、夜は子の刻にてあらんとおもへるころをひ、この古池のまへにかへりぬるに、紡績車を七八つばかりめぐらす聲きこへたり、ふしぎや夜ふくるに、かゝる車のをこのするは、村人のよりて夜手業をするにやと、堤を下へくだりてみれば、そこらあきらかにして晝のごとし、いかなることにてかくあるやと池をみれば、大さ五尺計の火のもへたる数八つ水上に列したり、中に人のおもてにいていろあかく、牙上下に生ちがいて、かしらの髪甚ながく見へしがあれば、藤九郎は還るももごるも心消てわかちなく、つゝみの下へころび落たる上を、かの光り物なりわたりてとび行たり、ころびをちたりしときにおもほへず、小溝のかたわらへうつぶしに臥たりしによりて、かの火は藤九郎が身にはさわらで身を摩ばかりになりわたりてとびさりしとぞい、し、毒烈の氣身にあたりなば、命はあるまじきとぞおほへたり、

余が茶園は郡山より十二三町ばかり西にて、則にし城村といへる所なり、中井主水の領なり、茶の園などをうちまかせてたのみ置たる農夫に、彌二兵衛といふし者あり、齡は六十ばかりにて、心だていと殊勝に正直なるものにて、やつがれが所へ懇にたち入て家人のごとくせり、□□の五月余が許にて、人々と物がたりして夜の亥刻ばかりに、我やごへかへり侍りし、余がいへをはなれて、六七町ばかりして富の小川の前、木の島川をわたりかゝるとき、小泉のかたにあたりて、はるかのむかふ金剛山の下と見ゆるが、一つの火出たり、めづらしき火のみゆると思たるまゝにて、この川のはをわたりつゝ、堤のうへに上りたるとき、かの火はや高さわが頭より二間計上にて、遠七八間ばかり近付たり、そのおと風巾といへるものに鳴紙なびを付たる音のごとし、よく見れば繪にかける鬼のおもてにて、上下の牙おひちがひ、髪黒くうちかぶり、長きこと地を引ばかり也、火焰烈々ともへて、其すままじきこといはむかたなし、彌二兵衛いかにとますべき方なくて、化生火に逢たらん時には、只早くうつぶしになりふすべき由を、古老のかたりし事、今こ

こなりとおもひて、堤の下へとび入てうつぶしになりたりしに、其火矢のごとくとびきたりて、かの彌二兵衛が臥たるうへを摩ばかりにしてなりわたりて、北のかたへとびさりぬ、彌二兵衛生たる心もせで、やう／＼おきあがりて、やごへかへりしとぞかたりしを思ひ合るに、彼菱田の古池より出たるを、藤九郎が逢たりける火とよく似たる物語なり、姿かたち少もかはることなく、古池の火は八頭、彌二兵衛があひたるは只一頭にて、其かはりある迄なり、すべてこれらも蜘蛛のかく變たるにて、按蟹に鬼蟹といへるは、蟹に鬼面あり、全く蜘蛛も空をとびなごするほどになりては、人のかたち鬼の面などに見ゆること、鬼蟹の類にて侍るにやとぞおもはるれ、今は十三年もむかしにて侍らぬ、勢州藤堂侯の臣に、藤堂玄番といひし人あり、膂力人にこへ周鼎を扛べく猛獸を搏べし、弓矢うち物とりて精強輕捷いはむかたなし、心あくまでふてきにして、鬼神幽明の説を破して曾て信せず、其頃大和勢州の境に、新田といへる所に、大なる火の出て人を追なんごするといへるさたをす、人かたり合こと噴々羅々として玄番の耳へ入ぬ、新

田はわが領地なるほどに、もごより勇猛の玄番大きに怒、いかさま狐狸なんごの人をたぶらかすとて、かかるわざをするならん、所の保甲せきやめし呼て、事の實否を尋るに、保甲が申つるも人々の風説し侍るにすこしもたがひなくて、中々いつはりならざることをの由をいへば、玄番いかりてわが領にかゝる異きもの、出て、往來を妨ること一かたならざる曲者なれ、われみづから行て妖を消べしといへば、人々これは無用の事かな、みづから行給ひてはからざる身に災を得給ひぬるときは、悔ても甲斐あらじと留ば、いよ／＼留らざる心に強てなりつゝ、せひみづから行て見むとて鎖帷子を著し、大長刀を杖に具したる郎等を道に留、一里塚のまへに床几にかゝりて、酒筒に酒を多く入もち、夜ふくるまで妖火遅とまちたり、夜丑のこく計になりて、坤の山ぎはに星のごとくなる光り物みへたるが、たちまちにとびきたりて、一里塚の木の下より少し中たんに留、飛できたれるを、紡績車の五六でう一度に回轉する音のごとし、玄番きつと見上たれば、形は傘の如く、八九尺ばかり短圓たぐりの火にて、其火の内に女のくびの長さ五尺ばかりなるが、黒

き髪をうちみだし、鐵漿くろにてにこく、と笑ながら、玄番を見てあへて近付もせず、退きもせずうちまもりいるさま也、玄番勇猛の士也けれど、進みよりにてきりはらひもせず、きつと彼首を腕つめて、やゝ久しく時をうつす、玄番こらへかねて長刀ふり上げて間近くより切付たり、光り物はきへうせけり、玄番は宿へかへり、何となく心あしき由なりしが、大熱身をやくがごとく、苦て二日過て死て侍り、すべて化生火をきりたる人おほくは熱病をわづらひて死し侍り、玄番もかの火の一里塚にきたりたる時、見合すに見るとひとしく、とびかゝりてきりたらば毒氣にもあたるまじきに、猶豫して見合たるうちに、毒氣を甚だ感じたるものは人はいひし、和州郡山と西京薬師寺の出はづれのひがしに、もちの木といふ所あり、もちの木かしの十本ばかりあり、往還の路邊にてこの所より火出ると人のいへることひさしかりし、すぎし夏薬師寺の農夫よふけてこの所を通りしに、この木のもとに笠のごとくひかるものあり、いかなるもの、光るにや、笠よりも大く見ゆるとたちごまりて見る、みるうちに大きく成てすげがさ計になりた

り、火のうちに老人のくびあり、牙上下に生達て、白髪をみだしたるが、かの農夫のかたへとび付たる所を、農夫鎌を腰にはさみたるが、すぐにぬきてきりたるに、二つの火となりてとびかゝるを、またきれば四つになり、またきれば八つとなる、農夫もせむかたなく、漸と近きわたりて人の家を見かけてかけ行、戸をたゝきて内に入て人心地もなうつぶしに臥たり、家のあるじさまも介抱して人心地はつきにけり、二日三日ほどへて發熱してついに死けり、火のめぐれる弊紡績車のごとしとはかたりし、三輪中坊の物がたりに、京北五智山如幻には、いかさま心ざしをたてらるゝ所が、一通にてなかりし事共さまゝ有、中にも古しへまづしをばし給ふおりに、顔元孫が干祿字書を見出されて、あまりにほしくありつれば、常に著られたる夜著蒲團を、金子二分にうりしるなして、板には其のちに彫申されける、其年の冬はたゞ身すがら何も身にまとはでぞ臥し給へりとかや、其跡まことにをもしろき事にてぞ、何事もわきまへぬみにもおほへ侍る、今の掛物といふものに、風帯とて上にひらくする

ものあり、弘法大師禁裏にてみしほせさせ給ひけるに、風の字をみて風帯をとりはづして掛られしこと有、弘法大師書をふかくよみ給はざるゆへにてこそ、麓驛寓談には是を驚燕とこそ見へたり、書軸を燕の河さぐるためにこそつくりたる物なる、燕はかやうのものを恐るゝものなり、すべて日本にてもろこしの文字をさとし侍て、義理なき事のみより付たる笑べきことおゝかり、

心水翁が常々にかたり侍りしは、北村季吟に隨從し侍りて、長頭丸のものがたりを、北村翁のかたりいでなごし給へるを書とめもせで置ぬれば、年ふりて半はわすれ侍りぬ、今にいたりて口おしく思ふことおほく、あしずりをして悔ともかひなし、人はかならずあしきもよきも書とめて置べきこと、いかばかり後に人のため世のためなるを、さやうのこともおもひはからざるにてもなけれども、年のわかきに付てはよもわすれはせじと覺ゆるを、たのもしげにかひやり、あるはそのことかのこととまりまされ、けふのみかあすありと過して、よはひかたぶきて、かゝることかくにや申されつる、こゝもやなしつると打まざるゝ

やうにて、くり返しおもひわたれば、わすれたる事ゆめかとのみうちおごるかるゝ事おゝかる、延享元甲子の年、六月甲斐國にて夕雨すること甚しく、北山の藤川の山くづれて、水わきいづることおびたしく、忽に人家を流し町家ことゝく麓山に水おしわたる、山を長禪寺山と云由申來り侍り、五雜俎に見へたる出蛟にて候にや、大和にても五瀬と云所のことありて、一村ことゝくながれ侍り、壬戌のごとしにて侍り、五瀬のみにもかぎらず、其年は所々このごとくおゝかり、甲斐國もかゝる事にこそ、五瀬をばまことは御所と書よしなり、

清塚記

讃州圓龜の領のうち、一民の田の中に清塚といへる古塚あり、民思ひけるは、むかしより有來りしとは申ながら、かゝる不用の物田の中に有ては、田を作るさまたげなり、うちこぼち侍らんと訴出たり、政柄の臣聞定て、苦しからじとて大守へこの事をうかひければ、むべなることにてあらましかば、うちこぼち田とすべしと決断せられけり、其夜大守の夢に、ふた藍の衣に緋の袴きて、けだかくらうたげなる女孺の、

三重かさねの扇をもちたるが、ふかうもの思へるさまにて、枕のもとにたすみたれば、大守夢心に誰人にて、かくわが枕のうへに物思ひがほにてたすみ給ふにやと尋られしに、女こたへて申けるは、みづからは昨日の晝の比、うちこぼち侍るべきよし君のさだめさせ給し、清塚の主にて侍りこたへぬ、いかなることにてか、かくは來り給しと有は、女返しせで懷よりみちのをく紙の卷たるをとりいで、大守の手に渡しかきけすやうに失にけり、大守とり上て見給へば、一首の歌あり、「なきあとの後のしるしをたれそどもしられすなからありてしものを」、うち返しうち返して吟するに、情ふかうあはれに覺てゆめさめ給ひ、曉をまちわびつ、政柄の臣を召出で、かうしたるゆめをこそ見つれ、昨日むべなる事にて侍らば、ねがひのごとくうちこぼち、田とすべきよし沙汰し定ぬる清塚は、古しへいみじき人のつかにて侍らめ、やつがれゆめのさま歌のやうをおもひはかり侍れば、うたがうべくもあらず、清少納言の塚なるべし、古きふみのうちに、清少納言老後には四國の方におちふれたるなど聞れば、この塚を清塚とよびしこ

と、清少納言の一字のみ、古語のこし呼つたへたるなるべし、かくなきのちの世のしるしを、うちこぼちすて侍らんことしかるべからざることなり、それよりして彼清塚の外にいみじく玉垣を新に造りて、みだりに牛馬などのふれざるやうに懸に沙汰させ給、みづから政柄の臣を召具して、彼清塚に詣させ給ひて香花を供しぬる、
柳里恭が曰く、夢幻と申ならはして、さだめなきことにてたへ侍れど、古しへはさやうに夢を怪とせざる事に覺ると也、毛詩に吉夢維何羅維と見へ、又乃寢乃興乃占我夢とも見へ、又周禮に季冬獻群臣之吉夢、又大卜、掌三夢、一曰致夢、謂因思慮而致者、二曰簡夢、注、奇怪之夢也、三曰威夢、謂無思慮而有其夢、又曰占夢、以日月星辰占六夢吉凶、一正夢、二噩夢、三思夢、四寤夢、五喜夢、六懼夢、注、正夢無感動、安靜而夢也、噩夢驚噩而夢也、思夢平時所思而夢也、寤夢文見時所道而夢也、喜夢喜悅而夢也、懼夢恐懼而夢也とみへたり、周禮毛詩の夢をすてざる所を見るべし、周の文王夢をもつて太公望を渭濱に得て、道を天下に明にさせ給ひ、殷の高宗は傳説を夢に

見て、尋索得て師相とし給ひ、舟楫霖雨鹽梅の辞あり、文宣王も夢にだも周公を見ずとのたまひ、曾子も狸の首なきを夢と見べし、唐土のみならず日本にても、後醍醐帝は夢を以て楠正成を尋得給ひ、北條泰時は夢を以て青砥左衛門を得たり、みな常にあらずして、夢に感じて其應を得たり、これを得て國治り世平なるときは、夢まほろしとのみいひてあなざるべからず、里恭ふかくこれを按するに、賢者は少も物をあなごり、輕め卑むことなし、いかでなれば、舜のごとくなるひじりも、問ことをこのませ給ひ、通言の葉をも察しさせおはしませ、かく問ことをこのみ通言を察しさせ給ふより、大智の御徳もおはしませ給へ、いやしき下じものさとしたらん道理の有をば、下じものこと、て侮うちすて、尋問侍らす、下さまのかり出ぬる耳近き言葉のうちにも、能國のたすけよき身のおしへになるべきこともやあるべきと、心を著てわきまへ察し給へるにあらざれば、下の情と上の情通じがたく、到る所狡少にして用る所たらず、今の人はゆめ幻とのみ意得ていやしめ侍れど、いにしへの賢者はゆめ幻とていやしめ侮給はず、ゆめをも

すてず、あるひは卜しあるひは占ひ、或は獻じあるひは察して、よきことを得給んとのみに心を用ひ給へり、夢にてさへわが心より出たる物ぞと思ひはかりて輕侮し給はず、敬肅ふかく物しさせ給ふ、かしこき御行ひよりおしはかりて見るときには、平生文見させおはしませぬるとき、造次顛沛の敬肅おもひ合てしるべし、賢者を得て國を治め民を安じ守らんと、平常起居造次わする、まもなく物し給ふの感、夢に入きたりたるなり、晦菴朱先生のいはく、善惡吉凶以三其類、至と宜なるかな、先生のごとは誠に天下國家を治めさせ給はんと常の心にかけて給ひ、造次顛沛みなことごとくこの心より出で、よき臣を得て師相とし給ひなんとの冀より、太公望も傳説も出來るゆめを見させ給ひ、ゆめのごとくに賢者を遇し給へり、賢夢とこれを申たてまつるべし、中々國の政ごころ心にかかず、酒宴遊興鶻鷹逍遙のみにかたむき、何事も有司のみにうち任せかへりみざる庸主は、たとへ國の民商よりかゝる古塚をうちこぼち侍らんと申出たらんに、概其權臣の心まかせにとり計て、主君に此ことを申通すまじ、權臣の心一つにてうちこぼ

ち侍らん也、惣て此事のみに限らず、倭臣の癖として、かゝる子細の事は君などの御耳に入たてまつることにあらず、われくの取計にてすむ事也、一つ重二つ重三つ重四つ重、後は何事も君の耳へ入ざるやうになり、魯の三家となりはて侍るやうに、君の威徳うすく衰るものなり、威徳君たれども衰ひ給ひては、いかほぞ改給はんと復興の志出給ひても、叶がたきやうになりゆく物なり、むかしの聖代は、臣に賢者多くもち給ひても、猶下さまの心を通達し、隠し覆むことなからんためとて、諫鼓をもたてさせ給ひつる也、按讃州の太守、自ら政に心を常に著給たる印には、いささかの古塚をうちこぼつべきことさへ、政柄の臣も己が心計にて決断することあたはずして、讃州君へうつたへたてまつりたるなり、古塚一つのことにて、平生の政の祥なることさつし見るにたへたり、臣も君をあなごり奉らず、敬ひつゝしみ隠し覆むことあたはず、君も臣のみにうち任せず、ふかく自つしみ、四聴をひらき給ひ、下の情を通じ給はずば、清少納言もゆめにも入來り侍るべからず、怠慢愚昧の庸主に、若又あやまつて清少納言ゆめに入來ることも、曉をま

ちかねて政柄の臣を召てかゝる夢を見たり、いかいしたらんやなんど問尋もあるまじ、一通り夢と計心得て、それきりに成つて仕廻侍らん、若又かゝるゆめをみたりなど、權臣に尋させ給とも、夢まぼろしの儀より上給べき事ならず、一たんうちこぼち候へと申付たる事、いかで引かへ侍らんなどよりはやして、夢もあた夢となり、清少納言も夢にみへて、却てつらかるべし、清少納言のゆめに入きたりたるは、まことに讃州の太守の徳行、政教みるにたへてありがたきことなり、夢とてすて給はず、政柄の臣夢をうけて戻らず、君の物語をあなごり奉らざる也、わづかの事をも君に申上たりしこと賢者たること、うたがひなし、

○よろづのこと、とうとみうやまひ侍る心いみじくて、かへつてあらぬことやうなる品となり侍ることあり、浪花の阿州の邸中に、古しへより稻荷明神の社あり、君臣ともにとうとみうやまひ申さるゝことかざりなし、崇敬のあまりに、正一位に官をすゝめまいらせむとて、吉田へたのみ申遣されしに、正一位のことみだりにさたしがたじ、幸と古きいなりの正一位

なるが、吉田のうちにあるを勸請し給べきよしにて、神幣を巫にもたせて、吉田よりもたせていま宅へおくり給ければ、いなみがたくて小やしろを、そのいなり明神に祭られけり、さしも古く年ふるほど、君臣のとうとみ侍り給ひし稻荷は、外ごこになるやうにて、由あらぬ吉田のいなり時を得て、いみじう祭供をうけて、とみさかへたるやうに覺へたる、かつて少もかろむじまいらせて、かく祭かへたるにてはゆめばかりもなく、崇敬のあまりのすぎで、かへりてかくはなりけり、大學院と聞へし山伏、古きいなりの社の祭つかさどりて、よろづいかめしく沙汰しつるが、吉田より此いなりをおくり給ひて、唯一の神道の社を兩部のさたすべき事なし、山伏は禁じ給べきよしを申こされしかば、大學院が事社祭にかゝはりたづさはる事あるべからずと申さたになりて、神も巫も一度に物かなしうなりけり、いなりと申はおなじことなれど、古き白狐など、すべて日本にてはいなりと申事に申傳へし物からは、心ありて古く傳へたるを只崇敬する計にて宜し、

○大内にて甲子祭あるは、四辻家より沙汰し給ふこ

となり、その日の夜紫宸殿の大黒柱に供物を祭りて、第一丁にて四辻どの林歌の曲を奏し給ふ、林歌もどより大極殿の樂にて侍るなればなり、此曲を舞樂のときは舞人甲に鼠のかたちを付、上の装束もどび色の紗にいろ糸にて、鼠をいくつもかすおゝく縫付たるなり、

○琴はいにしへは、日本にありて樂に引合せたるが、今はたへて世にしる人なかりしを、享保の頃江戸に某とかやいゝし人、水戸の心越禪師より傳へて、琴を彈する由を柳營きかせ給ひて、樂官辻豊前守伯近任に命じ給ひて、この人に習はさせ給て、琴を再興させ給けり、近任よく習得て樂にうつし、中御門の院の霞の洞におはし給ひし時、近任をめてして三管に合てきこしめし給ふ、其時柳營より唐玄宗のもたせ給ひし蛇腹の琴を、大内へ獻じさせ給ひしを、近任この琴にて五常樂急、越殿樂、雞徳この三曲を奏す、笛は辻主稅權助伯高房、笙には林大隅守太秦廣房、篳篥は東儀内匠頭太秦兼陳なり、のちにまた上御所にてもきこし召させ給けるに、樂も人數も初のごとくなりし、

○山井の家は太神の姓なり、もご八幡の宮付の樂家なり、今京方といへり、太神の口光のすへなり、口光は後醍醐帝の御師範にて、大内の式を樂のことは改たるものなり、今三方ともに京なり天王寺この口光の説を常のよこぶえの家も、素光の説を用て式とする也、用ひて當流といふはこの事也、神樂の笛の家とす、笛は京方にかざれり、神樂笛の家にて、只の舞樂管絃ともに山井家は雜ぬれど、外の笛の家にて神樂笛の事に雜ることなし、口光はすぐれたる達者にて侍ることあきらかなり、天王寺二月の聖靈會のとき、京不見のふえびに上宮太子つくり給ふ笛ならをもちて、御手水のとき、河水樂を吹侍ること山井家の式目なり、

○笙の金物細工は、上京ほり川より西よこ晴明町にて、かざりや四郎兵衛と申人、上手にて大かた是にて作らするなり、

○採桑老は大樂なり、天王寺はもと拍樂なり、然るに大樂の舞の、この家に傳りたるなり、されどこの舞ばかりは京にも奈良にもたへてなし、天王寺家の舞ばかりなり、極秘にして舞の譜を箱傳受とす、一老かけぬれば、二老へ譜を送るなり、樂は三方ともにあ

り、舞ばかりは天王寺にかざれり、これを傳ること六百年餘の相續なり、大内にも天王寺にても、この舞を舞ぬれば、譜にたれより誰へおくり傳と書、いづれの年いづくにて舞侍るといふことを與書にする事なり、いたつて秘傳の事なるゆへにや、

○還城樂は、東儀出雲守阿部朝臣のみにかざれり、童舞おもてをけすはきかみにてする也、少年ゆへなり、のときにても、これをつとめ侍ること式目なり、陪臚、採桑老と三つ天王寺方舞を司り以下

○里恭按るに、和州郡山の一里ばかり南に、唐院といふ村あり、其みなみに百濟村あり、其長に唐子村有、唐院はもとの鴻臚館なるべし、其鎮主に熊野權現あり、玄宗の時唐人を遣し給ひしときは、爰におきたる所なるべし、西宮考説く、いみじき突器など傳りたることあるべし、四年計以前にこの所の人井をほりて、珍敷ものをほり出たるとかたりしを聞て、みづから尋行て其品をもとめ得侍り、尋ゆきて見れば四年前にはあらで、其百姓の父にて候ひしもの、井をほりてとり出たるとなり、石にて石にあらず、玉の類にて名付がたき奇物なり、竹節符のたぐひにて、節の所に朱を

入たるあどあり、一つ青き方流もなく白きかたは破れ侍り、

○打毬樂大食調なり平調の變調也をよぶに、舞吟打毬黃鐘調なり樂も打といふときは、打字でうごう樂とよぶこと、むかしより讀ならばしにて、ふかきことにぞ、皇帝破陣樂とよむべきをば、さやうにはいはずして、皇帝破陣樂といふと同事にや、胡飲酒と讀べきを、さやうにはよまずして、こんじゆと讀こと古きことにぞ、春庭樂の舞のとき、春庭花といふとき、樂は同じことにて、舞ぶらおなじからず、秦皇破陣樂とよむべきをじんわう破陣樂とよめり、澁河鳥とよむべきを、しんがてうといへるも、みな古代よりのことなり、

○新舞鞠は採桑老とつがひになる樂なり、四人これを舞、唐かぶりをいたゞき、二人は五位の袍、二人は六位の袍にて舞なり、里恭考説あり、

○靈元法皇修學寺へ紅葉の御幸ありしとき、修學院の紅葉の心をよめと仰にて、武者小路實陰卿、ます影も外にあらめや君か見し

此面彼面の山の紅葉は
古今の本歌より也「つくはれのこのも、このものに影はあれと君かみつけにますつけはなし」

院かざりなくめでさせ給ひて、五首の御歌にて御返しあり、右歌の句を一首ごとに入させ給て、

一ます影のあり共いつかくらへ見ん
この山ならぬ山のもみちを

二是ならて外にあらめやいく千人
そふる紅葉のやまとことこの葉

三いづ秋かわかたらちねの君かみし
あどてこそはめつる紅葉は

四この秋はふた、ひ行てわか山の
このもかのもの紅葉をを見し

五見せはやなふかくはそまぬ木々ながら
我いほしむる山のもみち葉

むらさき式部が歌に、
わすれめや奏をくさに引むすひ
かりねの床の夜半の手まくら

かざりなき優玄妙靈感堪る事なり、されど口もなごにてみそかにちざりしことあるを思ひ出るやうなれば、女のよめるにしてはいかあるべき、女子の烈行あるにとりては、歌よむことかなはざる女のかたましなりと覺たる人は、これもまた口惜き也、

○播磨國宍粟の山より鐵を出す、絶景なり、千種屋といへる商家この山を支配す、豪富なり、山より毎日鐵五駄づゝならしにして出也、米をも山へ五駄づゝおくり侍とぞ、此千種屋今は名字をゆるされて、平瀬源右衛門とぞいし、京大坂姫路に店あり、この源右衛門鞠をよく蹴て、飛鳥井家の御結にも出たる者也、源右衛門が妻は本阿彌三郎左衛門が娘なり、一人の伯母有、これは彼宮關東へ下らせ給とき、御師氏となりて關東へ下りしが、彼宮かくれさせ給てのち尼となりて、濱の御殿に御佛前の香花をさゝげまいらせる事ありしと、蘭溪豊はかたりし、

○雁來紅の葉のあかき所を陰乾にして、燕脂のかはりに用るよし、西本願寺僧桃溪はかたりし、いまだ試す、紅花をおろすやうに酢にて紅をおろし侍るにや覺東なし、生にて染ればうすむらさきに染る、されど鴨脚花の藍のごとくに、水がすこしかれば色かはり落る、陰干にして紅をとりたるは、さやうにはあらざるにや、

○痰腫の背中などに出たるに、天南星、芒硝、海浮石三色を末にして、酢にてとぎつけて、浮石を別に粉に

して、白湯にてのむべし、痰腫は七日八日までにちり侍る也、古林見誼の傳受にて、直廉が病は六日に平愈しけり、

○松石は笙の簧へぬる也、露をうけざるをいきをこめるとなり、里恭思ふに、この石を簧に付ること露をうけず、いきをこめるのみにもかぎりし、さだめて神妙のことあるべき古傳ならんとなり、これを付るは簧のうらとおもてよりぬることなり、此松石東大寺の寶藏に、儀に積十俵ばかりありしを、寶もしらずや、元祿中に龍松院弘慶上人、万づのこと東大寺のことと料理せし人も、弘慶粉にてかへをぬすみいろにするとき、土にまじるば見事なりとて、塗師に命てぬられけり、色合見事となりしとぞ寺僧かたりし、其時は樂人も此寺にかくまでもいみじき石のあるともしらざりしにや、樂家にてことさらに秘藏して、師弟相傳するほどの物なるを、かくとせしりせば中々さやうに弘慶の心まゝに、寶庫の品をみだりにとりつかひ侍る様にはさせまじ、弘慶もかく樂家に秘藏する物としりせば、さやうにはすまじきを、無用なる石の寶庫をふさぎ、無用のことなりと評し侍りて、かくは

はからひけるにや、推古孝謙の時に樂家のために、すへの世にいたりていかなる事の出來て、唐土との通路たへて、この石の日の本へ來らざる時節のために、かやうに石をおくとりよせて、寶庫にこめ給しものなるべし、世ふりてさやうのことをもしらず、不用なる物と評して、さやうにはせしにや、今や寶庫にはよほど残りてありといふ、この松石笙石ともかく、考れば眞の響石なるべし、響石は毒石にて信石の一種なり、本草綱目にくわしく見へたり、眞の響石今も鶴の巢にあるといへば、人は有所をしらず、鳥はかへりてよく石のある所をしりて、尋出して巢に入置ぬるは、これら神妙なる所なり、簧にこの石をぬりて侍れば、さだめて竹のひくきよりかけて天地をうごかし、鬼神をかむせしむるやうのこと、言にもものべがたき妙あることなるべし、石も多にこの石を古より用來ること、さだめて深き妙なる事のあるるべし、然るを今此石を用ずして、團家には河原といふものを用ひ、辻家にも近代岩緑青を石のまゝにて、やはりさはりに入て松石のごとくすりおろして、簧にぬることなり、松石世に脚になりて用ひ侍ること、心のまゝな

らぬをもて、かはりにもうけ出て造りたるなるべけれど、古しへよりの傳來を、人意をもてみだりにこしらへ改などするは、大なるあやまちなるべし、時といへる等は、小野小町が常に手馴侍り、殊更に愛しぬる、いみじき名物にてさふらひしを、近衛前關白基熙公の傳へもたせ給て、かぎりなくめで愛しおはしましつるを、公のかくれさせ給ふ一年前に、四辻へおくり給ふ、只みちを重じ其御家をいみじう思はせ給ふ御心ばへにておはしましぬる由を、人々かんじあへりき、等のほくはすこしなみくの等よりせまきやうにて、頭のかざり海廣う、うみのうち木地を其まゝにて、あつき螺蛸にて雲を三おき七度、かざりの所をたゞ一すじふたすじばかり、馬木にてつゝみ、そのうへに螺蛸のすりこみありし、とゞめなども同じ様なり、かひにて付たる也、鐺杖丸の笛もいかなる事に侍りけむ、なゝのにありしを、辻伯耆伯が見出で、近衛基熙公に申上たりしかば、黄金三百兩をもて、寺の僧へ贈らせ給笛をば、御家に重寶せさせおはしましつるを、是は上へたてまつらせ給ふとぞ、このふへは尋常の笛よりはふとくく、蟬なども小くてこ

とやうなる、今は樂家にうつしてもはやせり、中御門院の常にあそばしぬるは、この笛のよしを申つたへ侍り、すぐれていと辨にはたへにおはしましぬること、堀河院の後は、只この院ばかりにておはしましぬる由なり、

○内侍所を造替らるゝは、廿一年めに定りたる式なり、中の御門の院の御宇に、造かへさせられしとき、これも定りたる式にて、外遷宮にも水無月に、初夜中夜後夜三夜の御神樂あり、正遷宮は霜月に三夜の御神樂あり、初夜に庭燎の笛をば、主上のあそばしつるなり、此例二百年も絶たりける事を、あらたに興させおはしましつるなり、笛は神樂のときは太笛なり、ふとぶえにかぎるは神樂の式也、此院のいまだすへらせ給はぬうちより、笛をふかう好せおはしまして、漢樂は實父は辻伯耆守伯近なり、辻肥後守伯高が養子となれり、近代の上手なり、辻主税權助伯高房につたへさせ給ひけれど、ふとぶえは伯の家に傳なきゆへに、四辻家よりも傳させ給ふなり、四辻家は箏和琴ふとぶえを、三つながら世々家に傳へおはするゆへなり、今の實長卿はふえをふかせ給ふこと又な

らざるゆへ、密々に太神の家より譜を上へたてまつりて、これを實長よりまた上へたてまつり給ふことにておはしましき、彼庭燎を主上のあそばしけるとき、筆樂は樂官阿部飛騨守任これを奏す、主上初只一管にらせ給ふのち、また任一管にて、庭燎ふきあは庭燎をふきあはりて又合吹也、合吹のときは、主上の御手かはりとして、五辻宮内卿源仲卿ふとぶえをふき給へり、上の御ふえの音はいとたかくすみわたたりて、雲井をひやかせ給ふにぞ、人々かんじたてまつり、神樂ふえにてはあらず、中々ふき侍る人なりけれど、上は常にたやすくふかせ給ふ由なり、

○主上の御ふえ初といへる事、内々これ迄ひそかに學せ給へど、おもてだちてあらたに師を定給ふなり、おもてだちて師範を定させ給ふことなり、後水尾院の御師範には、岡政伊豆守太泰なり、靈元院の御師範には、上越後守藤原口口なり、東山院の御師範には、辻肥後守伯高なり、中御門院の御師範には、辻主税權助伯高房なり、後圖書權助に任ず、御ふえ初の時は、小御所の打板に候し、御譜を獻す、万歳樂の忠拍子の譜也、御師範の人二拍子を奏すれば、主上また其通をあそばし給ふ、また御師範の人二拍子を奏すれば、主

上また其通をあそばし給ふ、如斯なること廿拍子なり、事すみて黄金一枚を賜也、御稽古も小御所にて、樂數七種ほど目録を出させ給て、主上と御師範の人御同管也、

いかし侍りしにや、余が言葉をと用ひずして、墳墓をうちやぶりすて、目もあてられざる、あさましくかなしき事にて候ひつるが、其石一つふたつは證文臺の下石などに引すへ置たりけり、墳墓の中に大なる木共のありしをもきりすてにけり、かゝりしものその役がゝりせし某とかやいひし人、常々心だてよき人なりしが、卒中風といへる病にて、いくほどなく死したり、兄保誠が家もさまぐの怪きことうち重りて跡たへ侍り、兄が家のたへたるを、余まがきの菊といへる書に作て、愚息帶刀にかたみにつかはし侍り、兄弟のことなれば、うちあかしてよからぬ心入などのありしを、書顯しがたく侍り、然りて余が家の事に付て、物がたりし侍らねば叶はざることあるを、ふかく蓋隠侍らんことにもあらざれば、心ならずも書あらはして残し置侍りぬ、別に鎮主の縁起のすへにも、このことを書侍りぬ、兄が家は余がす

むこの家なり、北の園のうちに、神木とかや古く申傳へし松の木たちふりて、麗き三がいばかりの木ありしを、土藏をつくり侍らんとて、拙人呼て伐せけり、この木をきり侍るとき、一人木より落ちはなはだ病けり、されど木をきりすて五間ばりに十間のいみじき藏をつくり出たりしが、兄みまかりて、後室これをこぼち小さくせり、いくほどなく引くづして矢田口といふ所に引うつして、いまでも少しかたはありけり、かゝることを思ひ合するも、靈木をきりし神の尤にや侍りぬらん、墳墓の事を余が申たるを用ひずして、うちこぼちたりし鬼のことがめいかりにてや侍りぬらん、心一つにて一國の政柄を思まゝに計るからは、かゝることは只いとやすかるべきことにぞおしはかるれ、君にはかゝること知し召させ給たることなれば、なるべきことはあきらかに國人の曉る所なり、或はあやまりて君の仰にて、うちこぼちすてよと仰下るとても、政柄を預りまいらす身よりは、諫たてまつり留め侍らん職分にてこそあれ、無主の鬼を祭て、いみじき位をさづかりたること古きふみに見へたれば、いかばかり墳こぼちすてられ、我

愛しやされる木をゆへなくきりすてられたりせば、神鬼のどがめなからんやうのあらまじき物かは、つつしみ恐れいましむべきことにぞ覺へたる、武田阿波家老の職になりて、政柄を己が心のまゝにぞり計たる時に、いかなる人のすゝめにやよりけん、みづからかゝる僻心の付たるにや有ぬらん、西岸寺の適なる鬱蒼たる木、法光寺の森をも伐て賣しるなし侍らんと沙汰しけり、この法光寺の西南の間も、林しげりたることいはむかたなくうるはしきに、殊更門のしつ堀の東に三かゝへばかりなる松あり、枝ふりて見ごとなるゆへにや、この寺の山號を靈松山と申ける、尤すこし梢裂たる所あるをば、桶屋の工を召て其裂大きう開ざらんやうの用意までせしをもきりぬ、西岸寺の林も盡く伐ぬと聞しかば、この事せちに諫て留ばやと思たしが、中々余が言など聞入侍らざらん性質の人と思へど、余餘りに口くて阿波がたちへ行て古木をみだりに伐給ふこと甚損ありて益なしと申ことを諫たれど、中々一ませもせずして、只疎遠事情にさわれりといへる返じして、一向に争議の心なく、用る様かつて見へず、やつがりもすこゝと

阿波がたちを出て歸りしが、二三日過ぎて清光寺の前を通りつるに、かの門前の靈松きり倒ていくづにも引きりあり、かたはらの人に問ぬれば、街上の人これを買とりて白につくるよしをぞいひし、後のかたにしげりたる森は半きりはらひ、見るに心をいたましめ、かなしく痛しきさまかなとなみだもといまらず行過たるが、何事かはしらす、武田阿波父子牢に入て、父子ともに誅せられけり、このこと君へ申上侍る中だち使をせし水島津盛も首きられにけり、大目付一色石平も切腹せり、何のどがめぞと尋るに、さのみふかき罪のさたもきこへざりき、農民より取稼を少し上て取たるを農民のうらみて、彼の宮の關東へ御下向のとき、御輿につきてうらみ嘆き候ひし事の由を人々申あへり、近年諸國の王者年貢を農夫より彫取以下

新編繪像新小説麟兒報
第一回
廉老兒念風雪冷濟饑人
萬神仙乘天災巧指吉地
詩曰

富貴功名命所遭 命遭絕不爽分毫
王侯縱貴時能遇 飲啄雖微數莫逃
石季不謀偏獲利 劉賈若讀也徒勞
試思造命憑何計 惟有施仁積善高

話説前朝湖廣孝感縣の城外鴻漸村と云地方に、一人の郷民に性は廉名は野表號は小村と云者あり、其妻潘氏早く一男子を生り、名をば潔兒といへり、夫妻ともに三口豆腐を磨つて生をなし、些しの沽酒をして過日しけり、這の廉小村が爲人忠誠朴實にて、一個の窮口なれども、些しの善事にても善事とさへ有ば、悦び行ふことを専一とし、人の餓たるを見ては、便ち肯て其人を留て飯を喫しめ、人の寒冷を見ては、便ち肯て焦き衣裳をもつてこれに與へて穿著しむ、故に遠近の人ことごとく彼を稱て廉善人と爲り、我しはしば人に問ひし、彼は一個の小生意也、只其日暮しの生のみ、いかにして餘計有る身上にて、かくのごとく善事を行ふならんや、善を行ふと云事は、たゞ其心を論すべし、人をもつて論じがたきとしるべし、這の廉小村が事は、本心生來惻隱毎日常意を做し、晚にいたりては帳面を結び、一日所撰の銀錢をもつて一

日の食用盤纏に定め、餘下的たるをばことごとく人をすくひ施の用とす、存心無二大小積徳不嫌多とは正にこれをや謂なるべし、妻潘氏も心を一にして丈夫を補助し、みづから麻を績ぎ苧を拈て得たる銀錢も一連も俱に湊著て、廉小村と同じく、人をすくひ善事を修するを事としけり、如此善事を行ひて、日ををくり年をかさねける、ことしのふゆもいたふ深くて、一日彤雲密布朔風體に透り、早よりも霏々揚揚として一場の大雪降くだらぬ、これを見れば、柳絮の漫々たるごとく、梨花の片々たるがごとし、四下裡朔風あらく、鵝毛を亂したるごとく、半空中には陰氣濃にして、鶴翅を辟裁したるごとく、林にいたる鳥は東西に飛ども、處として巢を尋に没し、道行人は南北に走ともいづくに從てか路をもとめん、縷々として銀の糸の如し、銀の絲は結て玉樓臺をなす、紛々たる玉の屑の如し、玉の屑は銀世界を粧なす、圓成陳口して溪の梅を損し花を放しめず、結て氷凍をなして口の雀を痴し、聲叫なからしむ、果然これ日月の光なし、冷なる氣侵し埋青塚を藏し、紅塵を蓋へり、大地冬ねり盡す、不信乾坤か

へつて春有やいなや、

這一場の大雪ひたすらに降下りて、宵より旦にいたりければ、廉小村が豆腐こしらへし侍る水缸も、ことごとく一塊に冰りになりぬ、この時にこそ路たへ人稀なり、那個には甚塵の生意をかなしんで暮し、行侍らんと還想やられける、廉小村夫妻母子門前に座し、地爐に指枯柴を折くべて燗火で、正然口著に、たちまち一人破たる帽子をいたゞき破たる衣を著し、像花子なるが赤著双脚にて雪中を走り過るもの有、廉小村これを見て心の中に甚だ不忍、速忙手を揚て招云やう、走路給ふ老兄、這樣なる大雪に、雪中を行走給ふ事さぞく凍へ給ふべし、まづく我家に到りて歇息給ひ、一椀の熱茶を喫り、雪のすこし緩なるを待て、再走来候事はいかゞぞやと申ければ、那人これを聞、すなはち便回頭來にこくくと打笑て云やう、原來爾にはかゝる善心ありやうやまふべし、只得要領情にとすなはち階道に走り上りけり、廉小村は他が肯て來るを見て不勝歡喜、よつて爐中に在て、一杯の熱茶を斟て他にあたへて喫しめて申けるは、我爾の身の上を見るにはなはだ單薄くみへ候、裡面

にいたり火にも燗り給へかしと申ば、那人の云やう、我は是一個の窮人と申、また是外人にも候へば、意か好進來て火に燗り申べき、されども今爾の好意に感じ候へば、我はたゞこの櫛簪に站立して、雪も略ふりやみ候をとて、就去に就敷ぞと申ば、廉小村かさねて申けるは、人身は俱に是一様、富たると申貧なると申て、何の生疎をか分申さん、況またかゝる大雪にては、いつかたにてしたくなくし給ふこともたやすからじ、外々にて食を覓給ひより、しばらく我家に住り、粗茶淡飯にても召され、一日天氣の宜きをこて御こし候こまきり侍らん、しかりとてさのみまた遅かるまじ、いざせ給へとて、一手にて這人を扯て近門を入り、彼火邊に到り大家と同撫らしむ、那人不勝歡喜ぬ、過多時妻潘氏鍋をあらひ、秣口てね捨飯成しつ、那人も廉小村も共掉て同じく喫けり、かくして時もすでに夜に到ければ、外面の一間に就てすこしの稻草を地に舖しめて休ける、

堆金積玉有時虛 積德從來不負我

吐火葛翁來示引 犁牛已音隣駒

這の窮人は誰とか思らん、窮人原是葛撫と云へる仙

人なるが、彼仙人瑞雪の飛揚するを見て、道相を變幻し來り、這の玉屑瓊瑤を踏て、道家の游戲をしけるが、不期も廉小村に遇著てより彼がかくのごとく善念有て、久しく善根を種たることを以て、何ぞぞして他のを救度したきとの念頭を口に道を以て觀じ給へば、却是廉小村夫婦は心だて好善といへども、却て口眞に道うべきほどの骨格にも有す、また凡夫を超て聖人に入るべき根基にもあらざれば、心の内に思ひめぐらされけるは、他が廣く福田を種し事は、只子孫の功名を以て計となさんのみとて、子息潔兒を看給へ共、これもまた人なみくの生れにて有つれば、また想めぐらしけるは、他すでに善根善緣固よりをのづから在うへに、また我に遇て一番に寒を憐み食を推しつる此善心あるうへはいかんと、他に一條の富貴榮花のみちを指して、後世の人情を向善の功をひらかざらんやと、算計定に方纒も睡下ける、睡便睡下か他がふしどを見るに、單なへ牆薄なる壁、夫婦三人寒さに怕冷なるに畏て、物かなしげなるを見て、すなわち草舖の中より暗々に口を開き給ひつ、三味の火氣を吐放給ひけり、かゝりければ以下

以下

深川珍者錄序

爰に深川といへる所は、江城の東に當て甚景地なり、北に本所、南は海にして其景言葉に演がたし、春は永代寺の華盛りにうきをわすれ、夏は洲崎の涼、安房上總を見はらし、其外海上の釣舟筆にも寫しがたし、秋は木場小名木川鮒砂魚など釣る人、山の手邊より毎日日來る事夥し、又名月の水面に移る氣色、翁も首をかたぶけ、冬は雪見に俳諧など好める人、詩杯に志ざす人、遠近をいとわす群集なすこと、市にむかふがごとし、遊里はやぐら下踊子等日本一にして、風俗格別しほらしく、治亂離と見たる尻目遣ひには、人の魂を鼻先へ釣上げ、二軒茶屋の三味線に足本のつまづくをしらす、寶楊柳粧芙蓉のかんばせ可愛らしく、菩薩の爰に天くたり、天人も影向し給ふかと、遠國より初て來る人膽を潰しぬ、産物は鮮又體のかばやき、洲崎のざる蕎麥、材木町大和屋其味甚美也、實も今此時成るかな、天下太平に治り五日の風おだやかに、十日の雨土くれを動さず、いづくも色々の珍者有、其名はしれどもくわしき事をしらぬ人もあらんかと、ま

わらぬ筆をくるく年の笑草となす而已、
寶曆十壹辛巳とし孟春朔旦

印

深川珍者錄惣目錄

卷之一

- 一 冬木三右衛門小坊主將基之事
 - 一 石場半三が事
 - 一 木場平三力量之事
- 卷之二
- 一 小女郎源四郎が事
 - 一 三井親和圓通額之事
 - 一 藝子おいよが事
 - 一 雪峯和尚之事
 - 一 平野町鹽賣が事
 - 一 杉の葉賣傳坊が事
- 卷之三
- 一 富吉屋お梅ばゝが事
 - 一 道心坊元碩が事
 - 一 寺町雁金屋が事
- 卷之四
- 一 萬屋万吉母大力之事
 - 一 靈雲院東冥が事

深川珍者錄卷之一

冬木三右衛門小坊主將基之事

爰に六間堀といふ所は、凡川幅六間有が故、昔よりかく云傳ふとかや、名も隠れなき冬木三右衛門といへるは、人々知る福有の町人也、小坊主有、生年七八歳の頃より至て將基強くして、いかなる人の相手にも成り、少しも臆する事なし、三右衛門己が好める所なれば、是をゆるしともく、に相手と成りける、さるにまり諸方の御屋敷よりかれが事聞傳へ、子共は何の恐もあるまじとて、乗物杯にて呼むかへること夥し、一番にても負たる時は、一人盤に向ひ兩手を組みなみだを流し、それく、に駒をならべ、かくもしたらんにはやみく、とまけまじきものをと、骨髓此道に心を盡しぬ、實に遁れがたきは病也、がんくわいも不幸短命にして死す、釋尊は五躰をせんだん香木の煙となす、是前生の定め事にや、此小坊主十三歳の頃より顔色はれ、次第々々に見る目もうちましく、終に癩病と成りたり、三右衛門いたくなげき、名醫の術を

盡ども其かいなし、惜ひかな此坊主如し此の病なくば、いか成る人の取立にも預からんに、不幸にして一生埋木と成りたり、家内の者を始め、知たるやから共におしまざるはなし、

石塲半三が事

半三といふはばくち打也、新地いし塲に住ぬ、所々方々のなぐさみし、此半三を知らぬ者なし、工面よければ新吉原又は堺町へ入込み、大きに打まくればばくちのどばとやらんに、丸裸になりかゝり居る事、雲をつかむの商賣也、かれが傳さしたる事もあらざれど、深川の名代ものなれば爰にしるす、或時に近所の酒屋平兵衛といへる者、日待にて廿三夜待をせしが、半三も呼れ、夥敷馳走に成、例のさい事はじめ、まげかちも入合次第に夜もふけり、あるじ今宵は爰に一宿し給へど、八人各泊りける、また申けるは、折角留はどめしかど、夜具もたるまじ、大勢よつて一つにねたまへといへば、半三いやくわれくはりうぎの箱根に致さんと、かつてかまひ候などいふ、ていしゆふしんにおもひ、はこねとはいかなるねやうと問ふ、されば尻としりあわせぬる事なり、其心は尻と

しり八里有と、ごつと笑ひけり、是より今に至るまでばくちなどにまげ、一つにぬるをはこねと申傳へしとかや、

木塲平三方量の事

木塲は材木屋の園所也、平三いやしき日用取成りしが、いか成れば大力にして、友達も仲間にて彼れが云ふことを用ひ、何國の喧嘩口論の塲所にて一度もひけをとらず、三年以前五月廿八日、同じ友市五郎又市平三三人さそひ合、目黒不動尊へ参詣す、道も居酒屋に寄り、三人おなじ機嫌にてたんぼを通りしに、なめかたとやらん錢の裏表をあてさせ、一文に一文を拂ふよし、平三もとよりばくちのこと得手もの也、此所に立留り一文はり一文はり、暫時の中に三百文程取られたり、その外手を出すもの、百文とられ二百文取られ、徳付たる者一人もなし、平三もむねんながら、いまだ不動尊へ参らざれば、歸りにて道を急ぎ、水茶屋に腰打かけ二人にむかひ、扱々最前の奴等のする所何共合點行す、もし作事にてあらば、さんく^くにた^たきたおし腹をいんはいか^いといへば、二人同意し、夫々に支度して例の處へ行見る

に、いまだ真最中也、平三人々を押分けごう取にむかい、われくは最前一貫餘り負たり、中々内へかへられず、少々貫らはんといふ、筒取からくご打笑ひ、夫がしなご是が口すぎ也、此方いかほごつぶれたり共、取かへしはなるまじ、一錢もなり申さずといふよりはやく、平三かの筒取をむんずとつかみ、目より高く差上げ、泥田にごうと打込ば、土を喰ふてもんせつす、残りのはなはり平三にやらぬと組付たり、たごへ鬼神なればとて、何かは平三にたまるべき、多んりよるしやくもあら者を、右と左にふみのめし、市五郎又市も爰をせんと、働きければ、始のぎせいにごごかわり、皆ちりく^くにさんらんす、心地よかりし事共也、跡にてちりはりたる錢をかきあつめ、心静にさしに通し見れば四貫文程有り、盗人より上まへとは此事やらん、五六町も行しに始めにこりぬ大勢のもの、手にく^く棒ちぎりを持って待請けして追取まき、一人平三を目がけ打てかゝる、心得たりと身をかはし、持たる棒を踏落し目鼻もわかすた^たきふせ、しづくと通りしかば、此勢ひに氣をのまれ、またく^く左右へ逃げ散たり、其時の力の程、かの者共身ぶるいしてお

それわな^なきける、平三常にかつぎし石、永代寺八幡又鈴の森八幡に有り、本木塲平三郎と彫付あれば、人よく知る所なるべし、

深川珍者録卷之二

小女郎源四郎が事

森下町といふ所は、深川の終にして、川をこゆれば本所也、小女郎源四郎といふ通りものあり、悪者仲間にて御頭とあがめ、いか様成出入にても、此源四郎方へ持込み、段々割を付け、夫相應に捌もおかし、子共老母家内四人暮らしぬ、此間彼れが異名を小女郎と呼ぶこと何故なれば、元小女郎菓子といへるものを賣、惣じて人立多き所へ行今日を送りける、されば源四郎が異名とせり、其比より大博奕を好み、度々打負丸裸と也、跡へも先へも参りがたく、終に大久保何某様、御火消の節欠出しとやらんに也、是にても身上立難く、非人と迄なり下りしが、如何してか仲間博奕に大きに打勝、そらくと工面よく、人にあらずといふ文字をまぬかれ、今は名廣き通り物と成りたる、近き頃大橋の店頭といふに頼まれ、此割を聞に、一日に金一分宛にあたるよし、又かれが器量ゆへ、大橋中の喧嘩公事出入、何事によらず源四郎一人にて勤る

とかや、爰におかしき事有り、かれが友途中にて行合、是は源四郎久しぶり也、此間工面はいかいなりと尋ねしに、いやもうらつひらんけき山櫻なりと申せし由、何事によらず山櫻ほとぎすの云ふ言葉、きれいなるものと心得、悪口にも嘶にもい、かけ山のほとぎす、

三井孫兵衛圓通の額の事

三井孫兵衛は新和と號し、世に隠れなき名筆也、初本所に住し、今深川材木町に居宅し、門弟數多おのづから内證よろしく、爰に三十三間堂三井が書る圓通といへる額を禪僧見て、扱々三井は文旨なりと笑ひしとかや、其故如何となれば、圓通は觀音のことなり、此堂以前淺草にありしが、其のごとく親和何心なく書く、始め本尊は觀音なり、再度深川に出來しは本尊薬師也、圓通とは雲泥の違也、されども彼禪坊主腹をかへて大きに嘲しは心なしとやいわん、おのれより前々幾万人となく、諸僧も參詣したれ共、知らざる故か親和をおもふ故にや笑わす、諸坊主すらかくのごとし、あたま丸め身を墨染、終夜書物を見るに眼の草臥るもしらざる坊主、いかに本尊薬師なれば迎、なま

なましき肘を引拔、にわかにな數多の手を付け、二役の千手觀音、是を文旨とやいわん、心なしとやいわん、ケ様成るあつかましきつらの皮へは、神々寄給ひ唾はきし給ふぞかし、

藝子富吉屋おいが事

序にいふごとく、八幡町の風餘國と違ひ、髪くるくと櫛巻にし、湯上りの鉢取分かはゆらし、爰に富吉やおいよと云ふは、腰谷の生れにして、甚美敷器量一つとしていふべくもなし、三味線も人に勝れ、おもしろく座を持て、ひらしやらしたるいやみなければ、本町傳馬町より大分客付、一日に二十二三切程座敷を勤しとかや、坂東彦三郎、風と是に逢ひしより魂うごき、雨の夜も風の夜も逢ふ夜の數もまさりしが、兎角増花にうつろい安き人心、青梅を見ては自口に酢からんことを思ひ、砂糖を見ては則甘からんことをおもふ、いつの程よりか瀬川路考に逢ひ染しが、たがひにおもひおもわれつ、身の行末は松山の、浪もこさじと契ける、壁に耳有る世の習ひ、誰れいふとなく彦三郎此事をほのかに聞、扱々水くさき心底かな、逢ひ見し時は我れならで、枕は外にかわさじとい、しも、今

は仇ごと、此里の道もとまりしかば、去る者は日々うととしとかや、此後はおいよも彦三が事おもひ出すもうるさく、路考にうつつ、をぬかし、一日逢はねば、千日も、十尋計も送る文、待入りの文には居所をおぼへず、申上度こそ山々には心の底をうたがひ、かく逢ひそめしも、昨日と過今日と過、半年餘りを通ひける、夫をもしらす鼻毛組の客共數多金銀を費し、かれがうそを誑と、聞、餘念なく身をうつもの敷しらす、誠に世に勤程かなしきものはなし、籠中の鳥のごとし、おいよ常々思ひけるは、何卒はやく此苦げんをまぬがれ、路考が花と見られんと、折々此ことをいいだせ共、かれも本より外におもひものあれば、口先にてよしや否に云廻し、つらく思へば末おそろしきま、此程は打絶便りだになかりしかば、おいよおごろき文遣れども返事なく、おもひ過し胸ふさがり、外の勤もいやましに、見る事聞こと身にしまず、あまりのことのたへがたさに、或夜潜に富吉やを欠落し、路かう方へ行かくとおとないしかば、大きに驚き、急ぎ内へ呼入ければ、路考にひしといだき付き、或は恨み或はなげき、有しこと共物語、何卒女房

に持給はれかしと、もたへこがれて泣きけるにぞ、ろかうも木石ならざれば、色々なだめすかし、其夜は心ならずも添寐して、あくれば兼てよりおもひもの有ることなれば、内にもおきがたく、段々所縁を求め、本所御掃除町近江屋次郎兵衛と云ふたばこやに預け置ぬ、此次郎兵衛が子の久米之助といふはおいよ兄也、稚少の節此家に養子にしたり、その縁なれば、爰に配所の月見る心地してくらしける、かくて富よしやにはおいよが見へぬこと外迄もなく、早々路考方へ行、金にあかせなんなく事を濟しければ、互にどこの間の雲はれし心地せしかば、あまり間遠くなれば、逆、橋町邊借屋しておいよをかこい、さみしき夜半の慰となしけるが、寶曆十辰の二月六日大火に類焼し、亦々次郎兵衛方へ預け置しに、所の若き者夫共しらす、近江屋に珍敷美がされたり杯いふて、俄にびん鏡のくもりを落し、入湯してはつらの皮すりむくにも構はず、内證宜敷者は無益の金銀を費けるごなん、

雪峯和尚の事

雪峯といへるは禪坊主也、わくらと云ふ所に住ぬ、わ

くらは永代寺山の後、江川場と云ふ干鯛場の後ら也、扱々きのしれぬ者也、元來上州にて一寺の住僧なれども、故有て欠落し今深川にかいみ、いろくの作、學者則此坊主杯己が學文にはかされし故か、なまなか文旨なれば彼寺を欠落はせざる也、又夫程のわる工みもせず、我心故かく日影者と成る、夫學文は己が爲にして、然る人に施こそ正道ともいふべけれ、夫になんぞや己人にもちいられん爲に學び、心の自慢を鼻先へ出し、おれ計とはかた腹いたし、賣僧坊主の説法はきかざるが後生となり、下手醫者の藥は香ざるが養生と成るとは、かたりをして世を渡る者の誠しめ也、文盲成る者には書を以ておとし、やれ佛様やれたすけ給へ、ホ、有がたやと、腰にあづきの弓張ち、ば、もてはやしにつのり、佛顔するは衣きたる狼に同じ、一度すさきの海端を寺地に願ひ、ことなく願ひ叶ふといへども、本一錢も貯なき山事故出來ず、是も谷中幡隨意の傳に、人々寄依する事やらんとおもひの外故、今に打捨置きたり、末は出來るかしらん迄、皆々眉に唾をつけたれば及ぬ事、

平野町鹽賣が事

世は定めなき飛鳥川、きのふの淵は今日の瀬と、也下りたる鹽賣有り、平野町といふ所に年久敷住、毎日毎日深川中を鹽屋いしほと、面に筋立子共の笑草となりけり、此もの商内先にて内へ呼入、たはむれに、其方も腹から鹽賣にても有まじ、いにしへの事聞かまほしといふ、懷中より古き證文手形杯色々取出し、我れ今貸し金いたし、陸奥殿にも一万兩餘りかし有、此程毎日々々催促に行きも相濟ず、其外御大名方への貸金數知らずと、取所なきたわけを盡せり、是全く正氣にあらず、氣が亂れるが故也、正徳の比伊勢や又七とかや云ふて夫婦暮らし、古著を商内しが、甚利勘にして算盤の上より金を溜め、神田三河町目立程の普請し、彌見世も繁昌し時に一子を儲く、程なく又七相果、母の手しほに掛け養育せしに、父にかはらぬ始末者にて、彌が上金を延し、壺の中に入、一日に二三度施入しらす蓋を取、心樂にせしが、何者共知らず、かれが留主に彼のほを盗み取たり、何必なく私宅へ歸り、例の所を見れども壺はなし、南無三寶と氣も狂亂のごとく、あなたこなたへかけ廻り、大地にひれふし血の涙を流しなげくといへども甲斐もなく、夫

よりうつらうつらと思ひ煩、扱社氣違と成りたり、もご手なければ見世も仕舞、一家の世話と成り居たりしが、後ほうとみ呆かれ、一人追出しける、淺間敷事共也、何思ひけん鹽賣となり、や、もすればやれ金かへせ金かへせと獨ごとのみ今も申あへり、深川の人もよく知る所ゆへ爰に出す、

杉の葉賣傳坊が事

人の愚鈍は天よりさづかる所なれば、悔てもかへらす、泣ても歸らず、爰に西町といへる所に、年中杉の葉賣其日過ぎの男あり、其名を傳坊々々といふ、ならはせり、いか成る大風大雨にても尻からげもせず、いつ入湯せしやらふすぼりかへりし有様、髪はおごろのごとく杉の葉少々打かつぎ、毎日々々町々裏々杉の葉あど、さもあわれげによびありき、一把に付五文づゝと定、それを人々四文にねざるといへ共大違成といふ、又六文に付ても左のごとし、所の子供なぶりて、もはやまは何時成と聞に七つ半也といふ、何時聞ても七つ半、歳はいくつと問へば御六十也と云ふ、近邊の若者共、座興に傳坊女房持んかと聞けば、まづよしにいたしましやうといふ、何が人々不便にお

もひ、外の者より目をかけ調人多し、我つくづく、かん
が見るに、かよふな才智成る者稀なり、當世は何によ
らず大づらにては人も憎み、左のみ珍しがらざれば
調る人もなし、かくのごとく己が形にもかまわず、ふ
すばかりかへりたる形ち、又様々の作たわごと、外の商
人より少々高直なりといへ共、慈悲ふかき人の目に
かゝりたる錢もうけ、さりとて尻尾のなき狐なるべ
し、

深川珍者録卷之三

富吉屋おひめ婆々が事

小名木川眞野何某其名くわしけれ共故ありて略すとて三百石領し、御書
院番御勤仕の御旗本有、知行は江州高島郡眞野村を
領し甚福有地也、仍小身とはいへど内證宜敷、假にも
無益の金銀を遣はず、ひとせ與次右衛門といへる
もの、用人として万事屋敷を賄ひしが、病死跡役唯右
衛門といふ者を抱へしに、かれが女房をお梅とて、不
敵の得せもの也、元來おのれが生國を名乗らず、只井
伊何某の御たねなりと、さまざまのたわけをつくし、
漸もすればこわ高に咄しけり、おひめば、つらく
おもひけるは、何卒主人を、我が謀にて馬鹿者にきた
ひ直し、其尾に取付き、屋敷一切我が心儘にすべし
と、かつて色に出さず、初め主人に徳つく事をのみす
すめ、當事御屋鋪廣く御住居被成候ても何の益なき
事に候得者、隣町人に御かし被遊、一年に五兩と六
兩の金子御取被成候へば、是外ものと申もの也、こ
流るゝごとき辨舌といふ、又損のなき事なれば、此義

可然との仰によるこび、隣家の家主と相談し、一
年に五兩に相定め、貸地となしける、主人も働き者よ
と、何か心置なく用事等申付候しかば、爰でこそま
がほになり、女郎のあそびのおもしろき事、間夫とな
りてたのしみ多き事のみ、ふるなの辨舌を以てばか
しかる、主人もこより眉毛をぬらさざれば、ふと此
言葉に乗り、新吉原江戸町二丁目兵庫屋内錦木とい
へる女郎にはまり、捨なさげの尻目遣ひに玉しる鼻
の先を廻り、我が内にいるさへ面白からず、とんと淵
にぞしづみけり、おむめば、くわんじどうなづき、屋
敷は則揚屋のごとく拵へ、目のよる所へは玉がよる
とやらん、是につれ相役のばか者寄合、儀太夫ぶしや
ら豊後やら、しらぬ間が佛ぞかしと、眞野何某もはじ
めに引かへ、小袖のじわ延すに隙なく、二寸五分の袖
下もいつしか四寸五分と上達し、ながくしき丈は
ぬり下駄をこすり、道通りも振り返る程なり、一年此
お梅用事に付、小傳馬町へ行、歸りに油町邊を通りし
が、伊勢屋市兵衛とかやいふもの糸類をあきない、眞
野屋鋪へも折々出入しけるが妻相果、表にすだれを
おろし忌中札有りしが、おむめ婆々立寄、見世に人

なき故、麻をかわんと大聲にいしを、奥より手代立
出、かれがなりのむさくろしきま、物貰いと心得、
米をつかみ出しければ、お梅ば、大きにいかり、眼に
角立其儘上へ上り、さまざまねたり、武士たるべき者
の妻乞食と呼れ一分立すと、泣真似なごしてねたり
しかば、手代共始愁にしづみし折なれども、色々もみ
手してわびけるを、さらに聞入す、中にきてんのき
まし男有りて、是は正しく金銀の光り見せずば歸る
まじと、金を一步出し、夫にても合點せず、漸三分取
り不勝々々に巾著にねぢこみ歸りしとなん、知りた
る者舌打して恐れけり、又同屋敷草履取七平といへ
る者と密通し、著ものも我定紋を付、随分端出に拵
へ七平に著せ、あつきつらのかわへ、霜ふりたるご
とく白粉をぬり、霜がれのすきほなる髪へ、油し
た、に付け、夫只右衛門が前もいとわす、七平と手を
引かれ、おまへにわかれをもやそもと、地ごとく行間も
なきへちまとも思わす、其外所々方々にて、お梅が爲
に新たわけと成りたるもの敷しらす、右の身持眞野
一家に相知れ、只右衛門諸共屋敷を追立られしが、雲
井をよそにしは、こもせず立退しが、其後いかや

世をからくりけん、本所二目彌ろく寺門前に、釜屋
といへるのふれんをかけ、爰にて又つらのかわのせ
んたくをせしが、近頃永代寺御旅所へ女郎屋を出
し、かゝへ子共をむごく取廻し、今に存生たりしと、
或人われに嘶し、東をさして飛びさりぬ、

道心坊元頌が事

爰に海邊大工町といふ所は、取分け船大工多く有が
故、大工町と呼來れり、中にも凹町といふ所は道心者
多し、元頌は六十に餘り、ひたひに八苦の浪をたゞよ
ひ、腰にあづきの弓を張りしかど杖も頼まず、少き箱
を提げ、不斷觀音經を口くせのごとく、只人家無き所
にても是を唱へ侍る、其子細は彼者いにしへ津の國
や久兵衛とて、大傳馬町間口七間の軒をならべ、家内
大勢暮らせし荒物の問屋なりしが、一子もなく定め
し妻は持ながら、二人の妾を置、蘭の秀たるよりおら
んと名付、菊かんばしきなぞらへ一人の女お菊と名
付、折々ごとの伽となしけり、本妻明暮是を妬み、何
卒兩人を追退ばやと、心のほむらやむことなし、さる
にても久兵衛二人は、日々に寵愛ふかし、妻のおよし
は影ろうの、有やなしやの身の上を、無念々々と思へ

共、女心の悲しくも、いゝ出す事さへ成がたく、今は
食事も絶へはて、枕もあがらず色青ざめ、花の姿も
忽ち替りければ、久兵衛彌うるさき事に思ひ、煩ふに
もかまはず、二人の妾にうつゝをぬかしけることを情
けなき、妻およし次第々々に心氣も疲れ、最早末期に
及び、おしや廿八歳を一睡の夢と消はてたり、扱こそ
邪魔なるものはなく成りしを、からだのあたゝか
なる内より、早々寺へ送り、七日々々の吊さへせず、
高なしの大ききわき、おらんおきくが三味線の音に、け
ふをいづぞと日も知らず、明る年の八月十二日、月
さへ雲に覆はれて、いと情なく見る頃、久兵衛左右
の花に餘念なく、差つ押つ夜たけなはにおよぶ此、お
らんが膝をかたんの枕として、とろく居眠ば、
兩人も宵よりの酒にまはされ、同ねむりを催し、世
間もひつそと静りしに、雨障子に狐火のごとく成る
影移ると見へしが、障子をさらりと明け、三人ふし
たる枕元に立寄るもの有り、久兵衛目を覺し、是を見
るに、去年相果し女房なり、黒髪は四方に亂しかねく
ろぐろと付顔色青ざめ、弔たる折から著たる白布を
身にまとひ、忽然と座したり、見るよりはつと計りに

ひれふし、物をもいわすいたりしが、女房より細き
聲にて、扱々恨めしき我がつま哉、我れ誠の妻たる
に、兩人の女を愛し、日々に我れを疎み給ふこと、心
のほむらはもゆれども、いゝ出す事さへあら磯島、松
風寒き夜半とて、絶て一夜の添寐せず、障子の外面
に立出て、袂のかわく隙もなく、終に此世をさりたる
に、只一べんのゑかうもなく、愛じやくのねん中有
にさまよひ、うかみもやらす來りたり、見よく此家
三代迄は續かせまじといふ、聲さへもおそろしく、何
にたどへんかたもなし、程なく夜明けの鐘も鳴けれ
ば、又本の青火と成り消失ぬ、誠に道ならざる戀は
せぬ事也、夫より久兵衛世間の唱へあしく、商もさび
れ、奉公人も一人退き二人退き、皆わかれく成
りたり、久兵衛も詮方なく、今こそ我身もおそろしき
事をしり、髪をおろし道心者也、元頌と改、毎日毎
日觀音經、只今にても其聲休めば、妻のおそろしき姿
目にさへざる故日夜の念佛、夜は高橋に出て晝は町
町へ出で、一錢を乞請淺間敷暮しなり、

鴈金屋清七が事

七間寺町は、万年町の片かわにして、八幡への道筋故

に、賑なる事本町通町にも異ならず、雁金や清七と
て、近頃頃かりがね焼といふものをうり、大きに利を
得、今は家作もよろしく、見世を下人に任せ、其身は
不斷將基すける故、他を家とし、爰彼所の遊人共を友
となしけり、彼れが方より、十軒程此方に鴈金屋七右
衛門と云ふ者あり、元來清七は、親の代此七右衛門が
家來のよし、却而本家より清七日増しに繁榮しけれ
ば、本家七右衛門ねたましきことに思ひ、何卒して清
七をこまらせばやと思案のそをたゞき、日此念
休むことなし、清七は表の看板に大文字にて、根元本
家とかけるを彌七右衛門怒り、取ものも取りあへず
清七方へ行き、扱々無法成仕方也、我既に根元本家た
るに、家來の身としてあのごとく看板を出したる事
不届き至極也、早々取込、今日より出見世と書直し
可申と云へば、清七中々合點せず、成程我父の代に
は其方の家來成りといへ共、我は音信不通なれば、唯
商の爲本家共根元共此方の勝手次第なりと云ふ、始
めいかりやまざるに、またく清七が氣儘の一言、彼
是聞拾がたしと、家主五人組召れ、公儀之右之通訟、何
卒清七を被れ爲三召出、本家看板取置候様に申上けれ

ば、やがて清七方へ御差紙被遣ければ、清七少しも臆する事なく御前に出、我が父の代には鴈金焼不仕、私致し始め候事故、只商の爲根元本家と書候、是を取置候へば商賣の障りとも相成り候事、偏に以御慈悲を七右衛門得心いたし候様に被仰付候は、難有奉存候と申上れば、時の御奉行双方具に御聞被成、清七をはつたとねめ、ヤイ清七、汝は恩をしらざる人畜也、狸々よく物いへ共きんじうをはなれず、あふむ能ものいへども飛鳥を放らず、人として禮をしらすんばきんじうに同じ、父死たり共主人也、言葉をもむく事有べからず、今日より七右衛門申通り書直すべしとの給ひ、又、なたへむかひ、汝がいふところ一々尤也、しがし我よりまへ鴈金焼うりたる者數しらす有べし、何者がゆるし本家根元とはいかんと宣に、一言もなくさしうつむく、時に御奉行からくと打笑ひ、いやしき町人とはいへど、汝等是不届き成者共也、ケ様成るやくたい無き事を公へ訟、畢竟公儀をかりしめたる仕方也、名主家主も能揃しうつけ者と、以之外にひるがへり、各冷あせを流しうづまる、此上は双方ともに根元共本家共唐渡とも勝手

次第にいたすべしと、追立られすごとくと歸りぬ、此比兩方のごとく看板出せり、或者の悪口に、近き寺なればるんま堂成るがうの秤をかり、名主と家主とのたわけをかけて見たしと笑ひき、もし又唐渡いたし候は、長崎屋のひやうしうとも成るべし。

深川珍者録卷之四

萬屋万吉母大力之事

春過て夏は冷しき扇橋邊に、万屋庄右衛門といふ酒屋有り、一子万吉大兵にして力強し、所々方々の飛入角力にて、大の男を投げ、其名を深川にとらうかし侍る、又唐あみ打事銘人也、此母勝れて大力にして、新川邊より酒など澤山に積み來り、下人間にあわざる時は、みづから樽を自由にかつぐ事、大の男も爪をくわゆ、いまだ若かりし時、小者召つれ本所五百羅かんに參詣せしに、足輕めける侍三人づれにて、いろいろと毒口聞、尻なごつめりけれども、さらにかれる色なし、行過れば彼ばかり者共、跡より付き懐へ手を差し入、剩口を穢さんせしに、今は堪忍成りがたく、いざやさしき手にて荒鷲の爪しごとく、首筋つかみいたづら猫の鼻をこするが如く、大地へ摺付けけれども、手をだすことも成りがたし、見る内に色青ざめ、たい首を引ぬかる、心地して、物をも得いわず涙を流し、平道に、這たる心地よくこそ見へにける、殘

る二人の者共身の毛もよだち、兩手を合せ、常躰の女中どあなごり、最前よりの慮外何卒御免下さるべしと、地にひたひをすり付け侘けるにぞ、かさねてよくたしなみ給へと打笑ひ、衣紋繕ひ帯仕直し、しとやかにあゆみしは、楊柳の風になびくがごとく、竹の林に雪のつもれるがごとし、又六十に餘る頃、我が寺へ參詣せんと支度し、庭成るぞうりを尋れ共見へず、折節万吉米を舟より揚げ、庭に積みいたりし故、尋れどもしらざるよし、扱々みじゆく成る仕形かな、大方その俵の下に有べしとて、万吉諸共一つくにかつぎのけ、下一俵通りに成りければ、母片手にて俵を引上げ、又片手にて其下をさがしけるとなん、直に見たる人の物語り、いにしへ景清が腕の強きも、三尾のやが首の骨の強き自まんも、此女のすさまじき大力には閉口して、ちりをひねるはうたがひなし、此母三年跡に相果しよし、

靈雲院東冥が事

天王山靈雲院東冥和尚とて、深川新寺取立、堂塔善盡美盡し世人眉をひそめける、東冥は元來吉祥寺の所化月膽とて、才智人にこゑ、晝夜學文に目をさらし、

何卒立身せん事を、佛にちかひ神をいのり、おのづから身持も宜しく、人の用ひもよく、次第に立身し、寮頭と迄成りしとかや、いにしへ其角の句に「藻隠れに浮世を覗く蛙かな」と口ずさみしは、此月隠が事成らんか、藻がくれとはじめの句は、せまくろしきなれども、うき世をのぞく下は甚おそろしく廣き心也、死生有命富貴有^レ天とは唐人の書殘し、今に傳へてたへなるおしへ、猥りに我身榮花にはこらんことねがふべからず、うわべは佛作りし月隠、ある時傍輩の惡所咄に耳を留め、いかさま我もがくもんに根氣を盡し、病のたねとならんと、つれづれなる折から、吉町新道笹屋鶴吉といふ野良に逢初しより、其面白き事を今ぞしり、見ぬ内さへも見てからは、きしはもの、數ならずと、忽ち魂入り替り、三日も四日も居つゞけし、命をとらばとれ、坊主天窓を抜かば抜け、だんないくたいじないど、後々は我役も身にします、衣類書物もいづくか藏へ宿がへし、能々おもへば夢見しごとく、かくてはすまじと思案する内だんだん不首尾なりければ、覺悟をきはめ尻引からげ、吉祥寺を跡になし、いづくともなく三重行空の、夫

より下谷邊に小身の御旗本の地をかり、何がな商賣をはじめ、腹をこやさんと小首をかたむけ、方々欠歩行き、よき事もやと見るに、其近き邊り古道具やに、いかにも古めかしき稻荷の木像有り、夫を調我屋の正面にうやくしく飾りたて、祈禱坊主と成て、屋鋪方へ取入、女童をだまし、様々の作り事して、眼前に不思議を見せ、一人奇妙といふそめしより、段々こひろまり、扱社山門に天王山の額を懸け、靈雲院と云一ヶ寺を守立ける、當時此寺の万事賄のふ卯兵衛といふもの有り、此妹やんごとなき御方につかへ奉り、何がしらといふ有がたき御役を勤、いまそかりけり、卯兵衛かねく月隠と甚こん意なり、口妹に云合、彼れが事を御前へ、折々御申し申上、よしなに取持、御側近く召寄せられしに、仕合と御心に叶ひ、寺領二百石を被^レ下置、古狐のこつてふとばけすましぬ、是をきくより數多の大小名、俄にうやまひかしづきける、少しあたまのいためる事にも呼寄せ、加持の祈禱のと取はやすこと、さりとて淺間敷、つらくいにしへの亂を思ふに、位のふして國をうばい、王位をかたむけんごせし大惡人、家來の身として主人を害し、弟は兄を

討、兄は親を討の時、諸人心も爰にあらず、夜さへろくろくにはねもやらず、其亂世を今此平天下におもひくらべ、弓は袋太刀はさや、はつしのかねの音も、いつしか三味線の音とかわり、鍬形打甲も黒縮緬のすつぽり頭巾と替りはて、戸ざしをわする、御代、いとも有がたしと思はず、いやしき百姓町人はさも有べきこと成れ共、何守何之介位有る御方、鍵はごふつかふ事やら、夢うつ、少しの事にも祈禱坊主を頼み尊敬すること、何と心得たるうつけもの共、夫のみならず、細もと手の町人をかりたをし、度々催促に行を庶外者不屈者と門とめ、町人は身上はたかせ、父子兄弟路道に迷ふやから數不知、刀さしたる追ひはぎともいふべし、此東冥が事、長く傳有りといへども爰に略し、別に東冥白狐傳といふ書にあらず、くわしくはかの書をたづね見るべし、

此書何人の作れるをしらず、深川は余が出生の地なるに、いとけなき時見もし聞もしつる事の、この記のうちにあるがいとなつかしくぞおぼゆる、文辭の拙きはさらにもいはず、事みな實録にてしかも作者の自筆なるべくぞ見ゆるかし、

文化五年夏日購得坊賈柏榮堂而藏焉

曲亭主人

深川珍者録大尾

浪速人傑談附言

一此書は浪速に於て、元和以來の孝子義人を始として、皇朝學儒學武藝書畫より、天文卜筮及物産相學俳諧或は刀工の名家に至まで、一能一技に傑出の諸子を輯て是を舉、又他邦の人と雖浪速に於て終焉ありしは是を載す、

一諸子之内其傳諸書に出る人といへども、聊異聞ある人、又此舉に於て闕べからざる人物は重複をいとはず茲に出す、見る人答る事なかれ、

一或書家の説に、凡支那の書風に於ては、眞楷端正を主とするを以て書家の眞面目とす、然に朦朧たる蹟がたき草書を専らとして、書家の名を汚り愚俗を欺き利を弋者あり、茲に取らず、

一相學は人相を載て家相を載せず、或古老の説に、人相は人の心術を戒諭して勸善懲惡の一助となる、宅相は誕妄に類して却て人の心術を破ると云へり、是此書に取ざる所なり、

一俳家に於て、奇話ある人物多けれど、こは俳家奇人談、近世崎人傳を始め、其外諸書に出たれば茲に僅

に舉ぐ、

一諸書を舉るに、前後を正し古を先とすれども、適後年の人と雖師弟の受授に依て先に舉ぐ、是止事を得ざればなり、見る人答る事なかれ、

一諸子の傳に於て、碑文有人多けれど、悉く是を舉るは返て煩しく、童蒙讀に苦む、仍て其全文は十に七八を略して、銘文而已を録す、

一恐弼は有徳の聞有るを拾ひ末に録す、唯其人の鮮きは子が多く聞ざればなり、

一此書に録せる所は、鬼簿に上りし人を取て、存生の人は有徳の聞へ、亦は奇話なる人もすべて洩せり、

一此書に掲る説は、悉正しき書籍より採萃し、亦是篤實なる老人の物語せしを譯す、かならず予が妄誕とする事なかれ、

一凡阪陽の大坂舊名は浪速と書す、是神武帝よりの故事にして、日本紀の證徴あきらかなり、今多く浪華と書す、文麗はしくして雅名に似たれども、浪速と書にしかすと或國學者語られし、依て今舊義におしもとづいて此書に浪速と書す、

浪速人傑談

姓名

德行	天野屋利兵衛	孝女かね	皇朝學	下河邊長流	江田世恭	橋本稻彦	儒家	一井鳳梧	菅甘谷	片岡子蘭	由良箕山	武技	堀田自諾	新刀名家	津田越前守	書家	井上國貞
孝女以知弟妹四人	山口日向守	上田秋成	尾崎雅嘉	富永仲基	森菴橋本貞元	澁田岡公興	平賀中南	中島長盛									

安政乙卯初冬

政田義彦謹識

一予往年此書の端を草せしが、障りの事ありて篋中に棄置しを、此頃閑暇之徒然に取出し見るに、誤認粗脱甚し、依て再愚筆を馳て是を輯録する事しかり、

永井如瓶	尾崎散木 森簡來	新與蒙所
大藏勘解由	高安莊次郎	井邨信成
岳玉淵	森川世實 出田弁園	高安莊次郎
高家		
橘守國	梶芳齋國雄 蛇玉爲子明	森狙仙
月岡雪亭		
天學		
麻田剛立	間長涯	
管學		
阪新藏	村井伊兵衛 武田篤之進	
松岡良助		
卜筮		
眞勢中州	保科嘉一郎 谷川順助	
物産		
兼腹堂巽齋		
相學		
中村嘉右衛門	水野南北	
鑿家		
見宜堂正温	橋本宗吉	

俳諧	西山宗因	佐々木泉明
	五竹菴木僊	三斗菴古樂
	政田李角	放雀菴長齋
戲歌		
	由縁齋貞柳	如雲齋紫笛
	玉雲齋貞右	
拾遺		
	妓女夕霧	童僕勘太郎
	矢頭長輔	永田海音
	並木正三郎	豊竹麓太夫
	峯岸翁	
芯術		
	釋龍谿	釋鐵眼
	釋風潭	釋契冲
	釋聖應	釋慈雲

目録終

浪速人傑談卷之上

德行

天野屋利兵衛

元祿之頃、浪速内平野町の濱に、間口拾六間の大家に住居しける天野屋九郎兵衛と云人あり、元和以來惣年寄役に、町年寄を兼役して勤めけるが、其子を利兵衛と言ふ元祿七年より家督を相續せり、天性義膽質直なる事たぐひまれなる人なりけるが、播州赤穂之城主淺野侯へ館入せり、然るに元祿十四年辛巳三月、淺野家騒動之初家士皆赤穂に會集する由を聞て、我等も往て相應之用事承はらんと、早速に彼地へ趣き、大石氏に面會して何歟と尋ねしに、良雄利兵衛をうたがひ、町住之人ゆへ密事の漏れん事を危み、一事も談せざりしかば、利兵衛心中不快にして口をししく思ひ、我等身賤しくして人の疑ひあり、切腹して其義氣を彰すべしと、一室に入て既に自殺せんとす、良雄大ひに愕き、其義心を感じ、是より万事を談じ、後年彼夜討之時の武器など托せしとかや、天野氏彼兵具を調

浪速人傑談卷之上

三百三十九

達するより、公廳の疑ひを受け、入牢して桎梏水火の責をうけたれ共、一端の義心を守りて一事も漏さず、後出牢して浪花の地を追放あり、夫より京都北野の傍に蟄居し、名を松永何某と改めて天年を終ると、其子利右衛門家督を繼て有けるが、放蕩にして家絶たり、惜むべし、近き頃天野氏舊宅の近邊に、利兵衛自筆之書簡など所持せし人ありしと、或人かたりぬ、右に擧る處は、普世上の知る處なり、此頃或家に秘する所の赤穂義士行狀書と云物を予に授けらる、其中に天野屋利兵衛直之の傳有、其説甚委しく且すこしく異成所有、併而くだしくしけれ共、再茲に記して童蒙に示す、

天野屋利兵衛直之は、浪華の人なり、内平野町に住して、先祖より淺野内匠頭殿に出入して厚恩を蒙りしが、元祿年中の大變により、諸士赤穂に會議する時に及んで、利兵衛此騒動を聞と、早速赤穂に至り申けるは、私身分相應の御用もあらば、いかやうにも心力を盡し、御奉公仕るべきよしを願ひしが、其後義士等復仇の事を盟約しけれども、深く秘して外に洩れん事を恐るゝといへども、利兵衛が誠忠なるによりて、

密談に加はる事を得たり、然るに大石内藏之助、ひそかに利兵衛と相談し、鎗長刀其外道具迄、利兵衛より是を職人へ申つけ造らせたり、諸士は京師大坂江戸に隠れ住み、利兵衛は大坂にありて妻子および召つかふ者にも深く隠し、自身かけ歩行て職人の申つけ、出来せし品はだん／＼に是を江戸に送り遣しける、こゝに鍛冶屋に神力何某と云者あり、奉行所へ訴わけるは、長柄の鎗を誂へし者あり、其物好奇異成物ゆへに申出たりと云へり、依而奉行所へ利兵衛を呼出し、其趣を尋ね問るゝに、利兵衛申様、御不審を蒙り候事御尤に候得共、此道具は市中にて盜賊の用心にあつらへしに相違無之、外に子細なきよし申ける、奉行所にて其製作の尋常に異なるを詰り問はる、利兵衛申には、或武家方より工夫なされて、仰付られたるにならひたりと云、然るに大阪中なる鍛冶屋ども、此由を開傳へ、利兵衛の誂へし道具をこゝかしこより訴へ出ければ、奉行所より利兵衛を召捕て、拷問するにこそ厳しけれ共、利兵衛意を決し、いさゝかもあつらへしわけを申さるが故、妻子迄召捕へになりて拷問すれ共、一向に存せざる趣きを歎

き申けり、利兵衛の申けるは、此事一向に妻子および家内之者共存じたることに非ず、私一人の意にてある方より頼まれあつらへ申たるなりと、されば利兵衛拷問せらるゝ事益きびしく、利兵衛が惣身疵を蒙らざるどころなしといへども、白狀に及ばず、遂に氣絶すること數度に及ぶといへり、利兵衛申様、私はじめ此事を頼まれし時に、死罪はかねて覺悟の事なり、唯願はくは來春に至らば詳に申あぐべし、夫まで御免を願ひ奉る、只今はたとひ此身分に碎かるゝとも白狀は仕らずと申てわらびれたる躰なし、依て奉行にも聞入られて、しばし宥められたり、さて其年も暮れ、あくる年になりて、世間專のとりさたには、去冬十二月十四日、赤穂の諸士等吉良上野介屋敷へ夜打して、先君の仇上野介殿を討取りし由噂しけり、利兵衛よく／＼事の虚實を聞知して、牢役人へ白狀仕るべきよしを申し出るにより、即時に白洲に呼出し、其趣を尋ねらるゝに、利兵衛申けるは、私事先祖より淺野家の御高恩を蒙り、御家來同様に思召されし所、此度の大變につきて、大石内藏之助をはじめ、其外の方方も大望の企有之、つゝては愚鈍なる私を、人らし

く思召御密談に加はる、武具等御誂へなされ候事を御頼み成し故、私はせまはり、竊に所々へ誂へ申たり、只今承り候に、御大望成就なされし由、私におゐて大慶是に過ず、もはや私の御奉公も相濟申たり、さきに拷問なさる共、白狀仕らざるわけは、大石様はじめ皆様のいまだ御大望遂ざる前に、私一人より事露顯いたさば、定めて大石様はじめ御糺明のうへ、御刑罪にも御逢なさるべし、然らば大望も水の泡と成候事いたましく候故、私が身は粉に碎かるゝとも存、申上ざるは誠に恐入候なり、此上はたい願はくば、妻子家僕どもは一切存不し申、何卒彼等が一命は御宥免被し成、私一人事はいかやうの御刑罪を蒙り候共辭し申さず、死するはなを生るにまさり申候、と涙をながして申けるにぞ、奉行所の人々その義心を感じ、やがてない議せられ、死罪一等を宥められて放逐せられ、家財はその俸にくたされて、もとの如く郷の長たらしむ、その子利右衛門と稱す、父の利兵衛は京師に至り、洛北瑞光院に寓居す、淺野家に舊恩あるによりてなり、姓名を改め松永土齋といふ、壽をもつて終るといへり、

野史氏云、赤穂之諸士盟約を結ぶ者、はじめ二百人なりしが、漸々離散してわづかに四十人餘り遺りて、大石内藏之助と志を併せて盟ひを結ぶといへども、漫りに腹心をあかさるは密謀のいさゝかたり共、他に洩れん事を思へばなり、利兵衛は商賈なれ共、彼に屬するに大事を任ずるは、よく／＼其人を知るといふべし、先年利兵衛赤穂に至りけるが、折節六月之頃にて、庫中の器物風入れありしに、珍器も頗多かりければ、この利兵衛大石内藏之助に請ひ、御道具拜見致し度由願ひけるに、内藏之助是を許さるゝによりて、利兵衛ゆる／＼拜見せり、其器物預りの役人より、大石へ訴へ申けるは、預りの玉盃紛失せり、同役共に相談するに、利兵衛の外此所へ入りたる者なし、依て皆々利兵衛に疑ひあり、御吟味を願ふ由申たれば、大石も殊の外に驚き、利兵衛を呼て申さるゝは、預りの者より申出るは、玉盃紛失致したり、然るに利兵衛より外に入たる者なしと云、我等こそ其方の盜ざる事は能知るといへ共、諸人の疑ひは解がたし、此事如何はからはんやといへるに、利兵衛云、私盜みしにまぎれなく候、速に罪科に行はせたまへと、少し

も驚たる躰なし、役人此事を内匠頭殿に申ければ、内匠頭殿笑はれながら、袂より玉盃を出していはる、は、吾玩弄のために持來れり、利兵衛が知る事にあらず、彼を咎むる事なかれとぞ申されける、大石も利兵衛が魂の轉動せざるを察し、扱こそ大事をうち任せたりと見へたり、然れども是は一朝の事也、かの拷問せらるゝこと嚴刻といへども、終に白狀に及ばず、若一言洩なば實に諸士の大望ひなく亡君の耻辱と成、天下の人の笑ひとならん事をおそれ、死をもて盟ひし諸士の志しを遂しむる事、其功勳は四十餘人に劣らずといふべし、嗚呼太平の時に武器を取集むるは、是叛逆の疑ひ逃るべからず、乳明に逢ふことは宜なり、然るに利兵衛は妻子の鞭箠せられ、苦痛を見るに忍びず、明春に至りて白狀すべしと云へり、されば奉行にも其願ひを許されて、しばし吟味の止みけることは、尋常の罪人を吟味するに、かゝる事を願ひたりとも、いかでか許さるべきや、是利兵衛が誠忠の人を感動せしむるに依てなり、

一説に、利兵衛赤穂侯の爲に志しを盡したるは、誠に故ある事なり、利兵衛常に物語りけるは、先年我等事

内匠頭様の御茶の末席につらなりしに、或人云、商人などは唯利益の事に走りて、信義を以ては稱しがたしといへるをりに、侯のいはるゝには、此利兵衛と云者、常に信を尊み義をおもんず、其志しなかく、武士も及ばぬ者なりといはれたり、我此一言を聞て有難き事骨髓に徹し、身命をも君がためには惜まじといへるごかや、こゝに於て利兵衛、赤穂の變を聞て其難に赴きしも、是がための故なり、茶席の一言も玉盃紛失の時、いさぎよく死に處せらるゝを以て、内匠頭殿深く其人となりを知り給へるならん、大石内藏之助が腹心を示して大義を果せるも、利兵衛が志操に感したれば、大石も人を知事精しと云べし、

或書に、天野屋利兵衛は米問屋にて、大家の藏元を預りて、内平野町に住居す、赤穂の大變有之之後、姓名を松永土齋と改め、洛外岡崎村に退隠し、享保十二年丁未正月廿七日卒す、法號を法正院土齋日可居士と云、

或人云、此傳による時は、天野屋利兵衛大坂の惣年寄役を勤めしと云説は甚いぶかしき事也、其故は大石内藏之助に頼まれて、自分一人にてかけまは

り、武器を調達せんに、若し公役の身分ならば、なんの暇あつてか武器を取らばならんや、不審なりと云はれし、此論尤當れりと云べし、猶博覽の人に問べし、

嗚呼義なる哉、信なる哉、義膽誓約を變せざる事は、武士と雖も猶かたしとす、況んや商家をや、然るに天野氏の如き、商賈の身を以て、始終其義氣のかはらざりしは、後世亦有難き人傑と云べし、

按するに、河間王劉義慶が世説には、閔仲叔の義を守りしを以て徳行の初とす、今此書に先づ天野氏を擧げ、次に元文の五孝子を擧て開卷の始とす、

孝女以知弟妹四人

浪花は日本第一の大湊なれば、巨船を造りて東西に往來し、米穀雜品を運送して業とするもの多し、船に乗て行者を沖船頭と云、家に居て指麾する者を居船頭と云、遠からぬ世の事かとよ^{享保}末^年也堀江橋町に、年須住ける太郎兵衛と云者は、彼居船頭なり、是に従ふ沖船頭を新七と云へり、一年新七に仰せて、出羽の秋田へ行て米穀許多積て、運賃取て浪花にかへらんとするに、暴風波瀾を擧て船を大洋に漂はしめ、檣を

折楫を碎く、辛じて助る事を得たり、新七思ふに、此度の難船十死を出で一生を得て歸れり、猶幸に米多く残りりと云ども、是人の知るにあらず、有し儘にせば米主へ贖ひ、船をも補ふなど費多かるべしと、米皆海底にしづみたる様に謀なし、密に金銀に換へ、船をば水船にして浪花に歸りて、夜に入り太郎兵衛が許に至り、罪恐しけれどかく計ひぬと金銀多く取出て、是納めいれよと云、僻が事するとは知れど、もとより楊震が賢にあらざれば、深夜知る者なしと思ひ、穴かしこ人に洩すなとて深く隠し、扱人をやりて水船をも賣て、萬其地の公法に任せて事濟ぬ、米主怪しと見る事有之、やをら探索て證據取て浪花之廳所^{奉行}へ訴へ出たり、さらば新七召せと有しに、かゝるれに行方なし、居船頭召せと太郎兵衛牢獄にせられぬ、太郎兵衛に子あり、姉の名いち^{年十}次女まき^{年十}三子とく^{年八}次に初五郎^{年六}外に長太郎とて^{年不}知^年養ひ子あり、渠等母ともに其町長に預けられて、新七をたづねさせ給へど、三年に及んで未出來らず、今は代りせんとて太郎兵衛が罪之論究り、其旨高札に誌して、十一月二十三日木津川口に肆して、廿五日斬べ

きに定りぬ、彼妻子等久しく預けられ、世間之事知るべきならねば、其風説のみ聞まほしさに、翌なん肆者に成よし斬べきなぞと云を、廿二日なん聞付て、いは殊更食を忘れ、夜に入て猶眠る事あたはず、長く嘆息して獨語す、母も三人の子も熟睡したり、まきなん聞どめて姉女やよ、われも悲しくて睡られずと云、姉聞てさらば物言はんとて耳元によりて、父之心常に實しくて、神佛にも能つかへ給ふに、今かゝる罪を犯し給ふ事、偏に我等をも世にあらせてなぞの感なるべし、されば我等が命捧て父の身代りにたゝんと云事を願ひ奉らんいかに、長太郎は養ひ子なり、男子なり、とめ置て父母のはごくみせせん、とく初五郎はいとけなし残て詮なし、我に従はしめんとて、やをら二人すべり出で、燈火をかゝりて書ける様は、親之代りに五人の子とは申ながら、長太郎は義理有中之子なり、残り四人を父之代りに命を御取被下候は、有難存まゐらせ候、霜月廿三日と認て、初應所へ趣くべき道さへ知らねば、長太郎引起して案内せさせて行く、寒き夜既に白みたり、長太郎怪しむ尋ねてしかじかのよしを聞て、我も加へよと言ふにきかずして

應に至りぬ、此月は西之正之事執給ふ月なり、廳下の人願やうを聞て、斬らるべき犯罪の者之今日肆らら、迄になりたるを、今はた何をか願はん、速に歸りねどあらゝかに聞へわたれど、唯打泣て退かず、終に正の耳に聞へ入れど、せんすべなし便なき事なり、物とらせて能すかし歸せと有ければ、寶輪餘多賜ひて歸れと有を、父の命をこそ乞奉れ、外之財何にせんとて押返して、又泣々引つるに足踏事あたはず、重てこそ承諾たまはずと漸くにして送り出しぬ、折しも司城の君外之公事にて此官舎に入給ふ事あり、廳の正事の序に、今日なんあはれなる願こそ侍りつれとて、其様物語り有しに、さぞと聞し召て、誠に不便の事也、明日召出して願の眞偽厚薄糺明せばやとて、翌日司城之君東之正も、西之官舎に集給ふ、町之長五人之者を連て出るに、庭上には荆鞭鐵杖杖枷枷鎖をかざり並べ、斬らば則斬らんやうの有様にて、其前に跪居せしめ、汝が願更に益なき事なり、命にかはらんと云も、再會を思ふなるべし、願の如くすとも先汝等を責殺して、借かはらすべければ、逢見ん事努々有べからず、さらば父殺されて相見んも、異成事なしと

宣ふに、いちかしこまりて、其ことわりも初より存侍りぬ、召返さるゝにおゐては逢見ぬ事も露怨み奉らじと云、此願ひ母を殺せるはいかにと宣ふに、命みな失はんと出立に、むべ死ねとて許し候母哉候べき、されば母にはしらせずしてこそ参り候得と云、かゝる苦しび有かゝる悲び有と、數々に宣ひぬれば、數々に對て滯礙する事なし、誠に死を極めたる有様なり、長太郎はいかにと宣ふに、恐ながら己獨が願も書付候ひぬとて捧げ奉る、親子の契品こそ替り候へ、恩を受たるにかはりなし、且母の身代りならば女子なるべし、父の代りにて候得ば長太郎が命召上られ候得と進み出たり、とく初五郎はいかにと尋ね給ふに、とくは色うごき初五郎は頭をふりて、仰せいなみたるさまなり、是又憐み又こそ召れんとて、其日はかくて歸りぬ、明れば廿五日、父の斬べき日なり、其前之夜に入て、又辟ありて出るに、此程の願ひ憐に聞しめさるゝ儘に高く聞え昇せらるゝ程、父が命延らるべしとて牢獄へめし返さる、子供等有難しとて退出ぬ、年もかへりて三月二日又辟出され、太郎兵衛罪重しと雖、今年大嘗會行わるゝに付、大赦として命を免し

て、浪速の地をばはらせらる非常の大罪、汝等が願ひによりて免さるべきやうはなけれ共、不便も聞しめさるゝによりて、去年より今年迄公判のほご月日過ぬ、子供等に御祟なし、同巷憐て片付べき便あらば何方へも良從すべし、先四年が程相見ざるべし、此後の逢遇も亦時あらん、暇乞させよとて引遇するに、親は子を抱き子は親を捧るやうにして、歡喜之涙沙上に潦をなしぬ、東西の廳伯より初め大小の官人、見と見聞と聞者皆巾を沾さすと云事なし、是しかしながら、清明之御仁政豈に庸人の舌頭に辱くせんや、彼五人は誠に盈器なり、聖人の語を聞かずといへども、道は天理にして闇に聖人の心に叶へり、好學の君子こそにおいて感慨なくんば有べからず、
右五孝子の事跡は、東都之北靜盧先生之梅園雜話と云書に載たるを、すこしも増減せず寫す處なり、嗚呼御仁政の厚きを仰ぐにあまり有、本人の重科かく刎刑に事定りしを、孝子にめで、助命ある時は、御裁許をもごくの障りあり、依之先刎刑の期を延引あり、翌年大嘗會之大禮あらせらるゝに依て、是に托して助命ありしは、かしこくも有難き廣大之御仁澤、

たれか是をわがざるべけん乎、

孝なる哉五人の子、捨身してかく刎首に定まりし父の命を救べきは、天性の高徳にして世にためしすくなき事どもなり、是元文三年戊午三月の事なりし、是を浪花に於て、元文の五孝子と稱して其時の異禮とせり、

再按するに、鄭の穎孝叔が、其君莊公より賜わりし羹を母に與へしと、左氏傳に猶純孝と稱す、五孝子の如きは卑財にして又不文なり、其孝子の卓偉なる事穎孝叔に勝るべき歟、

僕近き頃、五孝子の傳をよんで感ずるのあまり、腰折一首を口號たり、唯一睡の謔言と見る人ゆるしたまへかし、

おさなくて父を救ひしいさおしは
千とせの後も朽せざるらん

孝女かね

孝なる哉、寛政之頃浪花西南に孝子あり、來由をたづぬるに堀江隆平橋の邊に、年久しく住居しける阿波屋勘平と云人、二人の子あり、兄を興三松と云ひ、今年十四歳、妹をかねと云、十一才なり、然に寛政三年

辛亥十月十日に火災に逢ひ、雜具残らず焼失せ、辛くして身をのがれて、幸町五丁目奥州屋孫次郎の貸家を借宅して親子五人暮しける、扱勘平は前年より手馴し貰入の手職をして口粘しける内、女房いそ段々の心勞より、氣結の重き積氣發し、足すぢ引つり立居自由ならず、起臥心にまかせず、斯成ていよゝ日用之事行届難き故、兄興三松は隣家の鍋屋何某へ奉公に遣し、是より親子三人にて妹かね女は兩親の左右に居て、食事をと、のへ母の病氣をいたはりぬ、借隆平橋に住せし時、隣家に絞職屋あり、かね女まい日手習終れば直に爰に行て、絞り括を見覺に習ひ、日ならずして一端の木綿も絞りけるゆへ、絞職屋主人いふやうは、尤惜しき手際なりと勸ける故父母諸き、時にかね女十一歳にて、此手業成ぬるは身に應じたる幸なり、父母の心を休めんは是にしかすと、夜を日についで倍出精しけると云べし、諺に朱に近きは赤くなる、世上の女子はとかく紅粉をほごし、容貌を彩りかざるを専とすれど、それと違ひ唯一筋に父母を大切の深切なるに於ては、絞りし賃錢得に隨ひ、父

母に與へるを悦んで、毎朝ほのくらきより起、其日の食事をと、のへ、父母起出れば直に食し、又晝飯の支度をそなへ置、其こしらへ正しくして、我が食じをとりした、め、風雨霜雪の烈敷日をも厭ず、父母に告て絞職屋へ行、一日勤て晩方かへる時は木綿を受携へ歸り、扱父母に夜食をすゝめて自も食し、其跡をとり片付て直に右の持歸りし絞括の手業怠らず、斯の如く一日は勿論、夜に入て寐るまでに、暫も手をむなしくせずして、貧しき父母を慰め、唯悦べる顔色を見ても、餘念なく仕ふる事、誠に譬ふるに物有べからず、然るにかせぎの油断なきを、父母は心うき事に思ひ、若草臥に勞るべきやと、晝は精出し夜はあそび、早くいねて休むべしと、吳々なだむるに答へて云やう、仕事面白ければ必ず案じ給ふ事なかれと、毎夜父母を先へ寐させ、携かへりし木綿残らず絞括いたすゆへ、向ひ隣の人ども其志しを感じ、少女の身には過たる手業といははりて、早く休まん事をすゝむれば、一禮して答へるやう、いづれ日用に貧き程力なき物はなし、父母の辛苦是のみなれば、聊も乏しきを補ん事を念すれ共、夜も次第に更ゆけば我知らず

眠り出で、是を覺さんと身を爪きり、顔を水にてあらひ、目に染せても甲斐なくして、仕事度紛れおぼへず居ねむり轉び、悔りして目覺る事も侍る也、何とぞ少しづゝ成共、錢もうけ多からば、父母の心中其丈程はやすからん物をと、聞て近隣の人々より、町内の人に咄し傳へ、誠に幼女には稀なる孝子哉と噂しあり、然るに寛政四年壬子十一月廿一日、父勘平晩方外よりかへり、夜食して隣家の浴湯に行かんとせし時、卒に中風起り、是かならずいろゝ心の勞れより、かゝる病氣の發したるか、母いそ女ねかね女どもに周章うろたへばうせんたり、近隣の人あつまり介抱して醫者を請じ薬を與へしが、かゝる煩ひとなれ共、かね女は母に相談して手業怠らず、湯薬をすゝめて心を慰め、とりゝの噂を咄し、夜伽して看病を大切にし、神佛に本復を祈願して日夜心配し、その孝行見聞の人は是をわかれまざる人なしと也、然るに勘平病氣段々重り、遂に翌寛政五年丑六月六日に五十五歳にて病死す、元より家に親戚なければ、懇意の人々是をわかれみ、葬送を世話し取營みしけ

り、此愁傷婦女のなげき、曾て筆にも及難し、扱病中より野送り中陰連夜の追善、賦り物の供養に至る迄相應に志しを盡せしは、彼貧女が一燈の功德にもまさる成べし、又一周忌には、養染を具して一飯をと、のへ僧を請じ、懇意隣人等を招き、眞言宗ゆへ十三佛光明眞言を修行し、寺へは米錢をもつて佛供と回向料に納め、町内懇意家へは、賦り物を贈りて丁寧に法事を營み万事まかなふ、諸入用皆かねの手業の賃錢を得て致す所也、又常々儉約を守りて、月々家賃滞らず、毎日の入用買掛りせず、年中法會の遊參せず、兎角渡世專一と心得たる、其信義の備りしは尤愛すべき女子なり、至孝天道に通せしにや、寛政寅閏十一月、公應に母子を召出され、忝くも厚く御賞美に命じ給ひし也、然るに翌年寛政七年乙卯正月十八日、重て母子を御召出しの命令下りて、御公儀より御褒美として、白銀二十枚を下し置れ、母いそ女今年五十歳なるが、今年十五才なるかね女十一歳より一心不亂に竭せし孝行例希なりと、御上感の尊命ありて、別に御扶助米五合宛、毎日下し置る、事返々も有難き、あほぎてもあほぐべき事ならず哉、此等の趣孝心家職の

勵にも相成べしと、其行状を以て人道を教諭の御口達を命せられ、三郷町中へ下知有しとかや、右かね女の至孝なる事を、遠近知るも知らざるも、金銀米錢又は木綿等思ひに贈りて賀せられ、遠き人は其噂を聞傳へ歡感のあまり、和歌狂歌を贈りて、いわひし人も多かりし、今僅に左に擧て童蒙に告ぐ、
たのもしや浪花に住る賤の女の
世の中々にまさる孝行
又
わするなよ行末遠き君か代の
須彌大海のおん恵みを
此餘猶多けれども、くだくしければ略しぬ、
右かねの行状は、寛政年中蜂屋老人の編述したる、浪花忠孝傳と云書より、其要を取て記す、委しきは彼書にあり、展見るべし、
嗚呼かね女、何の學ぶ所なくして、斯巨孝なる事天性の美質にして、古人の孝子に耻ざるの一女子、實に賞擧するに際限あるべからず、
因に記す、此寛政三年十月の火災は、享保九年辰の年に繼ての大火にて、堀江四郎町より出火して、鳥

の内残らず焼失す、世上に島之内焼と稱す、三津寺の桶の焼しも此時なり、

皇朝學

下河邊長流

下河邊長流、初名を具平と云、後長流と改む、俗稱彦六と云、和州宇田之人なり、幼年より國朝の學に志し深く、専ら此道を修行せられしが、學大成の後浪花に移り、居を鰻谷に卜して、始めて萬葉集の古風を唱へ、子弟に教授せられしが、從ひ學ぶ人多かりし、野田忠齋など此翁に學びし人なり、彼契沖と水魚の交りをせられし、六十三にて卒せらる、貞享三年丙寅六月三日也、凡浪花の地に、萬葉集の古風を講ずるは、此翁はじめにて、秦の陳涉と云べし、次て契沖出て、益此道興起せしと云、依て長流歿後、其門人多く契沖に從ひしとなり、著述の書は、萬葉集名寄五冊、續歌林良材集二冊、枕詞燭明抄三冊、林葉累塵集五冊、萍水和歌集二冊、百人一首三與抄二冊、晚華和歌集二冊、長流、同和文集一冊等なり、
按ずるに、長流の詠歌の全集いまだ刊刻ならず、今

世梓に行はるゝは、延寶九年五月廿日、長流みづから輯め置れし和歌にして、近く文化十年東都の書肆萬笈堂の家に刻する所にして、僅に和歌四百十七首を載たり、此翁の作歌奇絶にして殊にすぐれたり、今童蒙の耳に聞へやすしと思ふは、僅に左に擧ぐ、

雪中篇

うくひすの初音のけふの玉帯
翅に雪をはらひてそなく

名所梅

もえそむる野はまた陰の淺ければ
た、梅香の深草のさと

田家郭公

かはすさへあはれと聞し小山田に
してのたをさの夕ぐれの聲

照射

ねらひするさつをのまふししらてよる
鹿もひつしのあゆみなりけり

名所鹿

春日野に秋來て見ればさを鹿の

角は三笠の林なりけり
駒迎

琴の音はせきのわらやに絶ぬれど
いまもひかるゝきはらのこま

紅葉
たつをたにおしといひけんから錦

山中雪
野山に捨る秋の楓葉

萬の葉の茂りしよりもわけかねぬ
うつの山邊の雪の下道

待春
あら玉のこしをけふのはてぬとも
あすそ聞へき鶯の聲

名所都
ふるさとの猶ふるさとなりしより
あすかの都知る人もなし

伍子胥
日は暮ぬ道は遠しとことつてに
仇にも馬の鞭やおふせし

浪花舊都

いにしへの高津の宮木此頃は
浪花のなかに匂ふ梅か香

懷舊
竹馬に道くらへせしそのかみの
友はおほくそ先達にけり

攝州藤名所田村藤の花盛りの折から、下河邊長流茲に來り、往時平太閤秀吉公、文祿年中茲に御來らせ給ひ、ふじの花御遊覽ありしなご思ひつづけて、藤の記一篇を綴り、并に和歌を詠じたりし、

野田藤の記
長流

さく花のしたにかくるゝ人おほみ、とよめるうたは、いにしへ藤うじの榮花のさかりによせたるなるべし、これはちかき世に、豊臣の太閤あさの衣のひとへよりおこりて、つるにわがおほやまとさへおほひ餘れるそでのいきほひ、はるかなる唐土までもおびやかしたる、時にあいに相たるさかりも見へて、名は高濱の松のひゞきと四方に聞へし藤なりけん、今その古様のひこはえ、猶此いほりの庭に残りて、春をわすれぬかたみなりければ、ゆかりの色をたづね來り

て、みる人の絶ぬもあはれなり、それが中に、ほり江の河のながき流れをよみたりし、

和歌
みつしほの時うつりにし浪花津に
ありし名残の藤波の花

右に擧る野田藤の記は、翁の文集および江田世恭の編輯せられし、拾遺後葉集の巻の十九に載られたり、ひらき見るべし、

山口日向守、名は貫通、龍雷神人と號す、攝州東成郡上之宮天王寺より三丁計北神職なり、國朝の學は元より儒典佛書に至る迄、涉獵せずといふ事なし、今奇なる咄し一條を擧ぐ、

明和年間之事なり、折ふし早魘して數日雨ふらざりしに、或乘相天の乞に依て、神祇の秘法にて雲雨の法を修行せられしが、忽大雨ふりしとなり、此ごとき功驗度々なりしと、實奇談と云べし、凡佛者の法華經を讀誦し、或は大般若經を轉讀なごして、雨をふらせしと云事、田夫村女も知る事なれど、此山口氏の如きは、浮屠の法によらず、我皇國の威力にて、功驗あり

しは殊勝なる事ならずや、又往古より磯駭おのろじま盧島ろじまの説に、國學家の論まちくなれ共、是は淡路の西北にある胞島なる事を考へ、しばしば彼島へ參詣せられしが、彼島の事委しく書あらはし、磯駭盧島日記と號て世に弘められし、其說親切著明なり、志ある人は求て見るべし、凡著述の書は、中臣祓舊傳三卷、幸神秘訣二卷、神國女訓抄一卷以上皆印刷にあり、其外神學破邪論、三教全鼎論、神武天皇紀集解、南遊集、古語拾遺の註などありと云へども、世に出ざりしにや、予いまだ見ず、

按するに、山口先生は近代國學の大家なれ共、其著されし幸神秘訣の中に、青面金剛の説あり、是全く牽合附會にして信用しがたき事なり、と玉田先生著されし、幸神阡陌の立石と云書の中に論じ置れたり、

安永年中に終られしとなり、墓は上み宮の南隣藏鷲菴にあり、

江田世恭は、富田屋八郎右衛門と稱す、浪速の人なり、江戸ほり二丁目に住し、元より豪富なりしが、後

大に貧窶になりしとなり、天性廉直の人にして、幼年より學を好、儒學はさらなり國學に精しく、又和歌を能せり、著す所拾遺後葉集廿五卷あり、水戸西山公の御編纂ありし扶桑拾葉集の續集に擬して、寛平延喜の頃より、近く享保延享にいたるまで、古今名家の和文二百十九篇を載られたり、此書國學家に貯へて其益多かるべし、皇都の學を好む人は求て見るべし、又南都春日の祠官の家に、古く傳へし萬葉集の古本を乞求め校正し、自の考を加へて古葉略類聚抄と名づけて世に残さる、此外著述の書に、五月雨日記考一卷、印金考一卷あり、皆寫本ゆへ知る人すくなし、片岡子蘭、兼葭堂巽齋、都賀大江、尾崎雅嘉など皆學友にて、親しく交りしとなり、殊さら藏書家にて、群書を収めしゆへ、さしも藏書の兼葭堂も、此老に書を借覽せられし事もありしと、奇なる事は、彼國姓爺鄭成功より、水戸の遊客朱舜水へ賜りし自筆の尺牘を藏せられしが、後兼葭堂乞求て刊刻せられし、頗好事家にて諸技に涉獵、古器書畫の鑒定、依て世にてきわめと稱せり、寛政七年乙卯三月三日に卒せらる、墓は天王寺東門清壽院關帝堂にあり、浪花の舊家な

りしが、近代其家絶たり惜むべし、
上田秋成
上田秋成は、無腸居士と號す、又餘齋と號す、藤と稱す、浪花の人なり、道修町に住し藥種屋なりしが、元より國學を好み、藤原宇万伎の門人と成て古學を學ばれし、其名世に高し、眞淵翁の古今集打聽、後世散ぼひ失せん事を歎き、自資を捐て版刻せられたり、元より豪富なりしが、後貧窶になりし故、西天滿の梅々枝と云所に移られしが、晩年京師へ住し、遂に文化六年の頃、京師に於て終られける、齡六十餘なり、此翁荷田氏の學統にて、眞淵の門より出るといへども、假名遣ひの説に至ては、大に其趣きを異にす、依て本居宣長、揖取魚彦、五十槻園久老などの説と表裏す、其趣き靈語通に委しく説き論されたり、著述の書は、冠辭考續貂七卷、清風瑣言二卷、靈語通一卷、久勢物語二卷、万葉見安補注等なり、以上皆印刷にあり、此外にありや知らず、詠歌は主とせられざりしゆへ、多く聞かず、茲に僅に掲ぐ、
ひぐらしと云題にて
おり立てあやめひぐらし五月雨の

淀のわたりの水まさるころ

按ずるに、近頃黒澤氏の著述せられし、言靈のしるべと云書に、上田秋成が本居宣長に出會して、かなづかひの論に云伏せられ、其まけ腹にて靈語通をあらはしたりとあるは、すこし僻論ならんか、

橋本稻彦

橋本稻彦、中臺と號し、琴之屋主人とも號す、越州廣島の人なり、初年より皇朝の學に志深く、初め山崎垂加之門派の人に附て暫學びしが、心に足らずとて、歳十六にて伊勢松坂なる、本居宣長の許に行て學ぶ事六年に及んで、師没せられしかば浪花に移り、專師説を守り、萬葉集の古風を唱へ、和書を講ずるを業とす、門に入る人多かりし、尤萬葉集源氏物語などは、其精密を究めしが、鈴門の中にて尤傑出なりし、此人常に儒佛を語り、儒者佛者を殊に攻撃せられしとなり、廣島侯其篤學を聞し召、祿を賜わらん沙汰有しが、儒者より上席を望みしかどかなわす、儒者の下に立ん事を嫌ひて遂に至らずといへり、惜かな齡三十にみたずして、文化六年己巳六月十五日に卒せられたり、年廿九歳なり、此人若長壽たらば、此道に功

ある事多かるべきと甚惜しめり、著述之書は萬葉梯三卷、紫文製錦八卷、紫文消息一卷、古今假名づかひ一卷、校正新撰姓氏錄四卷、辨談國意考一卷等なり、以上皆印刷して世に行はる、猶此外寫本にて藏せし物有之となり、詠歌は其長する所にあらずとなり、たま〜古鉢の歌を詠れしと云、

此人臨終之朝、我沒せば本朝古代の葬法に致し度由門徒に遺言せしに依て、没後其門人は本居大平ぬしに計りて、朽繩坂梅舊院に葬むる、依て則梅舊院に墓あり、

右梅舊院にある稻彦ぬしの墓石に、卒年を記さず、予寺僧に憑んで鬼簿を見しに、前條に擧る年月を記せり、然るに近年本居大平ぬしの輯めたる八十浦の玉と云書に、文化八年稻彦の詠れしと云古鉢の和歌一首を載せたるは、恐らくは書誤りならん、
尾崎雅嘉

尾崎雅嘉、字有魚、蘿月と號し、俊藏と稱す、浪花の人にして難波村の産なりと云、初奥田元繼に従ひて儒を學び、壯年の頃は醫を業とせられしが、後醫をすてて専ら和學を唱へ、子弟に教授せらる、從ひ學ぶ人

多かりし、根氣つよき人にて、七十餘りまで筆硯を棄ず、殊に能書にて細字は別してよくせられしが、生涯之著述刊刻するに皆自筆にてかゝれし、船場堀木町に久しく住せられしが、晩年難波村へ居を移し、遂にそにて卒せらる、文政十年十月三日にして、齡七十有三なり、朽繩坂のうへ春陽軒に墓あり、清宵院石叟蘿月居士と號せり、著述の書群書一覽六冊、古今集部言六冊、同兩序部言三冊、枕詞補註二冊、掌中題林抄一冊、掌中明題集一冊、百人一首一夕話九冊、續撰吟和歌類題一冊、増補和歌明題部類二冊、續和歌明題部類二冊、増補松葉名所和歌集八冊、新松葉名所和歌集一冊、

以上既に刊行の分なり、此外類題證歌集、千首類題、新續撰吟和歌類題等、寫本にて流布せり、其餘百人一首ひな言、和漢群書作者目錄、詩作の書に詩學雙金などありしが、家に藏せしをなん、猶又群書一覽支那の部を草せられしかど、上木ならずして卒せられたり、此書刻なつて世に行はれなば、初學の益多かるべきに惜しむべしと、或人語られし、歌學の書に和歌麓の塵と云書あり、有賀何某之作のやうに記したれども、

實は尾崎氏の編述する所なり、因に記す、尾崎先生多年群書の中より抄録し、又自見聞せし珍らしき事共何くれとなく書あつめ、既に數卷に及びしを篋中に秘し置れしを、門人ひそかに拱んで書肆に賣拂ひしを、書肆又此書を或諸侯城中在番之砌持參し貴覽に入しに、價三十金に召上げられしとぞ、或人語られたり

儒家

一井風梧

一井風梧、名光宣、桐助と稱す、風梧と號、雲州松江の産なり、本姓は一色氏、後一井と改む、其先土州の人なり、後雲州松江侯に仕ふ、父某與堂氏を娶る、元和元年乙卯七月廿五日先生産、幼年より特立出群の姿あり、稍長するに及て羅山林先生の門に入て、學事年あり、博覽にして群籍に遍し、或諸侯に仕へしが、遂に辭去て浪速に來り、始て文學を此地に講ず、遠近の門人一千二百人に及ぶと言、或時門人師に著述せん事を乞、先生云、我ひそかに論語述而の篇端に倣ふ、豈其洋を啜り其洋を述んやと、依て遺篇ある事なし、

享保十六年辛亥七月廿五日、伏見兩替町の家に卒せらる、齡一百十六歳なりし、没後門人等議して生玉の北圓妙寺に石碑を建て、其來由を記せり、或書にいはいはく、凡浪速に於て儒學を講ずる事、風梧先生を始とす、實に浪花の儒祖とも云べしと、先生没後に門徒相議て先生の講説を輯め、風梧論説と題して世に弘めんとするの催ありし事、碑文にあれども出ざりしにや、予先年書肆にたづねしが、知人なかりしは惜むべし、猶先生の墓石に刻する所の全文を、左に録して其趣を童蒙に示す、

大省元一井氏風梧之墓碑

先生雲州松江之産也、氏一色、後改一井、諱光宣、字桐助、號風梧、又號攸齋、其先土州人、而歷仕于雲州也、父久徳、母與堂氏、元和元年乙卯七月廿五日産焉、六歳以有特立出群之資、出于京師、所育日産焉、氏、稍長受業於羅山先生之門、砥節厲行、于茲有年矣、爾乃仕客三侯、自不願仕、遂辭去、潛隱于攝和之兩地、考槃乎衡門、其虛己備禮考、影附響和、故収明勤誨、用祛其蔽、因而門人日衆矣、所謂桃李不言下爲蹊之謂與、且恭至于京師、承

贊於壽老之圖書、所謂雖過耄期、殆遠勝絳縣之甲子、故與、其爲人也、飲食器物不美、奇、有則隨有、無則任無、而晏如、自蚤雖遍於群籍、未嘗有所作一編、僉以告、先生既没、而德音猶存者、亦賴之於有見述也、先生曰、吁我竊比於論語述而之篇端者也、豈啜其洋哉、自志學至今見諸史百家之書、久矣哉、然惟懷琴牙謹嚴奇葩之文事、養氣爾、與其譽於述、孰若無毀於其後、常適所安介眉毛、背紘文云々、嗚呼先生之志、於是乎足矣、屬續前日、親炙之二三子、記所聞、以題風梧論説而請他日行梓、先生一領狀矣、粵辛亥秋七月二十五日、壽百十六歳、卒于攝坂之東江伏見兩替街舍、遠近之門人一千二百、特會葬心喪者三十人、相共昇柩葬于東成郡圓妙教寺、而建碑勒其傍曰

嗚呼美矣 一井梧桐 鳳凰休羽 瑞呈五公
 聿自隱跡 遊攝陽中 不要外物 常情自通
 養精神去 盡琢磨功 百十六歳 實身全終
 享保十六年歲次辛亥十一月

敬齋 中野无妄撰

按するに、此一井風梧先生は、近代の長壽なりし事

は諸書に出て人の知る處なり、然に東都の馬琴先生の玄同放言と云書に、往古より近代元和以後にいたる迄、長壽の人を普く載せられしに、一井氏を漏されしは、さしも博覽の曲亭先生には似ざる事なり、千慮の一失と云べし、

富永仲基

富永仲基、桐江と號し、道明寺屋吉左衛門と稱す、浪速の人なり、世々尼崎町淀屋橋に住し、元より豪富にて醬油を醸す家なりしが、幼年より文學を三宅萬年に受られしが、後いかなる事にや師と絶し、亦佛學に志ふかく、内典に博く涉獵せられし、著す處は出定後語二卷、翁の文一卷皆印刷す、亦説蔽と云書を述られし、寫本にて家に藏せりと、延享寛延の頃の人なりしが、惜かな其家絶たり、

沙門文雄、出定後語を難じて、非出定と云書を著す、然に本居宣長先生の玉勝間に、出定後語と非出定とふたつををくらべ見るに、返て非出定は本書に及ばずとあり、

因に記す、明和安永の頃、京師に服蘇門と云博識あり、四陣輪屋の子なりと云、元より儒家なれども、佛學に甚博覽

にして、富永仲基の出定後語に倣て、赤髯々と云書一卷を著て刊行す、しかるに近頃東武の平田篤胤の書れし、靈の眞柱に、佛法は二家の爲に皮肉を抜とらんれとか、れたり、

此富永のごとき、在俗にして内典に委しく、近代めづらしき人にて、竺土の維摩梁朝の傳大士にも似たる人なりと、先年一笑せし事あり、

菅甘谷

菅甘谷、名晨暉、字子旭、甘谷と號す、泉州岸和田侯家士の子にして、本姓藤原なりしが、同藩の家士堀何某の養子となつて、菅原姓に改む、幼年より文學に志ふかく、徂徠先生の學風をしたひ、東都に趣き護國の門に入て修行し、其志を得たり、中年の後は浪花に移り、始て徂徠の學を講せらる、其頃まで皆朱學を講せしが、護國の學風珍らしきゆへにや大に行われ、門人となる人多かりし、門徒の中に田中鳴門、細合斗南、篠崎三島のごとき、其名世に高し、凡浪花の地に於て、物徂徠の學を唱ふるは、此甘谷と阮東郭の兩人を魁首とす、明和元年甲申三月廿四日、齡七十四にて卒せらる、遺命によつて荒陵の東舍利寺に葬りて墓石

を築けり、表題に唯甘谷菅先生の五字を刻せり、

此老、詩文に尤長せられしか共、東都に住せし時の詩文は一首も世に傳はらず、浪速へ移られし後の詩文、先生没後散失せん事を歎き、門人は是を輯め、甘谷先生遺稿と號て上木す、されど門徒の藏板にして、世にあまねからずや、其本甚すくなし、

僕壯年の砌、或書肆にて甘谷先生の詩文集を見しが、其の中に往古仁徳天皇高津宮皇居之砌、博士王仁梅花の和歌を詠せしより以來、高臺の和歌を詠する人尤多し、唯詩に於ていまだ聞ず、實に詩家の一闕事なり、

と歎息のあまり、梅花の詩七絶十首を載たり、然るに近頃浪花の兼康氏、浪速詩話を著す、其中に梅花の論あつて、徂徠先生梅華の詩なりとて二句を載たり、是を以て見れば、甘谷より前既に梅花の詩ありと云べき歟、

右舍利寺にある甘谷先生の墓碑に、其行狀を載せず、近き頃浪速の藤澤氏此事を歎き、先生の遺稿中に門人樂郊氏の作文の行狀を、門徒と議て墓石に彫刻せられたり、今其全文を左に録して童蒙に知しむ、

甘谷菅先生墓碑

寶曆十四年^{明和}三月二十四日、甘谷先生菅君卒、嗚呼此是徂徠物夫子之徒、能以^其學^鳴于浪速者也哉、先生諱晨暉、字子旭、甘谷其號、原姓藤原、星野某苗裔、中稱^府川、祖某初仕^姫路侯、志好^設略、以^故辭^祿之^于東都、師^事梅曹、窮^其秘^粵、以^鳴於^都、當時諸侯爭^辟、東帛相^接、邱園^而不^從、竟^韜跡^于駿河、卒、父某仕^岸和田侯、生^三男^三女、嫡^某襲^祿、次先生也、女皆適^侯臣、先生爲^侯臣堀某義子、以^承其^後、堀系^菅原、因^冒其^姓云、嘗^以職^事、逗^于東都侯邸、者^二十餘年、以^故從^游物門、得^肆其^志也、性好^恬退、頗有^祖風、遂^謝病^以棲^遲浪速、祇^以守^業先師、留^情好^古自^樂者、二三十年于^茲、暮^々也、弟子日進、故^已不^求鳴、人實^鳴之、是先生所^以鳴^已、加以^老益^力學、抑^斃而^后已歟、罹^病廢^業僅五六日、忽然^逝矣、年七十四、弟子某等、乃^承遺^命、以^葬于浪速城南舍利寺境內、先生娶^某氏女、先卒無^子、而不^復娶、先生文翰之美、高^于浪速、有^遺稿若干篇、

右墓誌樂郊兄氏所撰、附^于先生遺稿^者、今^勒之

舊碑

自予下帷於浪速、歲時常奉香火、而其碑僅有陽題已、乃慮後來至不知先生爲何人、社中相議、遂有此舉也、浪速高木純、備中片岡展、幹事焉、河内平池益、捐貲焉、時天保五年春三月、距先生卒、七十一年、蓋先生之門、有藤川東園、東園之門、有中山城山、城山門人、

東讀藤澤甫謹識

門人 蝨菴橋本貞元

澹齋岡公翼

橋本貞元、名張、字子琴、蝨菴と號し、御風樓と號す、姓は葛氏にして、橋本貞元と通稱す、浪速の人なり、玉江橋の邊に住し、醫を以て業とす、文學を甘谷先生に受て、尤詩に長ず、亦片山北海の詩社に入て、詩名高く、社中の冠冕たりしと、此人詩を作に韻書を見る事なし、人字音平仄を問に聲に應じて答ふ、亦絶て本邦の詩集を見ず、其詩に達者なる事思ふべし、いつも中秋の頃は、學友を輯めて讌會し、月を賞し詩を賦するを樂とす、天明四年甲辰五月七日卒す、歳四十六とぞ、東天滿栗東寺に葬り、墓石に澹齋岡公翼の文章を

刻せり、甚長文なれば略して銘而已を左に掲ぐ、

往之攸發詩邪、質之美、而才之奇、繁名弗淪微諸、生涯作處の詩多けれど、其子鳳齋次て没して、其詩集散失して世に傳はらず、惜むべし、茲に僅に擧ぐ、

笑面山即興

天女飛泉畫吐霜

可憐白髮三千丈

同

霜落山林五色新

溪橋欲度還停杖

蝨菴橋本氏の詩は、日本詩選を始、大東詩集、東山詩宴集等に往々雜見せり、常に白香山の詩集を秘す、毎夜深更にひをかには是を見る、然れば白氏の風を慕はれしと思はる、

○岡澹齋、名元鳳、字公翼、澹齋と號し、慈菴と通稱す、河内の人なり、浪花に移り、醫を以て業とす、甘谷先生の門人にして、亦詩を能す、北海の詩社に在て、恒に橋本貞元、田中鳴門、細合斗南、鳥山崧岳の諸子に交る、尤本草に委しく、詩經品物圖攻七卷を著はし、世に行はる、澹は指齋國雄の描く所なり、凡本邦にて、詩經の注解

枝々自勝百花晨

天女多情惱殺人

霜餘紅樹助君粧

沐向懸崖晒夕陽

に乏しからずといへども、名物を圖したるは此書を魁首とす、清人の著述に詩經名物圖攻あり、近頃本邦にて翻刻する所なり、其書岡公翼の圖解と合せ見るに、公翼の説遙にまされりと、或儒家いはれし、天明六年丙午十二月十八日、齡五十歳に終られたり、小橋

先人の墓石の側に葬れり、片山北海氏の文章を刻す、今餘文は略して、銘而已を記ん、

人壽幾何 不朽者存 種玉占地

貽謀子孫 天監在上 吾復奚言

片岡香亭

片岡香亭、名芸、字子蘭、香亭と號し、淀屋重右衛門と稱す、世々浪華の釣鐘町に住し、元より豪富にして、一説に淀屋辰五郎の家族なりと云傳ふ、文學を好み、殊の外博識なりしと云、四方に學友多く、兼葭堂巽齋、都賀大江、江田世恭等、皆深く交はりし人なり、遺篇に芸香亭漫錄、岡子蘭文集などありと聞く、予いまだ見ず、安永天明の頃の人なりしと云ん、

朽繩坂珊瑚寺といふ禪院に、豊臣秀吉公并に秀秋公側室、淀君の木像を安置す、則淀屋辰五郎より献納する所なりと云、然るに寶永四年公廳より淀屋辰五郎

没収ありし後、右豊臣公の寢塔へ、片岡氏より月毎に御膳を献せられし由、今に於て變らずとなし、右の肖像は二季の彼岸に、諸人に拜禮を許さる、予も先年拜謁せり、

平賀中南

平賀中南、名晋氏、中南と號し、宗右衛門と稱す、越州廣島の人なり、天性方正廉直にして文學に達し、儒名世に高し、此人奇なる事は、父母の喪に六年まで勤められしとぞ、其愼密なる事思ふべし、中年の後浪速に移り、專子弟を教授せられたりし、松平豆州、牧先生の學徳を聞せられ、大に尊賞を加へられ、且好古先生の號を下されしと、文化の初に卒せらる、茶臼山の側邦福寺に墓石あり、門人に遺言して、年月を記さず、好古先生の墓と而已記せし、近世の惇儒なりし、著述に大學發蒙、唐詩選夷考等あり、世に行はる、先生常に戲場を好て見物に越されしが、いつも價安き場所にて見て居られし、依て世の人平場先生と異名せしとかや、依て草稿に多く戲作の物ありしと、或人語りぬ、

由良箕山

由良箕山、名儀、字彦鳳、箕山と號し、孫助と稱す、豊後の人なり、廉清にして文學を好、東都に趣き護國徂徠派の人に從ひて業を受られし、中年の後京師に移り、醫を兼業せられし、後亦浪速に移り、醫をふつに捨て儒學を講じて業とせられし、嘗て明人鄧百拙氏の編述せし銀註捷録と云へるを、句讀を正し訓點を加へ、和本に譯して麗藻と名を易へて世に弘めらる、此書詩文亦書畫を翫ぶ人に大に益あり、此奇なる事は、物を書く時口中に玉の如き物を合せて書れしと、門人其故を問しに、古への法なりと云はれしと、杵築侯其篇學を聞て、俸祿を以て御徵ありしが、國元と浪花と隔年に住居いたし度旨を願ひしが、心望の如くならざりしゆへ、辭していたらすと云、男子なく女子一人ありしが、泉州左海高三氏に嫁せり、文化二年乙丑五月廿四日、左海高三氏の家にて卒せらる、齡六十八とぞ、左海願本寺に墓あり、

予が近隣に由良箕山の門人ありしが、予或る時由良先生はいかなる人の弟子に候哉と尋ねしに、其人曰く、護國物徂徠の派と聞しが忘れたりと云へり、予ひそかに思ふに、徂徠晩年の門人に宇佐美濤

水先生と云人あり、嘉助と稱す、安永五年卒す、上總の人六十五、此人の門人ならん乎、猶考ふべし、

武技

堀田自諾

堀田自諾、先生名頼庸、自諾は號にして、佐五右衛門と稱す、播州赤穂の人なり、天性剛正廉直にして、若年より武藝を好、作州の人吉村兵助快壽の門人となつて、柔術を修行し其妙を極むと、凡元祿享保の間に當つて、柔術を唱ふる人甚希なりしが、自諾先生ひとり此技にくはしく、實に柔術中興の名人にして、いわゆる起倒流一派の祖と云つべし、壯年の間は四方に漫遊せられしが、後浪速に住し、専柔術の一道を以て子弟に教授せらる、從ひ學ぶ者多かりし、享保九年甲辰三月二十二日卒せらる、齡六十七とぞ、没後門徒の人々議つて、西天滿本傳寺に墓碑を築きて、上條氏の撰する先生の行狀を刻せり、先生は生涯不犯にして子なし、今碑陰に彫處の全文を左に録して、其趣きを世に知らしむ、

堀田自諾先生墓碑

先生諱頼庸、初名階康、堀田氏、稱佐五右衛門、自諾其號也、播之赤穂人、天資剛正、庸行謹慎、少時頗嗜武技、尤善拳法、師事美作人吉村兵助快壽、遂至其妙旨、大有出藍之稱、名其技曰起倒柔道、雌雄妙術、蓋爲其術也、與人爭、以實投、所謂遊銳氣擊情、歸柔能制剛者乎、當是時、言拳法者、世猶少矣、先生獨有志傳之於後昆、故終身不娶、自奉儉薄、斷志榮利、惟術是行、乃漫遊京攝之間、教授子弟、聲名日高、受業者靡然傾都、先生没而後其高足弟、洛有寺田市右衛門、東都有瀧野遊軒者、皆以術大鳴於列侯士大夫之間、今也其術業之盛、亦不他比、可謂海內無二矣、可起于先生九原之下、功成志遂、不朽莫大焉、先生晚客居浪華、享保九年甲辰春三月二十二日、病而卒、享年六十有七、於是門人相謀、葬之天滿本傳寺、而表其墓、洛之門人、亦相與建碑于洛東西法寺、爲作墓銘、以爲歲時登拜之處云、先生没而幾百年莫表、委蒼苔、題字將湮滅、乃其四世門人八田幸生、追念之餘、謂先生吾門中宗、使其墓如此、不亦遺憾乎、於是募同門諸子戮力相助、重爲碑樹之墓側、其志亦厚

哉、屬銘余、余家世從事此技、諛不可辭、因銘曰、致術於身、辭於矯飾、資古傳今、維誰之力、不有若人、焉大其式、一片之石、不朽其德、

界府寄騎致仕

上條公美撰

右上方條氏の文章能く先生を盡したりと云べし、委しくは彼碑にあり、往て見るべし、自諾先生の墓碑は、先年より有處なれども、天保五年甲午七月の火災に一旦破砕せしが、其門徒の人々議りて、ふた、び始めの如くなりし、目出度愉快なる事なり、

因に記す、此堀田自諾先生は、柔術の大家なる事世の人知處なり、然に此柔術と云技能は、明末の陳元贊、我國に來りしより、始めて此技日本に弘まりしにて、是より以前日本に此技藝なかりし由、或書に記せり、予此事甚いぶかしく思ひて、或師に尋ねしが、其人いはく、我國元より此藝ありしなりと語られし、いづれ歟是なる事を知らず、

中島長盛

中島長盛は、太兵衛と稱す、浪速の人なり、御城中の勤士なりしが、若年より武藝を好み、殊さら炮術を

磨して、遂に炮術に於て、中島流の一派を立つ、其技妙世に高く、公命に依て上覽に備ふると云、近代火術の名家なり、寶曆十二年壬午正月五日に卒せらる、齡六十九なり、法號を曹源滴水居士と諡號せり、生玉の北禪林寺墓碑を立つ、今其墓石に刻する處の文章を左に録す、

中島太兵衛長盛者、其先祖曰安西某、世仕織田君、屢見勇名、後亡命潛匿於尾州中島郷、遂廢安西、改氏中島、子孫因氏焉、國初下爲步卒、相繼留護大阪高麗御城門、吾先師長盛爲人武健而好火術、夙夜枕籍其書、試術於泉州七黨、者數、雖股挺背、終得與旨矣、享保中奉台命而顯技妙、乃述火之一派、自號中島流、既而門徒益進、四方諸侯、莫不虛心欲見、爭請長盛各受其技、仲尼曰、揚名於後世、以顯父母、孝之終也、長盛其庶乎、沒後遠近知與不知、莫不哀慟痛惜、門人恐其事之泯滅、乃志之不朽云、

三宅某書

新刀名家

津田越前守

津田越前守助廣は、播州の人、小林河内守國助の門人となつて鍛法を受け、浪花に住す、其子を甚之丞と稱す、後亦父の名を繼て越前守助廣と名乗る、鍛刀の法に心をこらし、遂に妙を得て其名世に高く、海内無双の名人と賞翫せり、凡慶長以來新刀家に、埋忠重吉明等道人を始め、粟田口忠綱、京師の國廣、肥前の忠吉、備前の横山助定、江戸に繁慶虎徹の數輩ありし中に、助廣殊にすぐれたりと云、銘は萬治寛文の頃まで眞字にて切りしが、延寶二寅の年より近衛流の草書にて切しゆへ、晩年の作刀を殊に賞するゆへ價別て高しと言、鎌田三郎が著はしたる新刀辨疑に、凡新刀の鍛治數百家あれども、越前守助廣の如き、鐵のしまり程よく、刃の上麗はしく、匂ひ深く浮やかに白く小疵ありて鈍も匂ひをかへ、地鐵強からず弱からずして、火加減至極の所を得たるは、外に比すべきなく、實に絶世の名人なり、依て偽物を作りて人を迷す姦人も又多し、よく吟味すべき事なりと書り、右辨疑中に、其作刀の圖を出し、并に津田氏を贊美したる辭あり則左に擧ぐ、

啖呼津田氏之子、其殆庶幾乎、發軔凜々、翻手英

英、如臨大洋、見蛟龍、起洪波、而躍珠玉、至辨疑再成、未嘗觀若斯又文也矣、遂贊美之號、旭瀾、以爲濤瀾龜文之模範云、

右六十五字能津田氏を盡したりと云べし、津田氏の門人に近江守助直、初代助廣の門人なり、二代助廣の門人には若狹守廣政、攝州に助宗助高、いづれも劣らぬ名人なり、

慶長の頃、鍛刀の名人に埋忠重吉と云人あり、後明壽道人と號す、三條小鍛冶宗近廿五代の末孫にして、世に新刀の元祖と云、元和己來の鍛法家は多く此人の門より出たりと云、然るに江戸の人神田勝久、慶長己來より、近代享保の末に至迄の新刀家を普くあつめ、新刀銘盡をあらわしてより、新刀に名家ある事を世に知れり、次で鎌田三郎と云人、新刀辨疑を著述ありしより、新刀の眞偽勝負いよいよ委しくなりたり、近き頃亦新刀名集録ありと云へり、刀劔を好む士は是等の書は求めて見るべし、

井上國貞

井上和泉守國貞、父は日向、飢肥城主伊東家の藩士な

りしが、中年より武を捨て京師に來り、堀川の住人國廣の門人となつて鍛法を學ぶ、其子亦國貞と云、後眞改と更む、鍛刀父にまさると云、浪華に住す、其作刀の妙なる事、相州の五郎兵衛に髣髴たり、依て世に大坂の正宗と稱すと云、天和二年壬戌十一月九日に卒す、谷町重願寺に墓あり、

近頃天保二年辛卯十一月、井上眞改の百五十年の忌辰に當りし故、備後町四丁目刀屋新次郎と云人、眞改の名譽を世に知しめんため、且其墓石の湮滅せん事を歎き、文章を八木巽所先生に乞て、墓石の側に新に石碑を建つ、書は北條鹿山の行書なり、其碑文を左に掲ぐ、

井上和泉守國貞、姓藤原、後號眞改、父國貞、日向伊東家士人也、入明壽門、學鍛刀法、眞改住浪華、爲人正直豪邁、鍛法勝父、世稱大坂正宗、實慶長後一人名手、人爭寶重之、子良忠、次國貞、亦能不墜父祖家聲、門人亦盡出群之才也、沒後百五十年、傷古碑剝缺、就好事家謀、新勒碑文、建側以附追遠之義、

巽所八木迪撰
井上眞改の子を國右衛門と云、復亦和泉守國貞と名

のる、尤上手なりし、真改の門人に加賀守貞則、伊賀守貞次、其外國平、治國等の數人、いづれも名匠なりしと云ん、

按ずるに、井上氏の事跡、新刀辨疑に記する所と、此碑文の趣とすこし異なる所あり、今は唯舊記の儘を擧るなり、

書家

永井如瓶

永井如瓶、名喜、字正純、自得と號し、走帆と號す、浪花の人なり、元より廉直にして幼年より書を好、古法帖を取て是を習ひ、夙夜懈たらず、遂に其妙に至る、書名世に高く、其頃浪花の御城司土岐伊豫の守の懇望に依て、六歌仙の和歌を書す、亦松浦侯先生の善書を聞たまひ、祿二百石以て御徵招ありしが、病に托して至らずと云、享保十六年亥七月廿八日に終る、齡七十一、先生著す處、印板に庭訓往來諺解五卷あり、有益の書なり、此外に三徳筆抄、走帆堂法帖ありと云、いまだ見ず、没後下寺町源聖寺に墓石を立、全文は略して銘而已を擧、

大夢一鸞 葵矣七衰 韶胤秀敏 臨池于溢
爛入三跡 津涉二玉 剛幽微顯 黜短萃長
軌轍無踏 旁薄自得 泉路渺茫 餘艷尙馥

新興蒙所

新興蒙所、名光、字中連、蒙所と號し、久次郎と稱す、肥州の人なりと云、幼年より書を好、古人の法帖を取てならひ、書名世に高し、浪速に住し、専支那風の書を以て業とす、殊に篆隸の二跡に於ては其妙を極む、門人多かりし、夏嶽山人、泉心東など皆此人に學びしと、或人の説に、壯年の砌赤貧にして衣食に乏しく、道の側にて篆隸など書て居られし事もありしが、善書なりしゆへ、後年蓮池侯の招きに預り、俸祿を賜はりしと云、

或書家の説に、新興蒙所は、浪花に於て近代の能書と世に稱す、尤篆隸の二跡に於ては實に名手と云べし、されど楷書に至りては端正ならず、放縱にして曲筆の極なりと云へり、いづれか是なる事を知らず、

門人 尾崎散木 森脩來

尾崎散木、名樗、字散木、南龍と號す、浪花の人なり、性質正直にして書を好む、蒙所に從ひ學ばれしが、能書の名高く、蒙所の高弟没して後、獨尾崎氏を稱せしと云、亦讓園徂徠の學をせられ、老莊の學をも窺はれしとかや、石州龜井侯津和野の城主其書風を慕ひ、師の禮を以て招きたまひしと云、安永五年丙申二月五日に卒、歳七十四、朽繩坂淨春寺に墓あり、

書法尙古 學術歸正 風采霞舉 心鏡月清
師由也諧 與點之狂 初廿玄腹 終歸紫陽
勝曼之北 淨春之洞 過者致敬 南龍幽宮

先生の墓碑に、山口景徳の文章あれども、長文なるゆへ全文を略して銘而已を記す、委しくは彼碑文にあり、

因に記す、奇なる事は或時門人來りしに、先生云、我等此頃金銀に差つかへ難義いたす、少々貸たまはれと頼まれしが、其門人早速銀子調達して持來り、門人歸りし後、植木や來り鉢植を見せしかば、早速右の銀子にて高價の鉢植を買れしと、其砌門人の話なりしと云ん、一奇人と云べし、
○森脩來、字默隱、常足と號す、浪花の人なり、書を新

興氏に學んで、殊に篆書を能せり、論語一部を篆書に筆して、古篆論語と號て刊行して世に行はる、此書古字を考ふるに甚益ありと、或人語りぬ、禪學を好み、晩年禪僧となつて名を佚山と改、天王寺東門見友寺に住し、後京師に移り、彼地に於て卒せらる、

井邨信成

井邨信成、字子篤、圭屑と號し、正月堂とも號す、又通稱とす、播州魚崎の人なり、幼年より書を好、堀如圭氏に學、新右衛門と稱す、寺井義拙の門人、獨其宗を得たりと云、又和禮を高井重賢に受、兼て小笠原小池の兩流に通ず、元より豪富にして大船五六艘を所持せしが、寛延中颶風に逢ひ、大船悉沈没して家大に貧窶す、こゝに於て先生居を浪華に移し、書を以て子弟に教授す、其名四方へ聞へ、門人一千二百人に及びしと云、尤健剛の人なりしゆへ、古稀の歳に及んで大字を書せんとて、大蓮寺に書席をひらき、三丈四方の壽の字を書せらる、其筆の大なる事、櫻欄帯の如にして、柄の長さ六七尺もありしと、其時見し人語りしと云ん、實に一盛事と云べし、天明七年丁未十月九日卒、齡八十三とぞ、没後小橋竹林寺に墓碑を立て、北海片山氏の文章

を刻せり、長文なれば銘而已を茲に擧ぐ、
 儀容表正 習與性成 心之攸畫 惟一惟精
 大字三丈 筆力縱橫 遒勁整齊 以形性情
 老而益壯 徵之先生 許多弟子 永保佳城
 寛政元年己酉春三月 片山猷謹撰
 猶委しくは碑文にあり、往て見るべし、

大藏勘解由

大藏勘解由は、後江月菴と號す、浪速の人なり、生玉の祠職七家の内、大藏何某の子なり、壯年より書を能し、殊さら刻版の正書にすぐれたり、凡明朝風の書跡に於て、近代の名人にして、其右にいづる人なしと云、されども雅客文人の愛翫にあづからざる書風ゆへ、世に賞する人すくなし、惜むべし、天明二年壬寅六月廿九日に終、源水清高神人と諡號せり、谷町吉祥寺に墓あり、

按ずるに、草書の讀がたき風を書ちらす書家は、明朝風の書跡又和様の書跡世に御家流と稱すなどを、ひたすら俗物として賤しめ誹る事なれども、是は返て人情に疎なる事と云べし、先儒者の經書を講じ、醫家の醫書を修行するに、朦朧たる讀がたき草書にて、

學文の用に立べきや、國史佛書は勿論、諸子百家の書に至まで、真楷の正書を外にして、一日も學者の立がたき事なり、農工商賈の日用は勿論、第一公廳へさし上る文跡を、和様は賤しき俗物なりとて、讀がたき草書にて出さるべきや、万一左様の事あらば、不敬の罪い、かん、一笑すべき事ともなり、

高安莊次郎

高安莊次郎、名利、蘆の屋主人と號す、浪花の人なり、ざこばの産なりと云、元より豪富なりしが、後貧窶になりしと云、廉直の性質にて博學の上、書を能せられし、中年の後難波村に移りて、專書耕し、食衣に供せられしとかや、數年の辛苦して著はす處、和漢年契と云書あり、此書雅俗に涉りて大に益あり、依て行はる事夥し、亦都會節用集の作あり、又奇なる事は、修身衣服束髮の粧飾をきらひし人にて、いつも病容の如くありしゆへ、世人に病莊次郎と異名せしとかや、寛政四五年の間に卒せられたり、近世痴人傳と云書に、病莊太郎と名を換て載たるは此人の事なり、近世痴人傳にいはいく、壯年の砌南邊の青樓にて妓女を買れしが、其婦容は閑雅にて心ばへやさしき

妓女なりしゆへ、甚意にかなひ、なんぞ遣し度思ひ、かねて秘藏せし蔭瑞元が製せし唐墨一挺ありしを與へられしとぞ、尤おかしき話なり、此書近頃

近世崎遊傳と名を易たり、

岳玉淵

岳玉淵、名庸、字孔庸、玉淵と號す、浪花の人なり、元文二年常安町に生る、幼年より書を好、古法帖に依て是を習ひ、書名世に高し、門人となる輩多しと云、泉州岸和田侯の所望に依て、御手本捧げしとかや、尤好事の人にて、古樂を始め、三絃などの賤しき俗藝までもよくせられ、中にも横笛殊の外に堪能なりしと云、寛政十年戊午十一月十二日、齡六十二にて卒せられたり、門人私に九疑先生と諡せり、今に其家彼地に連綿たり、筆墨を嚮ぐ家にて、古梅園を以て通稱とす、

先生没後、生玉の北禪林寺に墓碑を立、碑文は奥田元繼の作文にして、書は谷口何某の隸書なり、書跡甚讀がたければ、銘文而已左に掲ぐ、

奎文效象 攻古惟新 業勉乎己 名普在人
 斯縮則跡 遠沂周秦 議論懇到 長契貞珉

寛政十一年己未夏六月 播州奥田元繼撰

森川竹窓

出田卉園

森川竹窓、名世黃、字離吉、竹窓と號し、曹吾と稱す、浪華の人なり、壯年より岳玉淵に従ひ、學んで楷行篆隸の諸跡を能せり、亦傍文人畫をか、れしとたり、嘗て本邦古代の名筆の湮滅せん事を歎き、眞蹟を搜索して是を輯め、浪花帖と名づけ、彫刻して世に弘めらる、是又一大功と云べし、文政十年六十五歳の時、碑文を自筆に書て、小橋大應寺に建、後二年を経て、文政十二年己丑二月四日、齡六十七にて卒せらる、今其碑文を左に擧ぐ、

森川曹吾、名世黃、字離吉、號竹窓、浪華人、以書代耕、人間生涯之所爲、則陳眉公詩曰、不識書、數竿修行是吾盧、近來學得長生法、費盡癡缺又癡愚、今茲齡六十有五、雖癡愚能長、豈無死日、豫令子孫埋骨於此、立石所以表其地也、

文政十年丁亥七月 自撰并書

○出田卉園、幼名縫殿助と云、後主税と稱し、晩年三

千輔と改む、弁園は號なり、浪速の人なり、明和元年甲申三月十七日に生ると云、若年より和様の書を善し、亦岳玉淵に學て、篆隸楷草諸體を極、經學を由良箕山に請け、頗多藝にして算法古樂謠曲に至るまで能せられたり、壯年の砌、徳大寺家に暫時勤仕せられしが、後は浪花に移り書を以て子弟におしへられしが、後年經書而已を講ずるを所作とし、遂に天保元年庚寅六月十三日に卒せらる、齡六十有七なり、詩文は長する所にあらず、平生閑暇の節は和歌を詠れしとなり、或時一橋御代官の所望にて、詩經を講せられし砌、花橋と云名茶を賜りこされしに、謝禮に詠ておくれし和歌、

あさゆふに花橋の香にめて、

老の起居の友となしけり

此餘多聞たれども忘れたりと門人語りぬ、男子多有しが、皆早世して女子一人有しゆへ、養子にて家を繼れしが、是も近頃没して家絶たり、

或人云、此出田氏、壯年の砌暫醫業をせられしが、行れざりしにや、中年よりふつに醫をすて、書家となりし、後世間の醫者を殊の外罵り、醫者は元來

救世の仁術にして、人の病苦をすくふ事なれども、今の醫者は藥毒にて返て人の體を損する罪人なり、藥返て毒となり、仁術返て科となる事を知らず、悪むべきの極なりと平生人にいはれしが、老年に及んで頗に仁術なりとして、又醫業をせられしとかや、此老六十有餘に及んで、仁術なる事を知られしにや、常々經書を講せられ、其老たるに及んで血氣まさるに衰ふ是を戒しむる事得にあり、と聖語を門人に唱へながら似あわざる事なり、欲心の生せしにや一笑すべしといわれしが、尤一理ある論なり、されどそれはそれとして見るべき事なり、

畫家

橘守國

橘守國は、後素軒と號す、浪速の人なり、幼年より畫を好み、鶴澤探山の門人となつて修行し、其妙を得たりと云、實に近代の名畫にして、殊に刻版の密畫に於て其右にいづる人を聞すと、或畫家語られし、生涯拙く所の畫帖通室志、鶯宿梅、畫典通考を始め、すべて十五部に及べりと、寛延元年戊辰十月十七日、齡七十

歳にて卒せらる、墓は生玉の北久成寺にあり、

守國の子保國と云、亦名手にて野山草詠新成などの畫帖あり、保國子なくして養子にて家を繼ぐ、保春と云、保春の次を保之と云、近頃其家絶たり、浪花に於て舊き畫家なりしに惜むべし、

梶芳齋國雄

蛇玉萬子明

梶芳齋國雄は、皎天翁と號し、酢屋平十郎と稱す、浪速の人なり、若年より畫を好、業を橘守國に受け、尤寫生の畫に於て妙を得たり、畫帖に梶芳齋畫譜あり、世に行はる、亦澹齋圃公翠の編述せられし毛詩品物圖攻の繪は此人の描所なり、此人橘守國の高弟にして近代の名人なりしが、質朴方正の隱者にして、名を好利をせの心すこしもなかりしゆへ、返て知人すくなし、惜むべし、

○蛇玉萬子明、名季原、字子明、洞郭と號す、浪花の人なり、享保二十年玉泉寺と云親鸞宗の寺に生る、性質畫を好、橘守國の門人となつて修行し、殊さら鯉魚を描に妙を得たり、依て其畫を求る人多かりしゆへ、世に鯉翁と異名せしと云、亦奇なる事は、明和三年丙

戌二月廿二日の夜、蛇ひとつの玉を合來ると夢見て、寤て後枕邊に玉あり、依て是よりみづから蛇玉と改めしとなり、一奇事と云べし、安永九年庚子十月廿日四十六にて終られし、墓は下寺町大蓮寺にあり、平生數種の小鳥を籠中に畜養して、朝夕の樂とせしと、三男二女ありしが、長男亦畫を能して畫名を蛇合と云へり、

月岡雪鼎

月岡雪鼎、名昌信、信天翁と號し、丹下と稱す、近江の人なり、畫を高田敬甫に學て出藍の稱あり、後一家をなす、人物を能して彩色は殊にすぐれたりと云、中年の後浪華に移り、専ら春畫を描きて業とす、其畫古今の名手なりしゆへ畫名高く、貴族の方より好に應じ是を描に、其價三十金五十金に及びしは一盛事と云べし、天明六年丙午十二月に卒せらる、齡七十七とぞ、子なくして門人雪齋を養子とす、是又師に劣らざる名手なりし、雪齋の子に雪操、雪洞の兩子ありしが、近頃没せり、桂宗信初名部團月、墨江武禪の數輩、皆月岡雪鼎氏に畫を學びし人なり、

森狙仙

森狙仙、靈明菴と號し、花屋八兵衛と稱す、浪花の人也、寛延二年船町に生る、幼年より書を好み、初狩野家に從ひて學びしが、遂に其妙を得て畫名世に高し、近代之寫生家之名手にして、殊更猿猴之畫に於ては古今獨歩なる事世の知る所也、或人より天滿祠の畫馬奉納に付、野猪之圖を頼まれしに、何卒其眞形を寫さんと、和州より小猪を買求め、庭に飼置て描かれしに、其畫群に秀たると見る人賞譽せし、寫生に意を用ひられしの篤きを見るべし、猶奇なる話一條を擧ぐ、藝州宮島の繪馬堂に、狙仙先生自筆極妙之猿之畫馬有しが、或人其前へ猿を連れ行きたりしが、其猿目を怒らし飛かゝりし事有之、依て狙仙氏之猿畫の妙成事を、其頃彼地に於て專嗜して驚歎せしとかや、此一條はたしかなる事にて、浮たる話にあらず、何事によらず至極の妙處を得たる人は、かゝる奇特も有事ならん、是を以て見れば、往古巨勢金岡が描きし馬は、夜中に出て田畑をあらし、唐之代支那の時吳道元が雲龍は、雨をふらせしなど事世上に稱する所也、此理全くなしとも定めがたし、兎角耳を尊み目を賤しむと云駭にて、むかしの事は慕はしく今を賤しむ人情の

常なれば、若し狙仙氏をして、千年のいにしへにありしむれば、かならず巨勢氏の如く賞すべし、惜むべし、
文政四年辛巳七月廿一日卒せらる、齡七十三なり、西天滿西福寺に墓有、狙仙氏初祖仙と書れしが、中年之後は狙仙と改められしは、狙字を猿と訓する故、猿畫の仙と云意にて、改められしにや知らず、狙仙先生之子を徹山と稱す、是又近代畫名高く、狙仙の兄に周峯と云有、西村周山の門人にて、近代の名手なりし、
因に記す、文政の初の頃、南江戸堀三丁目、君山の門人に月居崔山と云畫工ありし、猿畫をみづから描き、狙仙の印刻を贋作して、他處に持行、狙仙先生の自筆なりと偽り、高價に賣りし事有、狙仙氏存生の時すらかくの如し、況んや没後をや、是等人を迷はす姦賊にして、他之畫名をけがすの甚しき者にて、惡むべきもの也、
古き書畫を求むるには、能々眞偽を正すべきにこそ、

天學

麻田剛立

麻田剛立、名安彰、字剛立、姓は綾部氏にして、祖父何某豊後杵築侯に仕、幼年より星曆の道を好み、亦傍醫方を喜び、明和の末侯命によつて東都に趣しが、獨歎じていはく、予天學を修せんとなす、豈爵祿の煩ひ有て是をなさんやと、仕を辭すること二度、侯許さず、是に依て亡命して浪速に來り、先醫術を行ひて業とし、旁天學を修する事懈らず、寢食を忘る、事九年、遂に其奥旨に達す、其考ふる所すこしも差はずと、衆人皆服せり、時に清商西洋の曆書二種を齎らし來れり、剛立の考ふる所に符合せしと、一大奇事と云べし、諸侯其名を聞て徵招ありしが辭して云、我今二君に仕て、舊君に禮を廢せんやと、遂に終る、寛政十一年己未五月廿五日逝せり、歳六十有六、蓋麻田氏の傳は、中井曾弘藤園の作文の行狀を、朽繩坂淨春寺にある墓石に刻せり、甚長文なれば銘而已左に掲ぐ、
王之日官、侯之日御、家言是執、各殊攸據、上天之載、洵微且淵、彼己之子、倒之顛之、君之爰興、窮淵

剖微、如晦之燈、如棼之縞、問其辨論、如客歸郷、維時丁巳、大修堯政、令問攸重、蒲輪將命、君罔起意、及披其徒、其徒底績、繫君之矩、政人孔嘉、錫覃蒞堂、群朋來慶、草野之光、所謂伊人、天士之望、今其逝矣、誰嗣爲宗、言之不朽、矧有其徒、奈吾海一何、郡曰東成、刹曰淨春、高四尺者、君之墳邪
問長涯
問長涯、名重富、字大業、長涯と號し、晚年耕雲と號す、俗稱十一屋五郎兵衛と云、其先江州の人にして、蒲生氏の末葉なりと云、幼年より穎敏にして成人の如く、初文學を平賀中南に受け、歳十二にして始て渾天儀を見て、返覆して是を玩弄す、十七八歳の頃に及びて、阪正永に從ひて算術を學び、夫より星曆の道に志し、博く古今の曆書を求て、是を讀て夙夜思ひを覃くす、亦麻田剛立の天學に精きを聞、是に從て益天學を修行して、琢磨の功を積んで、遂に其名世に高く、寛政七年七月乙卯の歳、東武の徵招を蒙りて、東都に赴きたる事三年、姓氏佩刀を許され、白金を賜はり、休暇を賜浪速に歸りしが、文化元年甲子正月、天

官高橋東岡卒せらるるに依て、再東都に趣き、留事六年、暇を乞て歸り、幾なくして卒す、文化十三年丙子三月廿四日なり、齡六十一と、荒陵の西、泰山の側、邦福寺に墓あり、

右は東都の儒士、佐藤先生の愛日樓文集に載たる、長涯間氏の碑文を畧して、且假名に譯して記す處也、猶文集の中に、林祭酒の銘あり、ともに全文を左に擧て蒙士に示す、

亡友間大業碑文

友人浪速間大業亡矣、孤子盛徳、厚棺斂之、葬諸府南茶磨山之麓、既立石以表之、今復欲勒履歷於碑、以不朽之也、郵寄其狀、介余請銘於祭酒述齋林公、且俾余叙之、余於君契殆三十年、其履歷亦畧在胸臆、乃爲叙曰、君諱重富、間氏、號長涯、晚自號耕雲主人、大業其字、間氏之祖、出於淡海蒲生氏、元和中有遷津國西成郡鷺島莊者、寬永之初來家浪速、業典舖、迨君凡六世、襲稱十一屋五郎兵衛、考諱重光、妣中野氏、有七男一女、君其第六子、兄弟皆天、君嗣、君幼容止凝重、凝如成人、年甫十二、見渾天圖、反覆玩之、後數日、手自採輪竹木、造一儀器、

不_レ少差、人皆驚、比_二七七八_一、學_二算法_一、既弱冠、始志_二星象之學_一、遍求_二古今曆書_一、讀_レ之、夙夜覃_レ思研鑽、至_二寢食俱廢_一者數年、後知_二洋曆之爲_レ精不_レ可_レ易也、乃_レ端攻_レ之、自_二洋曆之入_二於漢土_一、而依_二其法_一成_レ書者、明崇禎已還、有_二若干種_一、不_レ如_二清乾隆所_レ定曆象考成後編_一之爲_レ最精、君得_レ之益有_レ所_レ發、時有_二豐後人麻田剛立者_一、居_二浪速_一、以_二曆學_一聞、因執_レ贊往見、剛立嘗有_レ疑_二於緯星周天之教_一、後雖_レ得_レ其術、而未_レ究_二其所_一以然、君乃_レ闢_二天行方數諸曜歸_一之理、錄_レ以示_レ之、剛立宿疑忽釋、嘆曰、窺理入_レ微、海內惟有_二一間氏_一而已、蓋方數之說、既著在_二洋書_一、而其書當時猶未_レ舶載、本邦因所_レ未_レ言、漢土亦無_レ及_レ此者、然剛立始能得_レ其術、而其理則待_レ君而發_レ之云、君嘗_レ撈_レ逸鏡加衛視心差之法、又其所_レ製儀器、不_レ下_二十數_一、而尤其有用者、曰垂搖球儀、曰測食定分儀、曰測食定方儀、常食_二工人於家_一、凡有_レ所作、必面諭指畫、使_レ無_レ差繆、君於_二算數_一、亦著_二算法孤矢索隱_一一編、又考_二素尺度_一、辨_二其古今同異_一、皆出_二於曆學之緒餘_一、至_二寬政中_一、官有_二改曆之舉_一、七年乙卯、君見_レ徵赴_二江都_一、留在_二曆局_一、與_二其事焉_一、曆成蒙_二優賞_一、賜_二白金及粟食宅地_一、許_レ稱_二

姓氏及旅次非常時佩刀、留府凡三年、賜_二休假_一、仍令_二在_二鄉測候_一、享和二年四月、奉_レ旨赴_二長崎_一、查_二驗食限_一、且測_二量邊海里程_一、至_二文化紀元正月_一、日官高橋君東岡歿、因復召_レ君、東岡嘗奉_レ命譯_二述西洋新法曆書_一、未_レ成、嗣子鶴巢續成_レ之、而君亦與焉、留府六年、乞_レ暇暫歸、無_レ幾而罹_レ病、在_二再經_一年、遂歿_二於家_一、實文化丙子三月二十四日也、距_二生寶曆丙子三月八日_一、得_二六十六年_一、蓋復_二其元命_一矣、君爲_レ人深沈有_レ智、爲_レ人謀、曲盡_二其心_一、鄉人每_レ有_二事之難_一處、必來就_レ君咨詢、君爲_レ處_レ之、中_二其肯綮_一、是以人益嚮往、又愛_二技能之士_一、有_レ窮不能_レ衣食者、則自減_二以資_一給之、使_二其屈_一於有_レ成、平生不_レ屑_二々乎貨殖_一、而產亦頗贍、以_二其儉有_一法也、及_二其病_一也、衆醫相議、盡術以救_レ之、一家少長新戚友朋、看護扶持晝夜不_レ懈、盛徳則被_レ髮灌_二頂禱_一、北辰、君乃曰、我不_レ死、加劇、猶曰我不_レ死、其友或竊議曰、大業生平明_二於事幾_一、今有_二萬死_一、無_二一生_一、猶自謂_レ不死、豈至_レ此而惑邪、蓋告_レ之以_二其所_一以不_レ可_レ諱、使_二其安_一命以終、衆然_レ之未_レ發、君側聞_レ之、召_二盛徳_一曰、嗟汝不_レ知乎、安_レ命埃_レ死、則在_二平素_一、數有_二消長_一、數_二盡身斃_一、是常事、何惑之有、但以_二諸友之救_一生

百方、而吾先自決、是無_二諸友_一也、我且以_二諸友之心_一爲_レ心、欲_レ受_二其誠_一耳、衆皆慚服、既而曰、吾無_レ遺囑、後事惟聽_二兒新之所_一爲_レ、遂瞑目奄然、歸_二乎盡_一矣、嗚呼哀哉、人之知_レ君皆以_二星曆_一、而我之知_レ君、不_レ獨在_レ此而已也、痛又可_レ勝言_二乎_一、妻田中氏、生_二三男七女_一、長重新、即盛徳也、風度氣象、宛然克肖、祭酒林公賜_レ銘、其辭曰、帝關_二鴻濛_一、旋幹穹窿、終古無_レ窮兮、羲和有_レ作、曆象廼禘、萬世矩矱兮、今闢_二其秘_一、一寓_二諸器_一、理何深遠兮、舍_レ短取_レ長、求_二諸外洋_一、學何公平兮、願_二布海內_一、億兆咸賴、績何弘大兮、况乎平素幽明通故、死生知數兮、中有_レ所得、安_レ命不_レ惑、其誰可_レ測兮、有_レ升者神、化爲_二列星_一、爛焉其精兮、有_レ降者魄、永歸_二幽窆_一、留_二此珉石_一兮、文政五年龍集壬午閏正月朔丁丑、佐藤一齋先生の文にて愛日樓文集に出づ、

算術

阪正永

阪正永、新藏と稱す、浪速の人なり。近代算法の達人にして、猶天學にも委しかりしゆへ、去天明年間東都の招徴を蒙りしより、其名いよく世に高し、されど若干ならずして卒せらる。著處算法學海三卷あり、世に行はる、浪華の天學、間氏も此人に算法を受たる人なり。

門人村井伊兵衛

孫門武田篤之進

村井氏は、伊兵衛と稱す、浪速の人なり、世々瓦町東堀に居住し、昆布を鬻て家業とす、阪新藏に算法を學て、其奥旨を得たる人なり。

○武田篤之進、初名之孚、後主計正真元に改む、泉州左海の産なりしが、幼年より浪速に來り、御堂筋の疊の表を醫家に仕へられし、算術に志し深く、村井氏に従ひて學、其道を修行す、天性算法の秀才にして、此道の達士なり、終身是を以て子弟に授けしと、門に入る人甚多かりし、嘗算法楷梯三卷を著す、亦算法便覽十卷を著述せしが、子細ありて絶板となりしゆへ、刪正して理明算法五卷となし上木す、晩年亦真元算邊の作あり、海は法の古字なり、弘化二年丙午十二月廿六日に卒せ

られたり、墓は下寺町光明寺にあり、文政の頃、京師の算者板豐後と云人、照開算法をあらはし、東都の算術者木村定次郎なる者、温知算叢と云書をあらはす、此二書の中に、武田氏の算法楷梯、算法便覽等の書は、狂題の猥説あり信じがたしと記せり、武田氏は算法に於て秀才なれども、すこし圭角ありし人いや、文政六七年の事なりし、京都知積院の僧圓通普門阿闍梨浪速の寺院に於て、梵書の天文を講釋せられしが、其聞へ高く聽衆の男女多かりし、武田氏は是を聞て大に怒り、梵曆の天文は元來釋迦の經文より出たる有名無實の方便なり、返て人を誑惑する妄説なりと大に罵り、既に對論に及びし事ありし、其後圓通普門師の著す須彌山儀銘、佛國曆象編、梵曆策進等の書悉公儀より其賣買を禁止せらる、今邈近世間に流布する物あり、見る人用捨すべし、浮屠氏の説に須彌山は大に云時はとほうとてつもなく、亦小さく云時は芥子一粒の中へ入者なりと云、僕近頃或僧の著述ありし三界義誘蒙と云書を見たりしが、中に須彌山は、元來幽明に屬する物なり、然るに世上の儒家などは、

明界にある物とする故、返て齟齬する事なりとあり、然る時は方便の説なる事うたがひなき事と思はる、

松岡良助

松岡能一、良助と稱す、浪華の人なり、上町の同心職なり、廉直篤實の性なりしが、算法に志ふかく、若年より宅間家の流を汲、專研究する事多年なり、遂に數學に達し、算術中興の名家と稱す、門に入て其業を受る人多かりし、近頃の東都の徵招を蒙りし高橋氏など、此人に算法を受たる者なり、此者著す處算學稽古大全あり、世に行はる、文化五年の頃上木に成たりしが、此書甚初學の人見て便ある事多し、元より器用なる人にて、小鳥の籠を製するに極めて上手なりし、依て人の好に應じて製せられしが、後年ふつにやめて製せず、鳥籠は鳥の牢なり、鳥の籠中にあるは人の牢中にあるが如し、生物を苦しむる器を製して、なにかせんといはれしは、殊勝なる心ばへと云べし、文化の末に没せられたり、齡七十餘なりと云々、男清信常八と稱す、亦算術の達士なりし、

因に記す、松岡氏の算學稽古大全を、近き頃算法編

節と名を易たり、此書而已ならず、近代は古き書物の表題を改め、作者の名を削り、年號を改めなどして新板の如くする事あり、盧橘菴の著されし東臚子を橘菴漫筆とかへ、踏水訣を水練早合點とかへ、近世痴人傳を近世奇遊傳と易へ、驥嶽日記を黃葉夕陽村舍詩とかへ、篋笠雨談を曲亭漫筆とかへたるが如し、此類いくらもあり、初學の人能々心得あるべし、

因に記す、算法の根元はいにしへはいざ知らず、先元和寛永の頃、京師嵯峨の吉田光由と云人此道に委しく、始めて塵功記と云をあらはせしより、追々達識の算者出て、大にひらけたりと云、其後澤口一之なる者出て、朱世傑の算學啓蒙を考へ、大極天元と云算法に達せりと、猶古今算法をあらはし且算法統法など版してより、追々盛んになりたりと云、

浪速人傑談卷之下

卜筮

真勢中州

真勢中州、名達富、字發貴、中州と號し、又復古堂と號す、俗稱彦右衛門と云、尾張の人、天性廉直にして、若年より易術を好、新井白蛾に從て學、猶自研究して遂に易道に妙を得たり、中年之後は浪花に移り、專易學を講せらる、又象著を作り、爻卦を製し、易經の本文を錯綜して復古易經と唱へ、其占驗の群に秀逸たる事精義入神にして、二千年來の一人と世に稱す、門に入る人多かりしなり、文化十四年丁丑二月四日、齡六十四にて終る、没後北野寒山寺に墓石を立ッ、先生何某氏の女を娶りて二女を生む、一人天死して一人八幡屋何某に嫁せりと、中州先生著はす所に、易學楷梯二卷、易口象徴十卷、周易講義四卷、其外左國易占話、斷解復古堂一家言等多かりしが、皆門徒の家に授與せしと言、先生占驗多き中、今二三條を舉て蒙童に告ぐ、

一 中州先生、浪速の淀屋橋之南に住居せられし砌、江戸堀邊に住せる三十歳許の婦人、小兒を抱きて久久智妙見宮へ參詣せしに、三十六丁を一里と定め、道連れにて大坂を去る事三里の婦人、其子を抱きて其勢を助けくれしが、羣集に紛れて何れへ行しや行方知らず、狼狽して淀屋橋迄歸り、安からざる躰を或人尋ねければ、婦人右之趣を語る、其人云、此南に真勢と云易の名人有、早く行て頼むべしと、依て婦人中州先生へ來て筮せんと事を乞ふ、先生是を筮して澤天夫兌爲澤之を得たり、先生占して云、夫は少女乾天の上に乗るの象、字に於て少女は妙之字なり、又夫は乾天の上に一陰の星の彰はるゝ象にして、又兌を見とす、故に知る妙見之定と象と具はる事を、又兌と兌とは和せずして逢ざる象あり、又抱きたる者も妙見へ尋行、内卦の其方よりも妙見へ目かけて往く象あり、兌を向へ行象とす、重兌一人行て一人跡より行の象、故に是より久々智へ行べし、其子抱きたる者も、又久々智へ尋ね行べしと云、依て婦人再久々智へ行しに、果して其人子を抱きて待居たり、是妙占と云べし、

一 或人中州先生へ來つて、器物に風情あり、予が常に

翫ぶ所之物なり、あてたまへと云て射覆を乞、先生是を筮して、山水蒙の地水師之を得たり、先生占して云、此器は弓矢ならん坎を弓、風情は互に挑争意あり、其人云然り、某明日賭弓の會に行んと思ふ、願はくば吉凶を示せと、先生云、大に凶なり、必負べし、且落矢多からん、長を止るは坎を陷、其るを止るは落矢の象、其て云、先生の言を用ひずして、今日人退去て明日來會に至るに果して落矢多くして大に負なり、願はくば某が射の善からざる所を教へよと云、先生云、我いまだ射法をしらず、何の不可なる所を知て是を言んや、然しながら試に易象を以て言んに、先卦を考ふれば右の手のくるひ許也、其人駭ひて云、妙なり、某が射術の癖は妻手のくるひ許なり、恐べき哉、易の妙なるや、二卦を以て三事を知ると、夫より易の神なる事を信じて、先生の門人と成たりと、

一 或人他人の葬禮に行んとして、脇差を朋友に借る、葬禮終りて脇差を朋友に返す、廿日計り過て朋友より脇差の違ひたる由を云て、元の脇差と取かへよと云、依て借主葬禮に立し人々の方へ行て問へど

も知れず、日を経ての事なれば、朋友の方にて貸違へし事有べし、又借ざる以前よりちがへしや、又我ちがへしや、右三條の内何れ成事を知らず、此故に價にて償はんと云へば、朋友怒て金銀にかへ難し、官に訟んと云、是に於て如何ともする事なきゆへ、中州先生へ來て筮せん事を頼む、先生齋戒して本筮にするに、水雷屯の地雷復之を得たり、先生占して云、屯は難なり、復は返なり、其爻卦初に坎を配し、四に兌を配す、今其脇差の知れざるは則難なり、其脇差を返せば是復返なり、是を以て卦の應じたる事を知る、蓋屯は本澤の地、萃より來なり、萃は聚なり、葬禮に人聚あつまりし時、脇差を違へしなり、又萃は人裸躰になりたる畫象あり、故に知る、葬禮の時裸躰になりて衣服を改るなり、又萃は衆陰の中に、二陽の脇差相並の畫象あり、是必葬禮の時取ちがへしならん、萃の屯に之や初爻變なり、初爻は北方なり、又屯の初に坎を配す、坎を北方とす、故に知る其脇差は葬禮の家より北方に有事を、又萃の別卦は兌なり、又爻卦四に兌を配す、兌を西方とす、故に知る主は葬禮の家より西方に當る事

を、故あきらかに知、葬禮の家より西方にて借し脇差を、葬禮の家より北の人ちがへて持行し事を、然し其脇差は屯難の主して成卦の主なり、故に其脇差は其家にあらずして質屋にあるべし、初は震の主なれば、東方の質屋へ質に入たるならん、是を以葬禮の家より北方に當つて、葬禮に立し人の方へちがひたる脇差を持行、此脇差は其方の物ならずやと問へし必知んと云、果して其言の如くなりしと、中州先生の妙占神なる事、聞く人驚歎せしとかや、此の如き占驗收擧するに暇ならず、猶門徒松井羅州の著す所々成務範圍秘論等之書に論せり、繙き見るべし、或人の説に、白蛾先生の易學に於ては、中興の一人にして、殊に射覆の的中する事、古來其右に出る人なし、われは日本の邵康節なりと宋の人なりいはれしとぞ、されど實事の占に於ては疎なる所あり、中州先生の易は、直に左傳國語の占法に倣ひて、驗の精密なる事白蛾先生にまさり、左氏傳に載たる周史卜徒父に近しと語れり、ある人の説に、中州先生白蛾翁に従ひ學れし時、師の自得せられし時、生卦の法其外一子相傳の秘術、中州先生

に授與せられし時、師に三十金出されしとかや、何事によらず一能一技に秀發の人の厚志篤學なる事、思ひ見るべし、

保科嘉二郎

谷川順助

保科嘉二郎、獨體亭と號す、浪速の人なり、温厚篤實振群の人なり、始文學を中井履軒に學ばれしが、中年の後眞勢中州先生の門人となつて、專易學を研究し、又老莊の學にふかく志をよせて、遂に其道に達せられたり、日本橋の北に住し、恒に書耕して衣食に代へ、餘の書を講ずる事なく、唯易經、老子經、莊子の三經而已を終講して所作とせられし、僕が知りし人に、保科氏の門人兩三人ありしが、其人の語に、凡保科氏の老莊に精密なる事、近代稀なる人なりと大に歎美せり、文政二年己卯六月九日に終る、齡五十五なり、没後門人中岡春滿と云人中村屋重太郎と稱す、砂糖石を朽繩坂の上淨春寺に建つ、男子なくして女子ありしが、他に嫁せりと云、猶易經、老子、莊子等に一家の見識を述たる遺書數部、寫本にて家に藏せしが、没後門人武橋鳩梁と云人、其遺書を授受せられしとぞ、

因に記す、此保科先生は、常にさいふく龜衣菲食にして謹儉慎密のあつき人にてありし、實に賞すべき市中の隱士とも云べし、然るに心狭き小人儒なり、或は固陋の鄙儒なりとして誹謗せし者もありしと聞り、嗚呼世上の儒士の中には、口にいかにめしく聖語を唱へ、經書を講じながら酒に酩酊して、無賴の者に等しき行ひをなし、或者門徒を欺き、書籍の紹介して返て高直に賣付、甚しきは骨董家に類せる業をして、諸人を誑惑して虚名を沽り、利をその賣僧儒者と相去事天地懸隔なり、

保科氏の門人に、武橋宮内と云人ありし、號を鳩梁と云、世々高津新地に居住し、元より豪富にして壯年より眞勢の易學に志深く、遂に保科の門に入て易學をせられし、天性廉直の人にてありしが、天保四年癸巳五月に卒せられし、五十五才、保科氏門徒の中に於て、尤高足なりし、

○谷川順助、龍山と號す、亦含章堂と號す、播州東畑と云所の人なり、元より廉正にして、始醫術を加古茂仙と云人に從ひて學ばれしが、中年の後浪速に來り、東天満壺屋町に住して、醫術を以て業とせられしが、

眞勢先生の易學を慕ひ、門人となつて易術を研究して、其奥旨を極め妙占頗多かりしとかや、天保二年辛卯十二月四日卒せらる、齡五十八とぞ、一男ありしが天死せり、編述の書には、左國易、一家言三冊、圓著筮法指南一冊、周易本筮指南二冊、楷梯附言二冊、中州先生の易學楷梯と共に、自資を捐て彫刻せられたり、此外に靜坐集説、醫易本義、周易象解等、寫本にて家に藏せりと、此人眞勢氏の高弟なりし故にや、中州先生老後に易道の書數部、皆谷川氏に授與せられしと云、

再記す、前條にあぐる處の保科先生は律義篤實の隱士なり、今時の儒者は多く骨董の賣買をして高利をむさばり、又は弟子を欺きて書物の紹介せしめて、返て書林より高直に賣付けなどする儒家間々あり、依之入々時の儒家を骨董儒者とも又は書林儒者とも名づけて然るべし、

物産

兼葭堂異齋

蕪葭堂は、名孔恭、字世肅、巽齋と號す、木村氏にして
 坪井屋吉右衛門と稱せり、浪速唐金橋今沙見に住し、
 元より豪富にして造酒の家なりしが、幼年より學文
 を好み、家業豊なるによりて、奇編珍冊數萬卷を貯へ
 られしが、猶清商舶來の奇品を求めて、家に藏する事
 夥しく、いくらと云敷を知らずといへり、依之、後頗
 窮迫に至りしと云、尤博覽にして學文而已ならず、書
 畫は元より能し、印刻も亦妙手なりしと、別して物産
 に於て其精密なる事普く世の知る處なり、依て四方
 文人墨客に交はらずと云事なし、今奇なる話一條を
 左に擧ぐ、此翁一年長崎に遊で、清商に親しく面謁し
 て、支那の風俗を聞しが、歸りて後黃蘗に遊んで又大
 成禪師に會して、支那の事を談す、大成禪師者支那の
 人なり、大に歎息して云、蕪葭翁は支那の事に就て
 は、返て予より委し、依之支那の事問者有時は、浪華
 の蕪葭堂に問たまへと云、又奇なる事は、東都に井上
 貫流と云人ありて、其容貌甚奇なり、蕪葭翁是を聞
 て、ひそかに其隣家の人に依て、其人の圖畫を求む、
 貫流是を聞て大に喜び、畫工を備ひ自の像、認て是
 を贈れりとなり、實に奇中の奇と云べし、編述の書に

山海名産圖會、角纂考、銅器來山私記など世に行は
 る、其外著作の書多かりしが、皆寫本にて家に藏せり
 と、享和二年壬戌正月二十五日終らる、齡六十七な
 り、小橋大應寺に墓あり、
 僕近頃、泉明の短冊篇を見しに、蕪葭堂の詩なりと
 て、七絶一首を載たり、則左に掲ぐ、
 惟昔高人遊歷年 綠楊桑々欲攀緣
 風流千古留佳咏 不是雖情結得懸
 今大應寺にある蕪葭堂先生の墓石に、要齋子の文章
 を刻しあれども、其文甚冗なれば茲に略して、銘而已
 を左に擧ぐ、
 蕪葭蕪葭 不知即爲菽 知即爲葭
 彼此難波與伊勢 邦言二州本是同花
 蕪葭翁の物産に精密なる事は、或時友人二兩輩と連
 立て野外に郊行せし折、友人草木の精義を尋ねしに、
 傍の草木を摘取て、榮枯開落修法能毒にいたる迄、微
 細に教諭しければ、聞人大に驚歎せしとかや、
 因に記す、或老人の物語に、一時蕪葭堂の宅へ入魂
 の人來りて、金銀の恩借を乞、答て云、我等此頃拂
 底なり、併ながら我家に貯ふる所の珍器を貴所に

貸べし、價を立て諸人に見せたまは、多分の錢を
 得ん乎、足下の心い、かん、其人悦んで是を借て、唐
 の開張と號けて見せたりしに、果して許多の錢を
 得たりとなり、此餘奇説聞しがあまりくだくし
 ければ茲に略しぬ、

人相

中村嘉右衛門

中村嘉右衛門、名遺達、白翁と號し、南鍼とも號す、其
 先近江の人なり、姓藤原氏にして、元祿十六年京師に
 生る、二十八歳にして始て郭西翁に相見し、人相を學
 ぶ、郭西翁云、汝年三十に過ず、今より身を謹み心を
 せめて修行せば、後其名海内に震ふべし、是に於て酒
 肉を斷、寢食を忘れて相法を研究し、終に其蘊奥を得
 たり、四十八歳にして浪速に移り、專相法を唱へし
 が、吉凶邪正其言の如し、毎日看相を乞人多かりし
 となり、世に人相中興の一人と稱す、明和三年丙戌十
 一月廿三日に卒す、齡六十四なり、妻は余田氏にし
 て、二男二女ありしと云、勝蔓の良逆院に墓あり、
 中村氏人を相するに、禍福吉凶或は終齡をさす事、

一人も違はざりしと云、今一奇談を擧て蒙童に告
 ぐ、

或時中村嘉右衛門宅へ入魂の人來りて云、我等此度
 貨殖の爲に西國に趣かんすとす、近々乗船する故に訪
 らひ來れりと云、白翁相していはく、此度乗船甚危
 し、且船中にて必禍ひあらん、行事決して無用なりと
 諭す、其人中村氏の言を須ひずして、乗船して下り
 ぬ、倭播州室の津まで下りしが、風波あしきゆへしば
 らく滯船して居たりしが、夜中女の啼聲きこゆ、其人
 あやしみ見るに、二十計の女すでに身を投んとす、其
 人早速船より下りて女を抱へ、如何なる事と尋ぬる
 に、女いはく、我等は此室の遊女にて、老たる母一人
 ありて、勤苦の中に母を養ひけるが、今は夫さへ思ふ
 儘になりがたし、すべきやうなく身を投て死んとす、
 其人とやめて云、其事甚無用なり、其方死せば母ます
 ます困窮せん、是不孝の第一なり、決して死する事な
 かれ、何ぶん命を全くして時節を待べしと、すこし金
 子を與へ能々諭しければ、女悦び金子を受けて家に歸
 へり、夫より西國に趣き商用程よく相整ひ、恙なく浪
 速に歸へり、再中村嘉右衛門方へ來り對面せしかば、

嘉右衛門驚て云、予先日足下の面鉢を相せしが、既に死相顯れたり、依て其時とめしに、今日足下の相先日倍して吉相となる、予誤てり、吾人相を業としてより、數年の間見損する事なかりしが、最早予人相も益なし、今日より人相をやむべしと云けるが、其人室の津にて女を助けし事を語りしかば、其陰徳によつてたちまち陽報ありしならん、聞人皆賞譽せり、是より嘉右衛門の人相も、益世上に高かりしとかや、右一條は、六如上人の放生功德集に載たるを其儘擧るなり、嗚呼一賤婦を助けしすら忽陽報あり、况や仁慈の大なるに至つては、其善報も亦多からん、是を以て見る時は、慈仁の徳天地神明を感動せしむるの速なる事、豈恐れざるべけん乎、

按するに、西村遠里の居行子、蘆橋菴の諸相庭高下傳の二書に、人相をひたすら無益のようにはいはれしが左にあらず、人相に依て人の志行を論じて、諫争の種となる事ありて、一概に無益とも云がたし、殊さら京都の龍僧、大坂の中村氏の如き、人相に依て人の心術を教諭せられしは、勸善懲惡の一助にして殊勝なる事ならずや、

水野南北

水野南北は、幼名熊吉と稱す、浪速の人にして阿波座の産りと云、鍛冶の業をせられしが、若年の間は頗放蕩無頼にして、他の誹謗を受られしが、中年の後轍をあらため、改心して人相而已を研究して、終身是を以て所作とせり、著す處南北相法十卷、相法和解二卷、秘傳萃一卷、修身錄四卷、皆彫刻して世に行はる、此法に依て常に陰徳を人に示されしは殊勝と云べし、殊更修身錄などは、人々平生見、心得となる事多し、天保五年十一月十一日、齡七十八にて終らる、没後門徒の人々議つて西天滿法輪寺に葬り、五尺有餘の不動明王の石像を建て、墓碑に代と云、

附て云、安永天明の頃、京都に五嶽先生と云人相者あり、其人の著したる相法示蒙と云書の中に、五嶽會て門人四五輩とうち連れ、市中を通行せしが、或時向より米屋の男、大なる布の袋に米を入れ、肩に荷ひ來りける時、五嶽指さし門人はいはく、今あの男驚べき事ありと云、門人いかと云ふ時忽布袋裂て米大道へ散亂せり、早速近所にて筥を借て、とごもに是を入たりと高慢らしく書たり、嗚呼誤

てる哉、五嶽子さほご先識の妙あらば、いかんを袋の裂ざる先に示さるや、眞偽は知らざれども、是等は畢竟虚名を得んの一端、いはゆる山師の設言にして、惡むべきの極なり、水野南北の陰徳を專諸人に示されしには遙に劣れり、

醫家

見宜堂正温

見宜翁名正温、見宜堂と號し、亦壽仙坊と號す、播磨飾磨の人、姓は村上源氏にして赤松圓心九世の孫なり、幼年より穎悟敏捷にして、洛に入て建仁寺に寓し、儒書を學、又醫術に志しふかく、和氣丹波の南流に遡り、亦亨徳院正純に從て、丹溪朱氏の學に兼通し、遂に張仲景劉守眞李明之の三家を參考し、精を研き思ひを覃し、むかふ所肯綮にあたらすと云事なし、嘗醫學入門を見ておもへらく、醫學多端にして涯なし、此書や其門を得て入るによしと、依て門人に命じて大字に寫さしめて刊行す、林道春序文を書て、其仁を稱せらる、先生の治療に妙なる事世に高し、國君大夫の請招甚多し、今其二三條を左に録す、

板倉周防守重宗板倉伊賀守嫡子 備中松山城主京師に城司たりし時、次子重賢、嘔吐を病て甚危きに至る、諸醫療治すれども効なし、板倉侯禮物を厚して見宜翁を招く、翁至る時侯出迎ふ、翁重賢の臥す所の室に入時炎暑なり、帷幙を以て四方を圍む、見宜翁是を見て云、甚あし、悉帷幙を退け窓をひらかしめて清氣を引、重賢やうやう清爽を覺ふと、翁診視を熱しておもへらく、飲食自倍する者は脾胃の傷なり、香砂平胃散を煎じて頻に其唇を沾す、小堀遠江守政一側に在て其故を問、翁云、嘔吐の證は率爾に藥を用べからず、又藥を用ざるも病愈す、夫唇を飛門とす、脾氣の出る所なり、今藥を以て飛門より轉して、貴門に通じて、脾胃の氣を順にして、飲食す、めば遂にはよく是を受んか、故に藥を以て唇を沾すと云、小堀政一大に嘉歎す、時に席上にたましく、東寺の甜瓜を進む、先生自甜瓜を割て是を食ふ、且重賢に謂て云、これを喫せざるや否や、重賢云、我素より甜瓜を嗜む、然ども諸醫是を禁ず、翁與へて是を喫せしむ、重賢是を嘗て甚快く、藥を服して吐かず、遂によく飲食する事初の如く、頻に數劑を進めて漸平愈す、都下盛に是を稱し、侯も大に喜悅

したまひ、厚是を報ず、又鑄物師の良工を擇て、茶鼎を鑄て以て是を贈る、鼎の形瓜の如し、且見宜の二字を鑄る、蓋其子翁の救療に因て、甜瓜を嘗て起死回生の効あるをかんじ、物に名づけて忘れざるを示すなり、鼎は後弟子古林立庵の家に傳ふと、防州侯の翁を崇敬のあまり、翁洛に至る時は、則宴を設て京師の名醫を招に、見宜翁を以て上客とす、防州侯國政に依て大坂に出る毎に、侯は京師の所司代なれども、かならず翁の宅に寄寓す、又防州侯の采邑攝州山田にあり、政事の餘暇しばしば山田に至る、ある時翁を招て留飲す、先生假寐す、侯云、老人は寒じ安しと、衣を取て是を被す、側の人は是を見て退て語て云、見宜翁は直人にあらず、侯の尊敬する事此の如しと、防州侯會て天子に奏して、見宜翁を法印に叙せんと欲す、翁辭して云、後世の醫者多僧位に叙せらる、醫者の僧位を経る者名實大に乖けり、遂に就かず、有識の人は是を聞て卓見の名醫と賞譽せしとなり、此事寔に感すべし、寶鏡寺宮の姫君、癆瘵を患ふ、後水尾天皇見宜翁の名を聞たまひ、招て診視せしむ、翁駕を俟ずして行、診視するに脈甚弦數なり、奏して云、獨陰無陽全溫瘧

に類す、而して病勢時を失ふ、藥及べからず、天皇曰く良醫なりと、厚褒賞してかへしたまふ、凡見宜翁の人を活し、死生を決する事、率此に類せり、邦君士大夫の幣を厚し、迎候する事絡繹として絶へず、されど性質廉正にして施濟をたのしみ、受る所の金帛を分つて貧困なる者を賑す、身淡泊を安んじ、小民貧病を治療を乞者は、米鹽を施し藥を與へて其報を乞す、しかも門徒前後三千人に及びしは、盛なりと云つべし、先生著書甚多し、日記中棟方三卷、假名雲林神穀三卷、正入回世三卷、綱目撮要方二卷、拔萃正温方五卷、青囊真方二卷、此外猶有、明曆三年丁酉九月十七日端坐して逝去せり、齡七十九なり、諸門徒議して生玉の禪林寺に葬る、妻佐谷氏にして一男二女あり、長女は醫家玄話に嫁す、中男道栢と稱し、樹庭と號す、林道意に従て儒を學、又醫術を善す、先つて卒す、歳廿六、少女は弟子古林立庵に嫁す、右に擧る見宜翁の傳は、門人松下見林の著されし漢文の書を、聊其要を摘拔し、假名に譯して記す處なり、或書に、板倉周防守會て大坂御城司兼帶の節、則侯

の傳奏に依て、後水尾天皇の天脈を窺ひし由記せり、されど予見所の見宜翁の傳に其事なし、異聞と云べし、

中村多平の辨疑書目錄に云、大坂天神橋の邊に、水を荷ひて業とする者あり、或時俄に中風差起り、身をふるはして大に苦しむ、其妻驚見宜翁に至つて藥を乞、見宜翁其貧困を察し、先米薪をあたへ、而して藥を施されければ、早速に全快せりと、依て慈悲の名醫なりと世に賞せしとかや、

橋本宗吉

橋本宗吉、名鄭、字伯敏、宗吉と稱す、浪速の人なり、北堀江に居住し、三十歳の頃まで傘の細工して渡世とせられしが、中年より蘭學に志し、東都に赴き大槻盤水先生の門人となつて研究して、元より記憶つき人なりし故、數百言の蘭語を僅の間に悉暗記せられしとぞ、こは其門徒より慥に聞る所なり、後年浪速に住し、專蘭學を以て子弟に授く、近世蘭學の大家にして、京師浪花の間に冠冕たりし、生徒四方より來り、蘭書を受者多かりし、僕も鹽町に住せられし砌、一面して蘭書を乞たる事ありしが、其砌は橋本氏も

餘程老年の時なれど、蘭書を書に甚達者にて、其書跡甚うるはしかりし、且本艸に委しく、蘭書を譯して西洋醫事集成寶函廿四卷を編述せらる、此書今梓に行はる、一巻より六卷に至る、此書蘭學家に用ひて大に益あり、亦三寶方典と云六卷を著して公行す、天保七年丙申五月初日に卒せらる、七十六なり、令嗣なくして二女ありしが、一女は其門人中環氏に嫁す、少女は門徒何某に嫁せりと云ん、

俳諧

西山宗因

西山宗因名は豊一、次郎作と稱す、肥後八代侯の家士なりしが、侯奥州岩城へ封を移されし後、みづから仕をかへし、名を宗因と改め、梅翁と號し、亦一迷子とも號す、はじめ京師に在て、里村昌環の門に入て、連歌を學れしが、其道のすぐれしに依て從ひ學ぶ者多かりし、且西國に門徒多きを以て、浪花の天満に居を移されて、專俳諧を唱しが、猶又松江重頼などを友として、俳諧檀林の一鉢を興起せられたり、其作意のすぐれたるを以て、世上一般に其格調にうつりし故、今